

環境省総合環境政策局委託業務

平成 26 年度 風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業
(北海道の情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業)

委託業務報告書

—北海道岩内町沖情報整備モデル地区—

公開版

平成 27 年 3 月

株式会社 建設環境研究所

目次

I. 業務概要.....	I-1
1. 業務目的	I-1
2. 業務実施期間.....	I-2
3. 業務範囲(調査範囲).....	I-3
4. 業務内容	I-6
5. 報告書のとりまとめ.....	I-8
6. 協議・打合せ.....	I-9
7. 業務実施体制.....	I-11
8. 現地調査連絡体制.....	I-12
9. 業務実施工程.....	I-13
10. その他	I-14
II. 業務結果.....	II-1-1
1. 現地調査計画書の作成.....	II-1-1
2. 業務開始時の現地踏査等.....	II-2-1
2.1 現地踏査.....	II-2-1
2.2 関係者との事前調整.....	II-2-2
3. 地域概況調査.....	II-3-1
3.1 自然的状況	II-3-1
3.1.1 大気環境の状況.....	II-3-1
3.1.2 水環境の状況.....	II-3-15
3.1.3 土壌及び地盤の状況.....	II-3-32
3.1.4 地形及び地質の状況.....	II-3-37
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況.....	II-3-44
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況.....	II-3-101
3.2 社会的状況	II-3-109
3.2.1 人口及び産業の状況.....	II-3-109
3.2.2 土地利用の状況.....	II-3-112
3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況.....	II-3-116
3.2.4 交通の状況.....	II-3-122
3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況 及び住宅の配置の概況.....	II-3-125
3.2.6 下水道の状況.....	II-3-131
3.2.7 廃棄物の状況.....	II-3-132
3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象 及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容.....	II-3-138
4. 地域ヒアリング結果.....	II-4-1

5. 現地調査	II-5-1
5.1 動物：鳥類	II-5-1
5.2 動物：海棲哺乳類.....	II-5-26
5.3 動植物：干潟・藻場・サンゴ礁に生息する動植物	II-5-33
5.4 生態系：地域を特徴づける生態系.....	II-5-48
5.5 景観	II-5-50
III. 風力発電事業を実施する場合の留意事項	III-1-1
1. 情報整備モデル地区内の海面利用と環境保全	III-1-1
2. 情報整備モデル地区内の海ワシ類の確認状況	III-2-1
IV. 今後の調査課題.....	IV-1
1. 今後の調査課題.....	IV-1
1.1 現状での調査課題.....	IV-1
1.2 各調査における留意事項.....	IV-2

I . 業務概要

I. 業務概要

1. 業務目的

本業務は、風力発電等について適正な環境配慮を確保した健全な立地を円滑に進めていくため、地方公共団体への公募を経て選定した以下に示す「情報整備モデル地区」において、現地調査や地域ヒアリング調査等を実施し、環境影響評価に活用できる地域固有の環境情報(貴重な動植物の生息・生育状況等の情報)を収集・整理することを目的として実施した。

なお、本業務の成果は、上記事業の成果である「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」の情報として収録した。

<本業務の対象とする情報整備モデル地区>

- ・北海道岩内町沖情報整備モデル地区(約3,700ha)
- ・洋上風力発電の計画段階配慮書を想定した調査を実施した。

I. 業務概要

2. 業務実施期間

2.1 業務名

平成26年度 風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(北海道の情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業)委託業務

2.2 業務実施期間

本業務の業務実施期間は、以下のとおりである。

平成26年4月1日～平成27年3月31日

2.3 委託者

環境省 総合環境政策局 環境影響評価課 環境影響審査室

2.4 受注者

株式会社 建設環境研究所

I. 業務概要

3. 業務範囲(調査範囲)

3.1 モデル地区の位置

北海道岩内町沖情報整備モデル地区(以下、「情報整備モデル地区」という)の位置を図 3.1に示す。情報整備モデル地区の面積は約8,800ha、岩内町沿岸に位置している。

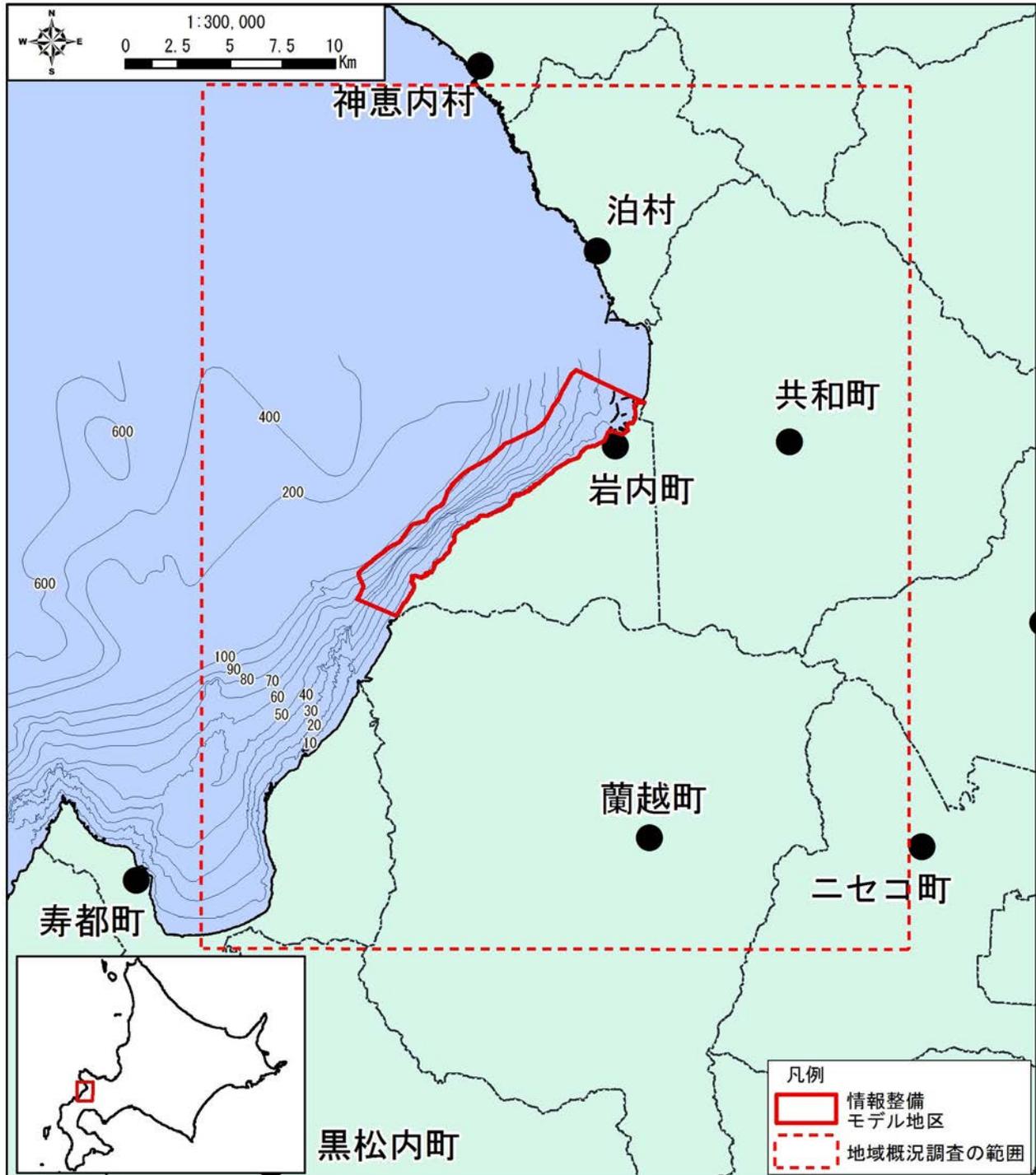


図 3.1 情報整備モデル地区位置図(岩内町沖情報整備モデル地区)

I. 業務概要

3.2 地域概況調査の範囲

図 3.2に地域概況調査の範囲を示す。地域概況調査の範囲は、工事車両等の走行を考慮し、情報整備モデル地区周辺の市街地が入る範囲(概ね10km)とし、項目により適宜範囲を広げて、情報収集、整理を行った。なお、町村単位の統計資料等の整理については、岩内町、蘭越町、共和町、泊村の4町村を対象とした。



図 3.2 地域概況調査範囲位置図(岩内町沖情報整備モデル地区)

I. 業務概要

3.3 現地調査の範囲

図 3.3に現地調査の範囲を示す。現地調査の範囲は、情報整備モデル地区及びその周辺とした。

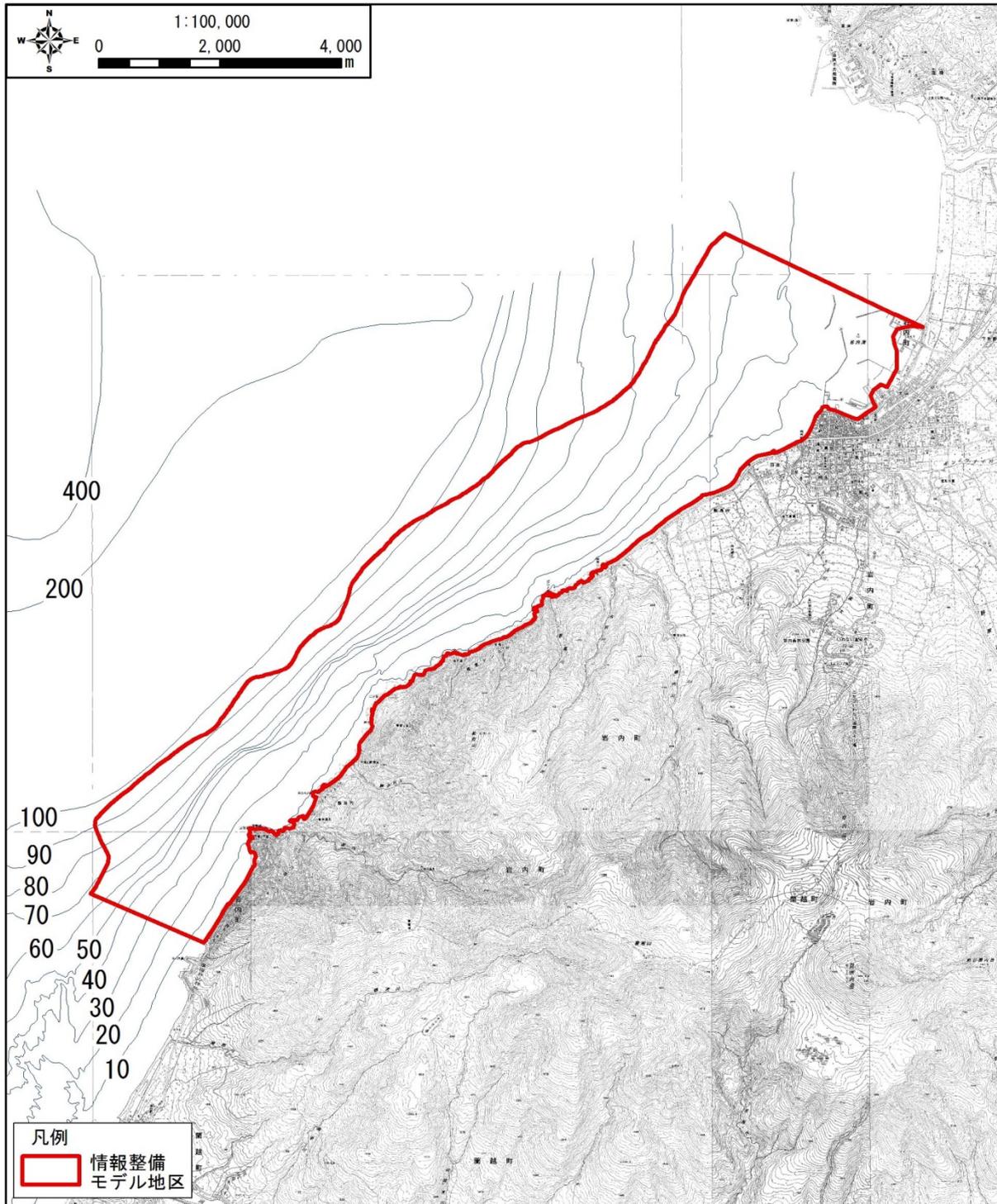


図 3.3 現地調査範囲位置図(岩内町沖情報整備モデル地区)

4. 業務内容

4.1 計画準備

本業務の趣旨を踏まえ、現地調査の実施体制、実施計画、実施工程について記載した現地調査計画書を作成した。実施計画については、調査項目ごとに具体的な調査地点、調査時期等の案を明記した。

4.2 業務開始時の現地踏査等

業務開始時に現地踏査を実施し、現地調査計画書に記載した調査地点及び調査時期等の妥当性を確認するとともに、関係者との事前調整を実施した。また、これらの結果を踏まえ、必要に応じて調査地点及び調査時期の見直しを行った。

- ・ 現地の状況確認、調査地点の確認(平成26年4月2日)
- ・ 関係自治体等(岩内町、岩内漁業協同組合)との現地立入り等の調整(平成26年5月1日)
- ・ 海上作業届の提出(海上保安庁 第1管区海上保安本部)(平成26年6月9日)

4.3 地域概況調査

情報整備モデル地区及びその周辺における自然的社会的状況の概要について、入手可能な最新の文献その他の資料により、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握することとし、必要に応じ、関係地方公共団体、専門家等から聴取し、又は現地の状況を確認することによりとりまとめを行った。なお、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理した。

調査対象とする自然的社会的状況の項目については、各情報整備モデル地区において想定している事業種(洋上風力)の区分に応じ、「発電所に係る環境影響評価の手引き」(平成19年1月、経済産業省)及び発電所に係る既往の環境影響評価図書を参考に、想定している事業に係る調査、予測及び評価の項目や手法を検討するにあたって必要と考えられる情報について整理した。

4.4 地域ヒアリング調査

専門家その他の環境影響に関する知見を有するものから科学的知見などのヒアリングを行った。ヒアリング内容については、当該環境要素に係る一般的な知見や各情報整備モデル地区における情報に加え、必要に応じて現地調査の手法や調査結果の妥当性について対象とした。

- | | |
|-----------------------------|------|
| ・ 動植物に関わる聞き取り(大学、研究機関の学識者等) | 計12回 |
| ・ 地域情報に関する聞き取り(町役場等) | 計 2回 |

I. 業務概要

4.5 現地調査

表 4.1に示す調査項目について、現地調査を実施した。調査仕様は、特記仕様書の標準仕様を参照し、該当項目に記載されている調査手法、調査地点、調査時期等を適用した。

表 4.1 調査項目(岩内町沖情報整備モデル地区)

洋上風力発電所の計画段階配慮書を想定した環境要素		本情報整備モデル地区における調査項目 ○：本地区で実施する項目 －：本地区では実施しない項目				
環境要素の区分		地域ヒアリング調査	現地調査		調査回数(時期)及び調査地点数	
動物	重要な種及び注目すべき生息地	鳥類	○	○	海生鳥類相(洋上センサス)	5回・9測線
			○	○	陸生鳥類相(スポットセンサス)	5回(春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季)・8地点
			○	○	海ワシ類(越冬期生息状況)	2回(1~2月)・8地点
	海域に生息する動物	海棲哺乳類	○	○	鯨類相(音響学的方法)	曳航：2回(春季、夏季)・9測線 定点：2回(春季・夏季)・1箇所(2層)
		海棲爬虫類	○	—	—	—
		魚等の遊泳生物	○	—	—	—
		潮間帯動物	○	—	—	—
		底生動物	○	—	—	—
動物プランクトン		○	—	—	—	
卵・稚仔	○	—	—	—		
	干潟・藻場・サンゴ礁に生息する動物	○	○	干潟・藻場・サンゴ礁(スポット潜水)	初夏季・29地点	
植物	重要な種及び重要な群落	植物相	○	—	—	—
		植生	○	—	—	—
	海域に生育する植物	潮間帯植物	○	—	—	—
		海草藻類	○	—	—	—
		植物プランクトン	○	—	—	—
		干潟・藻場・サンゴ礁に生育する植物	○	○	干潟・藻場・サンゴ礁(スポット潜水) ※動物と併せて実施	初夏季・19地点
生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	生態系(現地踏査)	1回	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	○	○	主要な眺望景観	夏季	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	—	—	—	

5. 報告書のとりまとめ

5.1 報告書のとりまとめ

本業務の結果について、当該情報整備モデル地区において想定している事業に係る環境影響評価手続きにおいて必要となる環境基礎情報のとりまとめであることを踏まえて、計画段階環境配慮書の作成を想定して必要な図表等を整理するとともに結果を解析し、報告書としてとりまとめた。

なお、報告書は、重要な動植物の位置情報等の秘匿情報の扱いに配慮し、公開版と非公開版を作成した。

5.2 地理情報システム(GIS)の電子データの作成

本業務の結果について、「地域固有環境情報調査事業電子データ作成要領」に基づいて地理情報システム(GIS)の電子データを作成した。

6. 協議・打合せ

6.1 環境省との協議・打合せ

本業務の実施にあたっては、必要に応じて環境省担当官と協議、打合せを行った。また、地域固有環境調査事業の全委託者を対象とした電子データや報告書のとりまとめ、委託積算の方法等に関する説明会に参加した。協議、打合せ日時及び内容の概要を表 6.1に整理した。

表 6.1 協議・打合せ

協議・打合せ	日時	協議・打合せ内容の概要
受託者説明会	平成26年4月23日 13:30～17:30	場所：弘済会館 4階会議室 <ul style="list-style-type: none"> ・「風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」の全体概要 ・地域固有環境調査事業の工程管理、品質管理、検収について ・質疑応答 ・委託精算について
業務開始時	平成26年4月24日 9:30～11:30	場所：環境省 総合環境政策局 環境影響評価課 <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査計画書の内容について
中間時	平成27年1月14日 15:00～17:00	場所：環境省 総合環境政策局 環境影響評価課 <ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書の内容について
報告書納品前	平成27年3月18日 13:00～18:30	場所：環境省 総合環境政策局 環境影響評価課 <ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書の最終確認
報告書納品時	平成27年3月31日	場所：環境省 総合環境政策局 環境影響評価課 <ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書の納品

I. 業務概要

6.2 関係者間の連携

本業務の遂行にあたっては、別途業務委託されている「平成26年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業支援委託業務」（以下、「支援業務」という）の受託者と協議、連携し、以下の対応を実施することとした。

①現地調査

当該情報整備モデル地区では、支援業務による現地立会は実施されなかった。

②報告書とりまとめ

本業務で作成した報告書について、支援業務の受託者により構成、記載内容等の確認があったため、これに協力し、修正等に対応した。

③地理情報システム (GIS) データのとりまとめ

本業務で作成した地理情報システム (GIS) の電子データについて、支援業務の受託者により、データフォーマット等の確認があったため、これに協力し、修正等に対応した。

7. 業務実施体制

7.1 業務実施体制

本業務は、図 7.1に示すとおり、業務内容ごとにチームを編成し、実施体制を構築した。担当技術者は、アセス実績を持つ技術者を主担当者として項目ごとに配置した。

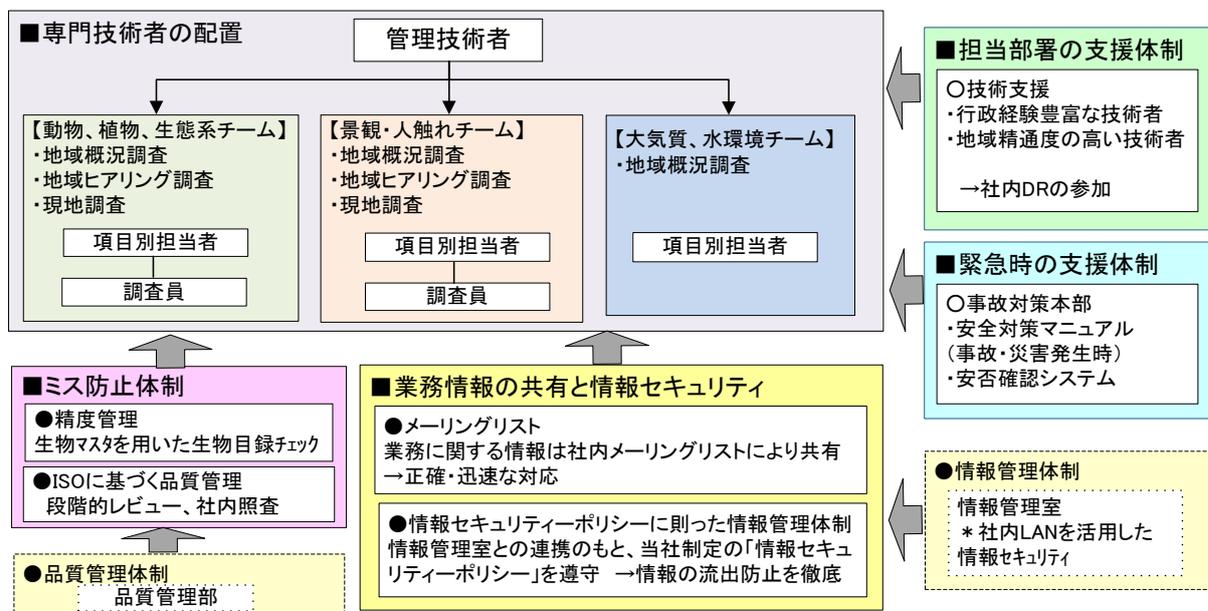


図 7.1 業務実施体制

7.2 業務実施場所

株式会社 建設環境研究所

札幌支店 技術室

〒060-0033 札幌市中央区北三条東3-1-30 KNビル2階

TEL : 011-251-2361 FAX : 011-251-2367

東北支社 技術部

〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央4-7-17

TEL : 022-265-0666 FAX : 022-265-0673

8. 現地調査連絡体制

8.1 安全管理

現地調査に際しては、(株)建設環境研究所制定の「安全対策の手引き」に基づき安全管理計画を作成し、危険予知(KY)活動の必須とともに、事故発生防止及び安全の確保を図った。

また、現地調査時においては一般の方々との接触が考えられるため、事前に住民等との接触時QAマニュアルを準備し、調査前のKY活動での反復確認等により重要種情報の流出防止、トラブルの未然予防を図った。

8.2 緊急時の連絡体制

緊急時の連絡体制を図 8.1に示す。

本業務の実施にあたっては、安全管理に万全を期することとした。

なお、現地調査時に事故が発生した場合は、負傷者の安全確保を最優先とし、直ちに環境省担当官に報告し、担当官から指示がある場合には、その指示に従うものとした。

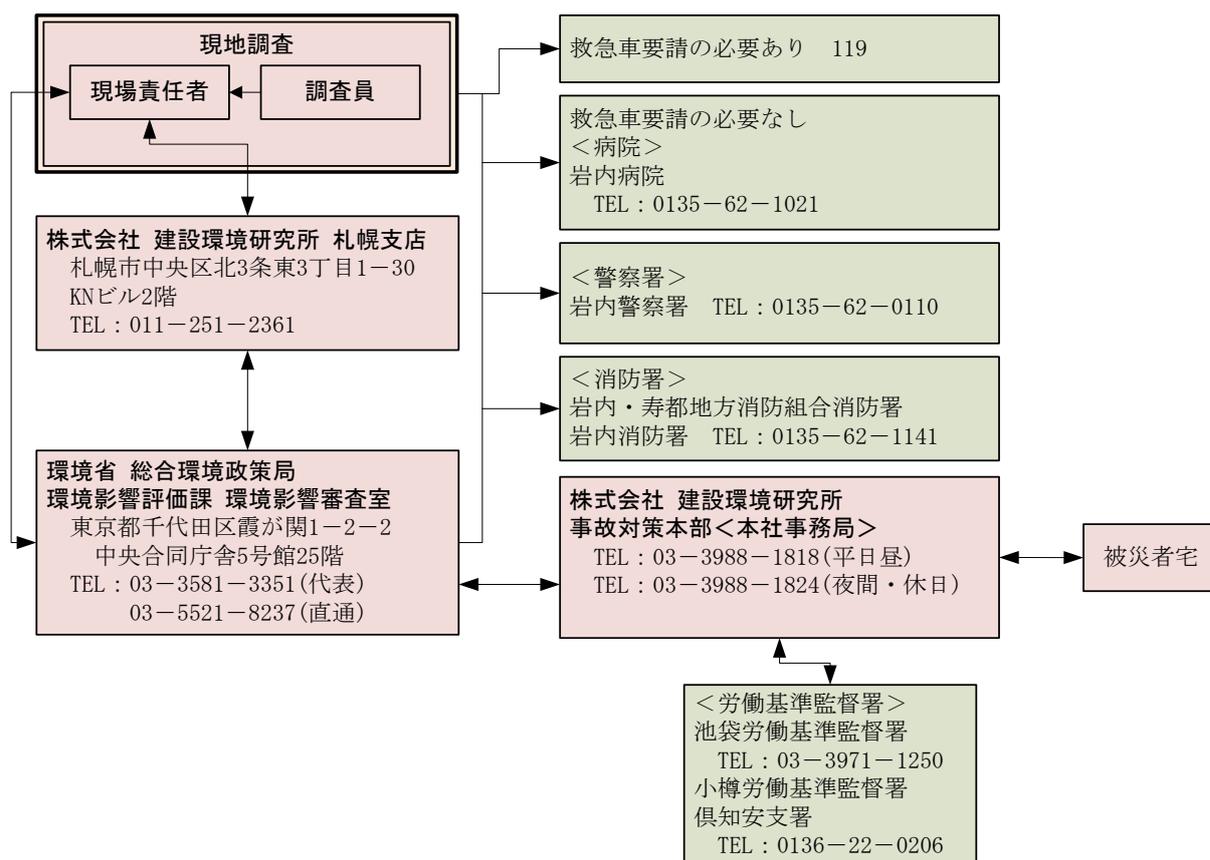


図 8.1 緊急連絡体制

I. 業務概要

9. 業務実施工程

本業務の実施工程を表 9.1に示す。

表 9.1 業務工程(岩内町沖情報整備モデル地区)

項目	平成26年(岩内町沖)												平成27年			備考		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
1. 計画準備	■	■																
2. 業務開始時の現地踏査		■	■	■	■													関係機関等との協議を含む
3. 地域概況調査		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
4. 地域ヒアリング調査		■	■								■	■	■	■	■	■	■	
5. 現地調査	海生鳥類				■	■	■	■	■	■	■							5回
	陸生鳥類		■		■	■	■		■					■				5回
	海ワシ類		■		■	■	■		■					■	■			2回
	鯨類相・鯨脚類等相 (曳航観測)			■		■		■						■	■			2回
	鯨類相・鯨脚類等相 (定点観測)			■	■	■	■	■	■	■								2回
	干潟・藻場・サンゴ礁				■													1回
	地域を特徴 づける生態系				■													1回
	主要な眺望点及び景観 資源並びに主要な眺望景観							■										2回(着葉期、落葉期)
6. 報告書作成										■	■	■	■	■	■	■	公開版・非公開版を作成	
7. GIS電子データ作成			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	電子データ作成要領に基づき作成	
8. 協議・打合せ		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	打合せ(4回) 受託者説明会(1回)	
◆社内照査	■												■	■	■	■	4回	

10. その他

10.1 成果物

以下に示す成果物を作成し、納品した。

- ・ 報告書(A4版300頁程度、軽印刷) 公開版及び非公開版：各3部
- ・ 業務資料(A4版、ファイル綴じ)：1式
- ・ 報告書及び地理情報システム(GIS)データ等の電子データを収納した電子媒体(ハードディスク)：3式

10.2 成果品の品質確保

本業務では株式会社建設環境研究所のIS09001におけるプロジェクト管理規定に基づく社内照査者及び第三者技術者による段階的な照査・社内デザインレビュー会議により、表 10.1に示す業務の第4段階(①現地調査計画書作成段階、②報告書の構成及び一次整理データ作成段階、③GISデータ作成段階、④報告書作成段階)で照査を行った。

表 10.1 照査実施状況

回数	時期	内容
第1回	平成26年 4月10日	現地調査計画書作成段階 基本的条件の確認に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行った。また、各現地調査項目について、調査方法や調査時期、体制等計画が適切であるか照査を行った。
第2回	平成27年 1月9日	報告書の構成及び一次整理データ作成段階 報告書の構成が仕様書及び報告書作成要領に準拠しているか。また、調査結果の適切性及び妥当性に着目し、照査を行った。
第3回	平成27年 2月10日	GISデータ作成段階 GISデータが地域固有環境情報調査事業電子データ作成要領のとおり適切に作成しているか照査を行った。
第4回	平成27年 3月10日	報告書作成段階 成果品の内容及び品質は適正であるか照査を行った。

II. 業務結果

Ⅱ. 業務結果(1. 現地調査計画書の作成)

1. 現地調査計画書の作成

現地調査計画書は、本業務の趣旨を踏まえ、現地調査の実施体制、実施計画、実施工程について記載し作成した。また、実施計画については、調査項目ごとに具体的な調査地点、調査時期等の案を明記した。作成した現地調査計画書は環境省に提出した。

II. 業務結果 (2. 業務開始時の現地踏査等)

2. 業務開始時の現地踏査等

2.1 現地踏査

業務開始時に現地踏査を実施し、現地調査計画書に記載した調査地点及び調査時期等の妥当性を確認するとともに、関係者との事前調整等を実施した。また、これらの結果を踏まえ、調査地点及び調査時期等の見直しを行った。

2.1.1 踏査実施日

現地踏査は、以下の日程で実施した。

- ・2014年4月15日(岩内) 2名
- ・2014年4月22日(岩内) 2名
- ・2014年6月17日(岩内) 2名

2.1.2 実施内容

調査地域へのアクセスを確認するとともに、表 2.1に示す項目について現地での確認を行い、調査地点の設定を行った。

表 2.1 現地踏査での実施内容

項目	踏査による実施内容
海生鳥類相(洋上センサス)	洋上における鳥類相と出現状況を把握することを目的とし調査地点を設定した。
陸生鳥類相(スポットセンサス)	洋上センサスで確認できない汀線付近を繁殖、ねぐら、採餌などで利用する鳥類相を把握することを目的とし調査地点を設定した。
希少猛禽類(イヌワシ等)	海ワシ類の生息状況(特に海域部の出現状況)の確認を目的として調査地点を設定した。
海棲哺乳類	鯨類相ならびにその出現時期を把握することを目的として調査地点を設定した。
干潟・藻場・サンゴ礁に生息する動物	藻場の分布状況を把握することを目的として調査地点を設定した。
干潟・藻場・サンゴ礁に生育する植物	藻場の分布状況を把握することを目的として調査地点を設定した。
景観	調査地域周辺の眺望点等の状況を確認した。

II. 業務結果(2. 業務開始時の現地踏査等)

2.2 関係者との事前調整

調査に先立って実施した関係者との事前調整の概要について表 2.2に整理した。事前調整では、現地調査時の土地立ち入り及び現地調査に関わる許可申請を行った。

表 2.2 事前調整等の概要

関係者	調査との関係性	実施事項	調整結果・課題
海上保安庁 小樽海上保安部 (平成26年6月9日)	・洋上での調査に際しての届出	調査内容の説明を行い、留意点、船の利用、機器設置等に関して届出を行った。	区内を船舶で任意に移動し、藻場調査、海生鳥類調査、海棲生哺乳類調査を行う為の届出を出した。
岩内漁業協同組合 (平成26年5月1日)	・洋上での調査に際しての調整	調査内容の説明を行い、留意点、船の利用、機器設置等に関して協議を行った。	船の利用に関する協力及び機器設置についての了解が得られた。

3. 地域概況調査

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

(1) 気象

情報整備モデル地区及びその周辺の気象官署等は、蘭越地域気象観測所及び共和地域気象観測所がある。それらの位置を表 3.1.1-1及び図 3.1.1-1、それぞれの地上気象観測の概況を表 3.1.1-2に示す。

蘭越(蘭越地域気象観測所)の年平均気温は7.8℃、平均風速は1.9m/s、平均最大風速は10.2m/s、最多風向は4月～5月及び8～11月が東北東、6～7月が南西、12月～3月が西南西～西となっている。

一方、共和(共和地域気象観測所)の年平均気温は8.6℃、平均風速は3.4m/s、平均最大風速は10.2m/s、最多風向は4月～5月及び7～11月が東南東～東、6月及び12月～3月が西北西～西となっている。両地域を比較すると、最多風向及び最大風速はほぼ同様の傾向を示すが、平均風速は共和が高い。

なお、情報整備モデル地区における局所風況マップ(新エネルギー・産業技術総合開発機構<<http://app8.infoc.nedo.go.jp/nedo/webgis#>> 閲覧日：平成27年1月22日)の年平均風速は、地上高50mで6～8m/sとなっており、上空の風速が安定して高いことを示している。情報整備モデル地区及びその周辺の地上高50mにおける平均風速を図 3.1.1-2に示す。

表 3.1.1-1 気象官署等の位置

名称	所在地	経緯度	標高
蘭越地域気象観測所	磯谷郡蘭越町蘭越	北緯42° 48.6′、東経140° 32.5′	39m
共和地域気象観測所	岩内郡共和町南幌似	北緯42° 58.8′、東経140° 36.2′	15m

出典：「地域気象観測所一覧」

(気象庁，平成26年12月3日現在<<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/amedas/kaisetsu.html>>)

Ⅱ. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.1.1-2(1) 地上気象観測結果(蘭越地域気象観測所) (2004-2013年)

	降水量 (mm)	気温			風向・風速(m/s)				日照 時間 (h)	降雪(cm)	
		平均	最高	最低	平均 風速	最多 風向	最大 風速	最大瞬間 風速		合計	最深 積雪
1月	118.8	-4.3	8.7	-19.3	2.1	西	12.0	18.4	35.4	227.4	179.0
2月	86.7	-3.9	8.8	-18.8	2.2	西	9.0	16.6	49.8	165.4	198.0
3月	60.9	-0.5	14.0	-19.2	2.3	西	12.0	22.0	99.8	110.0	188.0
4月	71.6	4.8	24.7	-8.2	2.0	東北東	10.0	21.8	145.7	16.4	117.0
5月	89.8	10.8	28.2	-1.9	2.0	東北東	10.0	17.2	167.7	-	-
6月	56.3	16.5	31.2	3.2	1.7	南西	8.0	12.1	158.8	-	-
7月	107.6	19.9	32.8	8.2	1.6	南西	9.0	12.9	122.1	-	-
8月	144.1	21.5	33.7	7.7	1.5	東北東	8.0	11.8	150.3	-	-
9月	145.4	17.1	31.9	1.5	1.6	東北東	13.0	14.1	143.8	-	-
10月	117.1	10.2	23.0	-3.1	1.7	東北東	8.8	16.1	122.6	0.5	3.0
11月	161.1	3.9	18.6	-11.9	2.0	東北東	9.4	20.1	63.1	50.8	34.0
12月	142.7	-2.2	12.9	-20.3	2.2	西南西	13.6	23.3	30.9	194.9	148.0
平均	108.5	7.8	22.4	-6.8	1.9	-	10.2	17.2	107.5	109.3	123.9

出典：「過去の地点気象データ・ダウンロード」

(気象庁<<http://www.data.jma.go.jp/gmd/risk/obsdl/>> 閲覧日：平成27年1月22日)

※平均気温、最高気温、最低気温は統計期間中の各月の平均値、最高値、最低値を示す。

※最多風向は統計期間中の各月の最多値、最大風速、最大瞬間風速は統計期間中の各月の最大、瞬間最大値を示す。

※日照時間、降雪は統計期間中の各月の平均値を示す。

表 3.1.1-2(2) 地上気象観測結果(共和地域気象観測所) (2004-2013年)

	降水量 (mm)	気温			風向・風速(m/s)				日照 時間 (h)	降雪(cm)	
		平均	最高	最低	平均 風速	最多 風向	最大 風速	最大瞬間 風速		合計	最深 積雪
1月	64.0	-3.5	9.4	-16.9	4.5	西北西	12.0	25.7	35.4	227.4	179.0
2月	51.3	-3.0	13.6	-15.4	4.5	西	9.0	21.3	49.8	165.4	198.0
3月	41.6	0.3	12.9	-12.9	4.2	西・西北西	12.0	25.9	99.8	110.0	188.0
4月	50.9	5.8	22.5	-7.1	3.7	東南東	10.0	27.3	145.7	16.4	117.0
5月	65.6	11.3	27.8	-0.4	3.1	東	10.0	31.3	167.7	-	-
6月	43.7	16.4	32.5	4.3	2.3	西北西	8.0	20.9	158.8	-	-
7月	93.3	20.2	32.1	8.7	2.2	東	9.0	19.7	122.1	-	-
8月	127.8	22.0	33.4	10.1	2.2	東南東	8.0	19.2	150.3	-	-
9月	132.7	17.9	33.4	2.9	2.6	東南東	13.0	20.9	143.8	-	-
10月	103.6	11.5	25.2	-1.1	3.2	東・東南東	8.8	21.7	122.6	0.5	3.0
11月	133.7	5.2	19.8	-7.5	4.0	東南東	9.4	26.1	63.1	50.8	34.0
12月	106.6	-1.0	13.0	-16.4	4.5	西北西	13.6	28.8	30.9	194.9	148.0
平均	84.5	8.6	23.0	-4.3	3.4	-	10.2	24.1	107.5	109.3	123.9

出典：「過去の地点気象データ・ダウンロード」

(気象庁<<http://www.data.jma.go.jp/gmd/risk/obsdl/>> 閲覧日：平成27年1月22日)

※平均気温、最高気温、最低気温は統計期間中の各月の平均値、最高値、最低値を示す。

※最多風向は統計期間中の各月の最多値、最大風速、最大瞬間風速は統計期間中の各月の最大、瞬間最大値を示す。

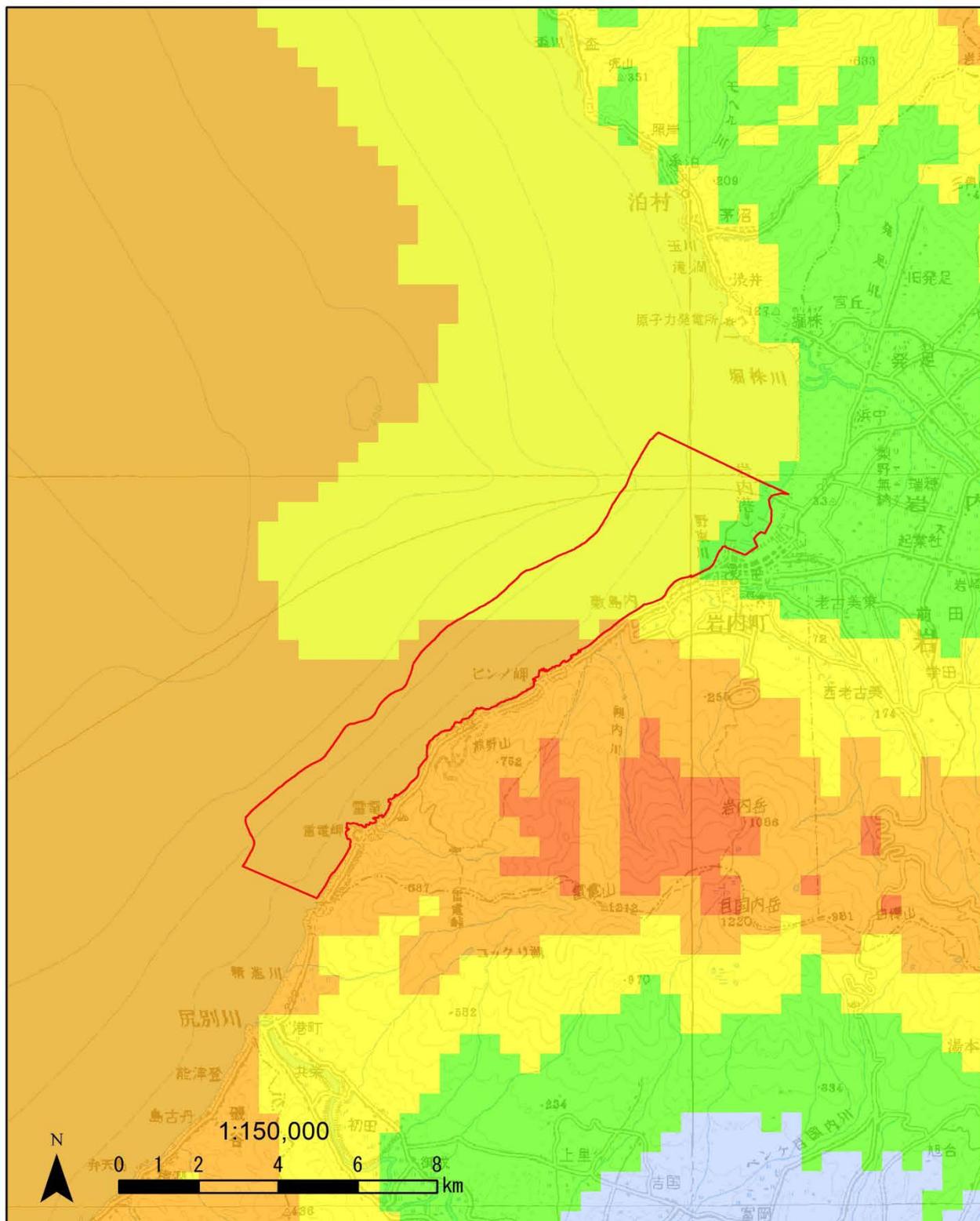
※日照時間、降雪は統計期間中の各月の平均値を示す。

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)



図 3.1.1-1 気象官署等位置図

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)



凡例



※局所風況マップ (NEDO <<http://app8.infoc.nedo.go.jp/nedo/webgis#>>) の公開データより作成

図 3.1.1-2 情報整備モデル地区及びその周辺の平均風速 (高度50m)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(2) 大気質

「北海道の大気環境(平成24年度(2012)測定結果 第50報)」(北海道環境生活部, 平成26年6月<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/taiki/taiki.htm>>)によると、情報整備モデル地区及びその周辺においては、「環境基本法」及び「大気汚染防止法」に基づく環境基準の評価の対象となる一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局は設置されておらず、大気質測定は実施されていない。最も近い大気質測定局は、豊浦町の豊浦小学校となっている。参考として、情報整備モデル地区に近い測定局(表 3.1.1-3)における測定結果を整理した。

表 3.1.1-3 情報整備モデル地区及びその周辺の一般環境大気測定局一覧

名称	所在地	経緯度	標高	測定項目
豊浦小学校	豊浦町船見町102 豊浦小学校横	北緯42° 35.6' 東経140° 42.51'	30m	・ 二酸化硫黄 ・ 一酸化窒素及び窒素酸化物 ・ 二酸化窒素
桜小学校跡	豊浦町桜206-1 桜小学校跡横	北緯42° 36.33' 東経140° 43.40'	230m	・ 二酸化硫黄
勝納	小樽市勝納町10-1 小樽市消防署 屋上/3F	北緯43° 10.55' 東経141° 1.19'	17m	・ 二酸化硫黄 ・ 一酸化窒素及び窒素酸化物 ・ 二酸化窒素 ・ SPM ・ PM2.5

出典：「大気環境測定局データのダウンロード」

(独立行政法人国立環境研究所, 平成25年3月31日現在<https://www.nies.go.jp/igreen/tm_down.html>)

(a) 二酸化硫黄(SO₂)

二酸化硫黄に関する平成24年度の測定結果を表 3.1.1-4に示す。

平成24年度の二酸化硫黄の年平均値は0.003~0.004ppm、日平均値の2%除外値は0.005~0.007ppm、1時間値の最高値は0.017~0.026ppmとなっており、環境基準を達成している。

表 3.1.1-4 大気質測定結果(二酸化硫黄 平成24年度)

区分	町名	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準の評価
			(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	有× 無○	(日)	適○ 不適×
一般局	豊浦町	豊浦小学校	352	8,464	0.004	0	0.0	0	0.0	0.017	0.007	○	0	○
		桜小学校跡	363	8,707	0.003	0	0.0	0	0.0	0.026	0.005	○	0	○

<環境基準>

短期的評価：1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

長期的評価：1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。

ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。

出典：「北海道の大気環境(平成24年度(2012)測定結果 第50報)」

(北海道環境生活部, 平成26年6月<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/taiki/taiki.htm>>)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(b) 窒素酸化物

①一酸化窒素 (NO) 及び窒素酸化物 (NO+NO₂)

一酸化窒素及び窒素酸化物に関する平成24年度の測定結果を表 3. 1. 1-5に示す。

平成24年度の一酸化窒素の年平均値は0.004ppm、日平均値の年間98%値は0.013ppm、1時間値の最高値は0.124ppmとなっている。また、窒素酸化物の年平均値は0.010ppm、日平均値の年間98%値は0.026ppm、1時間値の最高値は0.175となっている。なお、一酸化窒素及び窒素酸化物に係る環境基準は設定されていない。

表 3. 1. 1-5 大気質測定結果(一酸化窒素及び窒素酸化物 平成24年度)

区分	町名	測定局	有効測定 日数	測定時間	一酸化窒素 (NO)			窒素酸化物 (NO+NO ₂)			
					年平均値	1時間値の 最高値	日平均値 の年間98% 値	年平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 年間98%値	年平均値 NO ₂ / (NO+NO ₂)
					(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
一般局	豊浦町	豊浦小学校	364	8,701	0.004	0.124	0.013	0.010	0.175	0.026	0

出典：「北海道の大気環境(平成24年度(2012)測定結果 第50報)」
(北海道環境生活部, 平成26年6月<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/taiki/taiki.htm>>)

②二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素に関する平成24年度の測定結果を表 3. 1. 1-6に示す。

平成24年度の二酸化窒素の年平均値は0.006ppm、日平均値の年間98%値は0.016ppm、1時間値の最高値は0.053ppmとなっており、環境基準を達成している。

表 3. 1. 1-6 大気質測定結果(二酸化窒素 平成24年度)

区分	町名	測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高 値	1時間値が 0.2ppmを超え た時間数とそ の割合		1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下の 時間数とそ の割合		日平均値が 0.06ppmを超 えた日数と その割合		日平均値が 0.04ppm以 上0.06ppm 以下の日数 とその割合		日平均 値の年 間98% 値	98%値評価 による日 平均値が 0.06ppmを 超えた日 数	環境基準 の評価 適○ 不適×
							(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)			
							(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)			
一般局	豊浦町	豊浦小学校	364	8,701	0.006	0.053	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0	○

<環境基準>
1日平均値の98%値が0.06ppm以下であること。

出典：「北海道の大気環境(平成24年度(2012)測定結果 第50報)」
(北海道環境生活部, 平成26年6月<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/taiki/taiki.htm>>)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(c) 微小粒子状物質 (PM2.5)

「北海道の大気環境(平成24年度(2012)測定結果 第50報)」(北海道環境生活部, 平成26年6月<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/taiki/taiki.htm>>)によると、勝納測定局におけるPM2.5の年平均値は $7.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の98%値は $15.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、長期基準、短期基準ともに環境基準を達成している。

勝納測定局における微小粒子状物質 (PM2.5) に関する測定結果を表 3.1.1-7及び表 3.1.1-8に示す。

表 3.1.1-7 勝納測定局における微小粒子状物質 (PM2.5) の測定結果 (月平均値)

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均値
2013年	4.3	6.5	7.8	11.0	8.6	9.8	10.8	12.4	7.0	9.1	7.1	5.0	8.3
2014年	7.9	8.9	12.4	12.4	14.3	8.5	15.4	9.0	6.9	10.1	10.5	7.0	10.3

出典: 「微小粒子状物質 (PM2.5) について PM2.5の測定結果(速報値)」(小樽市
<http://www.city.otaru.lg.jp/simin/kankyo/kankyo_kougai/kogaihou/PM2-5.html> 閲覧日: 平成27年1月22日)

表 3.1.1-8 大気質測定結果 (PM2.5 平成24年度)

町名	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
			(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)
小樽市	勝納	住	213	7.0	15.5	1	0.5

<環境基準>
 長期基準に関する評価は、1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
 短期基準に関する評価は、1日平均値の98%値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
 この両者のいずれかを満足しない場合は、未達成。

出典: 「北海道の大気環境(平成24年度(2012)測定結果 第50報)」
(北海道環境生活部, 平成26年6月<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/taiki/taiki.htm>>)

(d) ダイオキシン類(環境大気)

「北海道環境白書'14」(北海道環境生活部環境局環境推進課, 平成26年11月<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/hakusyo/hakusyo_top.htm>)によると、情報整備モデル地区及びその周辺においては、大気質に係るダイオキシン類調査(一般環境調査・固定発生源調査・沿道調査)は行われていない。

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

(e) 苦情の発生状況

北海道における大気汚染に係る発生源別苦情受理件数は、表 3.1.1-9に示すとおりである。苦情件数は264件であり、会社・事業所以外(個人)に起因するものが111件と最も多くを占めている。会社・事業所関係に限ると、建設業に起因する苦情件数が多く、56件となっている。なお、情報整備モデル地区及びその周辺において、苦情の発生状況は公表されていない。

また、岩内町への聞き取り結果では、大気汚染に係る苦情は報告されていない。

表 3.1.1-9 大気汚染に係る発生源別苦情受理件数(平成25年度)

発生源		件数
農業		2
林業		1
漁業		—
鉱業		1
建設業		56
製造業		26
電気・ガス・熱供給・水道業		1
情報通信業		—
運輸業		5
卸売・小売業		5
金融・保険業		—
不動産業		1
飲食店、宿泊業		3
医療、福祉		3
教育、学習支援業		—
複合サービス事業		1
サービス業(他に分類されないもの)		22
公務(他に分類されないもの)		—
分類不能の産業		3
会社・事業所以外	個人	111
	その他	11
	不明	12
合計		264

出典：「平成25年度公害苦情調査—結果報告—」(公害等調整委員会, 平成26年12月19日
 <<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/main.html>>)

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

(3) 騒音等

(a) 騒音(一般環境騒音)

「騒音・振動に関する規制」(北海道環境生活部環境局環境推進課, 平成26年4月1日現在<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/souon-shinndou-kisei.htm>>)によると、情報整備モデル地区及びその周辺においては、「騒音規制法」に基づく規制地域が指定されており、工場・事業場、建設作業の届出受理、立入検査及び指導等の実務や騒音の測定が行われている。

一般環境騒音に係る規制地域図を図 3.1.1-3に示す。

(b) 騒音(自動車交通騒音)

情報整備モデル地区及びその周辺においては、「騒音に係る環境基準」の評価の対象となる自動車騒音常時監視測定局が設置され、自動車交通騒音に係る調査が実施されている。

自動車交通騒音の調査地点を表 3.1.1-10及び図 3.1.1-4に示す。

表 3.1.1-10 自動車騒音の調査地点

No.	路線名	評価区間		評価区間 延長(km)
		始点	終点	
1	一般国道229号	共和町梨野舞納	岩内町字大浜38	0.4
2	一般国道276号	岩内町字東山11	共和町梨野舞納	1.0
3	一般国道229号	岩内町字大浜38	岩内町字大浜1	1.0
4		岩内町字大浜1	岩内町字高台1	0.9
5		岩内町字高台1	岩内町字敷島内	1.9
6	一般国道276号	岩内町字万代13	岩内町字東山11	0.9
7	主要道道66号 岩内洞爺線	岩内町字高台1	岩内町字宮園	2.3
8	一般道道268号 岩内蘭越線	岩内町字栄1	岩内町字栄	0.3
9	一般道道270号 岩内港線	岩内町字御崎16	岩内町字万代13	1.4
10	一般道道840号 野束清住線	岩内町字野束	岩内町字高台	2.3

出典：環境GIS<<http://tenbou.nies.go.jp/gis/>>より

「自動車騒音の常時監視結果」(独立行政法人国立環境研究所, 平成26年12月現在)

(c) 低周波音

情報整備モデル地区及びその周辺における低周波音の状況については、調査を実施したが情報を得られなかった。

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

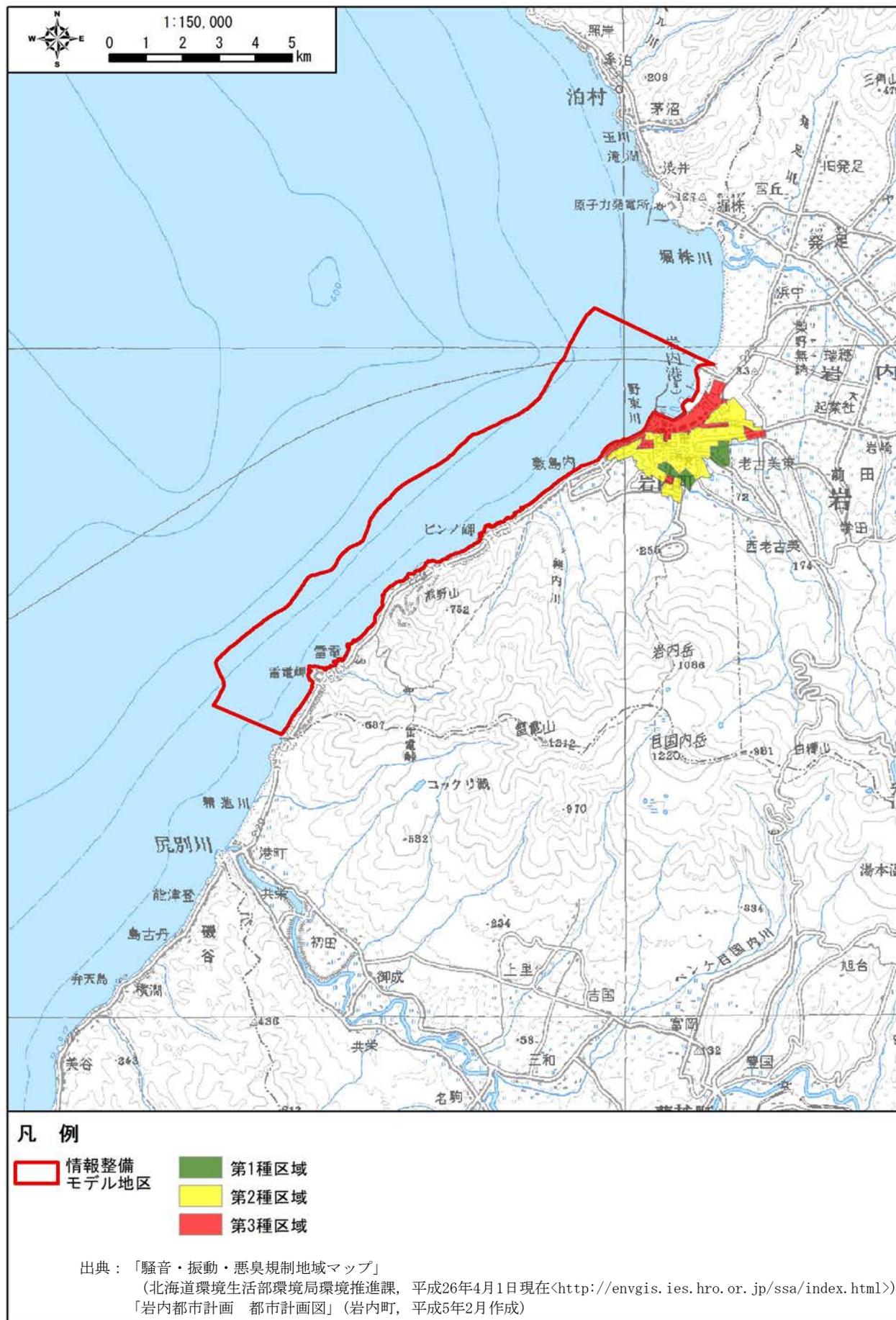


図 3.1.1-3 騒音規制地域図(一般環境騒音)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

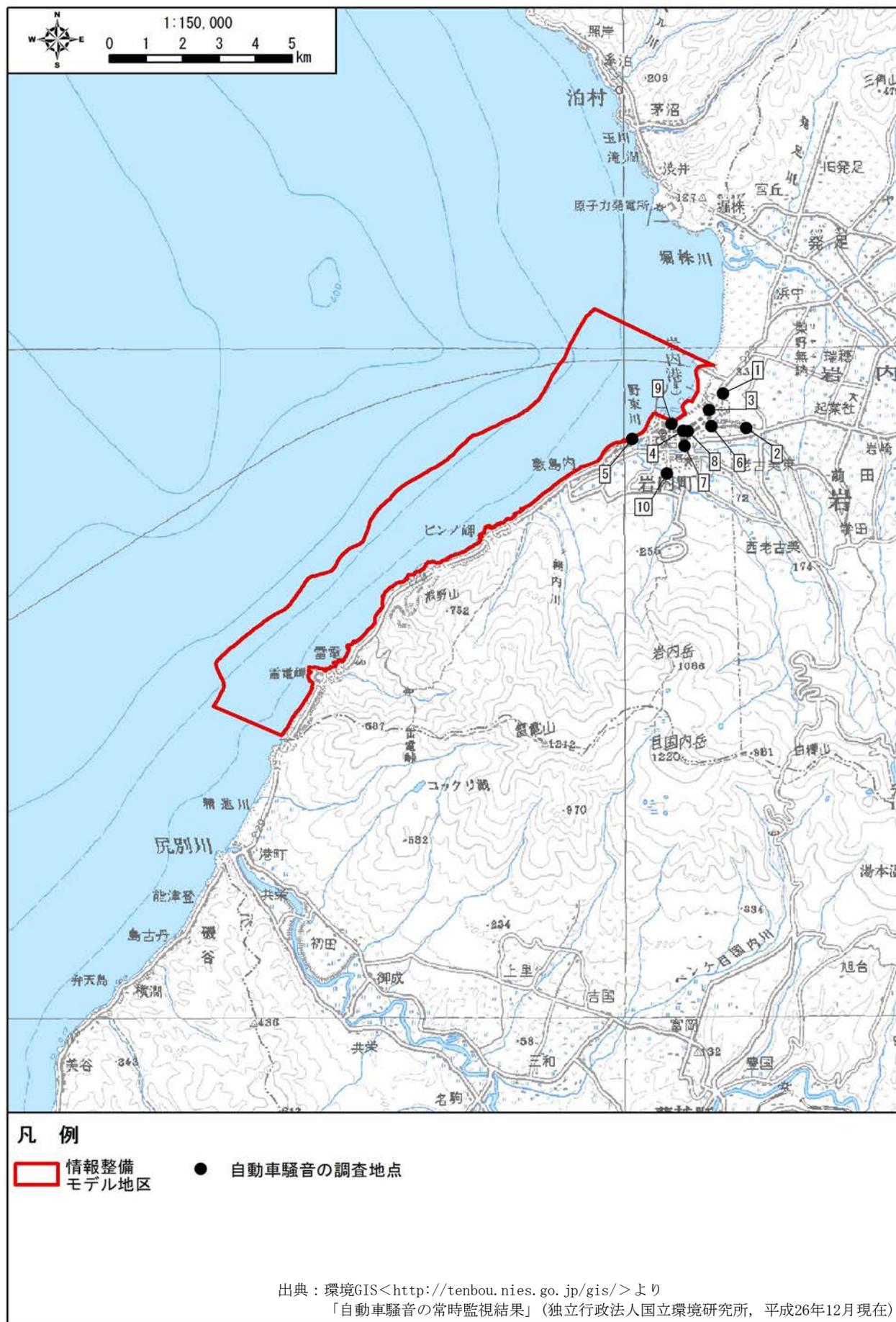


図 3.1.1-4 自動車交通騒音調査地点位置図

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

(d) 苦情の発生状況

北海道における騒音に係る発生源別苦情受理件数は、表 3.1.1-11に示すとおりである。苦情件数は331件であり、建設業に起因するものが88件と最も多くを占めている。次いで会社・事業所以外(その他)が63件となっている。なお、情報整備モデル地区及びその周辺において、苦情の発生状況は公表されていない。

また、岩内町への聞き取り結果では、騒音に係る苦情は報告されていない。

表 3.1.1-11 騒音に係る発生源別苦情受理件数(平成25年度)

発生源		件数
農業		—
林業		—
漁業		—
鉱業		3
建設業		88
製造業		23
電気・ガス・熱供給・水道業		2
情報通信業		1
運輸業		3
卸売・小売業		9
金融・保険業		—
不動産業		1
飲食店、宿泊業		26
医療、福祉		6
教育、学習支援業		3
複合サービス事業		2
サービス業(他に分類されないもの)		40
公務(他に分類されないもの)		18
分類不能の産業		4
会社・事業所以外	個人	21
	その他	63
	不明	18
合計		331

出典：「平成25年度公害苦情調査—結果報告—」(公害等調整委員会, 平成26年12月19日
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/main.html>)

(4) 振動

(a) 振動(一般環境振動)

「騒音・振動に関する規制」(北海道環境生活部環境局環境推進課, 平成26年4月1日現在
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/souon-shinndou-kisei.htm>)によると、情報整備モデル地区及びその周辺においては、「振動規制法」に基づく規制地域が指定されており、工場・事業場の届出管理、立入検査及び指導等の実務や振動の測定が行われている。

一般環境振動に係る規制地域図を図 3.1.1-5に示す。

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

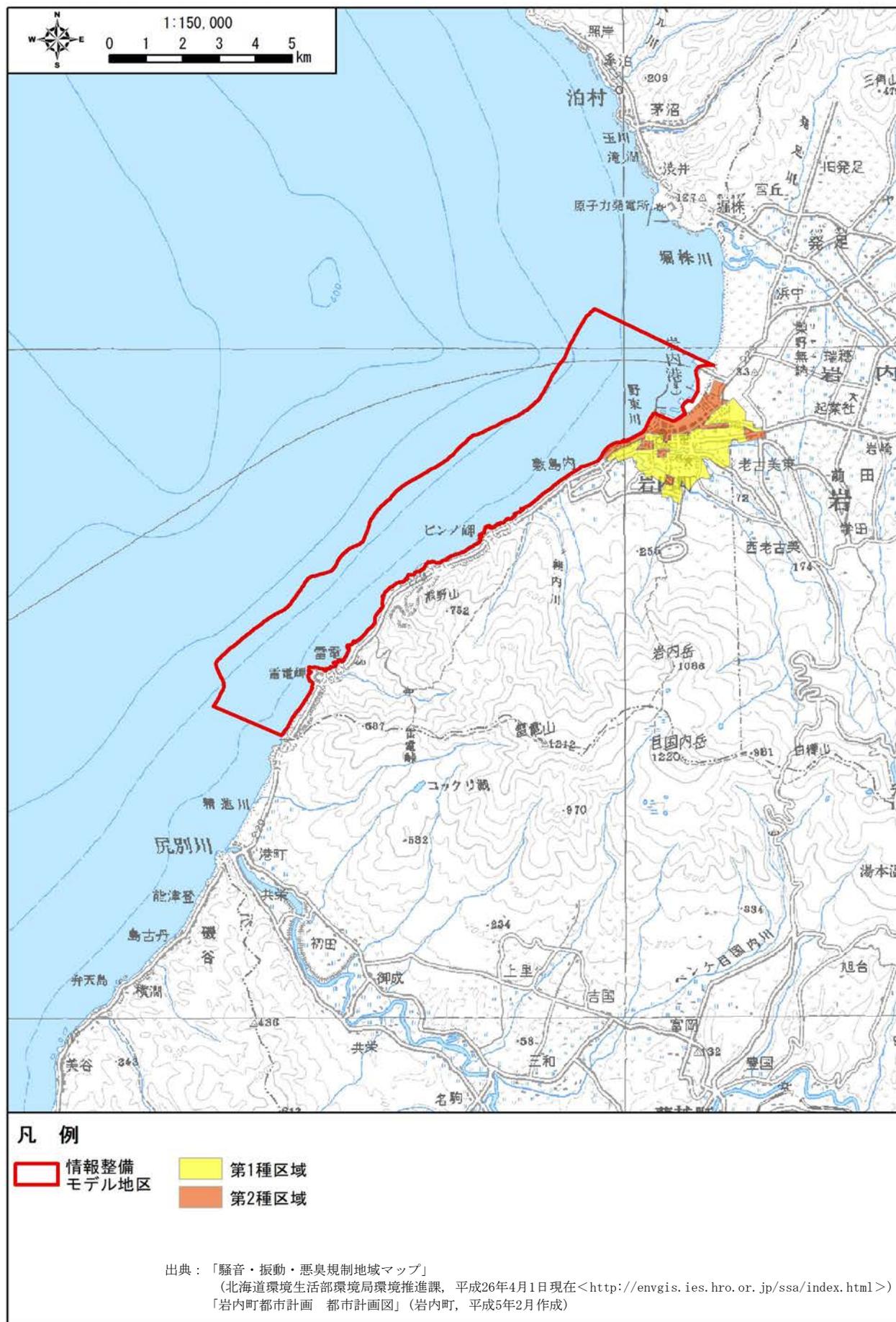


図 3.1.1-5 振動規制地域図(一般環境振動)

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

(b) 振動(自動車交通振動)

「騒音・振動に関する規制」(北海道環境生活部環境局環境推進課, 平成26年4月1日現在<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/souon-shinndou-kisei.htm>>)によると、情報整備モデル地区及びその周辺においては「振動に係る環境基準」の評価の対象となる自動車振動常時監視測定局は設置されていない。

(c) 苦情の発生状況

北海道における振動に係る発生源別苦情受理件数は、表 3.1.1-12に示すとおりである。苦情件数は38件であり、建設業に起因するものが17件と最も多くを占めている。次いで会社・事業所以外(その他)が11件となっている。なお、情報整備モデル地区及びその周辺において、苦情の発生状況は公表されていない。

また、岩内町への聞き取り結果では、振動に係る苦情は報告されていない。

表 3.1.1-12 振動に係る発生源別苦情受理件数(平成25年度)

発生源		件数
農業		—
林業		—
漁業		—
鉱業		—
建設業		17
製造業		2
電気・ガス・熱供給・水道業		—
情報通信業		—
運輸業		—
卸売・小売業		2
金融・保険業		—
不動産業		—
飲食店、宿泊業		—
医療、福祉		—
教育、学習支援業		—
複合サービス事業		—
サービス業(他に分類されないもの)		3
公務(他に分類されないもの)		—
分類不能の産業		—
会社・事業所以外	個人	2
	その他	11
	不明	3
合計		38

出典：「平成25年度公害苦情調査—結果報告—」(公害等調整委員会, 平成26年12月19日<<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/main.html>>)

Ⅱ. 業務結果(3. 地域概況調査)

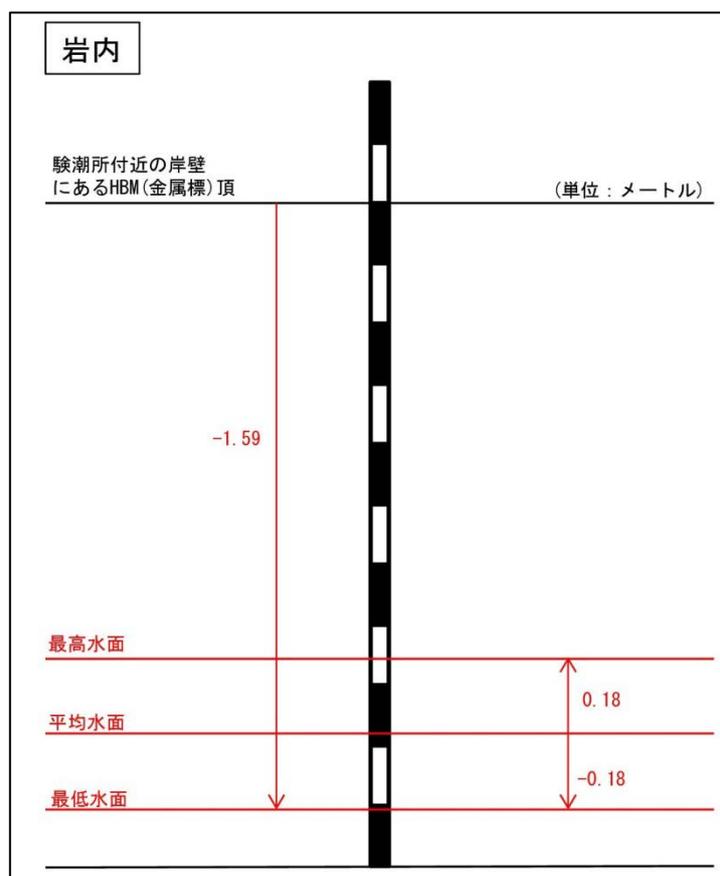
3.1.2 水環境の状況

水環境の状況については、土木工事による濁水の影響が想定される海域を包含する範囲を考慮して、調査範囲を情報整備モデル地区の前面海域及びその周辺(以下、「周辺海域」)及びその海域に流入する河川及び湖沼とし、既存資料から情報を整理した。

(1) 水象の状況

(a) 潮位

情報整備モデル地区及びその周辺においては、岩内で潮汐を観測している。潮汐による最高水面と最低水面の差は0.36mであり、比較的小さい。



出典：「平均水面、最高水面及び最低水面一覧表」(海上保安庁海洋情報部，平成27年2月20日現在
<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/enkan/Suijun_hyo/Pub.No741/Top.htm>)
より作成

図 3.1.2-1 潮位関係図(岩内)

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

(b) 流況

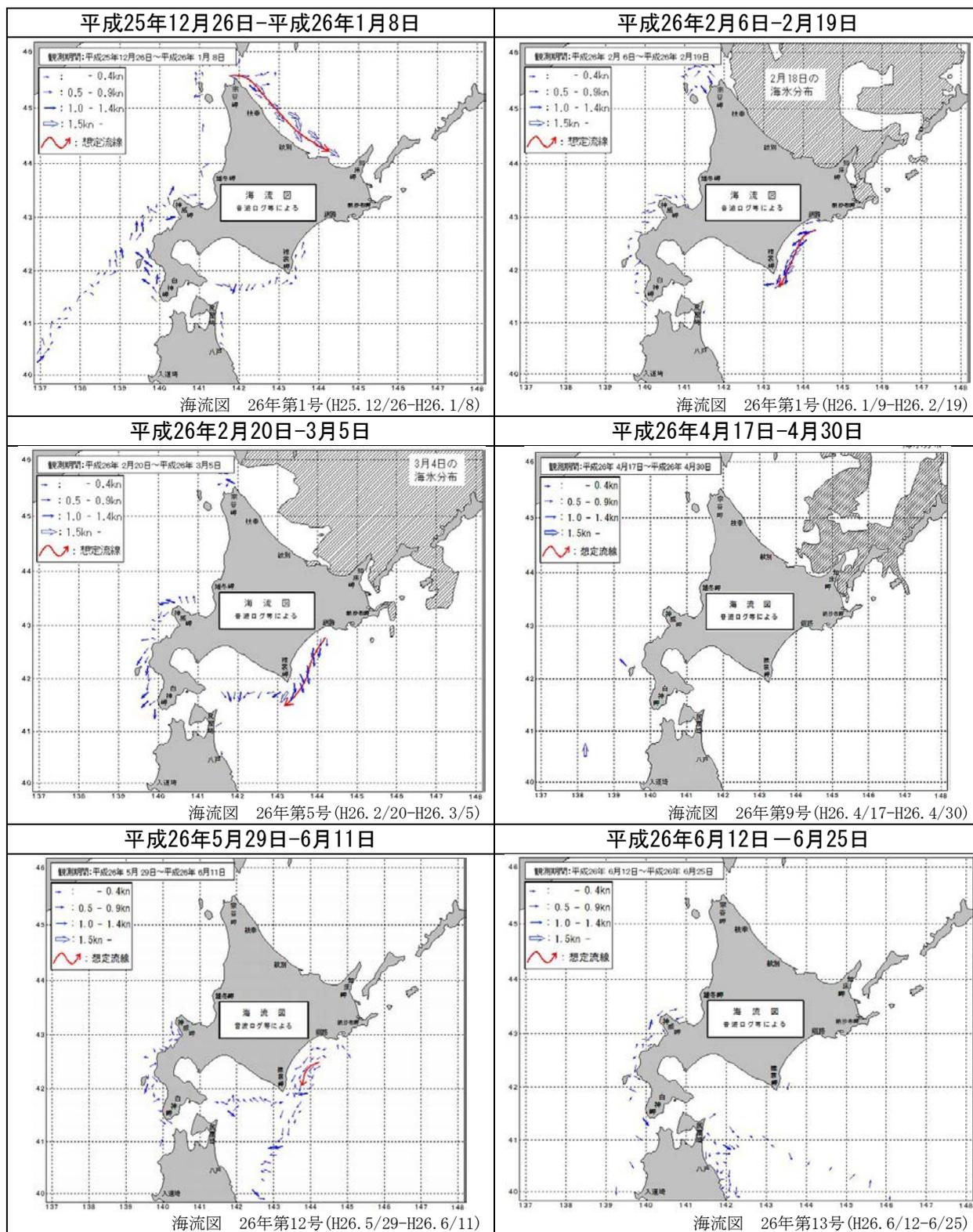
情報整備モデル地区は、対馬暖流の影響を受ける海域であり、沿岸域の流況は暖流の接岸・離岸状況及び気象条件等により変化する。「過去の海洋速報 画像ファイル」(第一管区海上保安本部海洋情報部)による平成25年12月下旬～平成26年12月中旬の1ヵ年の流況をみると、明瞭な海流は形成されておらず、12月下旬～2月中旬では概ね北流を示したが、2月下旬に南流に転じた後は不明瞭となっている。なお、7月中旬～下旬には沖合から沿岸に向かう比較的明瞭な流れが発生していた。



出典：「北海道周辺の海流」(第一管区海上保安本部海洋情報部
<<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/>> 閲覧日：平成27年2月24日)

図 3.1.2-2 北海道周辺の海流(全体図)

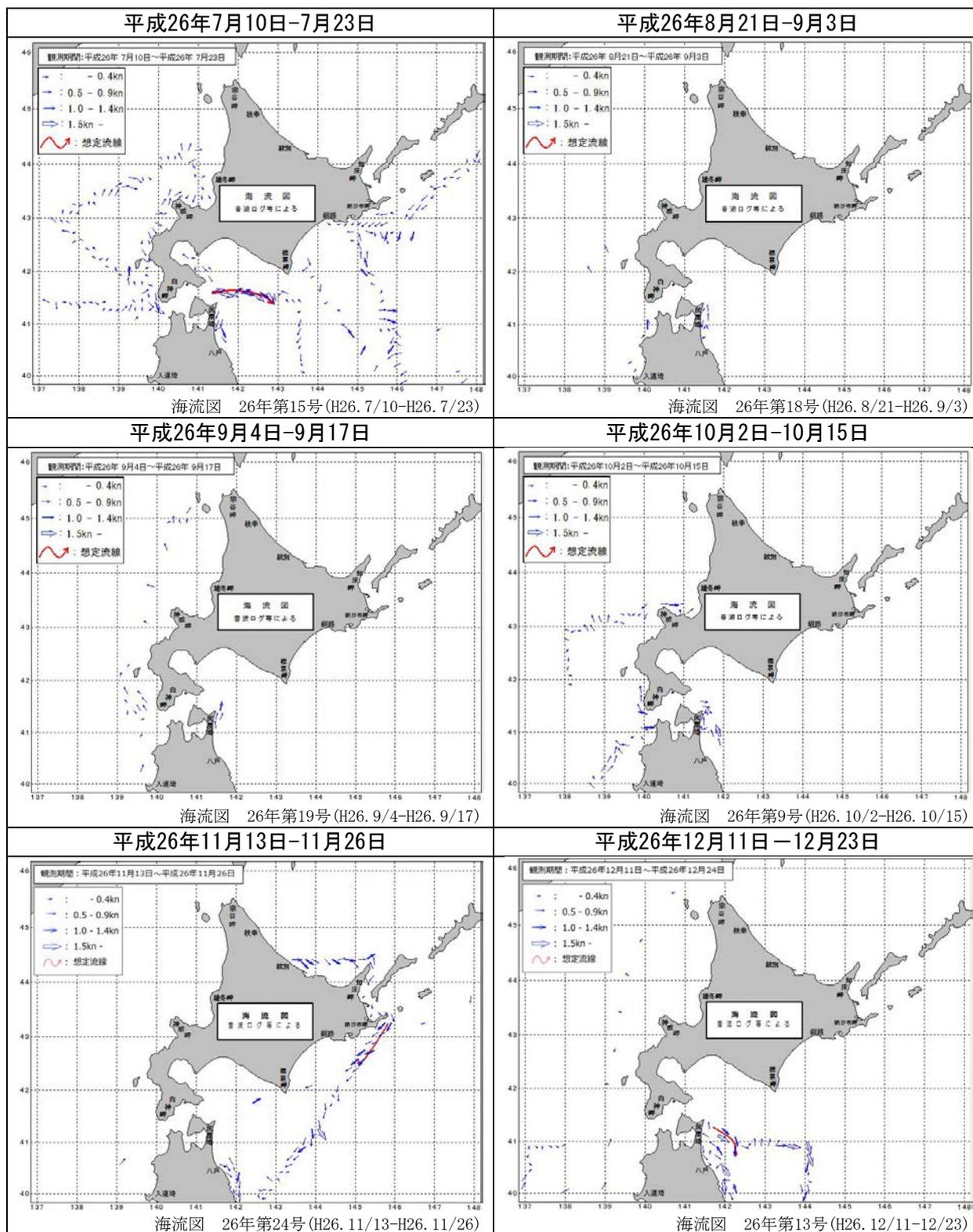
II. 業務結果 (3. 地域概況調査)



出典：「過去の海洋速報 画像ファイル」(第一管区海上保安本部海洋情報部
<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/kaisyou/sokuho.htm> 閲覧日：平成27年2月24日)

図 3.1.2-3(1) 北海道周辺の海流

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)



出典：「過去の海洋速報 画像ファイル」(第一管区海上保安本部海洋情報部
<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/kaisyou/sokuho.htm> 閲覧日：平成27年2月24日)

図 3.1.2-2 北海道周辺の海流

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(c) 波浪

情報整備モデル地区及びその周辺の波浪の状況については、調査を実施したが情報は得られなかった。

(d) 河川及び湖沼の状況

情報整備モデル地区及びその周辺の河川の概要を表 3.1.2-1、水象の状況を図 3.1.2-4に示す。主な河川として、尻別川、野東川、堀株川、玉川及び盃川がある。

表 3.1.2-1 河川の概要(一級河川・二級河川)

区分	水系名	河川名	流域面積 (km ²)			流路延長 (km)
			山地	平地	合計	
一級河川	尻別川水系	尻別川	1444.8	195.2	1640.0	125.7
		志根津川	8.3	0.2	8.5	9.0
		オサンナイ川	10.5	0.0	10.5	9.8
		パンケ目国内川	21.3	0.3	21.6	12.2
		ペンケ目国内川	35.2	8.1	43.3	16.2
		ツバメノ沢川	5.2	0.1	5.3	7.0
		逆川	20.6	1.4	22.0	9.8
		茅部川	2.9	1.7	4.6	6.3
		小南部川	6.7	0.4	7.1	8.0
		南部川	8.0	0.3	8.3	9.2
		馬場川	10.6	0.0	10.6	9.3
		ニセコアンベツ川	28.4	0.0	28.4	9.8
		名無川	19.6	2.1	21.7	11.9
		ルベシベ川	28.2	0.0	28.2	9.9
		目名川	100.6	11.2	111.8	16.5
二級河川	野東川水系	野東川	37.2	10.2	47.4	11.6
	堀株川水系	堀株川	230.3	51.4	281.7	29.6
		発足川	15.1	3.1	18.2	10.0
		リヤムナイ川	18.6	5.4	24.0	8.2
		ソコナイ川	12.0	9.1	21.1	15.1
		中の川	22.0	2.9	24.9	15.5
		泥川	8.8	1.0	9.8	6.0
		辰五郎川	19.4	1.3	20.7	11.5
	玉川水系	玉川	15.8	0.0	15.8	9.8
	盃川水系	盃川	21.0	0.0	21.0	10.9

出典：「北海道河川一覧 河川番号編」(社団法人北海道土木協会, 1995年)

(e) 湧水の状況

「名水百選」(環境省「水・土壌・地盤・海洋環境の保全」<<http://www.env.go.jp/water/mizu.html>> 閲覧日：平成27年1月23日)及び「平成の名水百選」(環境省「水・土壌・地盤・海洋環境の保全」<<http://www.env.go.jp/water/mizu.html>> 閲覧日：平成27年1月23日)によると、情報整備モデル地区及びその周辺においては、環境省が選定した「名水百選」(昭和60年選定)、「平成の名水百選」(平成20年選定)に基づき指定される湧水はない。

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

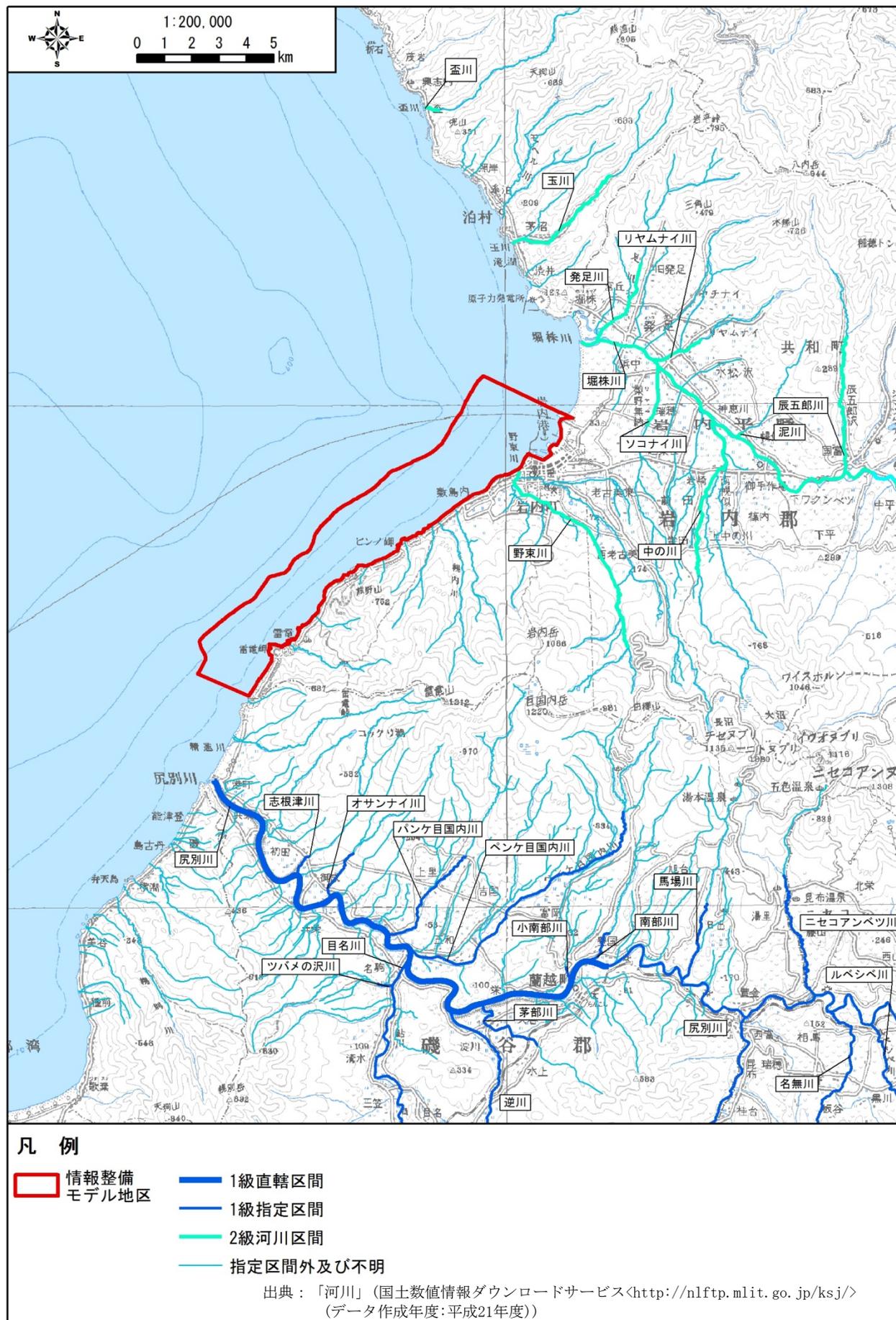


図 3.1.2-4 水象の状況

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

(2) 水質の状況

(a) 河川

情報整備モデル地区及びその周辺においては、河川に関する公共用水域水質測定は表 3.1.2-2 及び図 3.1.2-5に示す3地点で実施されている。公共用水域水質測定結果を表 3.1.2-3及び表 3.1.2-4に示す。名駒捕獲場及び名駒(名駒水位観測所)では大腸菌群数が、初田橋(尻別川)の水質測定地点では、浮遊物質質量及び大腸菌群数が基準値(河川A類型)を超過している。

表 3.1.2-2 公共用水域水質測定地点

水系名	水域名 (河川名等)	地点名	類型	測定項目
尻別川 水系	尻別川 下流	名駒捕獲場	A	<ul style="list-style-type: none"> 健康項目 (カドミウム・鉛・砒素・1,3-ジクロロプロペン・チウラム・シマジン・チオベンカルブ・1,4-ジオキサン) 生活環境項目(pH, DO, BOD, SS, 大腸菌群数)
		名駒 (名駒水位観測所)	A	<ul style="list-style-type: none"> 健康項目 (カドミウム・全シアン・鉛・六価クロム・砒素・総水銀・PCB・ジクロロメタン・四塩化炭素・1,2-ジクロロメタン・1,1-ジクロロメタン・シス-1,2-ジクロロエチレン・1,1,1-トリクロロエタン・1,1,2-トリクロロエタン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・1,3-ジクロロプロペン・チウラム・シマジン・チオベンカルブ・ベンゼン・セレン・硝酸性窒素・亜硝酸性窒素・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素・ふっ素・ほう素・1,4-ジオキサン) 生活環境項目(pH, DO, BOD, COD, SS, 大腸菌群数)
		初田橋	A	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境項目(pH, DO, BOD, SS, 大腸菌群数)

出典：「平成25年度 公共用水域の水質測定結果」(北海道環境生活部, 平成26年12月
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/down/down.htm>)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

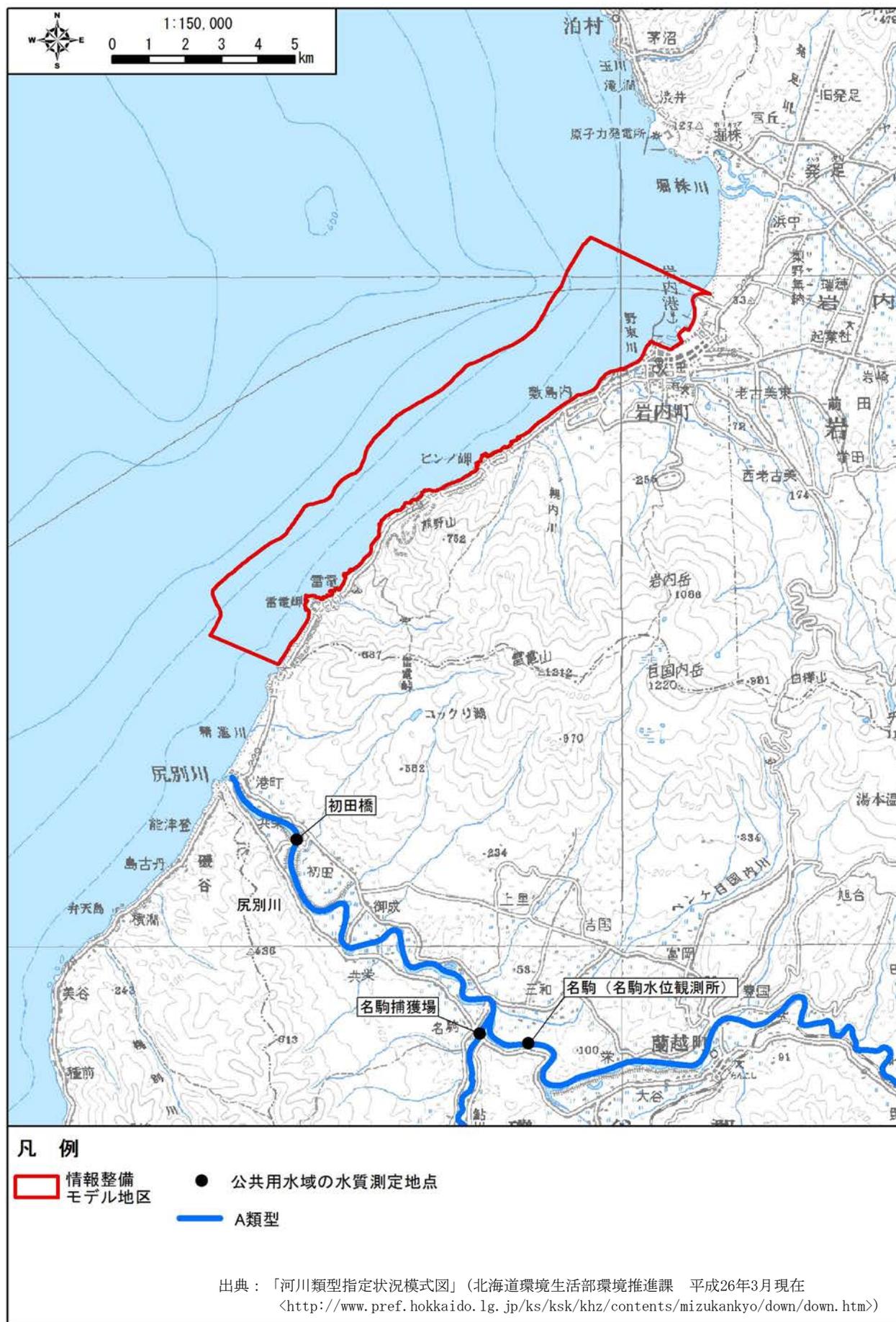


図 3.1.2-5 水質調査地点位置図(河川)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.1.2-3 公共用水域水質測定結果(生活環境項目)

河川名		尻別川			環境基準値 (河川A類型)	環境基準 の評価
地点名		名駒捕獲場				
類型区分		A				
測定項目	単位	最小値	最大値	m/n [※]		
水素イオン濃度(pH)	—	6.7	7.8	0/4	6.5以上8.5以下	達成
溶存酸素量(DO)	mg/L	9.7	15	0/12	7.5mg/L以上	達成
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	<0.5	1.4	0/4	2mg/L以下	達成
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	1.5	3.2	-/12	—	—
浮遊物質量(SS)	mg/L	<1	3	0/4	25mg/L以下	達成
大腸菌群数	MPN/100mL	33	4900	2/4	1,000MPN/100mL以下	

河川名		尻別川			環境基準値 (河川A類型)	環境基準 の評価
地点名		名駒(名駒水位観測所)				
類型区分		A				
測定項目	単位	最小値	最大値	m/n [※]		
水素イオン濃度(pH)	—	7.0	7.7	0/12	6.5以上8.5以下	達成
溶存酸素量(DO)	mg/L	9.7	15	0/12	7.5mg/L以上	達成
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	<0.5	0.6	0/12	2mg/L以下	達成
浮遊物質量(SS)	mg/L	1	33	1/12	25mg/L以下	達成
大腸菌群数	MPN/100mL	79	4900	6/12	1,000MPN/100mL以下	

河川名		尻別川			環境基準値 (河川A類型)	環境基準 の評価
地点名		初田橋				
類型区分		A				
測定項目	単位	最小値	最大値	m/n [※]		
水素イオン濃度(pH)	—	7.0	7.3	0/4	6.5以上8.5以下	達成
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.8	14	0/4	7.5mg/L以上	達成
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	<0.5	<0.5	0/4	2mg/L以下	達成
浮遊物質量(SS)	mg/L	<1	66	1/4	25mg/L以下	
大腸菌群数	MPN/100mL	110	4900	2/4	1,000MPN/100mL以下	

※m：環境基準値を超える検体数、n：総検体数

出典：「平成25年度 公共用水域の水質測定結果」(北海道環境生活部，平成26年12月

<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/down/down.htm>>

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.1.2-4 公共用水域水質測定結果 (健康項目)

河川名		尻別川				環境基準値	環境基準 の評価
地点名		名駒捕獲場					
類型区分		A					
測定項目	単位	m ^{※1}	n ^{※1}	最大値	平均値		
カドミウム	mg/L	0	2	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下	達成
鉛	mg/L	0	2	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下	達成
砒素	mg/L	0	2	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下	達成
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0	1	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下	達成
チウラム	mg/L	0	1	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下	達成
シマジン	mg/L	0	1	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下	達成
チオベンカルブ	mg/L	0	1	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下	達成
1,4-ジオキサン	mg/L	0	1	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下	達成

河川名		尻別川				環境基準値	環境基準 の評価
地点名		名駒 (名駒水位観測所)					
類型区分		A					
測定項目	単位	m ^{※1}	n ^{※1}	最大値	平均値		
カドミウム	mg/L	0	4	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下	達成
全シアン	mg/L	0	4	<0.1	<0.1	検出されないこと ^{※2}	達成
鉛	mg/L	0	4	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下	達成
六価クロム	mg/L	0	4	<0.02	<0.02	0.05mg/L以下	達成
砒素	mg/L	0	4	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下	達成
総水銀	mg/L	0	4	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下	達成
PCB	mg/L	0	1	<0.0005	<0.0005	検出されないこと ^{※2}	達成
ジクロロメタン	mg/L	0	1	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下	達成
四塩化炭素	mg/L	0	1	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下	達成
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0	1	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L以下	達成
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0	1	<0.01	<0.01	0.1mg/L以下	達成
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0	1	<0.004	<0.004	0.04mg/L以下	達成
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0	1	<0.001	<0.001	1mg/L以下	達成
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0	1	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下	達成
トリクロロエチレン	mg/L	0	1	<0.002	<0.002	0.01mg/L以下	達成
テトラクロロエチレン	mg/L	0	1	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L以下	達成
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0	1	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下	達成
チウラム	mg/L	0	1	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下	達成
シマジン	mg/L	0	1	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下	達成
チオベンカルブ	mg/L	0	1	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下	達成
ベンゼン	mg/L	0	1	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下	達成
セレン	mg/L	0	1	<0.002	<0.002	0.01mg/L以下	達成
硝酸性窒素	mg/L	-	4	0.67	0.49	-	-
亜硝酸性窒素	mg/L	-	4	0.009	0.007	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0	4	0.67	0.49	10mg/L以下	達成
ふっ素	mg/L	0	4	<0.1	<0.1	0.8mg/L以下	達成
ほう素	mg/L	0	1	<0.05	0.05	1mg/L以下	達成
1,4-ジオキサン	mg/L	0	4	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下	達成

出典：「平成25年度 公共用水域の水質測定結果」(北海道環境生活部，平成26年12月

<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/down/down.htm>>)

※1 m：環境基準値を超える検体数、n：総検体数

※2 規定された方法によって測定したとき、その結果がその方法の定量限界を下まわること

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(b) 海域

情報整備モデル地区及びその周辺においては、海域に関する公共用水域水質測定は表 3.1.2-5 及び図 3.1.2-6に示す6地点で実施されている。公共用水域水質測定結果を表 3.1.2-6に示す。

岩内海域(3：A類型)のST-2及びST-3で溶存酸素量が環境基準値以下であったが、岩内海域(2：B類型)及び岩内海域(1：C類型)ではそれぞれ基準値を達成している。

表 3.1.2-5 公共用水域水質測定地点

水域名 (河川名等)	地点名	類型	測定項目
岩内海域(3)	ST-1	A	生活環境項目 (pH, DO, COD, 大腸菌群数, n-ヘキサン抽出物質_油分等)
	ST-2	A	
	ST-3	A	
岩内海域(2)	ST-4	B	生活環境項目 (pH, DO, COD, n-ヘキサン抽出物質_油分等)
	ST-5	B	
岩内海域(1)	ST-6	C	

出典：「平成25年度 公共用水域の水質測定結果」(北海道環境生活部, 平成26年12月
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/down/down.htm>)

表 3.1.2-6 公共用水域水質測定結果

水域名		岩内海域(3)			環境基準値 (海域A類型)	環境基準 の評価
地点名(採取水深)		ST-1(全層)				
類型区分		A				
測定項目	単位	最小値	最大値	m/n ^{**}		
水素イオン濃度(pH)	—	8.1	8.3	0/4	7.8以上8.3以下	達成
溶存酸素量(DO)	mg/L	7.5	9.6	0/4	7.5mg/L以上	達成
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	1.2	1.4	0/4	2mg/L以下	達成
大腸菌群数	MPN/100ml	<1	17	0/4	1,000MPN/100mL以下	達成
n-ヘキサン抽出物質_油分等	mg/L	<0.5	<0.5	0/1	検出されないこと。	達成

水域名		岩内海域(3)			環境基準値 (海域A類型)	環境基準 の評価
地点名(採取水深)		ST-2(全層)				
類型区分		A				
測定項目	単位	最小値	最大値	m/n ^{**}		
水素イオン濃度(pH)	—	8.2	8.3	0/4	7.8以上8.3以下	達成
溶存酸素量(DO)	mg/L	7.3	9.5	1/4	7.5mg/L以上	
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	0.9	1.6	0/4	2mg/L以下	達成
大腸菌群数	MPN/100mL	<1	2	0/4	1,000MPN/100mL以下	達成
n-ヘキサン抽出物質_油分等	mg/L	<0.5	<0.5	0/1	検出されないこと。	達成

水域名		岩内海域(3)			環境基準値 (海域A類型)	環境基準 の評価
地点名(採取水深)		ST-3(全層)				
類型区分		A				
測定項目	単位	最小値	最大値	m/n ^{**}		
水素イオン濃度(pH)	—	8.2	8.3	0/4	7.8以上8.3以下	達成
溶存酸素量(DO)	mg/L	7.4	9.6	1/4	7.5mg/L以上	
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	1.0	1.8	0/4	2mg/L以下	達成
大腸菌群数	MPN/100mL	<1	<1	0/4	1,000MPN/100mL以下	達成
n-ヘキサン抽出物質_油分等	mg/L	<0.5	<0.5	0/1	検出されないこと。	達成

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

水域名		岩内海域 (2)			環境基準値 (海域B類型)	環境基準 の評価
地点名 (採取水深)		ST-4 (全層)				
類型区分		B				
測定項目	単位	最小値	最大値	m/n [*]		
水素イオン濃度 (pH)	—	8.2	8.3	0/4	7.8以上8.3以下	達成
溶存酸素量 (DO)	mg/L	7.5	9.5	0/4	5mg/L以上	達成
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	0.8	1.6	0/4	3mg/L以下	達成
大腸菌群数	MPN/100ml	—	—	—	—	—
n-ヘキサン抽出物質_油分等	mg/L	<0.5	<0.5	0/1	検出されないこと。	達成

水域名		岩内海域 (2)			環境基準値 (海域B類型)	環境基準 の評価
地点名 (採取水深)		ST-5 (全層)				
類型区分		B				
測定項目	単位	最小値	最大値	m/n [*]		
水素イオン濃度 (pH)	—	8.2	8.3	0/4	7.8以上8.3以下	達成
溶存酸素量 (DO)	mg/L	7.3	9.3	0/4	5mg/L以上	達成
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	0.9	2.2	0/4	3mg/L以下	達成
大腸菌群数	MPN/100mL	—	—	—	—	—
n-ヘキサン抽出物質_油分等	mg/L	<0.5	<0.5	0/1	検出されないこと。	達成

水域名		岩内海域 (1)			環境基準値 (海域B類型)	環境基準 の評価
地点名 (採取水深)		ST-6 (全層)				
類型区分		C				
測定項目	単位	最小値	最大値	m/n [*]		
水素イオン濃度 (pH)	—	8.1	8.3	0/4	7.0以上8.3以下	達成
溶存酸素量 (DO)	mg/L	6.8	9.3	0/4	2mg/L以上	達成
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	1.0	2.1	0/4	8mg/L以下	達成
大腸菌群数	MPN/100mL	—	—	—	—	—
n-ヘキサン抽出物質_油分等	mg/L	<0.5	<0.5	0/1	—	—

出典：「平成25年度 公共用水域の水質測定結果」(北海道環境生活部，平成26年12月
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/down/down.htm>)

(c) 水底の底質の状況

「平成25年度 公共用水域の水質測定結果」(北海道環境生活部，平成26年12月<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/down/down.htm>>)によると、情報整備モデル地区及びその周辺においては、水底の底質の状況に関する調査は実施されていない。

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

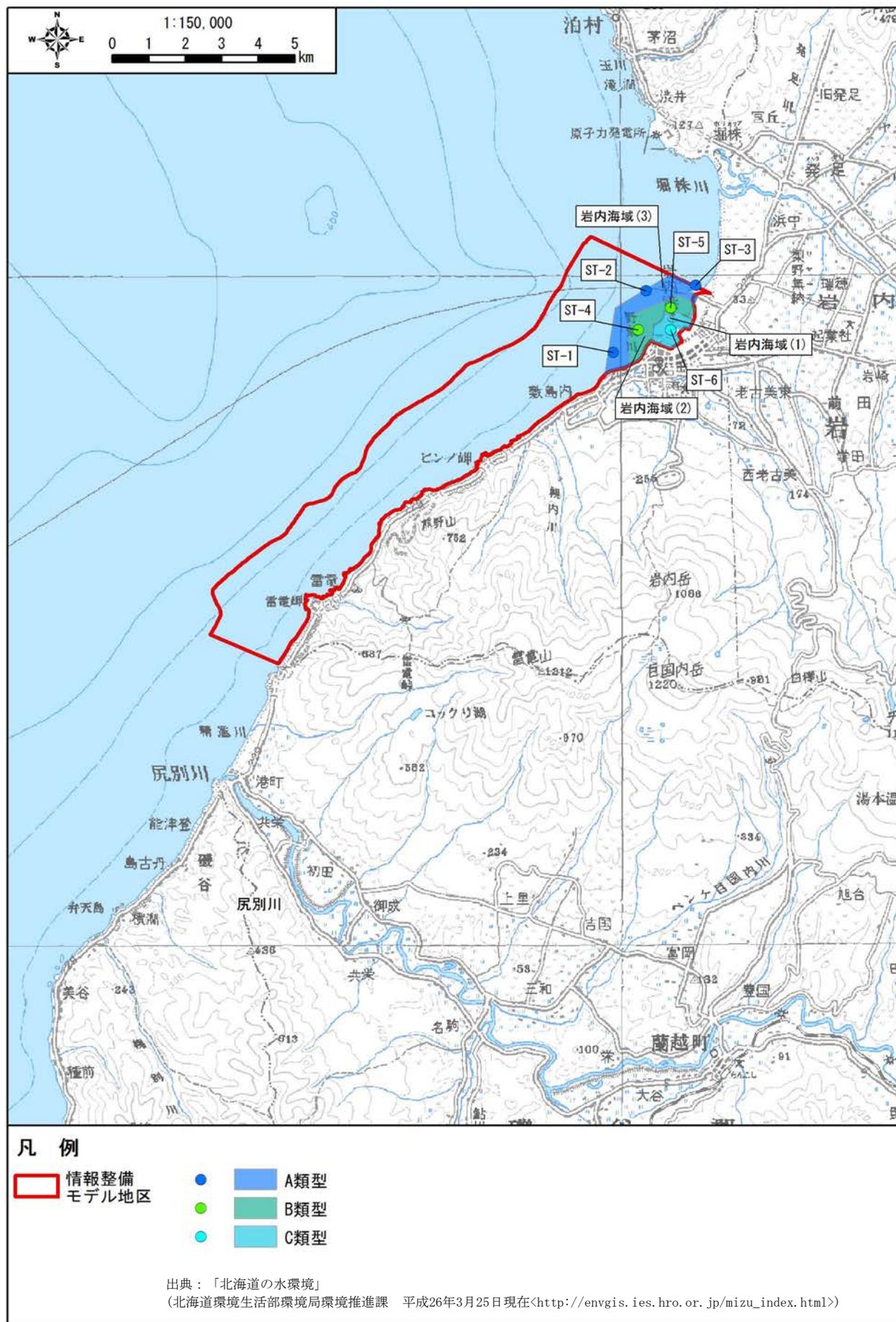


図 3.1.2-6 水質調査地点位置図(海域)

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

(d) 地下水

情報整備モデル地区及びその周辺では、平成25年度に共和町及び泊村において概況調査が実施されている。調査結果を表 3. 1. 2-7に示す。

表 3. 1. 2-7 地下水の水質測定結果

市町村名	共和町	泊村
地区名	前田	泊村
井戸深度(m)	20	5
浅・深井戸の別	不明	不明
用途	生活用水	一般引用
採水年月日	平成25年6月24日	平成25年6月24日
水温(°C)	11.6	10.5
pH	7.3	7.1
EC(mS/m)	25	53
カドミウム	<0.0003	<0.0003
全シアン	<0.1	<0.1
鉛	<0.005	<0.005
六価クロム	<0.02	<0.02
砒素	<0.005	<0.005
総水銀	<0.0005	<0.0005
PCB	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	<0.002	<0.002
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01
1,2-ジクロロエチレン	<0.008	<0.008
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004
トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002
チウラム	<0.0006	<0.0006
シマジン	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	<0.002	<0.002
ベンゼン	<0.001	<0.001
セレン	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.5	1.5
硝酸性窒素	1.5	1.5
亜硝酸性窒素	<0.005	<0.005
ふっ素	<0.1	<0.1
ほう素	<0.02	0.02
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005

出典：「平成25年度 公共用水域の水質測定結果」（北海道環境生活部，平成26年12月
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/down/down.htm>）

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

(e) ダイオキシン類(水質・底質・地下水)

情報整備モデル地区及びその周辺においては、水質、底質及び地下水に係るダイオキシン類調査が実施されている。測定結果は表 3.1.2-8に示すとおりであり、環境基準を達成している。

表 3.1.2-8(1) ダイオキシン類(水質)調査結果

区分	水系名	河川名	採取地点	測定結果	環境基準
公共用水域	尻別川	尻別川	名駒	0.07pg-TEQ/g	1pg-TEQ/g

出典：「北海道環境白書'14」(北海道環境生活部環境局環境推進課，平成26年11月
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/hakusyo/hakusyo_top.htm)

表 3.1.2-8(2) ダイオキシン類(底質)調査結果

区分	水系名	河川名	採取地点	測定結果	環境基準
公共用水域	尻別川	尻別川	名駒	1.6pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g
			初田橋	71pg-TEQ/g	

出典：「北海道環境白書'14」(北海道環境生活部環境局環境推進課，平成26年11月
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/hakusyo/hakusyo_top.htm)

表 3.1.2-8(3) ダイオキシン類(地下水)調査結果

調査市町村	調査地点名	地番	測定結果	環境基準
共和町	民家飲用井戸	共和町前田	0.076pg-TEQ/g	1pg-TEQ/g

出典：「北海道環境白書'14」(北海道環境生活部環境局環境推進課，平成26年11月
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/hakusyo/hakusyo_top.htm)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)



図 3.1.2-7 ダイオキシン類(水質・底質・地下水)調査地点

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

(f) 苦情の発生状況

北海道における水質汚濁に係る発生源別苦情受理件数は、表 3.1.2-9に示すとおりである。苦情件数は42件であり、製造業及び会社・事業所以外(その他・不明)に起因するものがそれぞれ9件と最も多くを占めている。なお、情報整備モデル地区及びその周辺において、苦情の発生状況は公表されていない。

また、岩内町への聞き取り結果では、水質汚濁に係る苦情は報告されていない。

表 3.1.2-9 水質汚濁に係る発生源別苦情受理件数(平成25年度)

発生源		件数
農業		2
林業		—
漁業		—
鉱業		—
建設業		1
製造業		9
電気・ガス・熱供給・水道業		—
情報通信業		—
運輸業		—
卸売・小売業		3
金融・保険業		—
不動産業		—
飲食店、宿泊業		1
医療、福祉		1
教育、学習支援業		1
複合サービス事業		—
サービス業(他に分類されないもの)		—
公務(他に分類されないもの)		—
分類不能の産業		—
会社・事業所以外	個人	6
	その他	9
	不明	9
合 計		42

出典：「平成25年度公害苦情調査—結果報告—」(公害等調整委員会, 平成26年12月19日
 <<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/main.html>>)

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

(a) 土壌

① 陸域

情報整備モデル地区及びその周辺沿岸陸部は図 3.1.3-1に示すとおり、大部分が褐色森林土Ⅱで構成されている。

「土壌汚染対策法に基づく区域指定の状況」(北海道環境生活部, 平成27年1月23日現在<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/dojo/kuikisitei.htm>>)によると、北海道における土壌汚染対策法の施行状況は、要措置区域の指定件数が3件、形質変更時用届出区域の指定件数が18件となっている。また、情報整備モデル地区及びその周辺においては、土壌汚染対策法に基づく区域は指定されていない。

② 海域

情報整備モデル地区及びその周辺沿岸部における、底質分布図を図 3.1.3-2に示す。海域の底質は雷電海岸周辺では細砂、岩内港にかけて粗砂や岩が占める割合が高くなる。

(b) ダイオキシン類(土壌)

情報整備モデル地区及びその周辺において、土壌中のダイオキシン類に関する一般環境調査は、共和町の旧学田小学校跡地1地点で実施されている(図 3.1.3-3)。測定結果は表 3.1.3-1に示すとおりであり、環境基準を達成している。

なお、調査地域及びその周辺においては、土壌中のダイオキシン類に関する固定発生源調査は行われていない。

表 3.1.3-1 ダイオキシン類(土壌)調査結果

区分	調査市町村	調査地点名	地番	測定結果	環境基準
一般環境	共和町	旧学田小学校跡地	共和町前田	0.56pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g

出典：「北海道環境白書'14」(北海道環境生活部環境局環境推進課, 平成26年11月
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/hakusyo/hakusyo_top.htm>)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)



II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

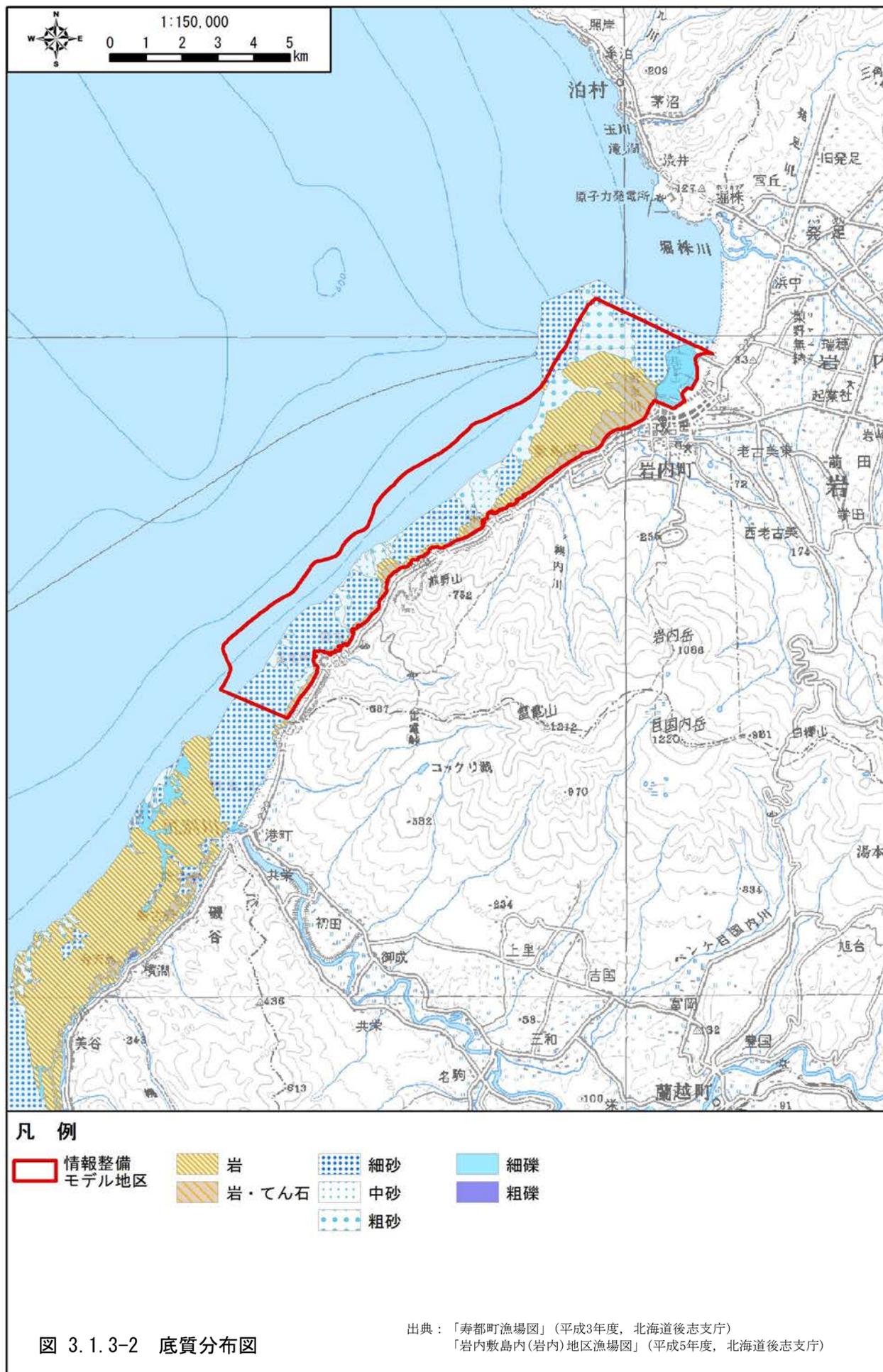


図 3.1.3-2 底質分布図

出典：「寿都町漁場図」（平成3年度，北海道後志支庁）
「岩内敷島内（岩内）地区漁場図」（平成5年度，北海道後志支庁）

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)



図 3.1.3-3 ダイオキシン類(土壌)調査地点

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

(c) 苦情の発生状況

北海道における土壌汚染に係る発生源別苦情受理件数は、表 3.1.3-2に示すとおりである。苦情件数は8件であり、会社・事業所以外(個人)に起因するものがそれぞれ4件と最も多くを占めている。なお、情報整備モデル地区及びその周辺において、苦情の発生状況は公表されていない。

また、岩内町への聞き取り結果では、土壌汚染に係る苦情は報告されていない。

表 3.1.3-2 土壌汚染に係る発生源別苦情受理件数(平成25年度)

発生源		件数
農業		1
林業		—
漁業		—
鉱業		—
建設業		—
製造業		3
電気・ガス・熱供給・水道業		—
情報通信業		—
運輸業		—
卸売・小売業		—
金融・保険業		—
不動産業		—
飲食店、宿泊業		—
医療、福祉		—
教育、学習支援業		—
複合サービス事業		—
サービス業(他に分類されないもの)		—
公務(他に分類されないもの)		—
分類不能の産業		—
会社・事業所以外	個人	4
	その他	—
	不明	—
合計		8

出典：「平成25年度公害苦情調査—結果報告—」(公害等調整委員会, 平成26年12月19日
<<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/main.html>>)

(2) 地盤の状況

「北海道環境白書'14」(北海道環境生活部環境局環境推進課, 平成26年11月<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/hakusyo/hakusyo_top.htm>)によると、情報整備モデル地区及びその周辺では、地盤沈下は確認されていない。

なお、北海道内においては、石狩平野地域、釧路平野地域、十勝平野地域及び勇払原野の4地域が「地盤沈下またはそのおそれがある地域」として指定されている。2cm以上の沈下が認められる地域はないが、石狩平野では平成24年度時点で、沈下が生じている地域において年間1.32cmの沈下が認められており、北海道及び札幌市が観測井戸、水準点を設置し、継続調査を実施している。

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

①陸域

「20万分の1土地分類基本調査及び土地保全基本調査」(国土交通省国土政策局国土情報課<<http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/inspect.html>> 閲覧日:平成27年1月6日)に基づき作成した情報整備モデル地区及びその周辺の地形分類図を図 3.1.4-1に示す。

情報整備モデル地区及びその周辺沿岸陸部の地形は、主に中起伏火山地及び火山麓地で構成され、尻別川沿い及び堀株川沿いには、扇状地性低地や三角州性低地、自然堤防・砂州・砂丘が見られる。

②海域

情報整備モデル地区及びその周辺沿岸陸部における海底地形図を図 3.1.4-2に示す。等深線は概ね海岸線と並行になっている。

(2) 地質の状況

①陸域

「20万分の1土地分類基本調査及び土地保全基本調査」(国土交通省国土政策局国土情報課<<http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/inspect.html>> 閲覧日:平成27年1月6日)に基づき作成した情報整備モデル地区及びその周辺の表層地質図を図 3.1.4-3、底質分布図を図 3.1.3-2に示す。

情報整備モデル地区及びその周辺の地質は、主に安山岩質岩石で構成されている。

②海域

情報整備モデル地区及びその周辺沿岸部の海底地質の状況については、調査を実施したが情報は得られなかった。

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

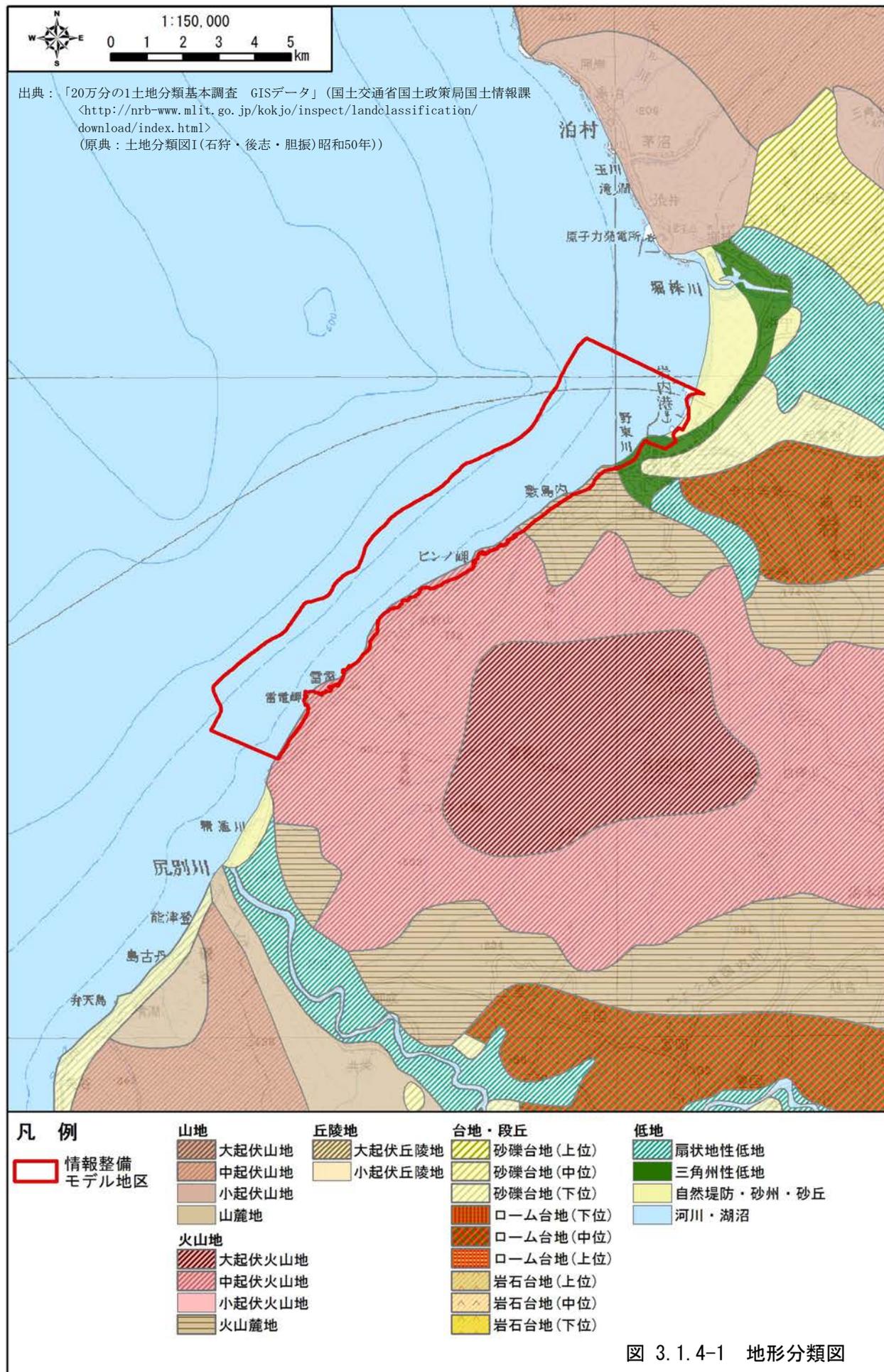


図 3.1.4-1 地形分類図

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

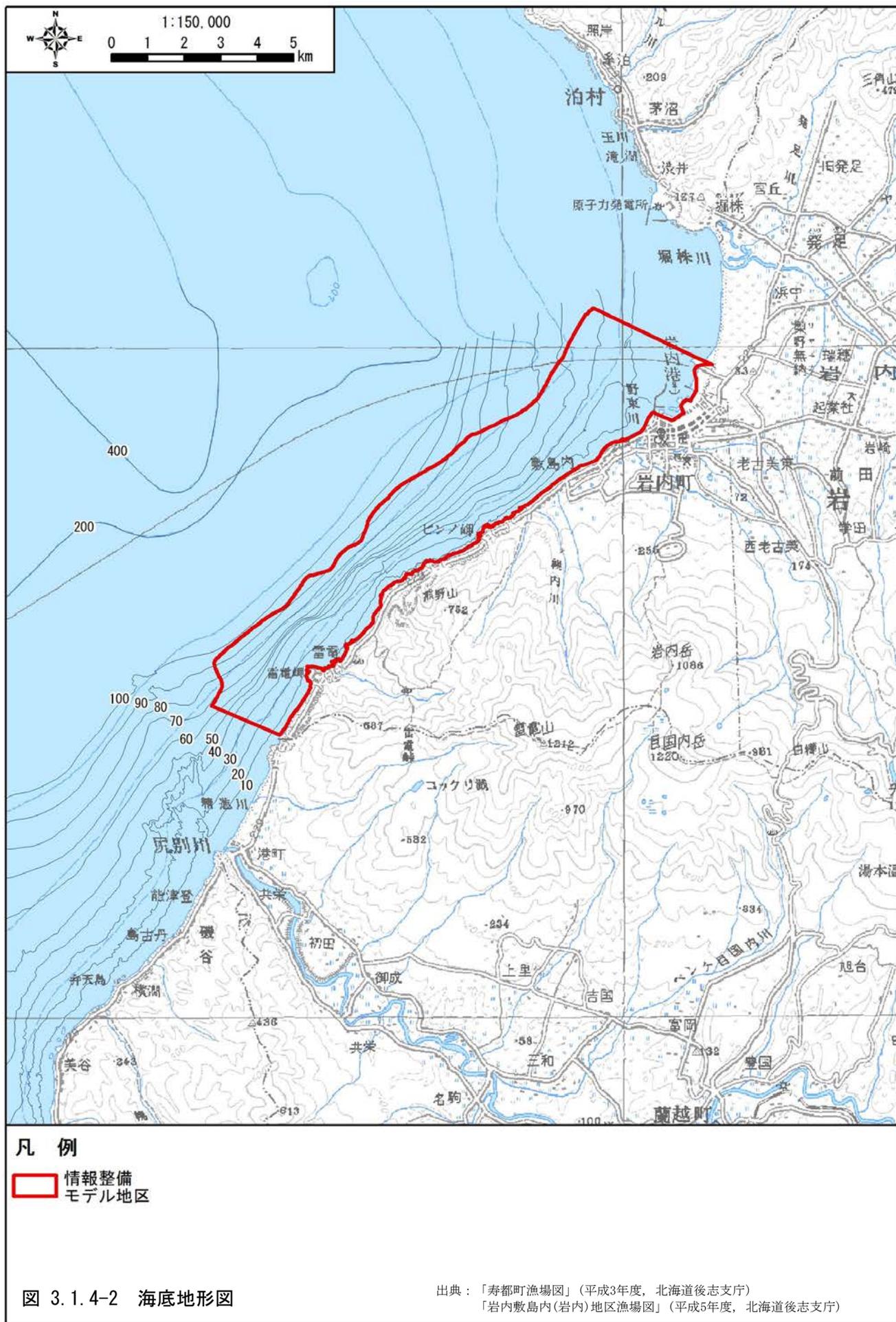


図 3.1.4-2 海底地形図

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

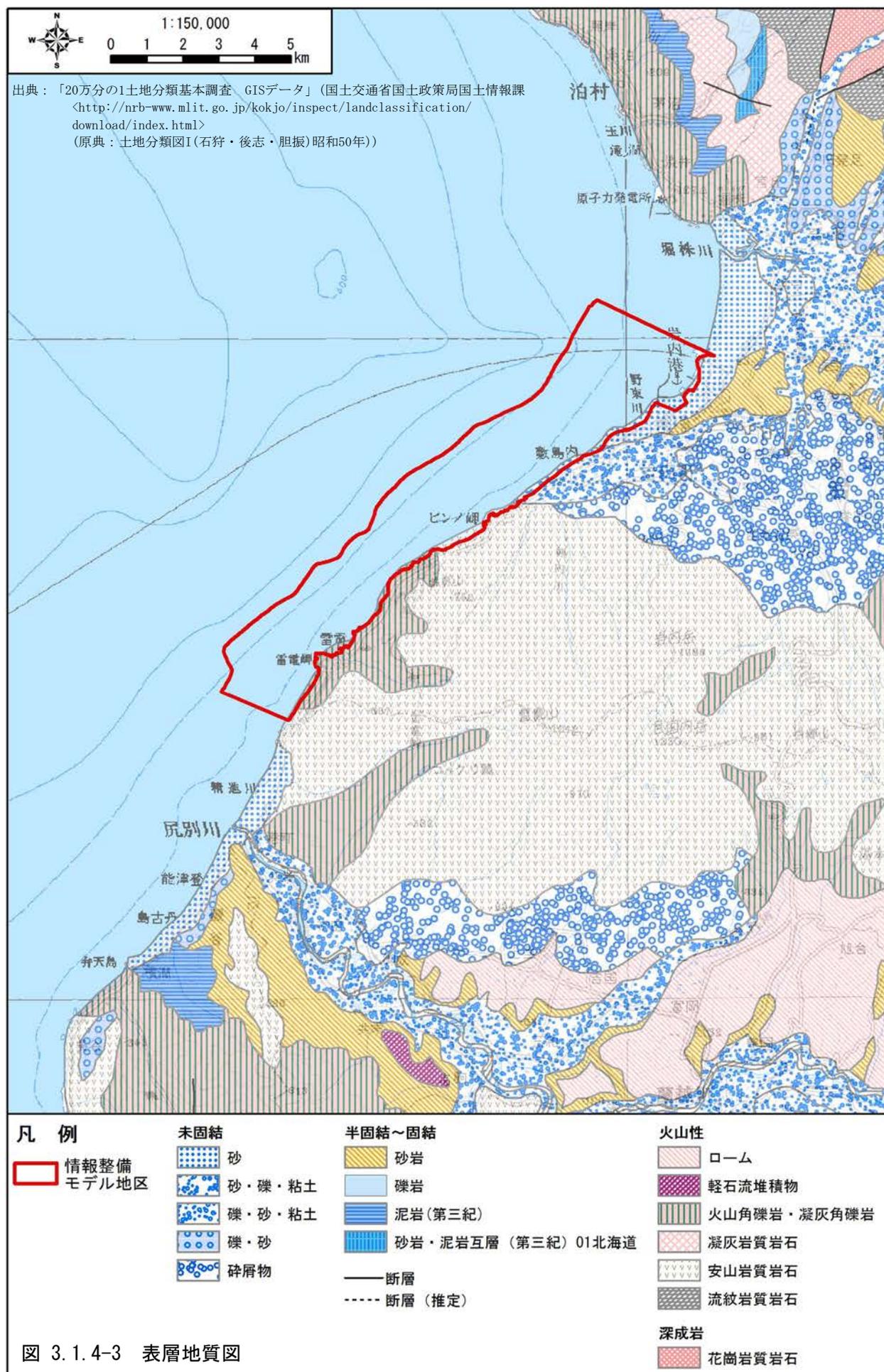


図 3.1.4-3 表層地質図

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(3) 重要な地形・地質

情報整備モデル地区及びその周辺において、「日本の地形レッドデータブック第1集」(小泉武栄・青木賢人(編), 1994)、「日本の典型地形」(国土地理院, <<http://www.gsi.go.jp/kikaku/tenkei.html>> 閲覧日:平成27年2月6日)及び「第3回自然環境保全基礎調査 日本の自然景観」(環境庁, 平成元年<http://www.biodic.go.jp/kiso/19/19_keika.html>)に掲載されている重要な地形を表 3.1.4-1～表 3.1.4-2及び図 3.1.4-4に示す。

なお、「日本の地形レッドデータブック第1集」では尻別川の範囲が示されていないため、図 3.1.4-4の作図にあたっては、「国土数値情報 ダウンロードサービス」から尻別川を掲載した。

表 3.1.4-1 重要な地形(日本の地形レッドデータブック)

カテゴリー ^{注1}	保存すべき地形	地形の特性	選定基準 ^{注2}	ランク ^{注3}	保全状況 ^{注4}
Ⅲ	尻別川	自然河川	③	B	国定
Ⅶ	雷電温泉	地滑り地形	③	C	指定なし

注1)カテゴリー:

- I 変動地形、II 火山地形、III 河川をつくる地形(III-2 河川をつくる地形(湿原))、
IV 気候を反映した地形、V 海岸地形、VI 地質を反映した地形、VII その他の重要な地形

注2)選定基準:

- ① 日本の地形を代表する典型的かつ希少、貴重な地形。
② ①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形。
③ 多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形。
④ 動物や植物の生育地として重要な地形。

注3)ランク(現在の保存状況):

- A 現在の保存状況がよく、今後もその継続が求められる地形。
B 現時点で低強度の破壊を受けている地形。今後、破壊が継続されれば、消滅が危惧される。
C 現在著しく破壊されつつある地形。また、大規模開発計画などで破壊が危惧される地形。このランクに属する地形は現状のままでは消滅すると考えられるので、最も緊急な保全が要求される。
D 重要な地形でありながら、すでに破壊され、現存しない地形。

注4)保全状況(現在の保全状況):

- 国天然 国指定天然記念物、国立 国立公園、ラム ラムサール条約登録湿地、
県天然 県指定天然記念物、国定 国定公園、市天然 市指定天然記念物、
県立 県立公園、－ 指定なし

出典:「日本の地形レッドデータブック第1集」(小泉武栄・青木賢人(編), 1994)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.1.4-2 重要な地形(自然環境保全基礎調査)

町名	名称	概要
岩内町	岩内岳	火山
	朝日温泉	噴泉
	岩内～野束段丘	海成段丘
	ビンノ岬海岸	海食崖
	鳴神の滝	滝
	車滝	滝
	梯子滝	滝
	雲間の滝	滝
岩内町・蘭越町	目国内岳	火山
蘭越町	雷電火山群	火山群
	シヤクナゲ岳	火山
	雷電山	火山
	ニセコ新見温泉郷	噴泉
	コックリ沼	湖沼
	港町海岸	砂丘
	雷電岬～セバチ鼻	海食崖
共和町・蘭越町	白樺山	火山
共和町	神仙沼	湖沼
	長沼	湖沼
	神仙沼	湿原
	梨野舞納海岸	砂丘
共和町・ニセコ町	ニセコ火山群	火山群
泊村	茅沼段丘	海成段丘
寿都町	歌棄～磯谷段丘	海成段丘

出典：「第3回自然環境保全基礎調査 日本の自然景観」
(環境庁, 平成元年<http://www.biodic.go.jp/kiso/19/19_keika.html>)

また、情報整備モデル地区及びその周辺における重要な地質を、表 3.1.4-3に示す。なお、出典資料には位置が示されていないため、図 3.1.4-4には記載しなかった。

表 3.1.4-3 重要な地質(北海道地質百選)

名称	所在地	選定基準※			
		1	2	3	4
旧茅沼炭鉱ズリ山と溶結凝灰岩	泊村 茅沼		○		
ニセコ神仙沼湿原	共和町 神仙沼		○		
チセヌプリ北斜面の岩屑なだれ	共和町 前田		○		
国道5号国富トンネルのドレライト	共和町 本村1	○			

※選定基準

1. 学術的に重要な地質・地形および地質事象(露頭や岩石・鉱物・化石、噴気・噴泥など)
2. 地域の独特な景観をつくる地形地質(美瑛富良野の火砕流台地、札幌の八剣山など)
3. 産業活動や地域生活に結びついた地質・地形(札幌軟石、旧鴻之舞鉱山5号大露頭など)
4. その他「地質遺産」として科学的に意義付けられ、保存・改善されるべきもの

出典：「北海道地質百選」(日本地質学会北海道支部 北海道地質百選検討グループ
<<http://www.geosites-hokkaido.org/index.html>> 閲覧日：平成27年2月6日)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

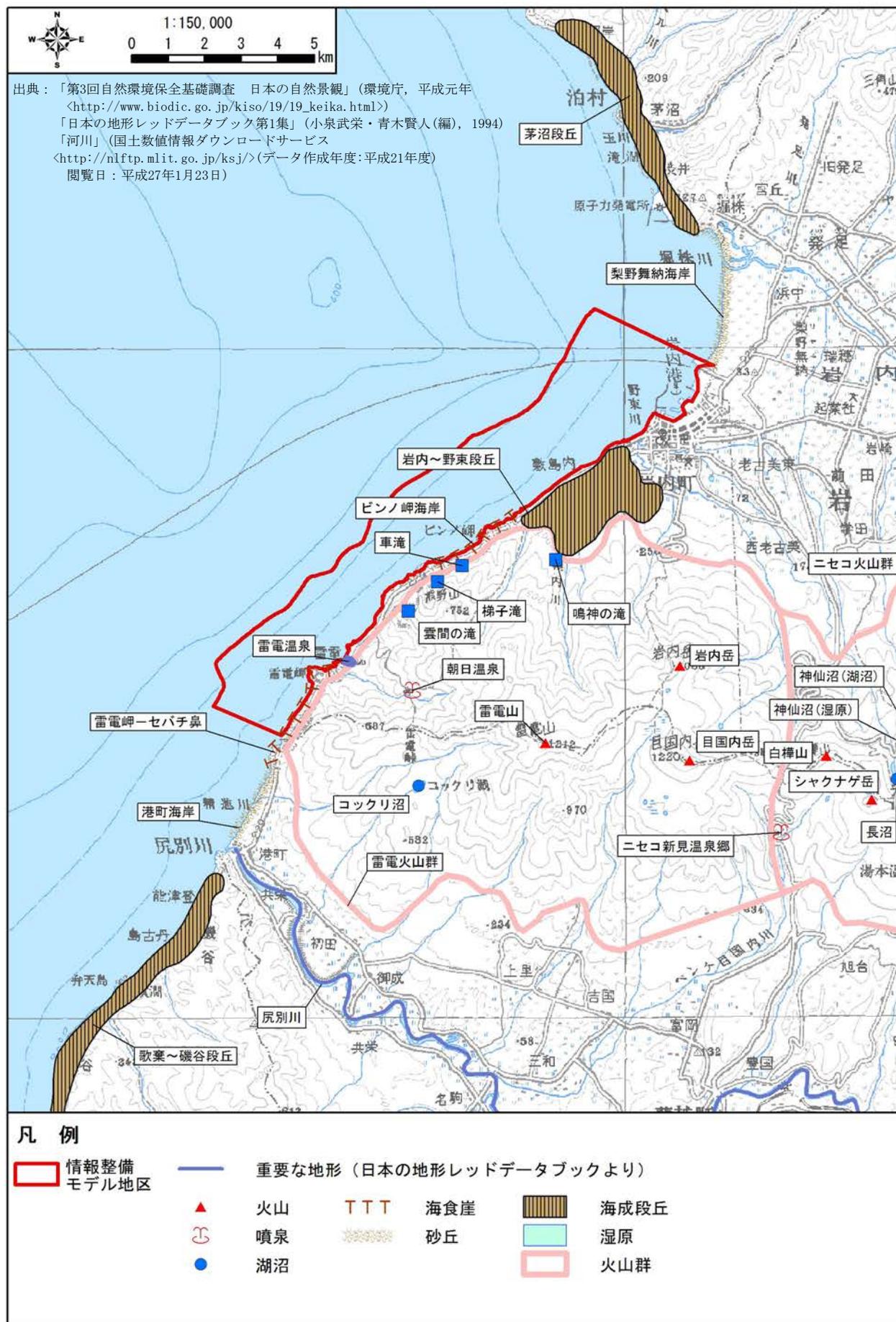


図 3.1.4-4 重要な地形地質図

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

情報整備モデル地区及びその周辺における動植物に関する情報は、表 3.1.5-1に示す文献を用いて整理した。

表 3.1.5-1 地域概況調査により収集した文献一覧

No.	文献名	対象範囲	哺乳類	鳥類	両生類 爬虫類	魚類※1	昆虫類	底生動物	植物	藻場	その他※2
1	生物多様性情報システム データベース検索 (第2回動植物分布調査, 環境庁, 昭和53年～昭和55年度) http://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_mam_f.html	2次 メッシュ	○	○							
2	生物多様性情報システム データベース検索 (第3回動植物分布調査, 環境庁, 昭和58年～昭和63年度) http://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_mam_f.html	2次 メッシュ				○					
3	生物多様性情報システム データベース検索 (第4回動植物分布調査, 環境庁, 昭和63年～平成5年度) http://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_mam_f.html	2次 メッシュ	○							○	○
4	生物多様性情報システム データベース検索 (第5回動植物分布調査, 環境省, 平成5年～平成10年度) http://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_mam_f.html	2次 メッシュ	○		○	○	○	○		○	○
5	生物多様性情報システム データベース検索 (第6回動植物分布調査, 環境省, 平成11年～平成17年度) http://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_mam_f.html	5km メッシュ	○								
6	第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書 (環境省, 平成16年) http://www.biodic.go.jp/reports2/6th/6_bird/index.html	2次 メッシュ		○							
7	環境調査・アセスメントのための 北海道高等植物目録 I～IV (たくぎん総合研究所, 平成60年～平成6年)	後志支庁							○		
8	新蘭越町史(蘭越町, 平成11年12月)	磯谷歌棄 地方							○		
9	共和町史(共和町, 昭和47年)	共和町									○
10	新共和町史(共和町, 平成19年3月)	共和町	○	○	○	○	○		○		
11	北海道地域別鳥類リスト (野生生物情報センター, 平成3年5月)	掘株川河口		○							
12	後志の植物(桑原義晴, 平成8年)	磯谷海岸 雷電海岸 掘株海岸 岩内海岸							○		
13	北海道沿岸域における天然コンブ群落の形成と維持. 北水試研報 63(赤池・他, 平成14年)	岩内 沿岸域								○	
14	北海道岩内沿岸における2年生コンブの成長と成熟. 北水試研報 69(赤池・津田, 2005年)	岩内 沿岸域								○	

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.1.5-1(2) 地域概況調査により収集した文献一覧

No.	文献名	対象範囲	哺乳類	鳥類	両生類	爬虫類	魚類 ※1	昆虫類	底生動物	植物	藻場	その他 ※2
15	自然環境情報GIS提供システム (第4回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査 (干潟・藻場・サンゴ礁), 環境庁, 平成1年～平成4年 度) http://www.biodic.go.jp/kiso/34_higat_f.html	分布地域									○	
16	自然環境情報GIS提供システム (第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査 (環境庁, 平成9年～13年度)) http://www.biodic.go.jp/kiso/34_higat_f.html	分布地域									○	
17	自然環境情報GIS提供システムデータ 第2回～第5回植生調査重ね合わせ植生 (第5回自然環境保全基礎調査 植生調査, 環境庁, 平成11年) http://www.vegetation.biodic.go.jp/index.html	植生図								○		
18	自然環境情報GIS提供システムデータ 第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査 (環境庁, 昭和63年) http://www.biodic.go.jp/trialSystem/info/big.html	分布地点								○		
19	自然環境情報GIS提供システムデータ 第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査 (環境庁, 平成12年) http://www.biodic.go.jp/trialSystem/info/big.html	分布地点								○		
20	みどりバンク みどり財形 (北海道水産林務部, 閲覧日: 平成27年2月6日) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sky/homepage/midori/undou/3_zaikei/bank3-00.htm#1	岩内町 共和町 泊村 蘭越町								○		
21	第3回自然環境保全基礎調査 北海道自然環境情報図(1/200,000) (環境庁, 平成元年) http://www.biodic.go.jp/reports2/3rd/joho/joho_01b/3_joho_01b.pdf	渡島 桧山 後志								○		

※1: 魚類では、地域文献調査により、淡水魚類、海産魚類を調査した。

※2: その他の生物では、地域文献調査により海域生物、陸産貝類を調査した。

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.1.5-2 動植物の重要種及び重要な生息生育地の選定基準

選定基準		カテゴリー
I	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成23年5月2日法律第37号) 「北海道文化財保護条例」 (昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 道天：北海道指定天然記念物
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月5日法律第75号 最終改正：平成25年6月12日法律第37号)	国内：国内希少野生動植物 国際：国際希少野生動植物
III	「レッドデータブック2014 －日本の絶滅のおそれのある野生生物」 (平成26年・平成27年 環境省)	EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I 類 CR:絶滅危惧 I A類 EN:絶滅危惧 I B類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 LP:絶滅のおそれのある地域個体群
IV	「北海道の希少野生生物 －北海道レッドデータブック2001－」 (平成13年3月 北海道)	Ex:絶滅 Ew:野生絶滅 Cr:絶滅危機種 En:絶滅危惧種 Vu:絶滅危急種 R:希少種 LP:地域個体群 N:留意種
V	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」 (平成12年3月 水産庁)	絶滅危惧：絶滅の危機に瀕している種・亜種 危急：絶滅の危険が増大している種・亜種 希少：存続基盤が脆弱な種・亜種 減少：明らかに減少しているもの 減少傾向：長期的にみて減少しつつあるもの 地域個体群：保護に留意すべき地域個体
VI	「干潟の絶滅危惧動物図鑑 －海岸ベントスのレッドデータブック－」 (平成12年7月 日本ベントス学会)	EX:絶滅 CR:絶滅危惧IA類 EN:絶滅危惧IB類 VU:絶滅危惧II類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 LP:絶滅の恐れのある地域個体群
VII	自然環境保全調査報告書(第1回緑の国勢調査) 植生自然度 (環境庁, 昭和51年)	10:高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区 9:エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
VIII	北海道自然環境等保全条例 (昭和48年12月11日北海道条例第64号 最終改正：平成26年3月28日北海道条例第23号)	環境緑地保護地区：市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区 自然景観保護地区：森林、草地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区 学術自然保護地区：動物の生息地、植物の生育地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区 記念保護樹木：由緒・由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木として保護することが必要なもの

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-2(2) 動植物の重要種及び重要な生息生育地の選定基準

	選定基準	カテゴリー
IX	第2回自然環境保全基礎調査要綱 特定植物群落選定基準 (環境庁, 昭和53年)	A: 原生林もしくはそれに近い自然林 B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C: 比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G: 乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H: その他、学術上重要な植物群落または個体群

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(1) 動物

(a) 哺乳類

① 確認種

地域文献調査により、5目8科18種の哺乳類が記録されている(表 3.1.5-3)。

表 3.1.5-3 地域文献により確認された哺乳類 確認種一覧

No.	目名	科名	種名	文献No.				
				1	3	4	5	10
1	モグラ目(食虫目)	トガリネズミ科	エゾトガリネズミ					○
2			オオアシトガリネズミ					○
3	ウサギ目	ウサギ科	エゾユキウサギ		○	○		○
4	ネズミ目(齧歯目)	リス科	エゾリス		○			○
5			◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	◆
6		エゾモモンガ					○	
7		ネズミ科	エゾヤチネズミ					○
8			エゾアカネズミ					○
9			カラフトアカネズミ					○
10			エゾヒメネズミ					○
11			ネコ目(食肉目)	クマ科	ヒグマ	○	○	
12	イヌ科	エゾタヌキ		○	○	○		○
13		キタキツネ		○	○	○	○	○
14	イタチ科	テン				○		○
15		◆◆◆◆		◆	◆	◆	◆	◆
16		イタチ			○	○		○
17				ミンク		○		
18	ウシ目(偶蹄目)	シカ科	エゾシカ	○			○	○
5目8科18種				4種	9種	5種	3種	15種

注：種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。

② 重要種

重要種としては、◆◆◆◆、◆◆◆◆の2種が記録されている(表 3.1.5-4)。なお、地域文献調査の結果では、情報整備モデル地区周辺に固有な種や重要な生息地は確認されなかった。

表 3.1.5-4 地域文献により確認された哺乳類 重要種一覧

秘匿情報につき、掲載しておりません。

注：種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。

※1重要種の選定基準

- I：「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成23年5月2日法律第37号)、「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号)に基づく国の天然記念物に指定されている種類。
 特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、道天：北海道指定天然記念物
- II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号 最終改正：平成25年6月12日法律第37号)において希少野生動植物種に指定されている種類。
 国内：国内希少野生動植物、国際：国際希少野生動植物
- III：「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－1 哺乳類」(平成26年9月 環境省)に指定されている種類。
 EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
- IV：「北海道の希少野生生物－北海道レッドデータブック2001－」(平成13年3月 北海道)に指定されている種類。
 Ex:絶滅、Ew:野生絶滅、Cr:絶滅危機種、En:絶滅危惧種、Vu:絶滅危惧種、R:希少種、LP:地域個体群、N:留意種

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(b) 鳥類

① 確認種

地域文献調査により、16目42科144種の鳥類が記録されている(表 3.1.5-5)。

表 3.1.5-5(1) 地域文献により確認された鳥類 確認種一覧

No.	目名	科名	種名	文献No.					
				1	6	10	11		
1	カモ目	カモ科	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆		
2			◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆		
3			オオハクチョウ				○		
4			◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆		
5			ヨシガモ				○	○	
6			ヒドリガモ				○	○	
7			マガモ			○	○	○	
8			カルガモ			○	○	○	
9			ハシビロガモ					○	○
10			オナガガモ					○	○
11			シマアジ					○	○
12			◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆		
13			コガモ			○		○	○
14			ホシハジロ					○	○
15			キンクロハジロ			○		○	○
16			スズガモ					○	○
17			◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆		
18			ビロードキンクロ					○	○
19			クロガモ					○	○
20			ホオジロガモ					○	○
21			◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆		
22			カワアイサ					○	○
23			ウミアイサ					○	○
24	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	○	○	○	○		
25			アカエリカイツブリ			○	○		
26			ミミカイツブリ			○	○		
27	ハト目	ハト科	キジバト	○	○	○	○		
28			アオバト			○	○		
29	アビ目	アビ科	アビ			○	○		
30			オオハム			○	○		
31	カツオドリ目	ウ科	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆		
32			ウミウ			○	○		
33	ペリカン目	サギ科	アオサギ			○	○		
34			ダイサギ			○	○		
35			コサギ			○	○		
36			◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆		
37	ツル目	クイナ科	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆		
38			バン	○	○	○	○		
39			オオバン			○			
40	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ	○	○	○	○		
41			カッコウ	○	○	○	○		
42	ヨタカ目	ヨタカ科	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆		
43	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ			○	○		
44			アマツバメ	○	○	○	○		
45	チドリ目	チドリ科	コチドリ	○	○	○	○		
46			◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆		
47			◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆		
48			◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆		

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.1.5-5(2) 地域文献により確認された鳥類 確認種一覧

No.	目名	科名	種名	文献No.				
				1	6	10	11	
49	(チドリ目)	(シギ科)	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
50			アオアシシギ			○	○	
51		キアシシギ			○			
52		イソシギ		○		○		
53		アカエリヒレアシシギ			○	○		
54		カモメ科	ミツユビカモメ			○	○	
55			ユリカモメ			○	○	
56			ウミネコ	○		○	○	
57			カモメ			○	○	
58			シロカモメ			○	○	
59			セグロカモメ			○	○	
60			オオセグロカモメ			○	○	
61	アジサシ				○	○		
62	◆◆◆◆			◆	◆	◆	◆	
63	タカ目		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
64		タカ科	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
65		トビ			○	○		
66		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆		
67		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆		
68		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆		
69		ノスリ			○	○		
70		ブッポウソウ目	カワセミ科	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
71	カワセミ				○	○		
72	◆◆◆◆		◆	◆	◆	◆		
73	キツツキ目	キツツキ科	アリスイ	○	○			
74			コゲラ	○	○	○	○	
75			◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
76			アカゲラ	○	○	○	○	
77			ヤマゲラ			○		
78	ハヤブサ目	ハヤブサ科	コチョウゲンボウ			○		
79			チゴハヤブサ			○		
80			◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
81	スズメ目	モズ科	モズ	○	○	○	○	
82		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆		
83		カラス科	カケス			○	○	
84			ハシボソガラス	○	○	○	○	
85			ハシブトガラス	○	○	○	○	
86			キクイタダキ科	キクイタダキ			○	
87		シジュウカラ科	ハシブトガラ	○	○	○	○	
88			コガラ	○		○		
89			ヤマガラ			○		
90			ヒガラ			○		
91			シジュウカラ	○	○	○	○	
92			ヒバリ科	ヒバリ	○	○	○	○
93			ツバメ科	ショウドウツバメ	○	○	○	
94		ツバメ				○	○	
95		イワツバメ		○	○	○	○	
96		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	○	○	○	○	
97		ウグイス科	ウグイス	○	○	○	○	
98			ヤブサメ	○	○	○		
99		エナガ科	エナガ			○		
100		ムシクイ科	センダイムシクイ	○	○	○		
101		メジロ科	メジロ			○		
102		センニュウ科	シマセンニュウ			○		
103			エゾセンニュウ			○		
104		ヨシキリ科	オオヨシキリ	○	○	○	○	
105			コヨシキリ	○	○	○	○	
106		ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ			○		
107		ミソサザイ科	ミソサザイ			○		
108	ムクドリ科	ムクドリ	○	○	○	○		
109		コムクドリ			○			
110	カワガラス科	カワガラス			○			

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-5(3) 地域文献により確認された鳥類 確認種一覧

No.	目名	科名	種名	文献No.					
				1	6	10	11		
111	(スズメ目)	ヒタキ科	トラツグミ		○	○			
112			クロツグミ				○		
113			アカハラ	○	○	○	○		
114			ツグミ				○	○	
115			ノゴマ				○	○	
116			コルリ	○	○				
117			ノビタキ	○	○	○	○		
118			イソヒヨドリ	○	○	○	○		
119			キビタキ	○	○	○			
120			オオルリ	○	○	○			
121			スズメ科	ニューナイスズメ			○		
122				スズメ	○	○	○	○	
123			セキレイ科	キセキレイ	○	○	○		
124				ハクセキレイ	○	○	○	○	
125				セグロセキレイ				○	
126				ビンズイ				○	
127	タヒバリ					○			
128	アトリ科	カララヒワ	○	○	○	○			
129		ベニヒワ				○			
130		ハギマシコ				○			
131		ベニマシコ	○	○	○	○			
132		オオマシコ				○			
133		ウソ				○			
134		シメ				○	○		
135		イカル	○	○	○				
136	ツメナガホオジロ科	ユキホオジロ				○			
137	ホオジロ科	ホオジロ	○	○	○	○			
138		ホオアカ	○	○	○	○			
139		カシラダカ				○			
140		ミヤマホオジロ				○			
141		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆			
142		アオジ	○	○	○	○			
143		クロジ				○			
144	オオジュリン	○	○	○	○				
16目42科144種				51種	45種	140種	92種		

注：種名及び配列などは「日本鳥類目録」改訂第7版(平成24年9月 日本鳥学会)に準拠した。なお、希少猛禽類、ガン・ハクチョウ類、シギ・チドリ類を含め作成した。

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

②重要種

重要種としては、◆◆◆◆の26種が記録されている(表 3.1.5-6)。なお、地域文献調査の結果では、情報整備モデル地区周辺に固有な種や重要な生息地は確認されなかった。

表 3.1.5-6 地域文献により確認された鳥類 重要種一覧

秘匿情報につき、掲載しておりません。

注：種名及び配列などは「日本鳥類目録」改訂第7版(平成24年9月 日本鳥学会)に準拠した。なお、希少猛禽類、ガン・ハクチョウ類、シギ・チドリ類を含め作成した。

※1重要種の選定基準

- I：「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成23年5月2日法律第37号)、「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号)に基づく国の天然記念物に指定されている種類。
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、道天：北海道指定天然記念物
- II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号 最終改正：平成25年6月12日法律第37号)において希少野生動植物種に指定されている種類。
国内：国内希少野生動植物、国際：国際希少野生動植物
- III：「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－2 鳥類」(平成26年9月 環境省)に指定されている種類。
EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
- IV：「北海道の希少野生生物－北海道レッドデータブック2001－」(平成13年3月 北海道)に指定されている種類。
Ex:絶滅、Ew:野生絶滅、Cr:絶滅危機種、En:絶滅危惧種、Vu:絶滅危急種、R:希少種、LP:地域個体群、N:留意種
- V：「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成12年3月 水産庁)に指定されている種類。
絶滅危惧：絶滅の危機に瀕している種・亜種、危急：絶滅の危険が増大している種・亜種、希少：存続基盤が脆弱な種・亜種、減少：明らかに減少しているもの、減少傾向：長期的にみて減少しつつあるもの、地域個体群：保護に留意すべき地域個体

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(c) 爬虫類・両生類

① 確認種

地域文献調査により、両生類(両生綱)は2目3科4種、爬虫類(爬虫綱)は1目4科5種が確認されている(表 3.1.5-7)。

表 3.1.5-7 地域文献により確認された爬虫類、両生類 確認種一覧

<両生類>

No.	目名	科名	種名	文献No.	
				4	10
1	◆◆◆	◆◆◆◆	◆◆◆◆	◆	◆
2	無尾目	アマガエル科	ニホンアマガエル		○
3		アカガエル科	エゾアカガエル		○
4			ツチガエル		○
	2目3科4種			-	4種

<爬虫類>

No.	目名	科名	種名	文献No.	
				4	10
1	有鱗目	トカゲ科	ニホントカゲ		○
2		カナヘビ科	ニホンカナヘビ		○
3		ナミヘビ科	シマヘビ		○
4			アオダイショウ		○
5		クサリヘビ科	ニホンマムシ	○	○
	1目4科5種			1種	5種

注：種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

②重要種

重要種としては、両生類の◆◆◆◆が記録されている(表 3.1.5-8)。なお、地域文献調査の結果では、情報整備モデル地区周辺に固有な種や重要な生息地は確認されなかった。

表 3.1.5-8 地域文献により確認された爬虫類、両生類 重要種一覧

秘匿情報につき、掲載していません。

注：種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

※1重要種の選定基準

- I：「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成23年5月2日法律第37号)、「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号)に基づく国の天然記念物に指定されている種類。
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、道天：道指定の天然記念物
- II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号 最終改正：平成25年6月12日法律第37号)において希少野生動植物種に指定されている種類。
国内：国内希少野生動植物、国際：国際希少野生動植物
- III：「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－3 爬虫類・両生類」(平成26年9月 環境省)に指定されている種類。
絶滅(EX)、野生絶滅(EW)、絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)、絶滅危惧ⅠA類(CR)、絶滅危惧ⅠB類(EN)、絶滅危惧Ⅱ類(VU)、準絶滅危惧(NT)、情報不足(DD)、絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
- IV：「北海道の希少野生生物－北海道レッドデータブック2001－」(平成13年3月 北海道)に指定されている種類。
絶滅(Ex)、野生絶滅(Ew)、絶滅危機種(Cr)、絶滅危惧種(En)、絶滅危急種(Vu)、希少種(R)、地域個体群(LP)、留意種(N)
- V：「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成12年3月 水産庁)に指定されている種類。
絶滅危惧：絶滅の危機に瀕している種・亜種、危急：絶滅の危険が増大している種・亜種、希少：存続基盤が脆弱な種・亜種、減少：明らかに減少しているもの、減少傾向：長期的にみて減少しつつあるもの、地域個体群：保護に留意すべき地域個体

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

(d) 魚類

① 確認種

地域文献調査により、7目12科33種が記録されている(表 3.1.5-9)。

表 3.1.5-9 地域文献により確認された魚類 確認種一覧

No.	目名	科名	種名	文献No.			
				2	4	10	
1	◆◆◆◆	◆◆◆◆	◆◆◆◆	◆	◆	◆	
2			◆◆◆◆	◆	◆	◆	
3			◆◆◆◆	◆	◆	◆	
4	コイ目	コイ科	コイ			○	
5			◆◆◆◆	◆	◆	◆	
6			ギンブナ			○	
7			◆◆◆◆	◆	◆	◆	
8			◆◆◆◆	◆	◆	◆	
9			ウグイ		○	○	
10			ドジョウ科	◆◆◆◆	◆	◆	◆
11				フクドジョウ			○
12				◆◆◆◆	◆	◆	◆
13		サケ目	キュウリウオ科	ワカサギ	○		○
14	◆◆◆◆			◆	◆	◆	
15	◆◆◆◆			◆	◆	◆	
16	サケ科		ブラウントラウト		○	○	
17			アメマス		○	○	
18			ニジマス		○	○	
19			サケ		○	○	
20			◆◆◆◆	◆	◆	◆	
			◆◆◆◆	◆	◆	◆	
			◆◆◆◆	◆	◆	◆	
21	トゲウオ目	トゲウオ科	◆◆◆◆	◆	◆	◆	
22			イトヨ属	○			
			トミヨ属淡水型			○	
23	カサゴ目	カジカ科	カンキョウカジカ			○	
24			◆◆◆◆	◆	◆	◆	
25	スズキ目	ボラ科	ボラ			○	
26			メナダ			○	
27		ハゼ科	シマウキゴリ			○	
28			ウキゴリ			○	
29			ビリンゴ			○	
30			◆◆◆◆	◆	◆	◆	
31			アシシロハゼ			○	
32			ヌマチチブ			○	
33	カレイ目	カレイ科	ヌマガレイ			○	
	7目12科33種			3種	12種	32種	

注：種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

②重要種

重要種としては、◆◆◆◆、◆◆◆◆、◆◆◆◆、◆◆◆◆、◆◆◆◆、◆◆◆◆等の14種が記録されている(表 3.1.5-10)。なお、地域文献調査の結果では、情報整備モデル地区周辺に固有な種や重要な生息地は確認されなかった。

表 3.1.5-10 地域文献により確認された魚類 重要種一覧

秘匿情報につき、掲載しておりません。

注：種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。

※1重要種の選定基準

- I：「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成23年5月2日法律第37号)、「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号)に基づく国の天然記念物に指定されている種類。
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、道天：北海道指定天然記念物
- II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号 最終改正：平成25年6月12日法律第37号)において希少野生動植物種に指定されている種類。
国内：国内希少野生動植物、国際：国際希少野生動植物
- III：「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－4 汽水・淡水魚類」(平成27年2月 環境省)に指定されている種類。
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A類、EN：絶滅危惧 I B類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- IV：「北海道の希少野生生物－北海道レッドデータブック2001－」(平成13年3月 北海道)に指定されている種類。
Ex：絶滅、Ew：野生絶滅、Cr：絶滅危機種、En：絶滅危惧種、Vu：絶滅危急種、R：希少種、LP：地域個体群、N：留意種
- V：「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成12年3月 水産庁)に指定されている種類。
絶滅危惧：絶滅の危機に瀕している種・亜種、危急：絶滅の危険が増大している種・亜種、希少：存続基盤が脆弱な種・亜種、減少：明らかに減少しているもの、減少傾向：長期的にみて減少しつつあるもの、地域個体群：保護に留意すべき地域個体

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(e) 昆虫類

① 確認種

地域文献調査により、12目33科44種の昆虫類が記録されている(表 3.1.5-11)。

表 3.1.5-11 地域文献により確認された昆虫類 確認種一覧

No.	目名	科名	種名	文献No.	
				4	10
1	カゲロウ目	マダラカゲロウ科	アカマダラカゲロウ		○
2	トンボ目	イトトンボ科	エゾイトトンボ	○	
3			オゼイトトンボ	○	
4			アジアイトトンボ	○	
5		アオイトトンボ科	アオイトトンボ		○
6		オニヤンマ科	オニヤンマ		○
7		ヤンマ科	ルリボシヤンマ	○	
8			ギンヤンマ	○	
9		トンボ科	ウスバキトンボ	○	
10			アキアカネ		○
11		バッタ目	コオロギ科	エンマコオロギ	
12	カンタン科		カンタン		○
13	バッタ科		トノサマバッタ		○
14	ハサミムシ目	クギヌキハサミムシ科	コブハサミムシ		○
15			エゾハサミムシ		○
16	カメムシ目	セミ科	ミンミンゼミ	○	○
17			エゾハルゼミ	○	
18			コエゾゼミ	○	
19		アワフキムシ科	ホソアワフキ		○
20		アメンボ科	コセアカアメンボ	○	
21			ヤスマツアメンボ	○	
22			アメンボ	○	
23		カメムシ科	アカスジカメムシ		○
24		アミメカゲロウ目	ヘビトンボ科	ヘビトンボ	
25		ミスカゲロウ科	ミスカゲロウ		○
26	コウチュウ目	オサムシ科	ゴミムシ		○
27		クワガタムシ科	ミヤマクワガタ		○
28		ホタル科	ヘイケボタル		○
29		カミキリムシ科	ホソカミキリ		○
30		ハチ目	アリ科	アカヤマアリ	
31	スズメバチ科		キイロスズメバチ		○
32	ミツバチ科		オオマルハナバチ		○
33	シリアゲムシ目	シリアゲムシ科	ブライヤシリアゲ		○
34	ハエ目	アブ科	メクラアブ		○
35		ハナアブ科	シマハナアブ		○
36	トビケラ目	エグリトビケラ科	セグロトビケラ		○
37	チョウ目	シロチョウ科	オオモンシロチョウ	○	
38		シジミチョウ科	ルリシジミ		○
39		ジャノメチョウ科	ベニヒカゲ北海道亜種		○
40		ヤママユガ科	ヤママユ	○	
41			クスサン	○	
42		スズメガ科	エゾスズメ		○
43		ヤガ科	ノコメキシタバ	○	
44			ベニシタバ	○	
12目33科44種				17種	28種

注：種名及び配列などは日本産野生生物目録 - 本邦産野生動物の種の現状- 無脊椎動物編II (平成7年 環境省)に準拠した。

② 重要種

地域文献調査の結果では、重要種及び情報整備モデル地区周辺に固有な種や重要な生息地は、確認されなかった。

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(f) 底生動物

① 確認種

地域文献調査により、1門2綱4目6科9種が記録されている(表 3.1.5-12)。

表 3.1.5-12 地域文献により確認された底生動物 確認種一覧

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	文献No.
						4
1	軟体動物門	腹足綱	原始紐舌目	タニシ科	◆◆◆◆	◆
2					ヒメタニシ	○
3				カワニナ科	カワニナ	○
4			基眼目	モノアラガイ科	ヒメモノアラガイ	○
5					◆◆◆◆	◆
6			◆◆◆◆	◆		
7			◆◆◆◆	◆		
8		二枚貝綱	イシガイ目	◆◆◆◆	◆◆◆◆	◆
9				イシガイ科	ドブガイ	○
1門2綱4目6科9種						9種

注：種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。

② 重要種

重要種としては、◆◆◆◆、◆◆◆◆、◆◆◆◆、◆◆◆◆、◆◆◆◆の5種が記録されている(表 3.1.5-13)。なお、地域文献調査の結果では、情報整備モデル地区周辺に固有な種や重要な生息地は確認されなかった。

表 3.1.5-13 地域文献により確認された底生動物 重要種一覧

秘匿情報につき、掲載しておりません。

注：種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。

※1重要種の選定基準

- I：「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成23年5月2日法律第37号)、「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号)に基づく国の天然記念物に指定されている種類。
 特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、道天：北海道指定天然記念物
- II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号 最終改正：平成25年6月12日法律第37号)において希少野生動植物種に指定されている種類。
 国内：国内希少野生動植物、国際：国際希少野生動植物
- III：「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－6 貝類」(平成26年9月 環境省)及び「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－7 その他の無脊椎動物(クモ形類・甲殻類等)」(平成26年9月 環境省)に指定されている種類。
 EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類、CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
- IV：「北海道の希少野生生物－北海道レッドデータブック2001－」(平成13年3月 北海道)に指定されている種類。
 Ex:絶滅、Ew:野生絶滅、Cr:絶滅危機種、En:絶滅危惧種、Vu:絶滅危急種、R:希少種、LP:地域個体群、N:留意種
- V：「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成12年3月 水産庁)に指定されている種類。
 絶滅危惧：絶滅の危機に瀕している種・亜種、危急：絶滅の危険が増大している種・亜種、希少：存続基盤が脆弱な種・亜種、減少：明らかに減少しているもの、減少傾向：長期的にみて減少しつつあるもの、地域個体群：保護に留意すべき地域個体

Ⅱ. 業務結果(3. 地域概況調査)

(g) 干潟・藻場・サンゴ礁に生息する動植物

① 干潟・藻場

情報整備モデル地区周辺の海域では、第4回動植物分布調査（昭和63年～平成5年度）、第5回動植物分布調査（平成5年～平成10年度）により、それぞれワカメ場、ガラモ場、コンブ場が確認されている（図 3.1.5-1）。

なお、情報整備モデル地区周辺の海域では、干潟は確認されていない。

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

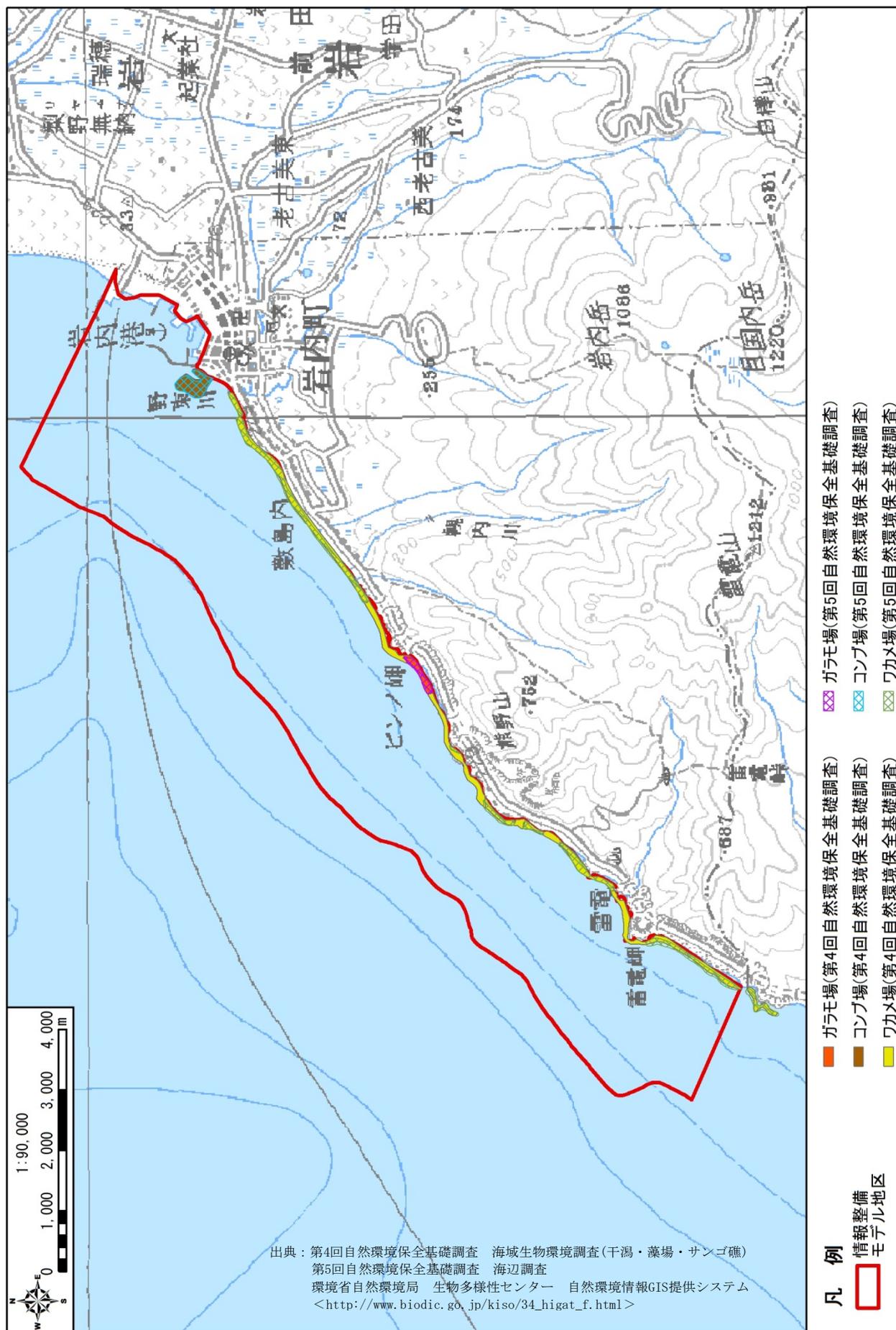


図 3.1.5-1 地域文献により確認された干潟・藻場 藻場分布図

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

②干潟・藻場・サンゴ礁に生息する動植物

a. 確認種

地域文献調査により、3門4綱16目25科52種の植物が記録されている(表 3.1.5-14)。なお、動物の記録は無かった。

表 3.1.5-14 地域文献により確認された干潟・藻場・サンゴ礁に生息する植物

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	文献No.			
						13	14		
1	オクロ植物門	褐藻綱	ウルシグサ目	ウルシグサ科	ウルシグサ	○			
2					ケウルシグサ	○			
3			アミジグサ目	アミジグサ科	エゾヤハズ	○			
4					アミジグサ	○			
5			シオミドロ目	ナガマツモ科	ハバモドキ	○			
6					イシモズク	○			
7					カヤモノリ科	フクロノリ	○		
8						セイヨウハバノリ	○		
9			カヤモノリ	○					
10			ヒバマタ目	ホンダワラ科	ウガノモク	○			
11					フシスジモク	○			
12					ミヤベモク	○			
13			コンブ目	アイヌワカメ科	<i>Undaria pinnatifida</i>	○			
14					スジメ科	アナメ	○		
15					スジメ	○			
16					コンブ科	カラフトコンブ属	○	○	
17	緑色植物門	アオサ藻綱	シオグサ目	シオグサ科	シオグサ属	○			
18					フトジュズモ	○			
19			ヒビミドロ目	GOMONTIACEAE科	エゾヒトエグサ	○			
20			アオサ目	アオサ科	ウスバアオノリ	○			
21	アナアオサ	○							
22	紅色植物門	BANGIOPHYCEAE綱	ウシケノリ目	ウシケノリ科	アマノリ属	○			
23			FLORIDEOPHYCEAE綱	サンゴモ目	サンゴモ科	ピリヒバ	○		
24				ダルス目	ダルス科	ダルス	○		
25				イギス目	イギス科	ハネイギス	○		
26						イギス	○		
27						ダジア科	エナシダジア	○	
28						コノハノリ科	ナガコノハノリ	○	
29							ヌメハノリ	○	
30							ハイウスバノリ	○	
31						フジマツモ科	ユナ	○	
32							モツレソソ	○	
33							ウラソソ	○	
34							ミツデソソ	○	
35							ハネソソ	○	
36							ソソ属	○	
37				モロイトグサ	○				
38				イソムラサキ	○				
39				Wrangeriaceae科	クシベニヒバ		○		
40				テングサ目	テングサ科		マクサ	○	
41				スギノリ目	リュウモンソウ科	アカバ	○		
42						スギノリ科	トゲツノマタ	○	
43							マルバツノマタ	○	
44							ツノマタ	○	
45							ヒラコトジ	○	
46	アカバギンナンソウ	○							
47	カレキグサ科	カレキグサ	○						
48	オゴノリ目	オゴノリ科	オゴノリ属			○			
49	HALYMENTIALES目	ムカデノリ科	ムカデノリ	○					
50			カタノリ	○					
51			ヒラムカデ	○					
52			ツルツル	○					
			3門4綱16目25科52種		52種	3種			

注：種名及び配列などは、(独行法)海洋研究開発機構(JAMSTEC)のHPに掲載されているデータシステムである「BISMa1」に準拠した。 <http://www.godac.jamstec.go.jp/bismal/j/> 平成27年2月20日閲覧

b. 重要種

地域文献調査の結果では、重要種及び情報整備モデル地区周辺に固有な種や重要な生息地は、確認されなかった。

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(h) その他の生物

① 海域生物

a. 確認種

地域文献調査により、動物のみ1門2綱8目23科39種が記録されている(表 3.1.5-15)。このうち、重要種としては◆◆◆◆、◆◆◆◆、◆◆◆◆の3種が記録されている。

表 3.1.5-15 地域文献により確認されたその他の生物 海域生物 確認種一覧

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	文献No.
1	軟体動物門	二枚貝綱	-	マテガイ科	マテガイ	○
2			オオノガイ目	オオノガイ科	オオノガイ	○
3			マルスダレガイ目	ザルガイ科	エゾイシカゲガイ	○
4					トリガイ	○
5					バカガイ科	バカガイ
6				ウバガイ(ホッキガイ)	○	
7				ニッコウガイ科	シラトリモドキ	○
8					サラガイ	○
9					カガミガイ	○
10				マルスダレガイ科	ビノスガイ	○
11					ヒメアサリ	○
12					ウチムラサキ	○
13			フネガイ目	フネガイ科	コベルトフネガイ	○
14			イガイ目	イガイ科	イガイ	○
15			カキ目	イタボガキ科	ムラサキイガイ	○
16					ナガガキ(マガキの地域個体群)	○
17					イタボガキ	○
18			PECTINOIDA目	ナミマガシワ科	ナミマガシワ	○
19				イタヤガイ科	アズマニシキ	○
20				エゾキンチャク	○	
21		腹足綱	カサガイ目	ユキノカサガイ科	カモガイ	○
22					ユキノカサガイ	○
23				ヨメガカサガイ科	ベッコウガサ	○
24			ヨメガカサ		○	
25			吸腔目		タマキビ科	クロタマキビ
26				タマガイ科	エゾタマガイ	○
27				ツメタガイ	○	
28				ヤツシロガイ科	アヤボラ	○
29				エゾバイ科	ヒメエゾボラ	○
30					エゾボラ	○
31				アッキガイ科	エゾチヂミボラ	○
32					オウウヨウラク	○
33			-	スカシガイ科	サルアワビ	○
34			-	ミミガイ科	エゾアワビ	○
35			-	Calliostomatidae科	ニシキエビス	○
36			-	ニシキウスガイ科	イシダタミ	○
37			-	キサゴ	○	
38			-	サザエ科	クボガイ	○
39			-	コシダカガンガラ	○	
1門2綱8目23科39種						39種

注：種名及び配列などは、(独行法)海洋研究開発機構(JAMSTEC)のHPに掲載されているデータシステムである「BISMa1」に準拠した。 <http://www.godac.jamstec.go.jp/bisma1/j/> 平成27年2月20日閲覧

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

b. 重要種

重要種としては、◆◆◆◆、◆◆◆◆、◆◆◆◆の3種が記録されている(表 3.1.5-16)。

表 3.1.5-16 地域文献により確認されたその他の生物 海域生物 重要種一覧

秘匿情報につき、掲載していません。

注：種名及び配列などは、(独行法)海洋研究開発機構(JAMSTEC)のHPに掲載されているデータシステムである「BISMa1」に準拠した。 <http://www.godac.jamstec.go.jp/bismal/j/> 平成27年2月20日閲覧

※1重要種の選定基準

- I：「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成23年5月2日法律第37号)、「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号)に基づく国の天然記念物に指定されている種類。
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、道天：北海道指定天然記念物
- II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号 最終改正：平成25年6月12日法律第37号)において希少野生動植物種に指定されている種類。
国内：国内希少野生動植物、国際：国際希少野生動植物
- III：「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－6 貝類」(平成26年9月 環境省)及び「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－7 その他の無脊椎動物(クモ形類・甲殻類等)」(平成26年9月 環境省)に指定されている種類。
EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
- IV：「北海道の希少野生生物－北海道レッドデータブック2001－」(平成13年3月 北海道)に指定されている種類。
Ex:絶滅、Ew:野生絶滅、Cr:絶滅危機種、En:絶滅危惧種、Vu:絶滅危急種、R:希少種、LP:地域個体群、N:留意種
- V：「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成12年3月 水産庁)に指定されている種類。
絶滅危惧：絶滅の危機に瀕している種・亜種、危急：絶滅の危険が増大している種・亜種、希少：存続基盤が脆弱な種・亜種、減少：明らかに減少しているもの、減少傾向：長期的にみて減少しつつあるもの、地域個体群：保護に留意すべき地域個体
- VI：「干潟の絶滅危惧動物図鑑－海岸ベントスのレッドデータブック－」(平成12年7月 日本ベントス学会)に指定されている種類。
EX:絶滅、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅の恐れのある地域個体群

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

②陸産貝類

a. 確認種

地域文献調査により、1門1綱3目12科21種が記録されている(表 3.1.5-17)。

表 3.1.5-17 地域文献により確認されたその他の生物 陸産貝類 確認種一覧

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	文献No.						
						3	4					
1	軟体動物門	マキガイ綱	オキナエビス目	ヤマキサゴ科	ハコダテヤマキサゴ	○						
2				ニナ目	ゴマガイ科	オジマヒダリマキゴマガイ		○				
3			マイマイ目	◆◆◆◆	◆◆◆◆	◆◆◆◆	◆◆◆◆	◆	◆			
4						オカモノアラガイ科	オカモノアラガイ	○				
5						ヤマボタルガイ科	ヤマボタルガイ	○	○			
6						キバサナギガイ科	ナガナタネガイ	○				
7						マキノメガイ科	マキノメガイ		○			
8						パツラマイマイ科	パツラマイマイ	○	○			
9						コハクガイ科	オオコハクガイ	○				
10						コウラナメクジ科	ノナメクジ	○				
11						ベッコウマイマイ科	◆◆◆◆	◆◆◆◆	◆◆◆◆	◆	◆	
12									◆◆◆◆	◆	◆	
13									エゾエンザ	○		
14									オオキビガイ	○		
15									ウラジロベッコウ		○	
16									オナジマイマイ科	ウスカワマイマイ		○
17									ヒメマイマイ	○	○	
18						◆◆◆◆	◆	◆				
19						エゾマイマイ	○	○				
20						ホンブレイキマイマイ		○				
21						◆◆◆◆	◆	◆				
1門1綱3目12科21種						16種	12種					

注1：種名及び配列などは「日本産野生生物目録 -本邦産野生動植物の種の現状- 無脊椎動物編III (平成10年 環境省)」に準拠した。

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

b. 重要種

重要種としては、◆◆◆◆、◆◆◆◆、◆◆◆◆、◆◆◆◆、◆◆◆◆の5種が記録されている(表 3.1.5-18)。なお、地域文献調査の結果では、情報整備モデル地区周辺に固有な種や重要な生息地は確認されなかった。

表 3.1.5-18 地域文献により確認されたその他の生物 陸産貝類 重要種一覧

秘匿情報につき、掲載しておりません。

注1：種名及び配列などは「日本産野生生物目録－本邦産野生動植物の種の現状－無脊椎動物編Ⅲ(平成10年 環境省)」に準拠した。

※1重要種の選定基準

- I：「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成23年5月2日法律第37号)、
「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号)に基づく国の天然記念物に指定されている種類。
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、道天：道指定の天然記念物
- II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号 最終改正：平成25年6月12日法律第37号)において希少野生動植物種に指定されている種類。
国内：国内希少野生動植物、国際：国際希少野生動植物
- III：「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－6 貝類」(平成26年9月 環境省)に指定されている種類。
絶滅(EX)、野生絶滅(EW)、絶滅危惧 I 類(CR+EN)、絶滅危惧 I A類(CR)、絶滅危惧 I B類(EN)、絶滅危惧 II 類(VU)、準絶滅危惧(NT)、情報不足(DD)、絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
- IV：「北海道の希少野生生物－北海道レッドデータブック2001－」(平成13年3月 北海道)に指定されている種類。
絶滅(Ex)、野生絶滅(Ew)、絶滅危機種(Cr)、絶滅危惧種(En)、絶滅危急種(Vu)、希少種(R)、地域個体群(LP)、留意種(N)
- V：「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成12年3月 水産庁)に指定されている種類。
絶滅危惧：絶滅の危機に瀕している種・亜種、危急：絶滅の危険が増大している種・亜種、希少：存続基盤が脆弱な種・亜種、減少：明らかに減少しているもの、減少傾向：長期的にみて減少しつつあるもの、地域個体群：保護に留意すべき地域個体

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

(2) 植物

(a) 植物相

① 確認種

地域文献調査により、142科1305種が記録されている(表 3.1.5-19)。

表 3.1.5-19(1) 地域文献により確認された植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.			
			7	8	10	12
1	ヒカゲノカズラ科	スギカズラ	○			
2		ヒメスギラン	○			
3		ヒカゲノカズラ	○			○
4		エゾヒカゲノカズラ	○			
5		アスヒカズラ	○			
6		タカネヒカゲノカズラ	○			
7		マンネンスギ	○			
8		タチマンネンスギ	○			
9		ホソバトウゲシバ	○			
10	イワヒバ科	エゾヒメクラマゴケ	○			
11		ヒモカズラ	○			
12		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
13	トクサ科	スギナ	○			
14		オクエゾスギナ	○			
15		ミズドクサ	○			○
16		トクサ	○			○
17		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
18	ハナヤスリ科	エゾフユノハナワラビ	○			○
19		ナガホノナツノハナワラビ	○			
20		ナツノハナワラビ	○			
21	ゼンマイ科	ヤマドリゼンマイ	○			○
22		ゼンマイ	○			○
23	キジノオシダ科	ヤマソテツ	○			
24	コケシノブ科	コケシノブ	○			
25	コバノイシカグマ科	イヌシダ	○			
26		オウレンシダ	○			
27		ワラビ	○			○
28	ミズワラビ科	クジャクシダ	○			○
29		イワガネゼンマイ	○			
30		カラクサシダ	○			
31	チャセンシダ科	トラノオシダ	○			
32		クモノスシダ	○			
33		コタニワタリ	○			○
34	シシガシラ科	シシガシラ	○			○
35	オシダ科	ホソバナライシダ	○			
36		シノブカグマ	○			
37		リョウメンシダ	○			
38		オニヤブソテツ	○			
39		オクヤマシダ	○			
40		シラネワラビ	○			
41		オシダ	○			○
42		ニオイシダ	○			
43		ミヤマベニシダ	○			
44		ミヤマイタチシダ	○			
45		タニヘゴ	○			
46		イワイタチシダ	○			
47		ホソイノデ	○			
48		ツルデンダ	○			
49		カラクサイノデ	○			

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-19(2) 地域文献により確認された植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.			
			7	8	10	12
50	(オシダ科)	サカゲイノデ	○			
51		ジュウモンジシダ	○			○
52	ヒメシダ科	ミヅシダ	○			
53		ニッコウシダ	○			
54		メニッコウシダ	○			
55		ヒメシダ	○			
56		ミヤマワラビ	○			
57		オオバショリマ	○			
58		メシダ科	エゾメシダ	○		
59	サトメシダ		○			
60	タカネサトメシダ		○			
61	ヤマイヌワラビ		○			
62	エゾイヌワラビ					○
63	ヘビノネゴザ		○			
64	ホソバシケシダ		○			
65	オオメシダ		○			
66	ミヤマシケシダ (広義)		○			
67	キヨタキシダ		○			
68	ウサギシダ		○			
69	イワウサギシダ		○			
70	イヌガンソク		○			○
71	クサソテツ		○			
72	コウヤワラビ		○			○
73	イワデンダ	○			○	
74	ウラボシ科	ホテイシダ	○			
75		ミヤマノキシノブ	○			
76		オシャグジデンダ	○			
77		イワオモダカ	○			
78	マツ科	アカトドマツ	○		○	
79		アオトドマツ	○	○		
80		カラマツ			○	
81		アカエゾマツ			○	
82		エゾマツ	○			
83	イヌガヤ科	ハイイヌガヤ	○	○		
84	イチイ科	イチイ	○		○	
85	ヤマモモ科	ヤチヤナギ	○			
86	クルミ科	オニグルミ	○		○	
87		サワグルミ	○			
88	ヤナギ科	ウラジロハコヤナギ	○			
89		ドロノキ	○			
90		セイヨウハコヤナギ	○			
91		ヤマナラシ	○			
92		チョウセンヤマナラシ	○			
93		シダレヤナギ	○			
94		バッコヤナギ	○		○	
95		ネコヤナギ	○			
96		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
97		エゾノバッコヤナギ	○			
98		イヌコリヤナギ	○		○	
99		シロヤナギ	○			
100		コリヤナギ	○			
101		エゾノカワヤナギ	○			
102		エゾノキヌヤナギ	○			
103		エゾヤナギ	○			
104		オノエヤナギ	○		○	
105		タチヤナギ	○			
106		バッコキヌヤナギ	○			
107	ミヤコヤナギ	○				
108	ヨイチヤナギ	○				
109	キツネヤナギ	○				

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-19(3) 地域文献により確認された植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			7	8	10	12	
110	カバノキ科	ケヤマハンノキ	○		○		
111		ヤマハンノキ	○				
112		ハンノキ	○				
113		ミヤマハンノキ	○				
114		ヒメヤシャブシ	○				
115		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
116		ダケカンバ	○	○			
117		アカカンバ	○				
118		ウダイカンバ	○				
119		シラカンバ	○				
120		エゾノシラカンバ	○				
121		オクエゾシラカンバ	○				
122		サワシバ	○		○		
123		ハシバミ	○				
124		エゾハシバミ	○				
125		ツノハシバミ	○	○			
126		トックリハシバミ	○				
127		オオバツノハシバミ	○				
128		ブナ科	クリ	○			○
129			ブナ	○	○		
130			ミズナラ	○	○	○	
131			カシワ	○			○
132			モンゴリナラ	○			
133			◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
134		ニレ科	ハルニレ	○		○	
135			コブニレ	○			
136			オヒョウ	○			
137	アキニレ		○				
138	ケヤキ		○				
139	クワ科		アサ	○			
140		カナムグラ	○				
141		カラハナソウ	○				
142		ヤマグワ	○				
143		ハマグワ	○				
144		イラクサ科	ラセイタソウ	○			
145	クサコアカソ		○				
146	アカソ		○				
147	コアカソ		○				
148	ヤマトキホコリ		○			○	
149	ウワバミソウ		○				
150	ムカゴイラクサ		○				
151	◆◆◆◆		◆	◆	◆	◆	
152	ミズ		○				
153	アオミズ		○				
154	ホソバイラクサ		○				
155	コバノイラクサ		○				
156	エゾイラクサ	○					
157	ビャクダン科	カマヤリソウ	○				
158	ヤドリギ科	ヤドリギ	○				
159	タデ科	ミズヒキ	○				
160		エゾイブキトラノオ	○			○	
161		シャクチリソバ	○				
162		ソバ	○				
163		ダツタンソバ	○				
164		ソバカズラ	○				
165		オオツルイタドリ	○				
166		ツルタデ	○			○	
167		ウナギツカミ	○				
168		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
169		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-19(4) 地域文献により確認された植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			7	8	10	12	
170	(タデ科)	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
171		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
172		ヤナギタデ	○				
173		シロバナサクラタデ	○			○	
174		オオイヌタデ	○				
175		イヌタデ	○				
176		オオネバリタデ	○				
177		タニソバ	○				
178		ヤノネグサ	○				
179		イシミカワ	○				
180		ハナタデ	○				
181		サナエタデ	○				
182		ママコノシリヌグイ	○				
183		アキノウチギツカミ	○				
184		ミゾソバ	○				
185		ハルタデ	○				
186		ハイミチヤナギ	○				
187		オクミチヤナギ	○				
188		ミチヤナギ	○				
189		スナジミチヤナギ	○				
190		オオイタドリ	○		○	○	
191		スイバ	○		○		
192		ヒメスイバ	○		○		
193		ナガバギシギシ	○				
194		ギシギシ	○				
195		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
196		エゾノギシギシ	○			○	
197		ヤマゴボウ科	ヤマゴボウ	○			○
198		スベリヒユ科	スベリヒユ	○		○	○
199	ナデシコ科	ムギセンノウ	○				
200		ノミノツヅリ	○				
201		オオバナノミミナグサ	○			○	
202		ホソバノクンショウバナ	○				
203		オランダミミナグサ	○				
204		オオミミナグサ	○				
205		ミミナグサ	○				
206		ナンバンハコベ	○				
207		エゾカワラナデシコ	○			○	
208		ヒロハノカワラナデシコ	○				
209		カワラナデシコ	○				
210		タカネナデシコ	○				
211		ハマハコベ	○			○	
212		オオヤマフスマ	○			○	
213		ツメクサ	○				
214		ハマツメクサ	○			○	
215		アライトツメクサ	○				
216		マツヨイセンノウ	○				
217		ムシトリナデシコ	○			○	
218		フシグロ	○				
219		ケフシグロ	○				
220		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
221		シラタマソウ	○				
222		ウスベニツメクサ	○				
223		ノミノフスマ	○				
224		ウシハコベ	○				
225		エゾフスマ	○				
226		ナガバツメクサ	○				
227		コハコベ	○				
228		ミドリハコベ	○				
229		エゾオオヤマハコベ	○				

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-19(5) 地域文献により確認された植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			7	8	10	12	
230	(ナデシコ科)	ミヤマハコベ	○				
231	アカザ科	ホソバナハマアカザ	○				
232		ホコガタアカザ	○				
233		ハマアカザ	○			○	
234		シロザ	○		○		
235		アカザ	○		○		
236		コアカザ	○				
237		ウラジロアカザ	○				
238		カワラアカザ	○				
239		ホウキギ	○				
240		オカヒジキ	○		○	○	
241		ヒユ科	ヒカゲイノコズチ	○			
242			ヒナタイノコズチ	○			
243			アオゲイトウ	○			
244	モクレン科	ユリノキ	○				
245		ハクモクレン	○				
246		ホオノキ	○				
247		モクレン	○				
248		キタコブシ	○				
249	マツブサ科	チョウセンゴミシ	○				
250	クスノキ科	オオバクロモジ	○	○			
251	カツラ科	カツラ	○				
252	キンポウゲ科	エゾレイジンソウ	○				
253		カラフトブシ	○				
254		オクトリカブト	○			○	
255		テリハブシ	○				
256		エゾトリカブト	○			○	
257		ルイヨウショウマ	○				
258		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
259		ヒメイチゲ	○				
260		ニリンソウ	○			○	
261		ミドリニリンソウ	○				
262		イチリンソウ	○				
263		キクザキイチゲ	○			○	
264		アズマイチゲ	○				
265		エゾイチゲ	○				
266		オオヤマオダマキ	○				
267		ミヤマオダマキ	○				
268		セイヨウオダマキ	○				
269		エゾノリュウキンカ	○				
270		サラシナショウマ	○				
271		ミヤマハンショウヅル	○				
272		センニンソウ	○				
273		ケキツネノボタン	○				
274		ヤマキツネノボタン	○				
275	タガラシ	○			○		
276	カラマツソウ	○					
277	ミヤマカラマツ	○					
278	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆		
279	エゾアキカラマツ	○					
280	アキカラマツ	○			○		
281	コカラマツ	○					
282	エゾカラマツ	○					
283	モミジカラマツ	○					
284	シラネアオイ科	◆◆◆◆	◆	◆	◆		
285	メギ科	ナンブソウ	○				
286		ヒロハヘビノボラズ	○			○	
287		ルイヨウボタン	○				
288		サンカヨウ	○				
289		ヒイラギナンテン	○				

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-19(6) 地域文献により確認された植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.			
			7	8	10	12
290	(メギ科)	ナンテン	○			
291	アケビ科	ミツバアケビ	○			
292	スイレン科	ジュンサイ	○			○
293		コウホネ	○			
294		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
295		エゾノヒツジグサ	○			
296	ドクダミ科	ドクダミ	○			
297	センリョウ科	ヒトリシズカ	○		○	○
298		フタリシズカ	○			
299	◆◆◆◆	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
300	◆◆◆◆	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
301	◆◆◆◆	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
302	マタタビ科	サルナシ	○			○
303		コクワ	○			
304		ミヤママタタビ	○			○
305		マタタビ	○			○
306	ツバキ科	ツバキ	○			
307	オトギリソウ科	トモエソウ	○			
308		ヒメトモエソウ	○			
309		ビヨウヤナギ	○			
310		オトギリソウ	○			
311		ミネオトギリ	○			
312		コケオトギリ	○			○
313		サワオトギリ	○			
314		オシマオトギリ	○			
315		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
316		ミズオトギリ	○			
317	モウセンゴケ科	モウセンゴケ	○			
318	ケシ科	クサノオウ	○			
319		エゾエンゴサク	○			○
320		エゾキケマン	○			○
321	アブラナ科	ハクサンハタザオ	○			
322		ハタザオ	○			
323		ヤマハタザオ	○			
324		ミヤマハタザオ	○			
325		エゾノイワハタザオ	○			
326		ハマハタザオ	○			○
327		ヤマガラシ	○			
328		ハルザキヤマガラシ	○			
329		タカナ	○			
330		セイヨウアブラナ	○			
331		キャベツ	○			
332		アブラナ	○			
333		ハクサイ	○			
334		カブ	○			
335		ナズナ	○			
336		ヒロハコンロンソウ	○			
337		タネツケバナ	○			
338		ジャンジン	○			○
339		コンロンソウ	○		○	
340		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
341	オオバタネツケバナ	○			○	
342	エゾワサビ	○				
343	シロバナノイヌナズナ	○			○	
344	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
345	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
346	エゾスズシロ	○				
347	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
348	ユリワサビ	○				
349	ハクセンナズナ	○				

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-19(7) 地域文献により確認された植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			7	8	10	12	
350	(アブラナ科)	ダイコン	○				
351		ハマダイコン	○				
352		イヌガラシ	○				
353		スカシタゴボウ	○				
354		カキネガラシ	○				
355	スズカケノキ科	スズカケノキ	○				
356	マンサク科	ヒュウガミズキ	○				
357	ベンケイソウ科	エゾミセバヤ	○				
358		ミツバベンケイソウ	○			○	
359		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
360		アオノイワレンゲ	○			○	
361		イワベンケイ	○			○	
362		ホソバノキリンソウ	○				
363		エゾノキリンソウ	○				
364		ホソバエゾキリンソウ	○			○	
365		ユキノシタ科	トリアシショウマ	○			○
366			エゾネコノメソウ	○			
367	ツルネコノメソウ					○	
368	ネコノメソウ		○				
369	チシマネコノメ		○				
370	マルバネコノメ		○				
371	ノリウツギ		○	○			
372	ゴトウヅル		○	○			
373	エゾアジサイ		○				
374	◆◆◆◆		◆	◆	◆	◆	
375	ウメバチソウ		○				
376	コマガタケスグリ		○				
377	エゾスグリ		○				
378	トガスグリ		○				
379	ダイモンジソウ		○			○	
380	ハマダイモンジソウ		○				
381	ケダイモンジソウ		○				
382	エゾクロクモソウ		○				
383	フキユキノシタ		○				
384	ヤマハナソウ		○				
385	イワガラミ		○	○			
386	ズダヤクシュ		○				
387	バラ科		キンミズヒキ	○			
388			エゾヤマブキショウマ	○			
389			ヤマブキショウマ	○			○
390			クサボケ	○			
391			ボケ	○			
392		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
393		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
394		ヘビイチゴ	○				
395		オニシモツケ	○			○	
396		ケナシオニシモツケ	○				
397		キョウガノコ	○				
398		エゾノシモツケソウ	○				
399		オランダイチゴ	○				
400		ノウゴウイチゴ	○				
401		オオダイコンソウ	○				
402		ダイコンソウ	○				
403		カラフトダイコンソウ	○				
404		ヤマブキ	○				
405		エゾノコリンゴ	○				
406		セイヨウリンゴ	○				
407		ハナカイドウ	○				
408		ズミ	○				
409		イワキンバイ	○				

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-19(8) 地域文献により確認された植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.			
			7	8	10	12
410	(バラ科)	キジムシロ	○			
411		ミツバツチグリ	○			
412		チシマキンバイ	○			
413		クロバナロウゲ	○			
414		ツルキジムシロ	○			○
415		セイヨウミザクラ	○			
416		ウワミズザクラ	○			
417		ニワウメ	○			
418		ミヤマザクラ	○			
419		ウメ	○			
420		ミネザクラ	○			
421		チシマザクラ	○			
422		エゾノウワミズザクラ	○			
423		モモ	○			
424		スモモ	○			
425		エゾヤマザクラ	○	○		○
426		ケエゾヤマザクラ	○			
427		シウリザクラ	○			
428		カスミザクラ	○			
429		ソメイヨシノ	○			
430		セイヨウナシ	○			
431		オオタカネイバラ	○			
432		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
433		ノイバラ	○			○
434		ハマナス	○			○
435		ホロムイイチゴ	○			
436		クマイチゴ	○			
437		エゾイチゴ	○			
438		ナワシロイチゴ	○			○
439		エビガライチゴ	○			
440		ヒメゴヨウイチゴ	○			
441		ナガボノシロワレモコウ	○			
442		ホザキナナカマド	○			
443		エゾホザキナナカマド	○			
444		アズキナシ	○			
445		ナナカマド	○	○		
446		オオナナカマド	○			
447		コデマリ	○			
448		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
449		エゾノシロバナシモツケ	○			
450		シジミバナ	○			
451		ユキヤナギ	○			
452		マメ科	ネムノキ	○		
453	イタチハギ		○			
454	ヤブマメ		○			
455	ウスバヤブマメ		○			
456	◆◆◆◆		◆	◆	◆	◆
457	ハナズオウ		○			
458	エニシダ		○			
459	ヌスビトハギ		○			
460	ヤブハギ		○			
461	ダイズ		○			
462	◆◆◆◆		◆	◆	◆	◆
463	ハマエンドウ		○		○	○
464	シロバナノケハマエンドウ		○			
465	ケハマエンドウ		○			
466	エゾノレンリソウ		○			○
467	ヤマハギ		○			○
468	メドハギ		○			
469	セイヨウミヤコグサ	○				

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-19(9) 地域文献により確認された植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			7	8	10	12	
470	(マメ科)	ミヤコグサ	○				
471		イヌエンジュ	○			○	
472		ムラサキウマゴヤシ	○				
473		シロバナシナガワハギ	○			○	
474		シナガワハギ	○				
475		インゲン	○				
476		クズ	○			○	
477		ハリエンジュ	○		○		
478		エンジュ	○				
479		センダイハギ	○			○	
480		コメツブツメクサ	○				
481		ムラサキツメクサ	○				
482		シロツメクサ	○		○		
483		ツルフジバカマ	○				
484		クサフジ	○			○	
485		ヒロハクサフジ	○			○	
486		ナンテンハギ	○			○	
487		フジ	○				
488		カタバミ科	コミヤマカタバミ	○			
489			カタバミ	○			
490	ムラサキカタバミ		○				
491	エゾタチカタバミ		○				
492	フウロソウ科	チシマフウロ				○	
493		ゲンナイフウロ	○				
494		イチゲフウロ	○				
495		ゲンノショウコ	○				
496		ミツバフウロ	○				
497		エゾフウロ	○				
498		ハマフウロ	○			○	
499		トウダイグサ科	エノキグサ	○			
500	◆◆◆◆		◆	◆	◆	◆	
501	ナツトウダイ		○				
502	ヒメナツトウダイ		○				
503	コニシキソウ		○				
504	ユズリハ科		エゾユズリハ	○			
505	ミカン科		キハダ	○			
506		ヒロハノキハダ	○				
507		カラタチ	○				
508		ウチコミツルミヤマシキミ	○				
509		ツルシキミ	○	○			
510	ニガキ科	シンジュ	○				
511		ニガキ	○				
512	ヒメハギ科	ヒロハセネガ	○				
513	ウルシ科	ツタウルシ	○	○			
514		リシリツタウルシ	○				
515		ヌルデ	○				
516		ヤマウルシ	○	○			
517	カエデ科	トウカエデ	○				
518		ハウチワカエデ	○	○			
519		トネリコバナカエデ	○				
520		ヤマモミジ	○				
521		イタヤカエデ (広義)				○	
522		エゾイタヤ	○	○	○		
523		アカイタヤ	○				
524		ミネカエデ	○				
525		オガラバナ	○				
526	トチノキ科	トチノキ	○				
527	ツリフネソウ科	キツリフネ	○				
528		ツリフネソウ	○				
529	モチノキ科	ハイイヌツゲ	○				

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.1.5-19 (10) 地域文献により確認された植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.			
			7	8	10	12
530	(モチノキ科)	ヒメモチ	○			
531		ツルツゲ	○	○		
532		ウメモドキ	○			
533		アカミノイヌツゲ	○			
534	ニシキギ科	ツルウメモドキ	○			
535		オニツルウメモドキ	○			○
536		ニシキギ	○			
537		コマユミ	○			
538		ツルマサキ	○			
539		マサキ	○			
540		ヒロハツリバナ	○	○		
541		ツリバナ	○			
542		エヅツリバナ	○			
543		オオツリバナ	○			
544		マユミ	○			○
545		カントウマユミ	○			
546		クロツリバナ	○			
547	ミツバウツギ科	ミツバウツギ	○			
548	ツゲ科	ツゲ	○			
549		フッキソウ	○			
550	ブドウ科	ノブドウ	○			○
551		ヤブガラシ	○			
552		ツタ	○			
553		ヤマブドウ	○			○
554		タケシマヤマブドウ	○			
555		ブドウ	○			
556	シナノキ科	シナノキ	○	○	○	○
557		オオバボダイジュ	○			
558		モイロボダイジュ	○			
559	アオイ科	フヨウ	○			
560		ムクゲ	○			
561		ジャコウアオイ	○			
562		ゼニバアオイ	○			
563		オカノリ	○			
564		アオギリ科	アオギリ	○		
565	ジンチョウゲ科	エゾナニワズ	○			
566		カラスシキミ	○			
567	グミ科	ナツグミ	○			
568		トウグミ	○			
569		ナワシログミ	○			
570		アキグミ	○			
571	スマレ科	エゾノタチツボスマレ	○			
572		キバナノコマノツメ	○			
573		ウスバスマレ	○			
574		オオバキスマレ	○			
575		フギレオオバキスマレ	○			
576		マルバケスマレ	○			
577		タチツボスマレ	○			
578		ケタチツボスマレ	○			
579		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
580		オオタチツボスマレ	○			○
581		ケオオタチツボスマレ	○			
582		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
583		スマレ	○			
584		シロバナスマレ	○			
585		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
586		アイヌタチツボスマレ	○			
587		ミヤマスマレ	○			
588		フイリミヤマスマレ	○			
589		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-19(11) 地域文献により確認された植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.			
			7	8	10	12
590	(スミレ科)	スミレサイシン	○			
591		ツボスミレ	○			
592		アギスミレ	○			
593	ミゾハコベ科	ミゾハコベ	○			
594	ウリ科	スイカ	○			
595		キュウリ	○			
596		セイヨウカボチャ	○			
597		アマチャヅル	○			
598		ミヤマニガウリ	○			
599		キカラスウリ	○			
600	ミソハギ科	エゾミソハギ	○			○
601		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
602	ヒシ科	ヒシ	○			
603	アカバナ科	ミヤマタニタデ	○			
604		ウシタキソウ	○			
605		タニタデ	○			
606		ミズタマソウ	○			
607		ヤマタニタデ	○			
608		ケゴンアカバナ	○			
609		ヤナギラン	○			
610		イワアカバナ	○			
611		ヒメアカバナ	○			
612		ミヤマアカバナ	○			○
613		カラフトアカバナ	○			
614		エゾアカバナ	○			
615		アカバナ	○			
616		メマツヨイグサ	○		○	○
617		オオマツヨイグサ	○			○
618	アリノトウグサ科	アリノトウグサ	○			
619		オオフサモ	○			○
620		ホザキノフサモ	○			○
621		フサモ	○			○
622	スギナモ科	スギナモ	○			
623	ウリノキ科	ウリノキ	○			
624	ミズキ科	ヒメアオキ	○			
625		ゴゼンタチバナ	○			
626		ミズキ	○			
627	ウコギ科	コシアブラ	○	○		
628		エゾウコギ	○			
629		ウド	○			
630		タラノキ	○			
631		メダラ	○			
632		ヤツデ	○			
633		ハリギリ	○	○	○	
634		トチバニンジン	○			
635	セリ科	エゾボウフウ	○			
636		イワミツバ	○			
637		ミヤマトウキ	○			○
638		エゾノヨロイグサ	○			○
639		アマニュウ	○			○
640		オオバセンキュウ	○			
641		エゾニュウ	○			○
642		シャク	○			○
643		ホタルサイコ	○			
644		エゾホタルサイコ	○			○
645		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
646		セントウソウ	○			
647		ドクゼリ	○			
648		エゾノシシウド	○			
649		ミヤマセンキュウ	○			

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-19(12) 地域文献により確認された植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.			
			7	8	10	12
650	(セリ科)	カラフトニンジン	○			○
651		ミツバ	○			
652		ニンジン	○			
653		ハマボウフウ	○			○
654		オオハナウド	○			○
655		オオチドメ	○			
656		マルバトウキ	○			○
657		セリ	○			○
658		ヤブニンジン	○			
659		ミヤマヤブニンジン	○			
660		カワラボウフウ	○			○
661		アラゲカワラボウフウ	○			
662		オオカサモチ	○			○
663		ウマノミツバ	○			
664		イブキボウフウ	○			
665		ハマノイブキボウフウ	○			
666		イブキゼリ	○			
667		ヤブジラミ	○			
668		イチヤクソウ科	ウメガサソウ	○		
669	◆◆◆◆		◆	◆	◆	◆
670	◆◆◆◆		◆	◆	◆	◆
671	シヤクジョウソウ		○			
672	アキノギンリョウソウ		○			
673	ギンリョウソウ		○			
674	コイチヤクソウ		○			
675	コバノイチヤクソウ		○			
676	ベニバナイチヤクソウ		○			
677	イチヤクソウ		○			
678	ヒトツバイチヤクソウ		○			
679	◆◆◆◆		◆	◆	◆	◆
680	ジンヨウイチヤクソウ	○				
681	ツツジ科	コメバツガザクラ	○			
682		ウラシマツツジ	○			
683		ドウダンツツジ	○			
684		アカモノ	○			
685		シラタマノキ	○			
686		カラフトイツツツジ	○			
687		イツツツジ	○			
688		ハナヒリノキ	○	○		
689		オオハナヒリノキ	○			
690		コヨウラクツツジ	○	○		
691		ナガバツガザクラ	○			
692		アセビ	○			
693		ムラサキヤシオ	○			
694		ハクサンシヤクナゲ	○			
695		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
696		サツキ	○			
697		レンゲツツジ	○			
698		カラムラサキツツジ	○			
699		キリシマツツジ	○			
700		ミヤマホツツジ	○			
701		ホツツジ	○	○		
702		コウスノキ	○			
703		ウスノキ	○			
704		アクシバ	○			
705		クロウスゴ	○			
706		ツルコケモモ	○			
707		イワツツジ	○			
708		オオバスノキ		○		
709		ケナシオオバスノキ	○			

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-19(13) 地域文献により確認された植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.			
			7	8	10	12
710	(ツツジ科)	スノキ	○			
711		コケモモ	○			
712	ガンコウラン科	ガンコウラン	○			
713	サクラソウ科	ウミミドリ	○			
714		オカトラノオ	○			
715		コナスビ	○			
716		ヤナギトラノオ	○			
717		クサレダマ	○			
718		ヒロハクサレダマ	○			
719		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
720		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
721		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
722		ツマトリソウ	○			
723		コツマトリソウ	○			
724	カキノキ科	カキノキ	○			
725	エゴノキ科	ハクウンボク	○			
726	ハイノキ科	サワフタギ	○			
727	モクセイ科	レンギョウ	○			
728		アオダモ	○			
729		ヤチダモ	○			
730		イボタノキ				○
731		ミヤマイボタ	○			
732		エゾイボタ	○			
733		ヒイラギ	○			
734		ハシドイ	○			
735		ムラサキハシドイ	○			
736	リンドウ科	エゾリンドウ	○			
737		フデリンドウ	○			
738		ツルリンドウ	○			
739	ミツガシワ科	ミツガシワ	○		○	
740	キョウチクトウ科	テイカカズラ	○			
741		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
742	ガガイモ科	イケマ	○			
743		ガガイモ	○			
744		オオカモメヅル	○			
745	アカネ科	クルマバソウ	○		○	○
746		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
747		エゾノヨツバムグラ	○			
748		オオバノヨツバムグラ	○			
749		キクムグラ	○			
750		ミヤマキヌタソウ	○			
751		トゲナシヤエムグラ	○			
752		ヤエムグラ	○			○
753		ヨツバムグラ	○			
754		ホソバノヨツバムグラ	○			○
755		オククルマムグラ	○			
756		キバナカワラマツバ	○			○
757		カワラマツバ	○			○
758		エゾノカワラマツバ	○			
759		ツルアリドオシ	○			
760		アカネムグラ	○			○
761		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
762	ハナシノブ科	シバザクラ	○			
763		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
764		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
765		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
766	ヒルガオ科	コヒルガオ	○			
767		ヒルガオ	○			○
768		ヒロハヒルガオ	○			
769		ハマヒルガオ	○		○	○

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-19(14) 地域文献により確認された植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			7	8	10	12	
770	(ヒルガオ科)	ネナシカズラ	○				
771	ムラサキ科	ハナイバナ	○				
772		ホタルカズラ	○			○	
773		ハマベンケイソウ	○			○	
774		スナビキソウ	○			○	
775		ワスレナグサ	○				
776		エゾムラサキ	○				
777		ルリソウ	○				
778		タチカメバソウ	○				
779		クマツヅラ科	ムラサキシキブ	○			
780			カリガネソウ	○			
781			クサギ	○			
782	シソ科	カワミドリ	○				
783		キタカワミドリ	○			○	
784		ニシキゴロモ	○				
785		ジャコウソウ	○				
786		クルマバナ	○			○	
787		ヤマクルマバナ	○				
788		ミヤマトウバナ	○				
789		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
790		ナギナタコウジュ	○				
791		チシマオドリコソウ	○				
792		カキドオシ	○				
793		オドリコソウ	○			○	
794		シロネ	○				
795		ヒメシロネ	○				
796		ヒメサルダヒコ	○				
797		エゾシロネ	○				
798		ハッカ	○				
799		ヒメジソ	○			○	
800		ウツボグサ	○				
801		ミヤマウツボグサ	○				
802		クロバナヒキオコシ	○				
803		ヒメナミキ	○				
804		ヤマタツナミソウ	○				
805		エゾタツナミソウ	○				
806		ナミキソウ	○			○	
807		エゾイヌゴマ	○				
808		ニガクサ	○				
809		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
810		ツルニガクサ	○				
811		イブキジャコウソウ	○				
812	ナス科	トマト	○				
813		ホオズキ	○				
814		ヤマホロシ	○				
815		オオマルバノホロシ	○				
816		ナス	○				
817		イヌホオズキ	○				
818		ジャガイモ	○				
819	ゴマノハグサ科	エゾコゴメグサ	○				
820		ウンラン	○			○	
821		ムラサキサギゴケ	○				
822		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
823		ミゾホオズキ	○				
824		オオバミゾホオズキ	○				
825		シオガマギク	○				
826		エゾシオガマ	○				
827		ピロードエゾシオガマ	○				
828		エゾルリトラノオ	○			○	
829		ヤマルリトラノオ	○				

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-19(15) 地域文献により確認された植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.			
			7	8	10	12
830	(ゴマノハグサ科)	エゾヒナノウスツボ	○			○
831		オオヒナノウスツボ	○			
832		ヒキヨモギ	○			
833		シロバナモウズイカ	○			
834		ムラサキモウズイカ	○			
835		ビロードモウズイカ	○			
836		タチイヌノフグリ	○			
837		オオイヌノフグリ	○			
838		エゾクガイソウ	○			
839		ノウゼンカズラ科	キリ	○		
840	◆◆◆◆	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
841		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
842	◆◆◆◆	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
843		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
844	ハエドクソウ科	ハエドクソウ	○			○
845	オオバコ科	オオバコ	○			
846		エゾオオバコ	○			○
847		トウオオバコ	○			
848		テリハオオバコ	○			○
849		ヘラオオバコ	○			
850		イソオオバコ	○			
851		タチオオバコ	○			
852	スイカズラ科	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
853		クロミノウグイスカグラ	○			
854		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
855		キンギンボク	○			○
856		アラゲヒョウタンボク	○			
857		エゾニワトコ	○			
858		キミノエゾニワトコ	○			
859		ガマズミ	○			
860		オオカメノキ	○	○		
861		カンボク	○			
862		ミヤマガマズミ	○	○		
863		オオミヤマガマズミ	○			
864		タニウツギ	○			○
865		レンブクソウ科	レンブクソウ	○		
866	オミナエシ科	マルバキンレイカ	○			
867		オミナエシ	○			
868		オトコエシ	○			
869		カノコソウ	○			○
870	マツムシソウ科	マツムシソウ	○			
871		エゾマツムシソウ	○			○
872	キキョウ科	モイワシャジン	○			○
873		ケモイワシャジン	○			
874		ツリガネニンジン	○			○
875		シラゲシャジン	○			○
876		ナガバシャジン	○			
877		シロバナツリガネニンジン	○			○
878		ツルニンジン	○			
879		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
880		サワギキョウ	○			
881		タニギキョウ	○			
882	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
883	キク科	ノコギリソウ	○			○
884		アカバナエゾノコギリソウ	○			○
885		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
886		セイヨウノコギリソウ	○			
887		ブタクサ	○			
888		ヤマハハコ	○			○
889		ヒロハヤマハハコ	○			

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-19(16) 地域文献により確認された植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.			
			7	8	10	12
890	(キク科)	エゾカワラハハコ	○			
891		カワラハハコ	○			
892		ゴボウ	○			
893		シロサマニヨモギ	○			
894		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
895		オトコヨモギ	○			○
896		ホソバオトコヨモギ	○			○
897		ハマオトコヨモギ	○			
898		イヌヨモギ	○			
899		オオヨモギ	○		○	
900		アサギリソウ	○			○
901		シロヨモギ	○			○
902		エゾノコンギク	○			
903		エゾゴマナ	○			○
904		ユウゼンギク	○			
905		シラヤマギク	○			○
906		エゾノタウコギ	○			
907		タウコギ	○			
908		エゾノキツネアザミ	○			
909		ミミコウモリ	○			
910		ヨブスマソウ	○		○	
911		ヤブタバコ	○			
912		ノッポロガンクビソウ	○			
913		ミヤマヤブタバコ	○			
914		トキンソウ	○			○
915		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
916		キクニガナ	○			
917		マルバヒレアザミ	○			
918		チシマアザミ	○			
919		エゾノサワアザミ	○			
920		アメリカオニアザミ	○			
921		コスモス	○			
922		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
923		エゾムカシヨモギ	○			
924		ムカシヨモギ	○			
925		ヒメムカシヨモギ	○			
926		ミヤマアズマギク	○			○
927		ヒヨドリバナ	○			
928		ヨツバヒヨドリ	○			
929		エダウチチコグサ	○			
930		ククイモ	○			
931		コウリンタンポポ	○			
932		キバナコウリンタンポポ	○			
933		ヤナギタンポポ	○			○
934		ブタナ	○		○	
935		オグルマ	○			
936		カセンソウ	○			○
937		ニガナ	○			
938		シロバナニガナ	○			
939	ハマニガナ	○		○	○	
940	イワニガナ	○				
941	カントウヨメナ	○				
942	アキノノゲシ	○				
943	ヤマニガナ	○				
944	トゲチシャ	○				
945	ヤブタバコ	○				
946	センボンヤリ	○				
947	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
948	トウゲブキ	○				
949	シカギク	○				

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-19(17) 地域文献により確認された植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			7	8	10	12	
950	(キク科)	アキタブキ	○				
951		コウゾリナ	○				
952		オオハンゴンソウ	○				
953		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
954		ナガバキタアザミ	○				
955		エゾトウヒレン	○			○	
956		ハンゴンソウ	○				
957		エゾオグルマ	○				
958		ノボロギク	○				
959		メナモミ	○				
960		アキノキリンソウ	○				
961		オオアキノキリンソウ	○				
962		ミヤマアキノキリンソウ	○			○	
963		オニノゲシ	○				
964		ハチジョウウナ	○				
965		ノゲシ	○				
966		ヒメジョオン	○				
967		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
968		エゾタンポポ	○				
969		アカミタンポポ	○				
970		セイヨウタンポポ	○		○	○	
971		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
972		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
973		オニタビラコ	○				
974		オモダカ科	ヘラオモダカ	○			
975			サジオモダカ	○			
976		トチカガミ科	セキショウモ	○			
977		ホロムイソウ科	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
978		ヒルムシロ科	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
979			ヒルムシロ	○			
980			エゾノヒルムシロ	○			
981			オヒルムシロ	○			
982			ヒロハノエビモ	○			
983	◆◆◆◆		◆	◆	◆	◆	
984	ユリ科		タマネギ	○			
985		ネギ	○				
986		ノビル	○			○	
987		エゾネギ	○				
988		アサツキ	○			○	
989		ヒメエゾネギ	○				
990		ミヤマラッキョウ	○				
991		ニラ	○				
992		ギョウジャニンニク	○				
993		オランダキジカクシ	○				
994		キジカクシ	○				
995		ツバメオモト	○				
996		ドイツスズラン	○				
997		ハウチャクソウ	○				
998		チゴユリ	○				
999		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
1000		キバナノアマナ	○				
1001		ショウジョウバカマ	○				
1002		エゾキスゲ				○	
1003		ニッコウキスゲ	○			○	
1004		キスゲ	○				
1005	オオバギボウシ	○			○		
1006	コバギボウシ	○					
1007	タチギボウシ	○			○		
1008	オオウバユリ	○			○		
1009	スカシユリ	○					

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-19(18) 地域文献により確認された植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.				
			7	8	10	12	
1010	(ユリ科)	エゾスカシユリ	○			○	
1011		クルマユリ	○				
1012		ホソバナアマナ	○				
1013		マイヅルソウ	○			○	
1014		ツクバネソウ	○				
1015		クルマバツクバネソウ	○				
1016		ヒメイズイ	○			○	
1017		オオナルコユリ	○				
1018		オオアマドコロ	○				
1019		アマドコロ	○				
1020		ユキザサ	○				
1021		タチシオデ	○				
1022		シオデ	○			○	
1023		オオバタケシマラン	○				
1024		ヒメタケシマラン	○				
1025		アカバナノエンレイソウ	○				
1026		オオバナノエンレイソウ	○			○	
1027		エンレイソウ	○			○	
1028		クロミエンレイソウ	○				
1029		アオミエンレイソウ	○				
1030		シロバナエンレイソウ	○				
1031		ミヤマバイケイソウ	○				
1032		バイケイソウ	○				
1033		オオシュロソウ	○			○	
1034		エゾバイケイソウ	○				
1035		キミガヨラン	○				
1036		ヒガンバナ科	スイセン	○			
1037		ヤマノイモ科	ナガイモ	○			
1038			ウチワドコロ	○			
1039			オニドコロ	○			
1040		ミズアオイ科	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
1041		アヤメ科	ノハナショウブ	○			○
1042			◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
1043			ヒオウギアヤメ	○			
1044		イグサ科	ヒメコウガイゼキショウ	○			○
1045	ヒロハノコウガイゼキショウ		○				
1046	イ		○				
1047	タマイ		○				
1048	ヒメイ		○				
1049	ミクリゼキショウ		○				
1050	ドロイ		○				
1051	ハマイ		○			○	
1052	タチコウガイゼキショウ		○				
1053	コウガイゼキショウ		○			○	
1054	アオコウガイゼキショウ		○				
1055	クサイ		○				
1056	イヌイ		○				
1057	スズメノヤリ		○			○	
1058	ヤマスズメノヒエ		○				
1059	ヌカボシソウ		○				
1060	クロボシソウ	○					
1061	ツユクサ科	ツユクサ	○				
1062		イボクサ	○				
1063	ホシクサ科	ヒロハイヌノヒゲ	○				
1064	イネ科	ハネガヤ	○			○	
1065		アオカモジグサ	○				
1066		カモジグサ	○			○	
1067		エゾカモジグサ	○				
1068		コヌカグサ	○		○		
1069		ヤマヌカボ	○				

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-19(19) 地域文献により確認された植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.			
			7	8	10	12
1070	(イネ科)	ミヤマヌカボ	○			○
1071		エゾヌカボ	○			
1072		ハイコヌカグサ	○			
1073		スズメノテッポウ	○			
1074		ハルガヤ	○			○
1075		コブナグサ	○			
1076		マカラスムギ	○			
1077		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
1078		ヤマカモジグサ	○			○
1079		ハマチャヒキ	○			○
1080		キツネガヤ	○			
1081		カラスノチャヒキ	○			
1082		ホガエリガヤ	○			
1083		ノガリヤス	○			○
1084		ヤマアワ	○			
1085		オニノガリヤス	○			○
1086		オクエゾオニノガリヤス	○			
1087		ヒメノガリヤス	○			○
1088		イワノガリヤス	○			○
1089		エダウチイワノガリヤス	○			
1090		ホッスガヤ	○			
1091		タカネノガリヤス	○			
1092		カモガヤ	○		○	○
1093		タツノヒゲ	○			
1094		メヒシバ	○			
1095		キタメヒシバ	○			
1096		アキメヒシバ	○			
1097		アブラススキ	○			
1098		イヌビエ	○			
1099		ヒメイヌビエ	○			
1100		ハナムギ	○			○
1101		ハマニンニク	○		○	○
1102		シバムギ	○			
1103		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
1104		ニワホコリ	○			
1105		オオニワホコリ	○			
1106		ウシノケグサ	○			○
1107		トボシガラ	○			
1108		ヒロハノウシノケグサ	○		○	
1109		オオウシノケグサ	○			○
1110		ドジョウツナギ	○			
1111		ヒロハノドジョウツナギ	○			
1112		ウシノシッペイ	○			
1113		コウボウ	○			○
1114		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
1115	オオムギ	○				
1116	チガヤ	○			○	
1117	ケカモノハシ	○			○	
1118	エゾノサヤヌカグサ	○				
1119	サヤヌカグサ	○				
1120	ホソムギ	○				
1121	コメガヤ	○			○	
1122	イブキヌカボ	○			○	
1123	ハチジョウススキ	○				
1124	ススキ	○		○	○	
1125	ムラサキススキ				○	
1126	ヌマガヤ	○				
1127	コシノネズミガヤ	○				
1128	ネズミガヤ	○				
1129	オオネズミガヤ	○				

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-19 (20) 地域文献により確認された植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.			
			7	8	10	12
1130	(イネ科)	ケチヂミザサ	○			
1131		ヒロハノハネガヤ	○			
1132		イネ	○			
1133		ヌカキビ	○			
1134		スズメノヒエ	○			
1135		アイアシ	○			○
1136		カナリークサヨシ	○			
1137		オオアワガエリ	○			
1138		ヨシ	○		○	○
1139		ツルヨシ	○			○
1140		ホテイチク	○			
1141		モウソウチク	○			
1142		アズマネザサ	○			
1143		メダケ	○			
1144		ミゾイチゴツナギ	○			
1145		スズメノカタビラ	○			
1146		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
1147		オオイチゴツナギ	○			○
1148		ヌマイチゴツナギ	○			
1149		ナガハグサ	○			○
1150		イブキノモソモ	○			
1151		イチゴツナギ	○			○
1152		オオスズメノカタビラ	○			
1153		チシマドジョウツナギ	○			
1154		オクヤマザサ	○			
1155		チシマザサ	○		○	
1156		エゾネマガリ	○			
1157		ナガバネマガリ	○			
1158		オオバザサ	○			
1159		チマキザサ	○			
1160		クマイザサ	○			
1161		フシゲクマイザサ	○			
1162		ハナザサ	○			
1163		タキザワザサ	○			
1164	エゾミヤマザサ	○				
1165	クマザサ	○				
1166	アキノエノコログサ	○				
1167	キンエノコロ	○				
1168	エノコログサ	○				
1169	ムラサキエノコロ	○				
1170	ハマエノコロ	○			○	
1171	オオアブラススキ	○				
1172	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
1173	コムギ	○				
1174	トウモロコシ	○				
1175	マコモ	○			○	
1176	シバ	○			○	
1177	サトイモ科	ヒロハテンナンショウ	○			
1178		マムシグサ (広義)	○			
1179		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
1180		ミズバショウ	○			
1181		ザゼンソウ	○			
1182		ヒメザゼンソウ	○			
1183	ウキクサ科	アオウキクサ	○			
1184	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
1185	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
1186	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
1187	ガマ科	ガマ	○			○
1188	カヤツリグサ科	ミノボロスゲ	○			
1189		シロイトスゲ	○			

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-19(21) 地域文献により確認された植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.			
			7	8	10	12
1190	(カヤツリグサ科)	エナシヒゴクサ	○			
1191		ヒラギシスゲ	○			
1192		シヨウジョウスゲ	○			○
1193		ヒメカワズスゲ	○			
1194		ハリガネスゲ	○			
1195		チャシバスゲ	○			
1196		ミヤマシラスゲ	○			
1197		ヒメカンスゲ	○			
1198		ハクサンスゲ	○			
1199		ナルコスゲ	○			
1200		アゼナルコ	○			
1201		カサスゲ	○			
1202		ミヤマジュズスゲ	○			
1203		キタノカワズスゲ	○			
1204		ビロードスゲ	○			
1205		オクノカンスゲ	○			○
1206		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
1207		コハリスゲ	○			
1208		ホソバヒカゲスゲ	○			
1209		ヒロバスゲ	○			
1210		ハガクレスゲ	○			
1211		ヒゴクサ	○			
1212		コウボウムギ	○		○	○
1213		ヒカゲスゲ	○			
1214		アオスゲ	○			
1215		ヤチスゲ	○			
1216		ヒエスゲ	○			○
1217		ヤラメスゲ	○			
1218		エゾノコウボウムギ	○			
1219	ゴウソ	○				
1220	ミタケスゲ	○				
1221	トマリスゲ	○				
1222	ヒメシラスゲ	○				
1223	ミヤマカンスゲ	○				
1224	シバスゲ	○				
1225	ヤチカワズスゲ	○				
1226	カワズスゲ	○				
1227	ヒメスゲ	○				
1228	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
1229	グレーンスゲ	○				
1230	ハナマガリスゲ	○				
1231	タヌキラン	○			○	
1232	フタマタタヌキラン	○				
1233	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
1234	イトアオスゲ	○				
1235	コウボウシバ	○			○	
1236	キンスゲ	○				
1237	オオカサスゲ	○				
1238	クサスゲ	○				
1239	ゴンゲンスゲ	○				
1240	サドスゲ	○				
1241	リシリスゲ	○				
1242	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
1243	アズマナルコ	○				
1244	イワスゲ	○				
1245	タイセツイワスゲ	○				
1246	オオカワズスゲ	○				
1247	イッポンスゲ	○				
1248	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
1249	オニナルコスゲ	○				

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-19(22) 地域文献により確認された植物 確認種一覧

No.	科名	種名	文献No.			
			7	8	10	12
1250	(カヤツリグサ科)	チャガヤツリ	○			
1251		ヒメクグ	○			○
1252		タマガヤツリ	○			
1253		ウシクグ	○			
1254		カワラスガナ	○			○
1255		ミズガヤツリ	○			○
1256		マツバイ	○			
1257		ハリイ	○			
1258		クロハリイ	○			
1259		ヌマハリイ	○			
1260		シカクイ	○			○
1261		ワタスゲ	○			
1262		テンツキ	○			
1263		オオイヌノハナヒゲ	○			
1264		◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆
1265		ホタルイ	○			
1266		イヌホタルイ	○			
1267		コホタルイ	○			
1268		フトイ	○		○	○
1269		カンガレイ	○			
1270		サンカクイ	○			○
1271		クロアブラガヤ	○			
1272		アブラガヤ	○			
1273		ラン科	◆◆◆◆	◆	◆	◆
1274	◆◆◆◆		◆	◆	◆	◆
1275	ギンラン		○			
1276	ササバギンラン		○			
1277	アオチドリ		○			
1278	サイハイラン		○			
1279	◆◆◆◆		◆	◆	◆	◆
1280	◆◆◆◆		◆	◆	◆	◆
1281	エゾスズラン		○			
1282	◆◆◆◆		◆	◆	◆	◆
1283	オニノヤガラ		○			
1284	ヒメミヤマウズラ		○			
1285	ノビネチドリ		○			○
1286	◆◆◆◆		◆	◆	◆	◆
1287	セイタカスズムシソウ		○			
1288	クモキリソウ		○			
1289	スズムシソウ		○			
1290	◆◆◆◆		◆	◆	◆	◆
1291	◆◆◆◆		◆	◆	◆	◆
1292	◆◆◆◆		◆	◆	◆	◆
1293	ハクサンチドリ		○			
1294	コケイラン		○			
1295	ハシナガヤマサギソウ		○			
1296	エゾチドリ		○			
1297	◆◆◆◆		◆	◆	◆	◆
1298	キノチドリ		○			
1299	◆◆◆◆		◆	◆	◆	◆
1300	オオヤマサギソウ		○			
1301	コバノトンボソウ		○			
1302	トンボソウ		○			
1303	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	
1304	シロバナトキソウ	○				
1305	ネジバナ	○				
		142科1305種	1292種	28種	46種	238種

注：種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

Ⅱ. 業務結果(3. 地域概況調査)

②重要種

重要種としては、◆◆◆◆、◆◆◆◆、◆◆◆◆、◆◆◆◆、◆◆◆◆等105種が記録されている(表 3.1.5-20)。なお、地域文献調査の結果では、情報整備モデル地区周辺に固有な種や重要な生息地は確認されなかった。

表 3.1.5-20(1) 地域文献により確認された植物 重要種一覧

秘匿情報につき、掲載しておりません。

Ⅱ. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.1.5-20(2) 地域文献により確認された植物 重要種一覧

秘匿情報につき、掲載しておりません。

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

注：種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成24年度版」に準拠した。

※1重要種の選定基準

- I：「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成23年5月2日法律第37号）、「北海道文化財保護条例」（昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号）に基づく国の天然記念物に指定されている種類。
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、道天：北海道指定天然記念物
- II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号 最終改正：平成25年6月12日法律第37号）において希少野生動植物種に指定されている種類。
国内：国内希少野生動植物、国際：国際希少野生動植物
- III：「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－8 植物 I（維管束植物）」（平成27年3月 環境省）に指定されている種類。
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A類、EN：絶滅危惧 I B類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- IV：「北海道の希少野生生物－北海道レッドデータブック2001－」（平成13年3月 北海道）に指定されている種類。
Ex：絶滅、Ew：野生絶滅、Cr：絶滅危機種、En：絶滅危惧種、Vu：絶滅危急種、R：希少種、LP：地域個体群、N：留意種

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

(b) 植生

情報整備モデル地区及びその周辺の植生状況は、「第2回, 第4回, 第5回自然環境保全基礎調査植生調査」(環境省自然環境局生物多様性センター<<http://www.biodic.go.jp/>> 閲覧日:平成27年2月6日)を基に整理した。地域文献により確認された植生を表 3.1.5-21、現存植生図を図3.1.5-2に示す。

表 3.1.5-21 地域文献により確認された植生

植生区分名	植生コード	群落名
寒帯・高山帯自然植生	10100	高山低木群落
	10300	雪田草原
亜寒帯・亜高山帯自然植生	20100	エゾマツトドマツ群集
	20200	アカエゾマツ群集
	20400	エゾマツ-ダケカンバ群落
	20600	ササ-ダケカンバ群落
	21100	ササ自然草原
亜寒帯・亜高山帯代償植生	30100	ササ群落
	30300	伐跡群落
	30301	伐採跡地に成立した二次林
ブナクラス域自然植生	40300	エゾイタヤ-シナノキ群落
	41300	ヤナギ低木群落
	41800	自然草原
ブナクラス域代償植生	50900	ササ草原
	51400	伐跡群落
	52100	種々草原
河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生	80100	ツルコケモモ-ミズゴケクラス
	80200	ヌマガヤオーダー
	80300	ヨシクラス
	80700	塩沼地植生
	80900	砂丘植生
	82300	海崖草本植物群落
植林地・耕作地植生	90100	常緑針葉樹植林
	90102	クロマツ植林
	90105	トドマツ植林
	90200	落葉針葉樹植林
	90500	落葉広葉樹植林
	90600	外国産広葉樹植林
	90900	落葉果樹園
	91300	畑地雑草群落
	91400	休耕畑地雑草群落
	91500	牧草地
その他	91600	水田雑草群落
	100	市街地
	300	工場地帯
	400	造成地
	600	開放水域
	700	自然裸地

出典:「第5回自然環境保全基礎調査 植生調査」
 (環境庁 平成11年 第2回~第5回植生重ねあわせ植生環境省自然環境局生物多様性センター
 (自然環境情報GIS提供システムデータ利用)
 <<http://www.vegetation.biodic.go.jp/index.html>>)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

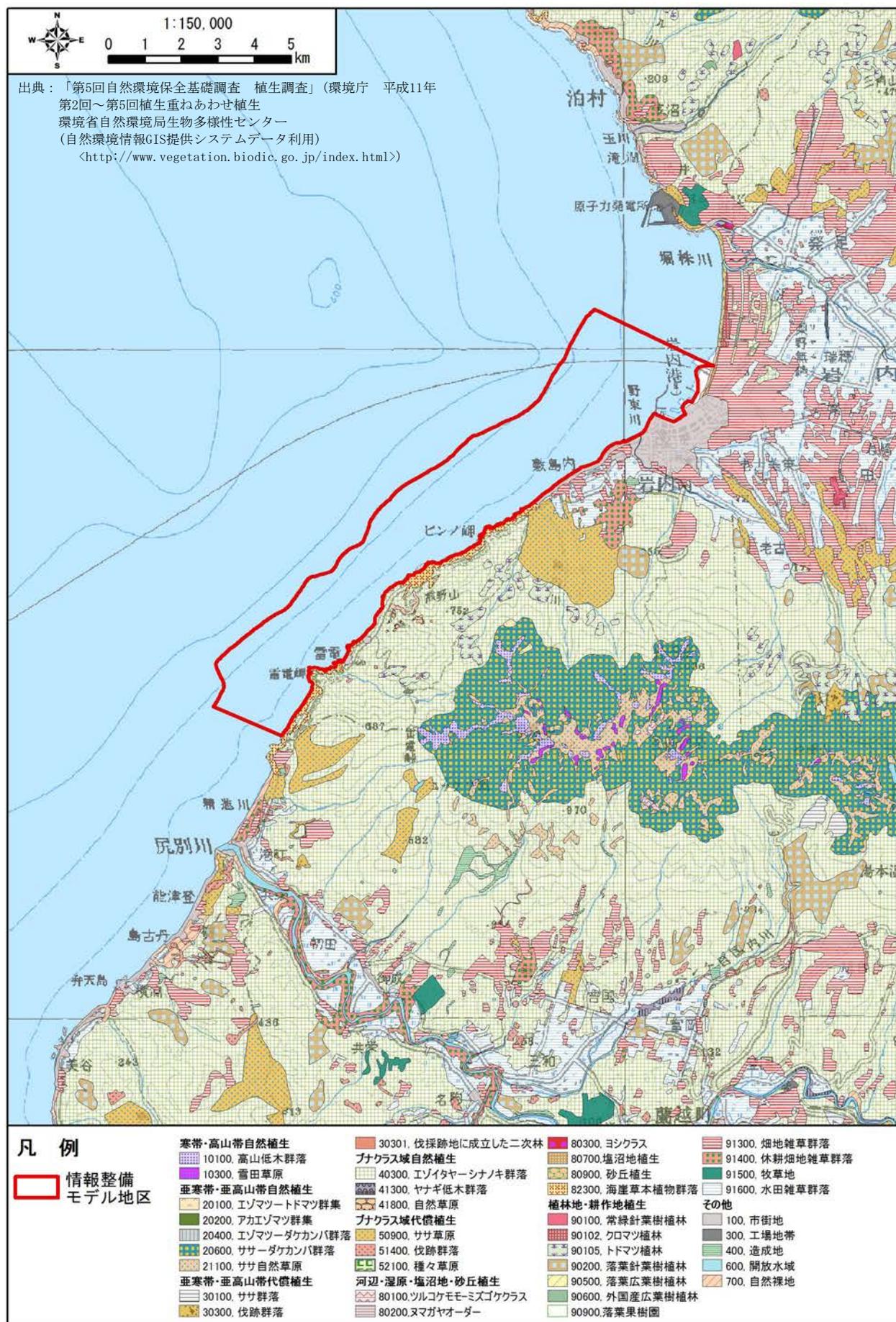


図 3.1.5-2 現存植生図(第5回自然環境保全基礎調査 植生調査)

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

(c) 植生自然度

現存植生図から作成した情報整備モデル地区及びその周辺における植生自然度を図 3.1.5-3に示す。なお、植生自然度の区分基準は、表 3.1.5-22に示すとおりである。

情報整備モデル地区沿岸陸部は、北部側には市街地があるが、南部側は山岳地帯であり、そこでは自然度9及び10に該当する自然林が大半を占めている。

表 3.1.5-22 植生自然度区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群落、クヌギーコナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：「自然環境保全調査報告書（第1回緑の国勢調査） 植生自然度（環境庁，昭和51年）」

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

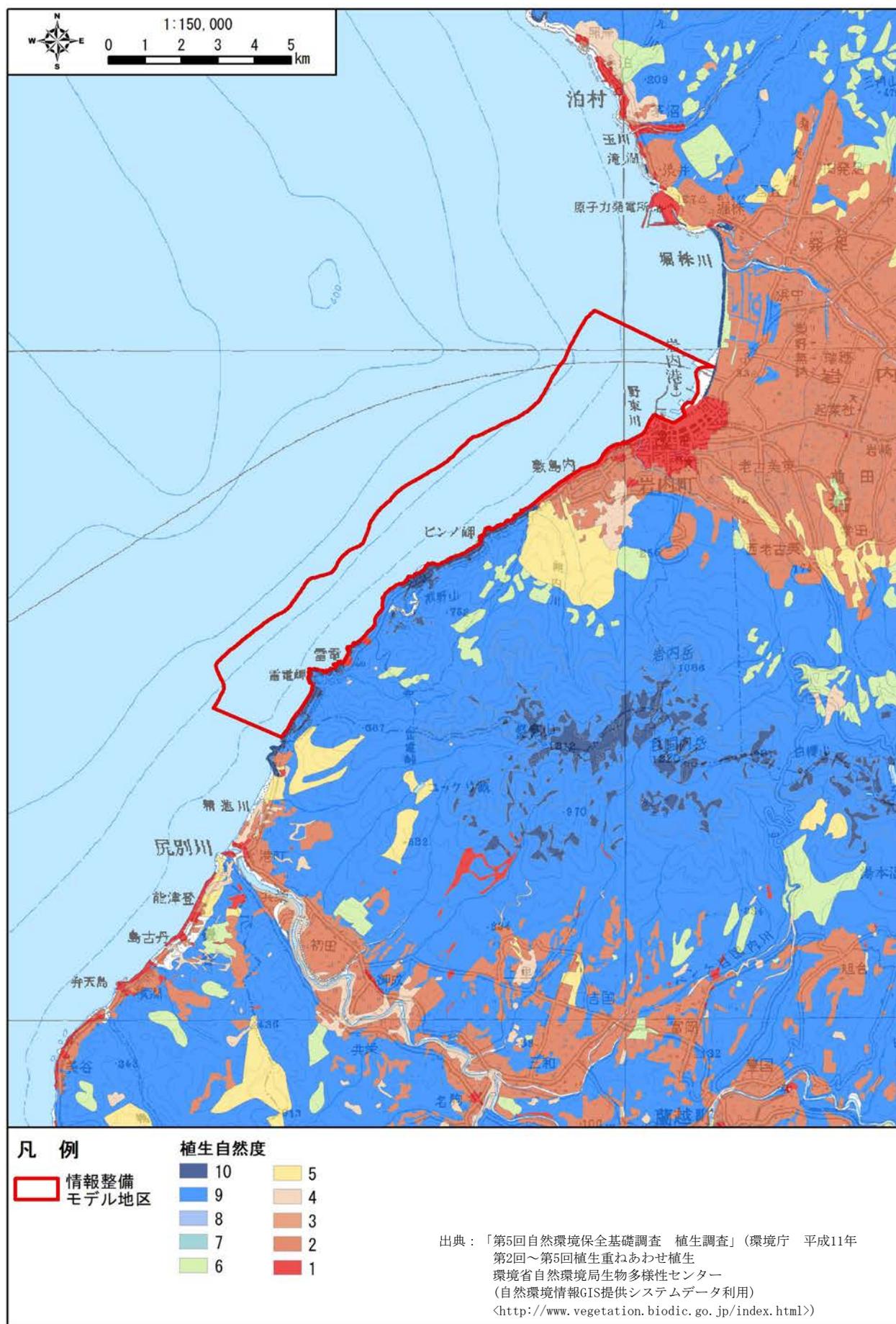


図 3.1.5-3 植生自然度

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(d) 重要な群落等

① 自然植生群落

情報整備モデル地区及びその周辺には、植林、二次林等の人工的な利用が行われた群落が多いが、自然植生(植生自然度9及び10の群落)もみられる。これらの群落は、人工利用が多い地域において、重要な植生群落として位置づけられる。ここでは、自然植生群落(植生自然度9及び10)を重要な群落として扱った。自然植生群落を図 3.1.5-4に示す。

② 巨樹・巨木林及び特定植物群落

情報整備モデル地区及びその周辺においては、2箇所の巨樹・巨木林(表 3.1.5-23)、4箇所の特定植物群落(表 3.1.5-24)が選定されている。その位置図を図 3.1.5-5に示す。

表 3.1.5-23 巨樹・巨木林

町村名	名称	所在地	文献No.			重要な群落等 ^{※1} Ⅷ
			18	19	20	
泊村	泊の神木	泊村大字盃村字寺町431	○	○		道指定記念保護樹木
岩内町	一本柳	岩内町字清住 (北海信用金庫岩内支店前)			○	岩内町指定文化財

表 3.1.5-24 特定植物群落

No.	名称	重要な群落等 ^{※1}
		Ⅸ
1	積丹半島海岸段崖植物群落	D
2		
3		
4		
5		
6		
7	雷電海岸断崖植物群落	D
8		
9		
10	ニセコ神仙沼植物群落	D
11	ニセコ山彙ダケカンバ林	H

※1重要な群落等の選定基準

Ⅷ：北海道自然環境等保全条例（昭和48年12月11日北海道条例第64号 最終改正：平成26年3月28日北海道条例第23号）

環境緑地保護地区：市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区

自然景観保護地区：森林、草地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区

学術自然保護地区：動物の生息地、植物の生育地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区

記念保護樹木：由緒・由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木として保護することが必要なもの

Ⅸ：第2回自然環境保全基礎調査要綱 特定植物群落選定基準（環境庁, 昭和53年）

A：原生林もしくはそれに近い自然林

B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群

C：比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群

D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの

E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの

F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの

G：乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群

H：その他、学術上重要な植物群落または個体群

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

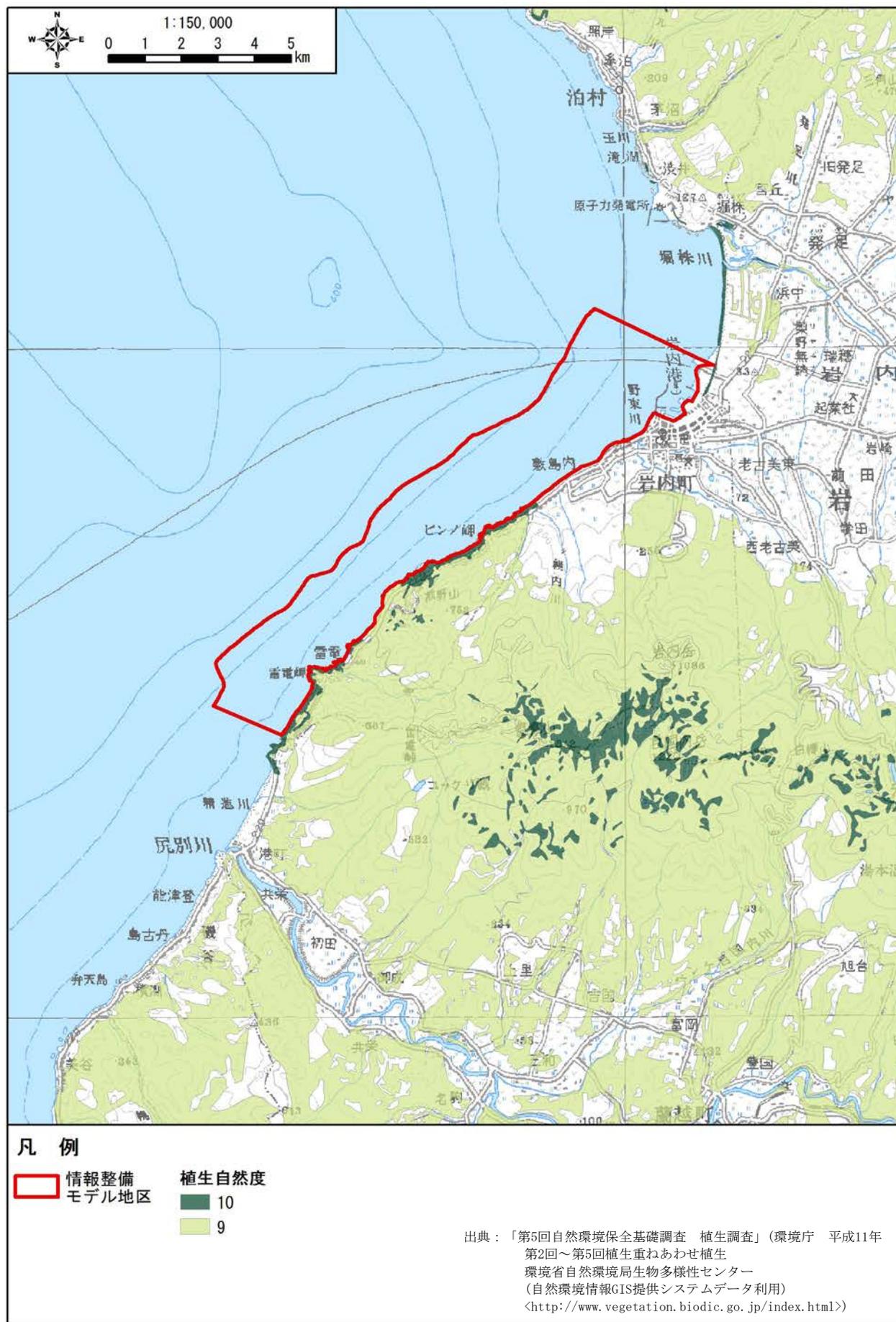


図 3.1.5-4 自然植生群落

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

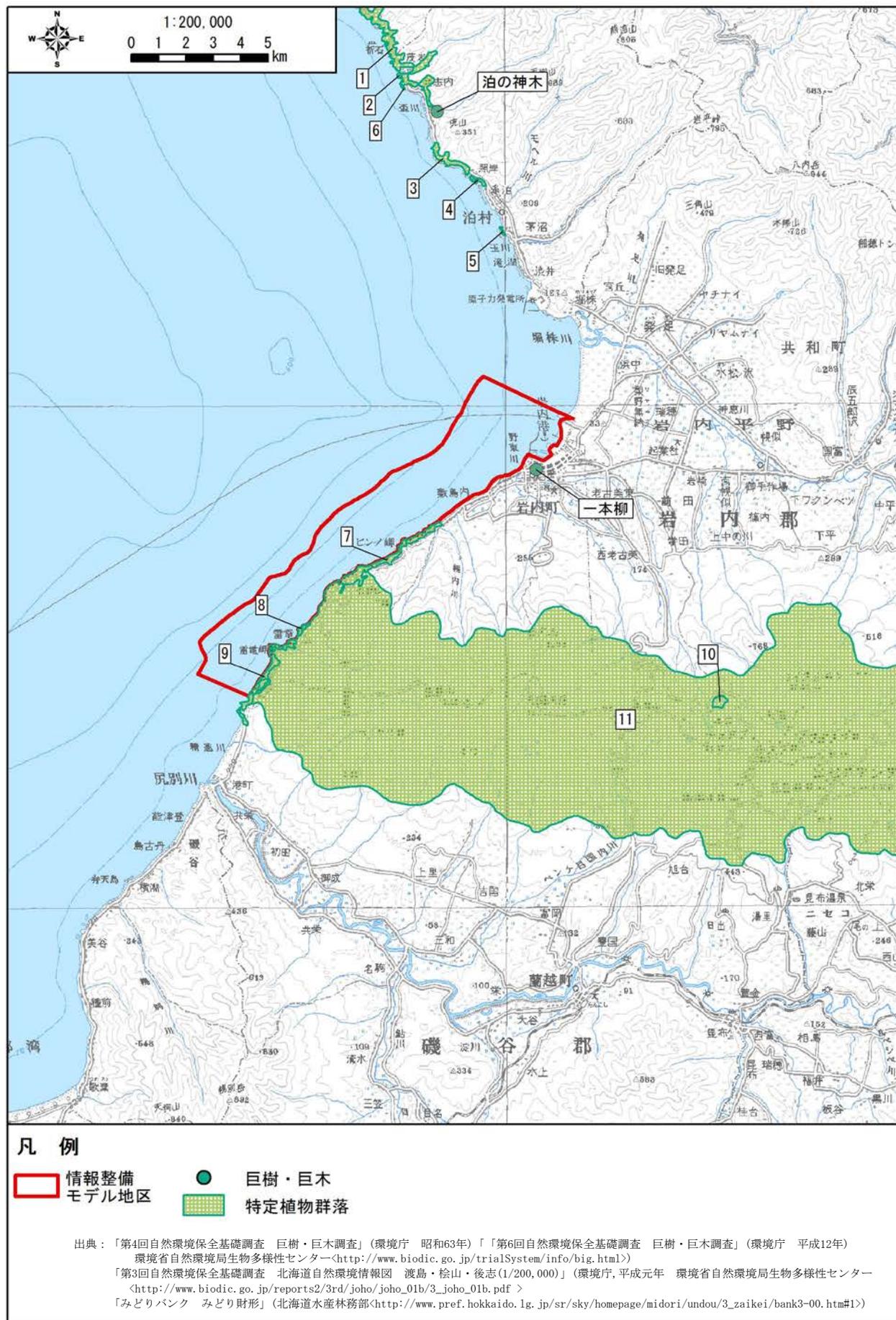


図 3.1.5-5 巨樹・巨木林及び特定植物群落位置図

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(3) 生態系

情報整備モデル地区及びその周辺域の生態系について、動物、植物、地形、現存植生及び土地利用の既存資料に基づいて整理した。

(a) 情報整備モデル地区及びその周辺域の環境類型区分

既存資料調査の結果、情報整備モデル地区及びその周辺域の環境を「海域」、「岩礁海岸」、「耕作地・耕作放棄地」、「樹林地」、「河川・湖沼」、「市街地」の6種の環境類型に区分した。

「海域」は開放水面となっているが、沿岸域では定置網漁業等が行われている。

「岩礁海岸」は情報整備モデルの沿岸域のほぼ全域に長く発達しており、主な地形は小起伏火山地及び火山麓地である。

「耕作地・耕作放棄地」は、岩内町市街地の周辺に広がっており、主な地形は三角州性低地及び扇状地性低地とそれに連続する砂礫台地である。

「樹林地」は、情報整備モデル地区の沿岸域後背地の急峻な小～中起伏山地及び火山麓地に形成されている。

「河川」は、尻別川の他、岩内町市街地の東端付近を流れる野東川があり、何れも開放水面となっている。

「市街地」としては、情報整備モデル地区西端部に岩内町市街域があり、岩内港及び岩内漁港等の港湾施設が存在する。

表 3.1.5-25 環境類型区分の概要

環境類型区分	主な地形	主な土地利用	主な植生区分
海域	海上	海水域	開放水面
岩礁海岸	小起伏火山地 火山麓地	荒地	海崖草本植物群落 自然裸地
耕作地・耕作放棄地	三角州性低地 扇状地性低地 砂礫台地	田 その他の農用地	畑地雑草群落 休耕畑地雑草群落 水田雑草群落
樹林地	小～中起伏山地 火山麓地	森林	エゾイタヤーシナノキ群落 ササーダケカンバ群落 ササ草原 ササ自然草原 高山低木群落 雪田草原
河川	河川	河川地	開放水面
市街地	自然堤防・砂州・砂丘 三角州性低地	建物用地	市街地

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

(b) 情報整備モデル地区及びその周辺域の生態系の概要

既存資料から、各環境類型区分に生息または生育していると想定される代表的な動植物を表3.1.5-26に示す。

各環境類型区分(市街地を除く)における生態系の概要は以下のとおりである。

① 海域

情報整備モデル地区の沿岸部は概ね岩礁海域であり、ホソメコンブによるコンブ場が優占し、ガラモ場やワカメ場もみられる。藻場は、動物プランクトンや幼稚魚等の保護育成場となっている他、漁獲対象種となっているマナマコ、ウニ類、エゾアワビ等の貝類の生息場として重要な機能を有していると考えられる。

これらの藻場による一次・二次生産機能が、中～大型魚類(◆◆◆◆・サケ)、海生哺乳類及び◆◆◆◆等を頂点とした食物連鎖を支えているものと推察される。

② 岩礁海岸

岩礁海岸域には、特定植物群落に指定されている雷電海崖草本植物群落が繁茂する。また、後背地には切り立った海崖が連続しており、◆◆◆◆等の崖地を営巣場として利用する鳥類もみられる等、動植物にとって重要な場となっている。

③ 耕作地・耕作放棄地

岩内町市街地周辺に広がる耕作地・耕作放棄地には、畑地雑草群落、休耕畑地雑草群落、水田雑草群落等の、全体的に草本類を主体とした明るい環境が形成されている。バッタ目やチョウ目等の多くの草地性昆虫類が生息し、それを餌とする両生類・爬虫類・哺乳類が活動し、シギ類等の渡り鳥にも餌場や休息場として利用されていることが考えられる。

④ 樹林地

樹林地は、岩礁海岸域の後背地の切り立った崖地上の急峻な山地に形成されており、山地特有のエゾイタヤーシナノキ群落、ササードケカンバ群落、ササ草原、ササ自然草原、高山低木群落、雪田草原等がみられる。林内にはセミ科やミヤマクワガタ等の昆虫類、◆◆◆◆やエゾモモンガ等の哺乳類、キツツキ等の鳥類等、樹林を好む種が生息していると考えられる。

⑤ 河川

尻別川及び野東川には、下流域に汽水感潮域が存在するため、両河川には淡水魚の他、沿岸海域を利用している汽水・海水魚も生息する。また、野東川での知見は無いが、尻別川には◆◆◆◆◆◆◆◆等の回遊魚の産卵遡上が知られている。その他に重要種の◆◆◆◆等の繁茂、◆◆◆◆の生息が知られている等、多様な河川環境を有していると言える。

水生植物としてはヒルムシロ科や◆◆◆◆が記録されており、水際や水面をトンボ目等の水生昆虫、カモメ科やカモ科等の水鳥等が利用しているものと考えられる。

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.1.5-26 各環境類型区分に想定される代表的な動植物

環境類型区分	植物	動物
海域	ワカメ場・コンブ場(ホソメコンブ)・ガラモ場(ミヤベモク・フシスジモク)等	哺乳類：トド・アザラシ科等 鳥 類：ウミウ・カモメ科・◆◆◆◆等 魚 類：サケ・◆◆◆◆◆等 海域生物：オオノガイ・ナガガキ・イタボガキ等
岩礁海岸	特になし	鳥 類：カモメ科・ハヤブサ
耕作地・耕作放棄地	ヤナギ科・ススキ・ナデシコ科・キンポウゲ科・アブラナ科・イネ科・カヤツリグサ科等	哺乳類：エゾタヌキ・キタキツネ等 鳥 類：カモ科・サギ科等 爬虫類：ニホンカナヘビ・シマヘビ等 両生類：エゾアカガエル・◆◆◆◆等 昆虫類：バッタ目・チョウ目等
樹林地	アカエゾマツ・アカトドマツ・カバノキ科・ミズナラ・ツツジ科・スミレ科・ラン科等	哺乳類：◆◆◆◆・エゾモモンガ等 鳥 類：キツツキ科・ホオジロ科・タカ目等 昆虫類：セミ科・ミヤマクワガタ等 陸産貝類：タカヒデマイマイ等
河川	タヌキモ科・ヒルムシロ科・◆◆◆◆等	鳥 類：カモ科・カモメ科等 魚 類：◆◆◆◆・アユ・サケ・◆◆◆◆等 昆虫類：トンボ目・ゲンゴロウ等 底生動物：マルタニシ・カワニナ・◆◆◆◆
市街地	—	—

Ⅱ. 業務結果(3. 地域概況調査)

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観資源

(a) 主要な眺望点

情報整備モデル地区及びその周辺において、不特定多数の利用が想定される主要な眺望点10箇所を抽出した(表 3.1.6-1)。

主要な眺望点の分布状況を図 3.1.6-1に示す。

主要な眺望点の選定根拠

- ①地方公共団体のホームページや観光情報等に掲載されている場所
- ②観光情報等に掲載されている、地形上眺望の良い場所
- ③公園等、野外レクリエーションに利用される、視界が開けていると考えられる場所
- ④パーキングエリア、道の駅等の、主要道路上で眺望の良いと思われる場所
- ⑤公共施設や神社等、地元住民の利用が想定される、眺望の良いと思われる場所
- ⑥文化財等に指定されている場所や歴史的建造物

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.1.6-1 地域文献により抽出された主要な眺望点

名称	町村名	概要	資料
雷電温泉郷 (三浦屋旅館)	岩内町	岩内町敷島内にある温泉旅館。ニセコバス停留所雷電温泉口より徒歩10分の高台にある位置する。	1, 3
有島武郎文学碑	岩内町	岩内町敷島カスペノ岬の近くにある石碑。駐車場もあり、雷電の刀掛岩も見ることができる。	3
岩内神社	岩内町	岩内町宮園地区にある神社。例年7月には、岩内神社例大祭が行われ、町を練り歩く御輿や漁船による海上渡御も行われる。30台駐車できる駐車場がある。	3
いわないパークゴルフ場	岩内町	岩内町野東の積丹半島を一望できる高原パークゴルフ場。4月中旬から10月下旬まで利用できる。	1, 3
いわない温泉郷	岩内町	岩内岳のふもとの高原にある温泉郷の宿泊施設。日本海、積丹半島を一望でき、夜景も楽しむことができる。荒井美術館を併設している。	1, 3
いわないリゾートパーク オートキャンプ場 マリンビュー	岩内町	岩内港や積丹半島が一望できる高台にあるオートキャンプ場。夏のピーク時は予約でいっぱいになる。近隣には岩内温泉郷があり、美術館やパークゴルフ場もある。芝生のサイトの他にコテージもある。	1, 2, 3
円山展望台	岩内町	岩内町野東にある岩内の街と積丹半島を一望できる展望台。展望台には大型望遠鏡、付近の広場には三十三体の観音像を巡る遊歩道の施設も整備されている。人気の岩内町の夜景も一望できる。	1, 2, 4
岩内港	岩内町	ニセコ、積丹観光圏の結節点に位置する漁港。漁業基地、商港として重要視されている。釣り場も多く年間を通じて楽しめる。夏には港祭りが行われる。	2
雷電海岸カスペ岬	岩内町	有島武郎文学碑があり、大正七年、有島武郎の小説「生まれ出づる悩み」は、岩内で苦悩しながら創作活動を続ける画家・木田金次郎をモデルにしている。	4
カブト千畳敷岩	泊村	釣りの名所となっており、駐車場やトイレも完備されている。北西に見える兜岩を眺める展望場所でもある。	4

資料

1. しりべしガイドマップ
2. 「岩内町公式ホームページ」より「観光・産業・経済」
(<http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/> 閲覧日：平成27年2月17日)
3. 「全国観るなび 北海道」より「岩内町」(<http://www.nihon-kankou.or.jp/hokkaido> 閲覧日：平成27年2月17日)
4. 「主要な展望地 マップ」「主要な展望地 リスト」
(後志総合振興局< <http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/>> 閲覧日：平成27年3月11日)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

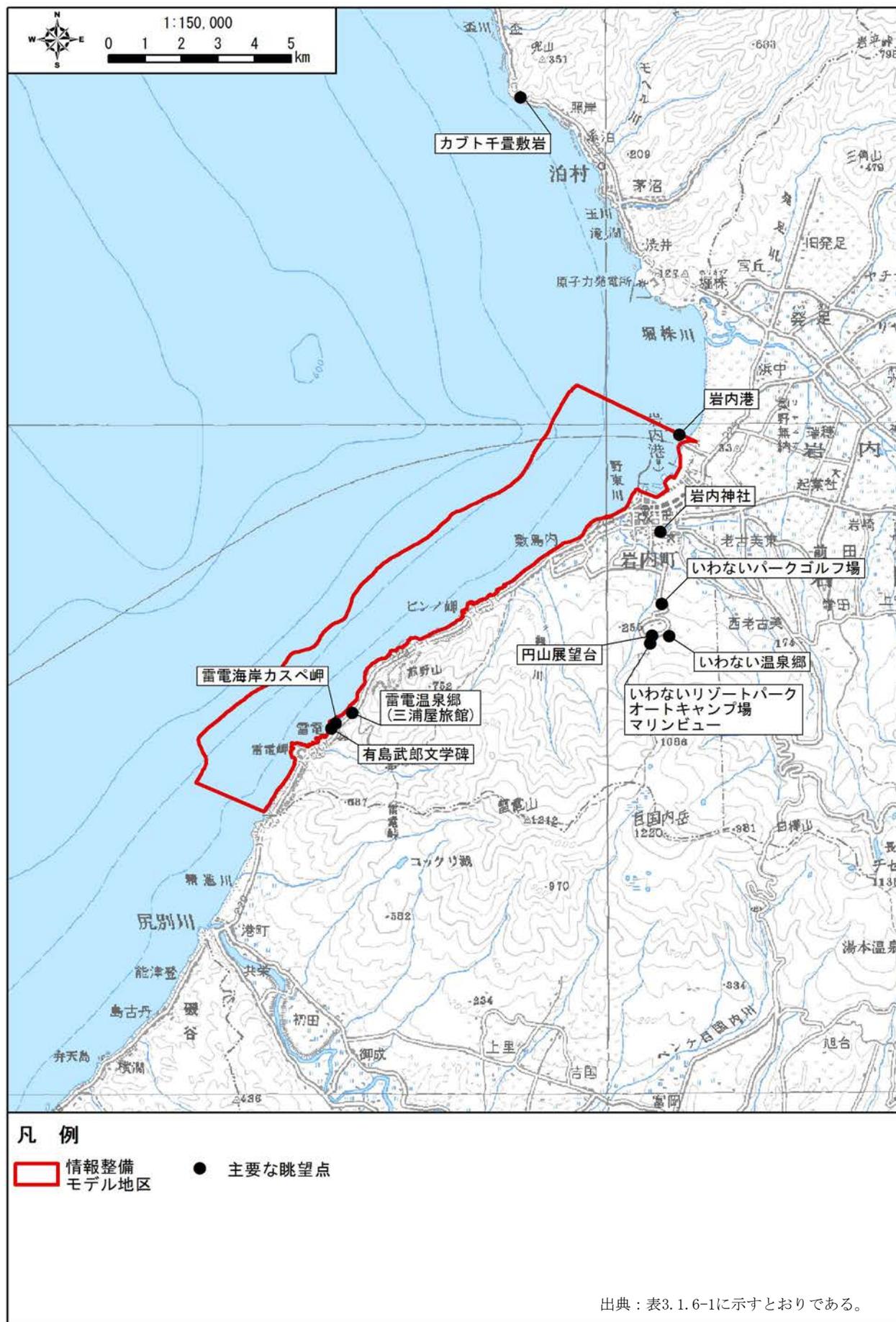


図 3.1.6-1 主要な眺望点位置図

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

(b) 景観資源

情報整備モデル地区及びその周辺においては、「第3回自然環境保全基礎調査 日本の自然景観」(環境庁, 平成元年<http://www.biodic.go.jp/kiso/19/19_keika.html>)及び「地域の良好な景観資源 マップ・リスト」(後志総合振興局<<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/>> 閲覧日:平成27年3月11日)に掲載されている自然景観資源が分布している。情報整備モデル地区及びその周辺における景観資源を表 3.1.6-2、景観資源位置図を図 3.1.6-2に示す。

表 3.1.6-2 地域文献により抽出された景観資源

町名	名称	概要	出典	
			1	2
岩内町	岩内岳	火山	○	
	朝日温泉	噴泉	○	
	岩内～野東段丘	海成段丘	○	
	ビンノ岬海岸	海食崖	○	
	鳴神の滝	滝	○	
	車滝	滝	○	
	梯子滝	滝	○	
	雲間の滝	滝	○	
	弁慶の刀掛岩	様々な伝説が伝えられており、岩内町のシンボルとも言える岩。		○
	弁慶の薪積岩	弁慶が暖をとるため薪を切り、その積んだ薪が化石となったと伝えられている岩。		○
	傘岩	奇岩・奇勝の一つに数えられ、いつ崩れてもおかしくない形をしている。海岸を通る人々が雨宿りしたことから、この名前がついたと伝えられている。		○
岩内町・蘭越町	目国内岳	火山	○	
蘭越町	雷電火山群	火山群	○	
	シャクナゲ岳	火山	○	
	雷電山	火山	○	
	ニセコ新見温泉郷	噴泉	○	
	コックリ沼	湖沼	○	
	港町海岸	砂丘	○	
	雷電岬ーセバチ鼻	海食崖	○	
蘭越町・ニセコ町	尻別川	フレ岳を源とし、羊蹄山麓を流れ港町から日本海に注ぐ一級河川。鮎や八目ウナギが生息する。町の中央を貫流し、町の良好な景観資源となっている。		○
共和町・蘭越町	白樺山	火山	○	
共和町	神仙沼	湖沼	○	
	長沼	湖沼	○	
	神仙沼	湿原	○	
	梨野舞納海岸	砂丘	○	
	ニセコ火山群	火山群	○	
泊村	茅沼段丘	海成段丘	○	
	カブト岩	積丹半島を代表する観光ルート「カブトライン」の象徴であるカブト岬に立つ奇岩。岩内の曾長と義経に関する伝説がある。		○
寿都町	歌棄～磯谷段丘	海成段丘	○	

出典:

1. 「第3回自然環境保全基礎調査 日本の自然景観」
(環境庁, 平成元年<http://www.biodic.go.jp/kiso/19/19_keika.html>)
2. 「地域の良好な景観資源 マップ」「地域の良好な景観資源 リスト」
(後志総合振興局< <http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/>> 閲覧日:平成27年3月11日)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

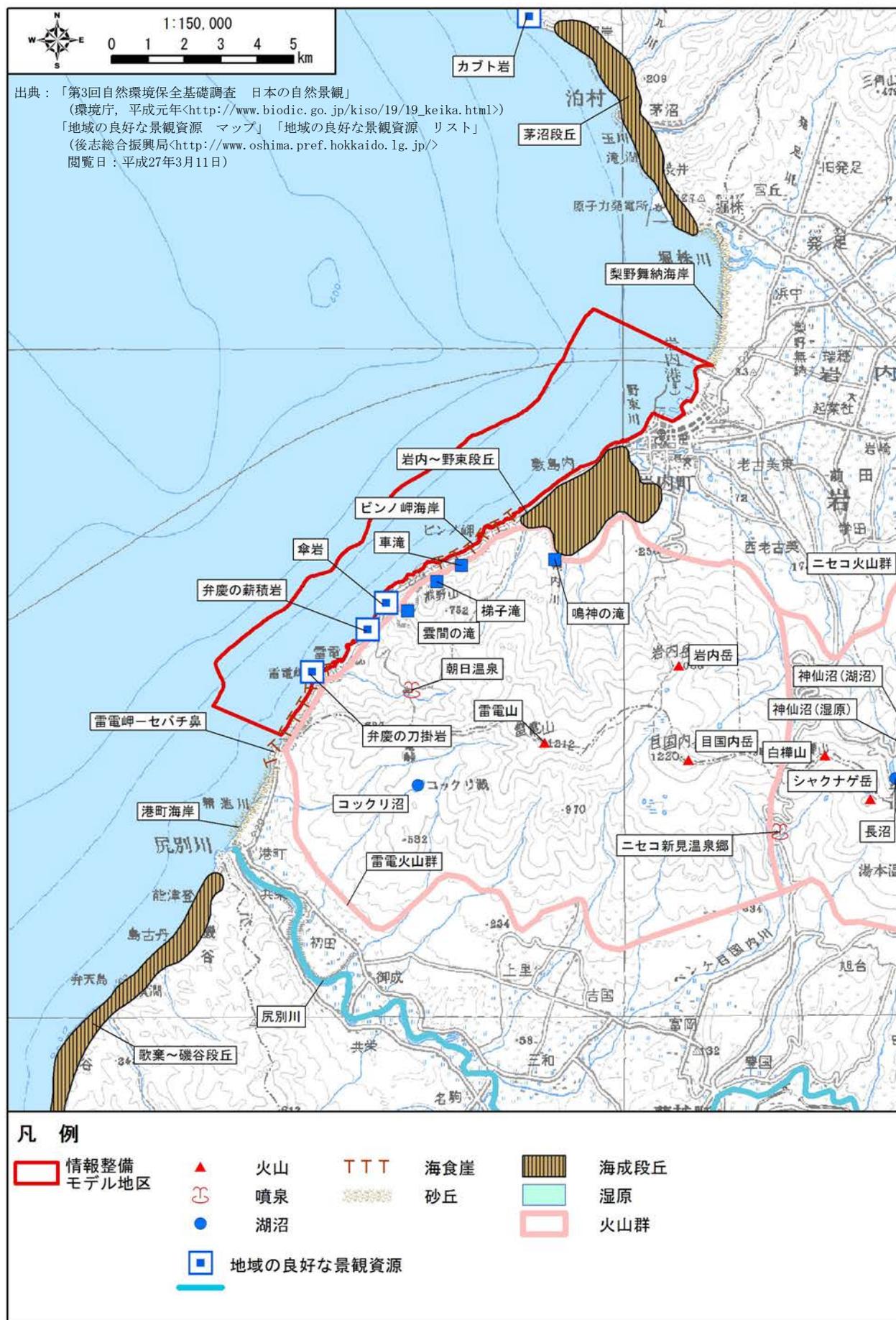


図 3.1.6-2 景観資源位置図

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場

地域文献調査により、人と自然との触れ合いの活動の場29箇所(表 3.1.6-3)を抽出し、その分布状況を図 3.1.6-3に示した。

表 3.1.6-3(1) 地域文献により抽出された人と自然との触れ合いの活動の場

町村名	名称	概要	資料
岩内町	いわないパークゴルフ場	岩内町野東の積丹半島を一望できる高原パークゴルフ場。4月中旬から10月下旬まで利用できる。	3, 8
	いわない温泉郷	岩内岳のふもとの高原にある温泉郷の宿泊施設。日本海、積丹半島を一望でき、夜景も楽しむことができる。荒井美術館を併設している。	1, 4, 8
	マリンパーク	1haの都市公園で、遊具設備や広場、「マリンスポットさわやかトイレ」、また噴水を組み込みコンピュータ制御で奏でられる「カリヨンモニュメント」などが備え付けられている。	3, 8
	いわないリゾートパーク オートキャンプ場 マリンビュー	岩内港や積丹半島が一望できる高台にあるオートキャンプ場。夏のピーク時は予約でいっぱいになる。近隣には岩内温泉郷があり、美術館やパークゴルフ場もある。芝生のサイトの他にコテージもある。	1, 3, 4, 8
	円山展望台	岩内町野東にある岩内の街と積丹半島を一望できる展望台。展望台には大型望遠鏡、付近の広場には三十三体の観音像を巡る遊歩道の施設も整備されている。人気の岩内町の夜景も一望できる。	1, 3, 4, 8
	岩内町森林公園	「憩いの森」「小鳥の森」など8つの森からなっており、3.5kmの散策路で森林浴やバードウォッチング、夏には池で睡蓮の花を楽しむことができる。	3
	岩内運動公園	町民のスポーツ拠点施設として整備された公園。陸上競技場、野球場、弓道場、照明完備の多目的広場、テニスコートなどを備えている。遊技広場は町民憩いの場として、家族連れ、幼稚園や保育所の遠足等、様々な形で利用されている。	3, 4
	岩内神社	岩内町宮園地区にある神社。例年7月には、岩内神社例大祭が行われ、町を練り歩く御輿や漁船による海上渡御も行われる。30台駐車できる駐車場がある。	8
	道の駅 いわない	鉄道「旧岩内駅」の跡地に建てられた道の駅。たら丸館(ガイドセンター)や木田金次郎美術館もある。近くの「タラ丸市場」では海鮮料理が味わえる。	3, 4, 8, 12
	鳴神の滝	夏場は草葉に遮られて太陽光が差し込まず、日中でも薄暗く神秘的な雰囲気を持つ滝。秋には紅葉も楽しめる。落差は6.6mだが、かなりの水量があり、滝壺上にせり出した崖をえぐるように流れ落ちている。	1, 3, 4, 8
	雷電温泉郷(三浦屋旅館)	岩内町敷島内にある温泉旅館。ニセコバス停留所雷電温泉口より徒歩10分の高台にある位置する。	1, 8
	岩内岳	雷電火山群に属し、ニセコ連山の一番日本海側の山。春には沢山の高山植物の花を楽しむことができる。	4, 8
	雷電山	雷電温泉、天狗岩、日本海やコックリ湖、遠くには島牧村の狩場山を見ることができる。南斜面には高山植物の花畑が広がり、東には、チセヌプリ・アンヌプリ、そして羊蹄山の景色を楽しめる。	8
蘭越町	道の駅 シェルプラザ・港	平成17年10月からスタートした、蘭越町2番目の道の駅。美しい日本海沿いを走るドライブコースの休憩スポットとして利用されている。	5, 12
	蘭越町総合運動公園	蘭越町中心部にある公園。総合体育館、野球場、パークゴルフ場があり、町民プールが隣接している。11月～5月中旬までは閉鎖されている。	1, 3, 5
	開基100年の森公園	蘭越町昆布町のパークゴルフ場が併設されている公園。近くには昆布川、昆布温泉交流促進センター「幽泉閣」がある。	1, 3, 5
	蘭越町交流促進センター 幽泉閣	「美人湯温泉」と言われ、肌がすべすべする温泉として昭和33年より営業している、地域に密着した温泉施設。屋外に足湯やパークゴルフ場があり、町民・近隣町村からの利用者も多い。	1, 3, 5
	ふるさとの丘リンリン公園	蘭越町相生、国道5号沿いにある公園。道の駅らんこし・ふるさとの丘に隣接しており、キャンプ場や、バンガロー、パークゴルフ場、林業体験施設、遊歩道がある。5月～10月まで利用できる。	1, 3, 5, 9, 12
	コックリ湖	樹齢200年から300年のダケカンバなどの古木が茂る大自然の中にある、東西に細長い湖沼。エゾサンショウウオの生息地。	1, 5, 9
	白樺山	岩内郡共和町と磯谷郡蘭越町との境にあり、多くの高山植物が楽しめる。	9
	ジャクナゲ岳	山腹にハイマツジャクナゲが群生する火山。	9
	目国内岳	蘭越町と岩内町にまたがる火山であり、ニセコ積丹小樽海岸国定公園内にある。山頂はゆるやかな斜面の草原に岩塊がある	9

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.1.6-3(2) 地域文献により抽出された人と自然との触れ合いの活動の場

町村名	名称	概要	資料
共和町	スポーツと憩いの広場	堀株川の河川敷に造られたスポーツ施設。野球場・テニスコート・パークゴルフ・ゲートボールのほか、バーベキューなども楽しめる広場も用意されている。	1, 6
	神仙沼	ニセコ山系の中で最も美しく神秘的な沼と言われる自然沼。海拔750m以上の高原に位置し、付近には多くの湖沼や湿原が広がっている。秋には紅葉も楽しめる。	1, 2, 6, 10
	大沼	ワイスホルン、ニトヌプリに囲まれ、天然記念物のエゾサンショウウオが生息する火山湖。	10
	長沼	ひょうたんの形をしており、雲や霧に覆われていることが非常に多い火山湖。高山植物群に囲まれ、貯水池としても利用されている。	10
泊村	堀株海水浴場	砂浜の海水浴場であり、晴れた日には羊蹄山を眺めることができる。海水浴やキャンプ、マリンスポーツに利用されている。	1, 3, 7, 11
	カプト岬	積丹半島の観光ルート「カプトライン」にある岬。岬の上には「兜岩」という奇岩が立っている。岩礁が多く、釣り場としても有名。	1, 2, 7, 11
	とまりカプトラインパーク	泊村役場庁舎裏の小高い丘の上にあり、カプト岬とカプトラインが一望できる総合公園。パークゴルフ場、テニスコート、多目的広場、バーベキューハウス等を備えている。	3, 7

資料

1. しりべしガイドマップ
2. 「後志のお宝100選」
(後志総合振興局<<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/100sen.htm>> 閲覧日：平成27年2月6日)
3. 「しりべしネット 後志倉庫」
4. 「岩内町ホームページ」より「観光・産業・経済」<http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/?page_id=6170>
閲覧日：平成27年2月6日
5. 「蘭越町ホームページ」より「観光情報・特産品」
<<http://www.town.rankoshi.hokkaido.jp/kankou/>> 閲覧日：平成27年2月6日
6. 「共和町ホームページ」より「観光情報」<<http://www.town.kyowa.hokkaido.jp/kankou/index.html>>
閲覧日：平成27年2月6日
7. 「泊村ホームページ」より「観光情報」<<http://www.vill.tomari.hokkaido.jp/main.html>>閲覧日：平成27年2月6日
8. 「全国観るなび 北海道」より「岩内町」(<<http://www.nihon-kankou.or.jp/hokkaido>> 閲覧日：平成27年2月6日)
9. 「全国観るなび 北海道」より「蘭越町」(<<http://www.nihon-kankou.or.jp/hokkaido>> 閲覧日：平成27年2月6日)
10. 「全国観るなび 北海道」より「共和町」(<<http://www.nihon-kankou.or.jp/hokkaido>> 閲覧日：平成27年2月6日)
11. 「全国観るなび 北海道」より「泊村」(<<http://www.nihon-kankou.or.jp/hokkaido>> 閲覧日：平成27年2月6日)
12. 「北海道 北の道の駅」(北海道地区「道の駅」連絡会<<http://www.hokkaido-michinoeki.jp/index.html>>
閲覧日：平成27年2月6日)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

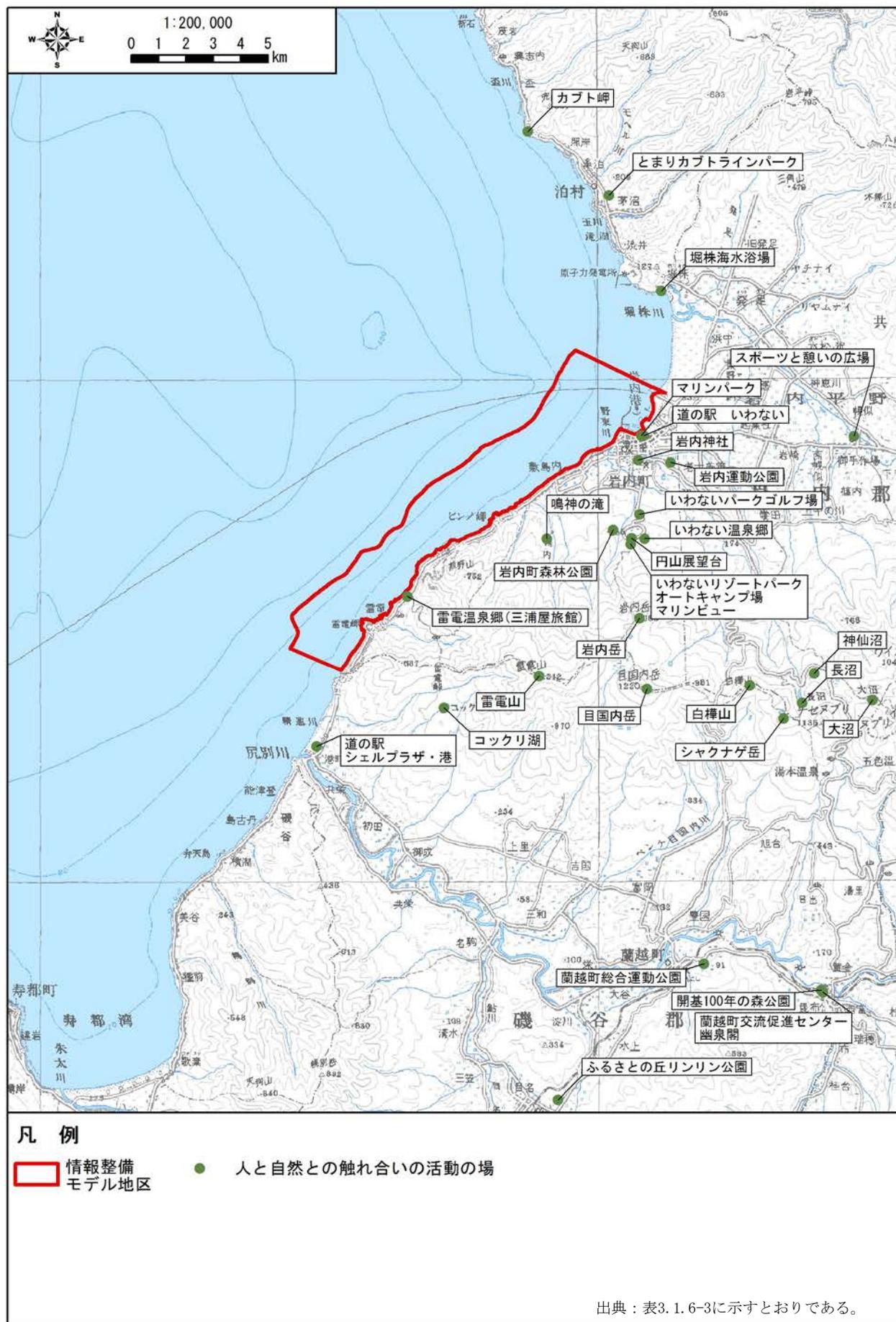


図 3.1.6-3 人と自然との触れ合いの活動の場位置図

Ⅱ. 業務結果(3. 地域概況調査)

3.2 社会的状況

社会的状況については、情報整備モデル地区及びその周辺(概ね10kmの範囲)の岩内町、蘭越町、共和町及び泊村を対象とした。

3.2.1 人口及び産業の状況

(1)人口

平成22年度国勢調査によると、情報整備モデル地区に係る町字別の人口・世帯数は、表 3.2.1-1に示すとおりである。

また、住民基本台帳によると、表 3.2.1-2に示すとおり、平成21年から平成25年にかけて人口は減少傾向にある。平成25年の人口は、岩内町14,287人、蘭越町5,210人、共和町6,407人、泊村1,836人となっている。また平成25年の世帯数は、岩内町7,241世帯、蘭越町2,364世帯、共和町2,898世帯、泊村925世帯となっている。

表 3.2.1-1 人口・世帯数(平成22年度国勢調査 町字別)

振興局名	町字	人口 総数	男	女	世帯 総数
後志総合振興局	字大浜	1,611人	768人	843人	740世帯
	字万代	719人	344人	375人	334世帯
	字大和	541人	263人	278人	245世帯
	字御崎	507人	229人	278人	238世帯
	字野東	1,770人	783人	987人	695世帯
	字敷島内	250人	119人	131人	106世帯

出典：「地図で見る統計(統計GIS)」(e-Stat 政府統計の総合窓口

<<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/toukeiChiri.do?method=init>> 閲覧日：平成27年2月18日)

Ⅱ. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.2.1-2 人口・世帯数の推移(住民基本台帳)

各年3月31日時点

町村名	年	人口			世帯数
		総数	男	女	
岩内町	平成21年	15,437人	7,202人	8,235人	7,455世帯
	平成22年	15,086人	7,033人	8,053人	7,416世帯
	平成23年	14,874人	6,936人	7,938人	7,375世帯
	平成24年	14,595人	6,826人	7,769人	7,311世帯
	平成25年	14,287人	6,688人	7,599人	7,241世帯
蘭越町	平成21年	5,530人	2,653人	2,877人	2,400世帯
	平成22年	5,455人	2,624人	2,831人	2,398世帯
	平成23年	5,366人	2,579人	2,787人	2,377世帯
	平成24年	5,272人	2,527人	2,745人	2,364世帯
	平成25年	5,210人	2,504人	2,706人	2,364世帯
共和町	平成21年	6,755人	3,338人	3,417人	2,905世帯
	平成22年	6,643人	3,270人	3,373人	2,906世帯
	平成23年	6,566人	3,244人	3,322人	2,906世帯
	平成24年	6,471人	3,219人	3,252人	2,901世帯
	平成25年	6,407人	3,205人	3,202人	2,898世帯
泊村	平成21年	1,983人	911人	1,072人	990世帯
	平成22年	1,960人	907人	1,053人	974世帯
	平成23年	1,911人	890人	1,021人	955世帯
	平成24年	1,883人	891人	992人	941世帯
	平成25年	1,836人	866人	970人	925世帯

出典：「住民基本台帳人口・世帯数」(北海道庁総合政策部，平成25年3月31日現在
 <<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/index.htm>>)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(2) 産業

情報整備モデル地区及びその周辺の産業別就業人口を表 3.2.1-3、産業別就業割合を図 3.2.1-1に示す。全ての町村において第三次産業の就業者数が最も多く、半数以上を占めている。なお、情報整備モデル地区に係る町字別の産業別就業人口は表 3.2.1-4に示すとおりである。

表 3.2.1-3 産業別就業人口

平成22年10月1日現在

町村名	第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能の産業	合計
岩内町	257人	2,031人	4,274人	65人	6,627人
蘭越町	756人	378人	1,431人	10人	2,575人
共和町	938人	588人	1,762人	12人	3,300人
泊村	73人	188人	575人	1人	837人

注) 第一次産業：農業・林業、漁業

第二次産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

第三次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス業、サービス業(他に分類されないもの)、公務(他に分類されないもの)

出典：「平成22年国勢調査結果 統計表」より「産業等基本集計結果 第8表」

(北海道統合政策部統計課<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/001ppc/10pw_table1.htm>)

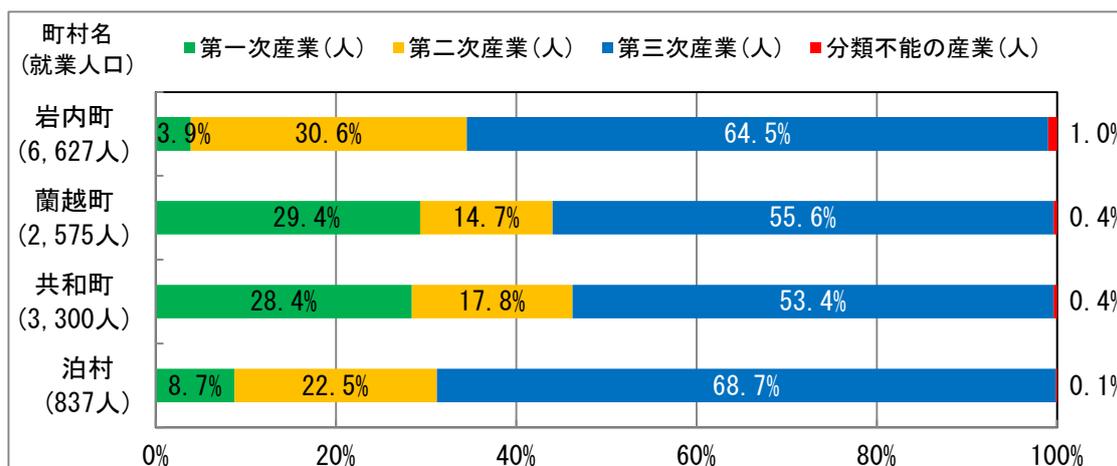


図 3.2.1-1 産業別就業割合

表 3.2.1-4 産業別就業人口 (町字別)

振興局名	町字	第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能の産業
後志総合振興局	字大浜	28人	269人	513人	5人
	字万代	15人	88人	320人	3人
	字大和	8人	80人	178人	0人
	字御崎	12人	77人	119人	3人
	字野東	43人	244人	441人	12人
	字敷島内	55人	36人	44人	0人

出典：「地図で見る統計(統計GIS)」(e-Stat 政府統計の総合窓口

<<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/toukeiChiri.do?method=init>> 閲覧日：平成27年2月18日)

Ⅱ. 業務結果(3. 地域概況調査)

3.2.2 土地利用の状況

情報整備モデル地区及びその周辺における土地利用状況を表 3.2.2-1に示す。岩内町では「その他」が多く、蘭越町、共和町及び泊村では「山林」が多い。

また、情報整備モデル地区及びその周辺の土地利用基本計画図を図 3.2.2-1に示す。

表 3.2.2-1 関係町村における土地利用状況

(単位：km²)

区分	岩内町	蘭越町	共和町	泊村
田	1.54	34.76	29.44	-
畑	2.46	8.88	26.55	2.11
宅地	2.59	3.15	2.86	0.45
鉱泉地	-	0.01	0.00	-
池沼	-	0.04	0.13	-
山林	47.55	187.52	172.92	70.52
牧場	0.22	1.84	2.43	-
原野	9.20	33.40	27.95	6.06
雑種地	1.02	5.36	6.52	1.00
その他	6.06	174.73	36.16	2.21
合計	70.63	449.68	304.96	82.35

出典：「第121回(平成26年)北海道統計書」(北海道統合政策部統計課，平成26年3月
<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/920hsy/index.htm>>)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

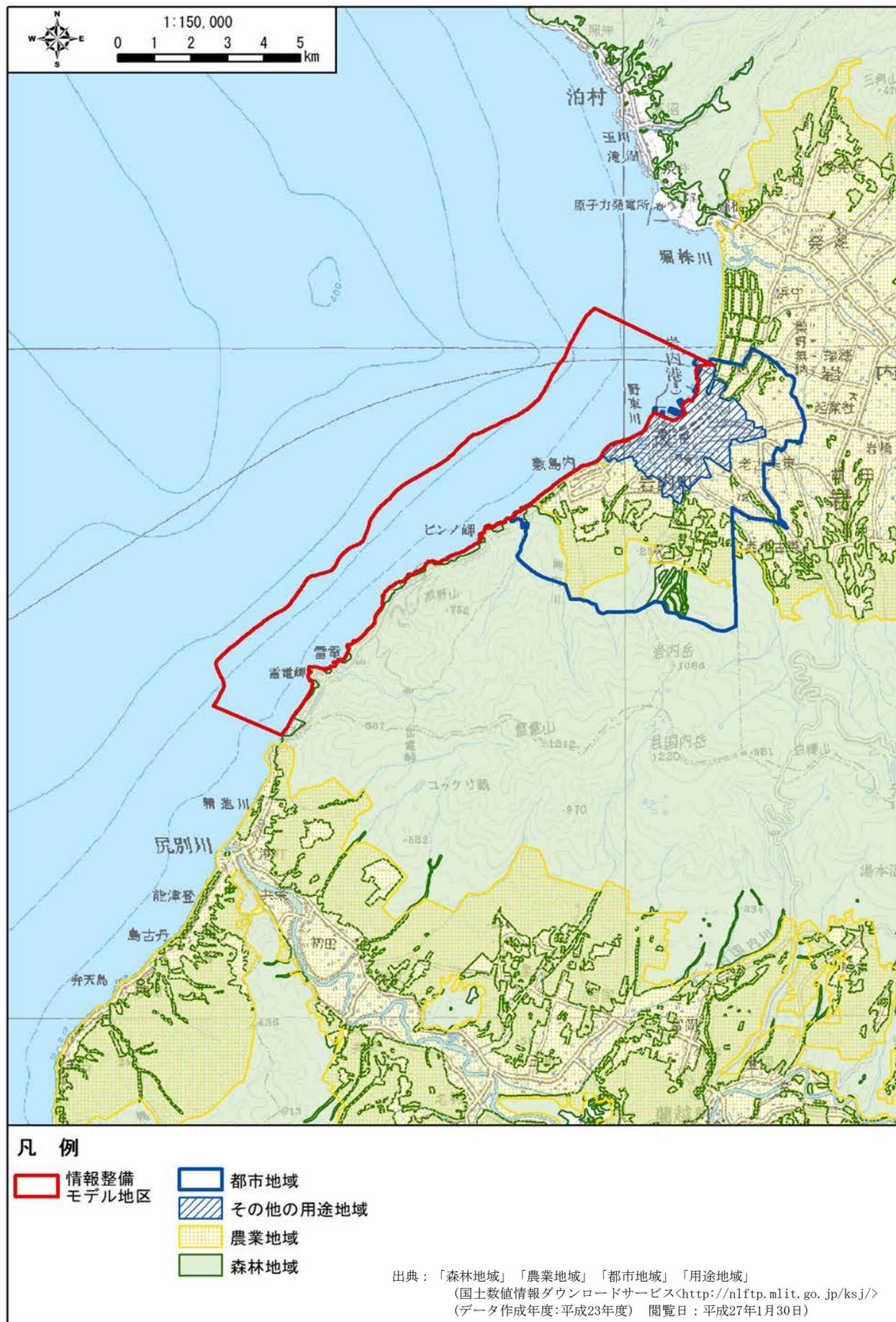


図 3.2.2-1(1) 土地利用基本計画図

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

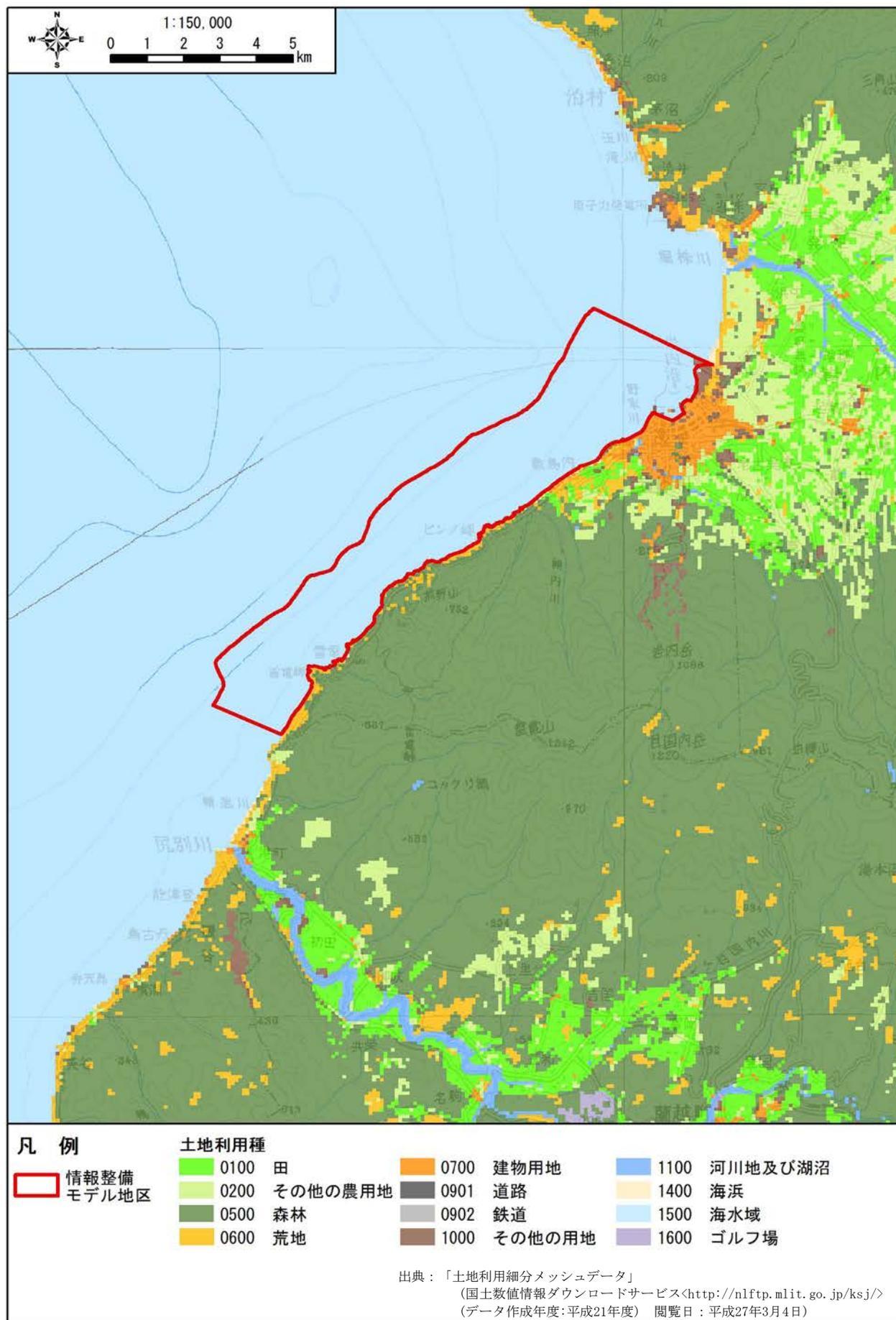


図 3.2.2-1(2) 土地利用区分図

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

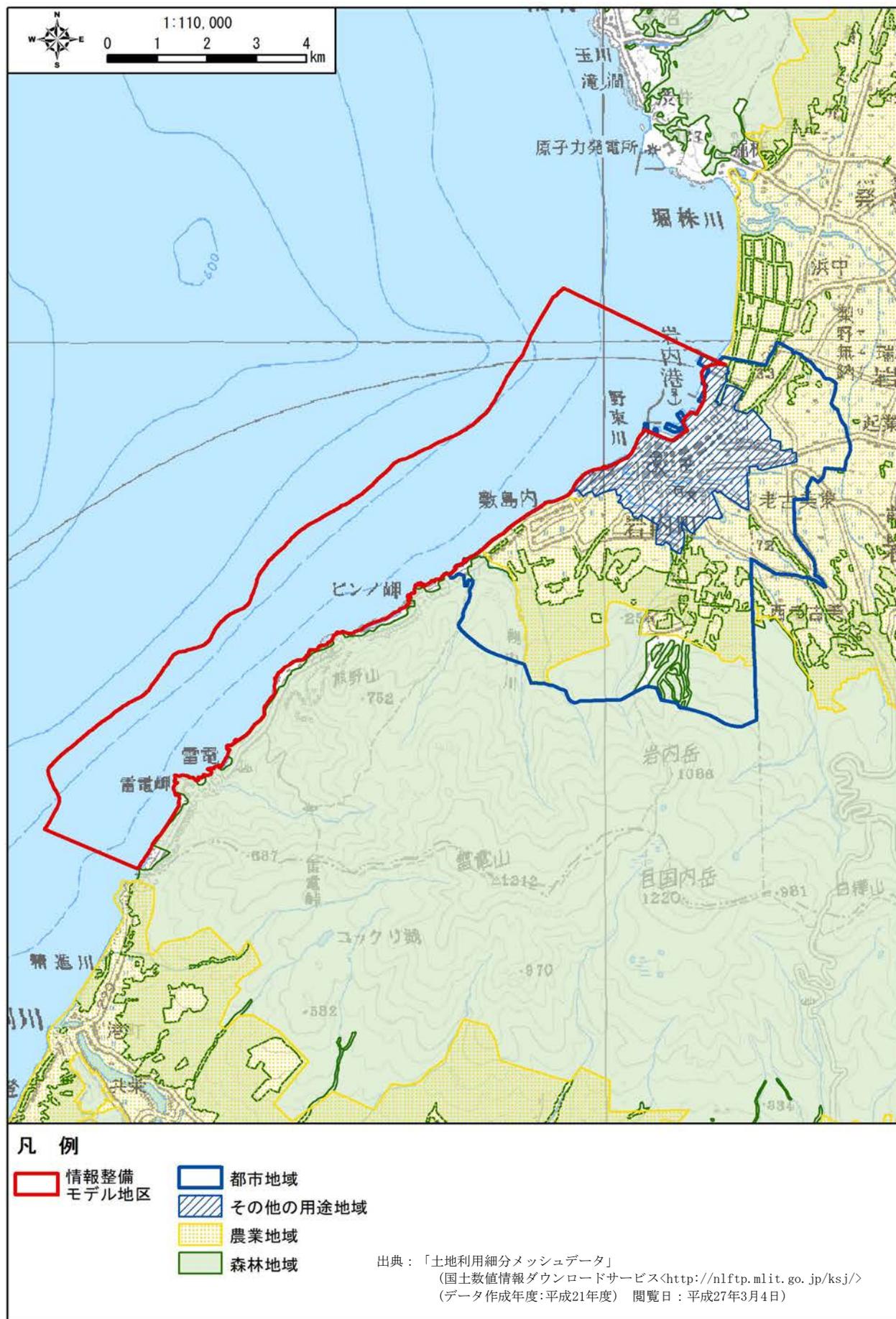


図 3.2.2-1(3) 土地利用基本計画図(拡大図)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川、湖沼及び地下水の利用状況

情報整備モデル地区及びその周辺においては、尻別川、野東川、堀株川、玉川、盃川などの河川が流れている。なお、情報整備モデル地区及びその周辺においては、内水面漁業権は設定されていない。

表 3.2.3-1 上水道事業の取水状況

	地表水 (千m ³)				地下水 (千m ³)			湧水 (千m ³)
	ダム直接	ダム放流	湖沼水	表流(白流)水	伏流水	浅井戸	深井戸	
岩内町	—	—	—	1,564	—	—	—	—

出典：「平成24年度 北海道の水道」(北海道環境生活部, 平成26年6月
 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/suidou/H24suidou-top.htm>)

表 3.2.3-2 簡易水道事業の取水状況

	地表水 (m ³)				地下水 (m ³)			湧水 (m ³)
	ダム直接	ダム放流	湖沼水	表流(白流)水	伏流水	浅井戸	深井戸	
蘭越町	—	—	—	—	—	—	—	648,388
共和町第一	—	—	—	—	—	—	—	104,565
共和町第三	—	—	—	—	—	—	—	364,745
共和町第四	—	—	—	—	—	—	112,989	—
泊村	—	—	—	753,882	—	—	—	—

出典：「平成24年度 北海道の水道」(北海道環境生活部, 平成26年6月
 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/suidou/H24suidou-top.htm>)

表 3.2.3-3 一級河川の利水状況

(平成11年3月31日現在)

(単位：m³/s)

所轄部局等名	水系名	河川名	区間区分※	水道	鉄工業	かんがい	その他	発電	
								最大	常時
小樽開発建設部	尻別川	尻別川	外	—	—	1.6162	—	—	—
			内	—	—	3.500	—	212.09	98.55
尻別川		内	—	—	0.11161	—	—	—	
オサンナイ川		内	—	—	0.1814	—	—	—	
パンケ目国内川		内	—	—	0.1690	—	—	—	
ペンケ目国内川		内	—	—	1.3832	—	—	—	
逆川		内	—	—	0.2799	—	—	—	
茅部川		内	—	—	0.0401	—	—	—	
小南部川		内	—	—	0.1804	—	—	—	
南部川		内	—	—	0.1242	—	—	—	
ニセコアンベツ川		内	—	—	0.0261	—	—	—	
名無川		内	—	—	0.10598	0.2819	—	—	—
ルベシベ川	内	—	—	0.1652	—	—	—	—	

※「内」とは、河川法第9条第2項に規定されている指定区間であり、知事管理区間である。

「外」とは、指定区間以外の区間であり、建設大臣の直轄管理区間である。

出典：「一級水系水利権調書 平成11年3月31日現在」

(北海道開発局 建設行政課 北海道建設部 河川課 監修, 平成11年10月発行)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.2.3-4 二級河川の利水状況

(平成12年3月31日現在)

所轄部局等名	水系名	河川名	件数	最大取水量 (m ³ /s)	水利使用目的	かんがい面積 (ha)
小樽土木現業所	野東川	野東川	3	0.5695	3件：かんがい	148.50
	堀株川	堀株川	9	0.3197	7件：かんがい 1件：雑用(防火用水) 1件：工業用水(汽かん冷却)	648.36
		中の川	10	1.9255	10件：かんがい	670.52
		辰五郎川	8	0.1305	8件：かんがい	27.73
	玉川	玉川	1	0.02547	1件：工業用水 (原子力発電事業用水)	0

出典：「二級河川水利権調書 平成12年3月31日現在」(社団法人北海道土木協会, 平成13年3月)

(2) 海域の利用状況

情報整備モデル地区及びその周辺における漁港区域は、表 3.2.3-5及び図 3.2.3-1に示すとおりである。また、情報整備モデル地区及びその周辺の海面の沿岸部では、「漁業法」(昭和24年12月15日法律第267号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号)に基づき、表 3.2.3-6及び図 3.2.3-2に示すとおり漁業権が設定されている。海面における漁業権の詳細を表 3.2.3-7～表 3.2.3-8に示す。

表 3.2.3-5 漁港区域の概要

市町村	漁港	種類*	指定年月日	区域指定 変更年月日	管理者指定年月日
泊村	泊(後志)	2	①S26.6.29 農林省告示第243号	S57.2.1 農林省告示第246号	北海道 S30.4.14 農林省告示第356号
			②S57.2.2 (種別変更)	H2.12.15 農林省告示第1598号	
	茶津	1	S29.7.12 農林省告示第485号	—	
岩内町	敷島内	1	S27.11.24 農林省告示第609号	—	
蘭越町	尻別	1	S27.10.6 農林省告示第492号	—	
寿都町	横澗	1	S27.10.6 農林省告示第492号	H3.4.15 農林省告示第440号	
	鮫泊	1	S29.7.12 農林省告示第485号	—	
	美谷 (歌棄)	1	S57.10.6 農林省告示第492号	—	

※漁港の種類

第1種漁港：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第2種漁港：その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属さないもの

第3種漁港：その利用範囲が全国的なもの

第4種漁港：離島その他辺地にあつて漁場開発又は漁船の避難上特に必要なもの

出典：「平成24年 後志総合振興局管内水産統計資料」

(北海道後志総合振興局, 平成26年10月<<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/>>)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.2.3-6 漁業権の概要

(平成24年12月31日現在)

町村名	漁業権者名	共同			区画 (海面 のみ)	定置				
		単有	共有	内水面		ほっけ まぐろ さけ	さけ	小さけ※1	底さけ※2	定置計
神恵内村	古宇郡	3	2	-	1	-	-	3	14	17
泊村	漁業協同組合	6		-	4	2	-	6	15	23
岩内町	岩内郡 漁業協同組合	3		-	1	1	-	18	38	57
寿都町	寿都町 漁業協同組合	3	2	1	4	2	-	21	25	48
島牧村	島牧 漁業協同組合	3		-	-	1	-	8	18	27

存続期間 共同：平成25年8月31日まで
 区画：平成25年8月31日まで
 定置：平成25年12月31日まで

※1 共同漁業権の小定置網にさけを付冠し、定置漁業権としたもの。

※2 共同漁業権の底建網にさけを付冠し、定置漁業権としたもの。

出典：「平成24年 後志総合振興局管内水産統計資料」

(北海道後志総合振興局, 平成26年10月<<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/>>)

表 3.2.3-7 区画漁業権の内容

町村名	漁業権者名	免許番号	漁業権の種類	養殖業種類
寿都町	寿都町漁業協同組合	寿海区第2号	第1種区画漁業	かき・ほたてがい
		寿海区第3号	第1種区画漁業	かき・ほたてがい
		寿海区第4号	第1種区画漁業	ほたてがい
岩内町	岩内郡漁業協同組合	岩海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい
泊村	古宇郡漁業協同組合	泊海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい
		泊海区第2号	第1種区画漁業	うに・こんぶ
		盃海区第1号	第1種区画漁業	こんぶ
		神海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい

出典：「海洋台帳」(海上保安庁<<http://www.kaiyoudaichou.go.jp/>> 閲覧日：平成27年2月12日)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.2.3-8 共同漁業権の内容

区分	漁業権免許番号	免許の内容	
		漁業権の種類	魚種名
単有	後海共第2号	第一種共同漁業権	貝類漁業9件(あさり、あわび、いがい等) 藻類漁業8件(ぎんなんそう、こんぶ、てんぐさ等) その他漁業3件(うに、なまこ、ほや)
	後海共第3号	第一種共同漁業権	貝類漁業8件(あわび、いがい、えぞぼかがい等) 藻類漁業7件(ぎんなんそう、こんぶ、のり等) その他漁業3件(うに、なま、ほや)
	後海共第4号	第一種共同漁業権	貝類漁業8件(あわび、いがい、えぞぼかがい等) 藻類漁業7件(ぎんなんそう、こんぶ、のり等) その他漁業3件(うに、なま、ほやこ)
	後海共第5号	第一種共同漁業権	貝類漁業3件(あわび、いがい、つぶ) 藻類漁業8件(ぎんなんそう、こんぶ、てんぐさ等) その他漁業3件(うに、なまこ、ほや)
	後海共第6号	第一種共同漁業権	貝類漁業3件(あわび、いがい、つぶ) 藻類漁業8件(ぎんなんそう、こんぶ、てんぐさ等) その他漁業3件(うに、なまこ、ほや)
	後海共第14号	第一種共同漁業権	その他漁業1件(たこ)
	後海共第15号	第二種共同漁業権	刺し網漁業9件(あいなめ・かじか・そい、あんこう、かすべ、かれい、たら、にしん、ひらつめがに、ひらめ、ほっけ・めばる) 小型定置網漁業2件(いかなご・いか・ほっけ、さば・まぐろ・ぶり) かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業 ひらつめがにかご漁業
		第三種共同漁業権	ちか・ぼら地びき網漁業
	後海共第16号	第一種共同漁業権	その他漁業1件(たこ)
	後海共第17号	第二種共同漁業権	刺し網漁業11件(あいなめ・かじか、あんこう、かすべ、かれい、さめ、そい、たら、にしん、ひらつめがに、ひらめ、ほっけ・めばる) 小型定置網漁業2件(いか・ほっけ・さば、かれい・ひらめ・ぶり) かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業 ひらつめがにかご漁業
		第三種共同漁業権	ちか・ぼら地びき網漁業
	後海共第18号	第一種共同漁業権	その他漁業1件(たこ)
	後海共第19号	第二種共同漁業権	刺し網漁業8件(あいなめ・かじか・そい、あんこう、かれい、さめ、たら、にしん、ひらめ、ほっけ・めばる) 小型定置網漁業2件(いかなご・いか・ほっけ、さば・まぐろ・ぶり) かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業 ひらつめがにかご漁業
		第三種共同漁業権	ちか・ぼら地びき網漁業
	後海共第20号	第一種共同漁業権	その他漁業1件(たこ)
後海共第21号	第二種共同漁業権	刺し網漁業9件(あいなめ・かじか・そい、あんこう、かすべ、かれい、さめ、たら、にしん、ひらめ、ほっけ・めばる) 小型定置網漁業1件(いかなご・いか) かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業	
後海共第22号	第一種共同漁業権	その他漁業1件(たこ)	
後海共第23号	第二種共同漁業権	刺し網漁業9件(あいなめ・かじか・そい、あんこう、かすべ、かれい、さめ、たら、にしん、ひらめ、ほっけ・めばる) 小型定置網漁業1件(いかなご・いか・ほっけ) かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業 ひらつめがにかご漁業	
共有	後海共第35号	第一種共同漁業権	その他漁業1件(つぶ、たこ)
	後海共第36号	第二種共同漁業権	刺し網漁業5件(あんこう、かすべ、かれい、たら、ほっけ・めばる)
	後海共第37号	第一種共同漁業権	その他漁業1件(たこ)
	後海共第38号	第二種共同漁業権	刺し網漁業7件(あんこう、かすべ、かれい、さめ、たら、ひらめ、ほっけ・めばる)

出典：「海洋台帳」（海上保安庁<<http://www.kaiyoudaichou.go.jp/>> 閲覧日：平成27年1月29日）
 「平成24年 後志総合振興局管内水産統計資料」
 （北海道後志総合振興局，平成26年10月<<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/>>）

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

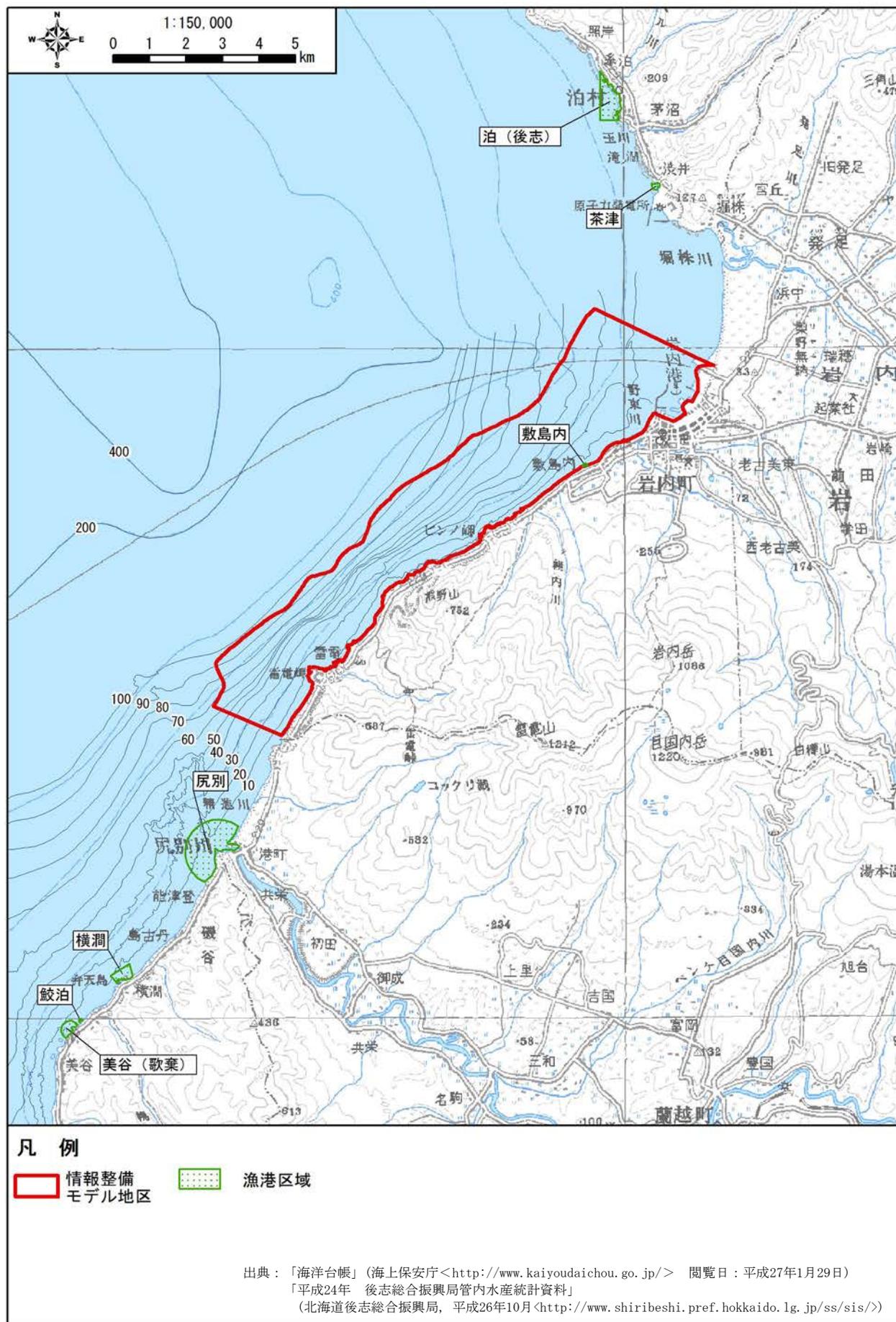


図 3.2.3-1 漁港区域

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

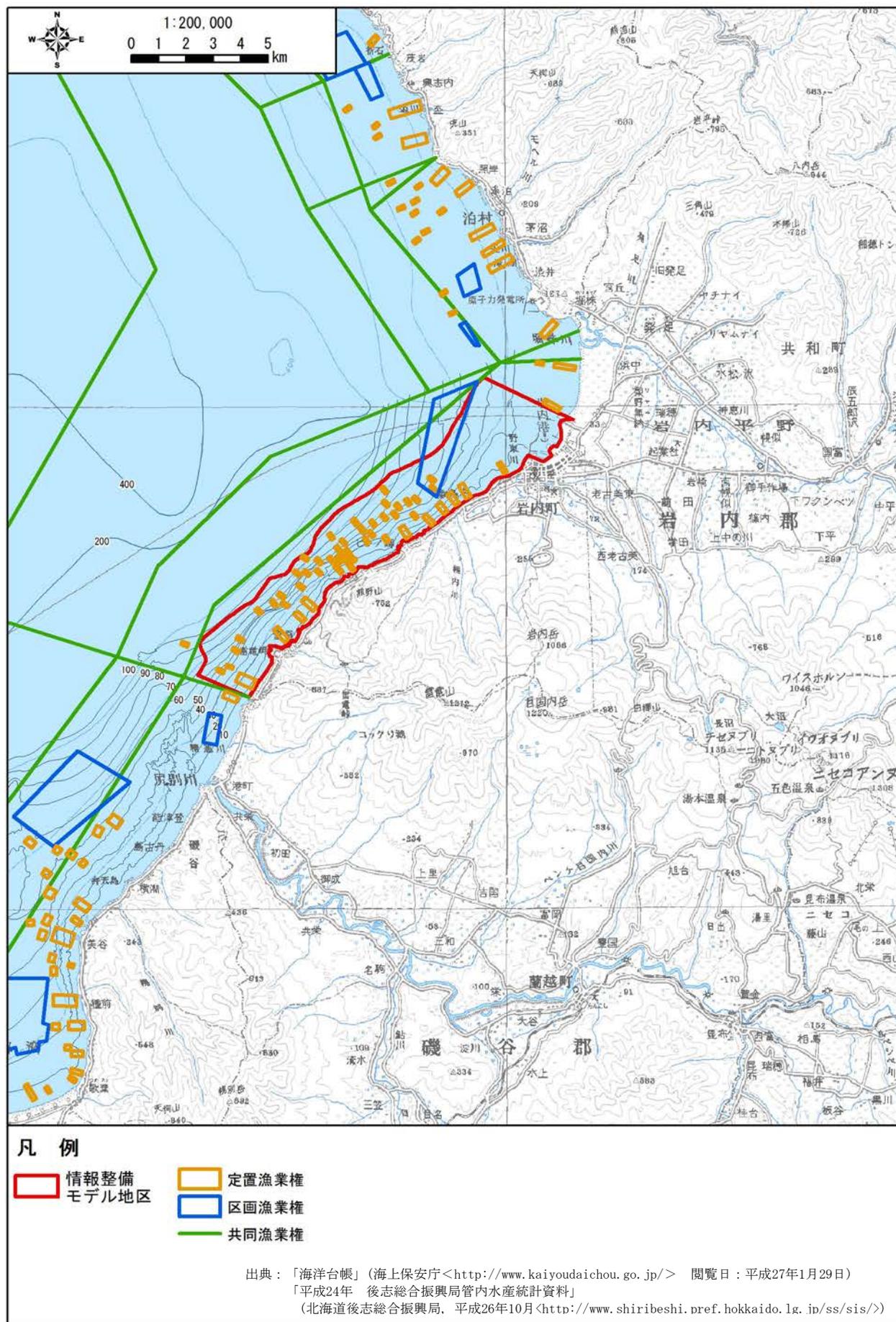


図 3.2.3-2 漁業権指定状況

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

3.2.4 交通の状況

(1) 陸上交通

情報整備モデル地区及びその周辺における主要道路の交通量を表 3.2.4-1、交通量観測地点位置図を図 3.2.4-1に示す。なお、観測日は、9～11月の平日中で、月曜日、金曜日、土曜日、日曜日、祝祭日及びその前後の日、台風等の異常気象の場合その他の通常と異なる交通状態が予想される日を避けて設定されている。

表 3.2.4-1(1) 主要道路の交通量(平日)

No. ※1	路線名	調査区間※2		昼間12時間自動車類交通量 上下合計(平日)※3			24時間自動車類交通量 上下合計(平日)※3		
		起点	終点	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)
1	一般国道229号	神恵内村・泊村境	一般道道342号 茅沼鉱山泊線	3131	435	3566	3785	488	4273
2		一般道道342号 茅沼鉱山泊線	泊村・共和町境	3131	435	3566	3785	488	4273
3		泊村・共和町境	一般道道569号 蔵台古平線	3131	435	3566	3785	488	4273
4		一般道道269号 蔵岱国富停車場線	共和町・岩内町境	3131	435	3566	3785	488	4273
5		共和町・岩内町境	一般国道276号	3131	435	3566	3785	488	4273
6		一般国道276号	一般道道268号 岩内蘭越線	4893	823	5716	5996	1549	7545
7		一般道道268号 岩内蘭越線	主要道道66号 岩内洞爺線	4893	823	5716	5996	1549	7545
8		主要道道66号 岩内洞爺線	岩内町・蘭越町境	1891	537	2428	2361	846	3207
9		岩内町・蘭越町境	一般道道229号 北尻別蘭越停車場線	1891	537	2428	2361	846	3207
10		一般道道229号 北尻別蘭越停車場線	一般道道267号 磯谷蘭越線	1891	537	2428	2361	846	3207
11		一般道道267号 磯谷蘭越線	蘭越町・寿都町境	1491	541	2032	1883	799	2682
12		蘭越町・寿都町境	寿都町・黒松内町境	1491	541	2032	1883	799	2682
13	一般国道276号	一般国道229号	岩内町・共和町境	5453	844	6297	6532	1213	7745
14		岩内町・共和町境	一般道道877号 学田前田線	5453	844	6297	6532	1213	7745
15		一般道道877号 学田前田線	一般道道1174号 発足前田線	5453	844	6297	6532	1213	7745
16		一般道道1174号 発足前田線	一般道道269号 蔵岱国富停車場線	5453	844	6297	6532	1213	7745
17	主要道道66号 岩内洞爺線	一般国道229号	一般道道840号 野束清住線	5292	581	5873	6190	740	6930
18		一般道道840号 野束清住線	一般道道268号 岩内蘭越線	5292	581	5873	6190	740	6930
19		一般道道268号 岩内蘭越線	岩内町・共和町境	5292	581	5873	6190	740	6930
20		岩内町・共和町境	一般道道604号 老古美小沢停車場線	5292	581	5873	6190	740	6930
21		一般道道604号 老古美小沢停車場線	一般道道268号 岩内蘭越線	500	84	584	589	100	689
22		一般道道268号 岩内蘭越線	共和町・蘭越町境	520	51	571	644	75	719
23	一般道道229号 北尻別蘭越停車場線	一般国道229号	一般道道268号 岩内蘭越線	414	160	574	538	185	723
24	一般道道267号 磯谷蘭越線	一般国道229号	一般道道752号 名駒田下線	338	112	450	436	131	567
25	一般道道268号 岩内蘭越線	一般国道229号	主要道道66号 岩内洞爺線	5326	585	5911	6778	670	7448
26		主要道道66号 岩内洞爺線	共和町・蘭越町境	206	33	239	243	39	282
27		共和町・蘭越町境	主要道道66号 岩内洞爺線	206	33	239	243	39	282
28		主要道道66号 岩内洞爺線	一般道道229号 北尻別蘭越停車場線	206	33	239	243	39	282

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.2.4-1(2) 主要道路の交通量(平日)

No. ※1	路線名	調査区間※2		昼間12時間自動車類交通量 上下合計(平日) ※3			24時間自動車類交通量 上下合計(平日) ※3		
		起点	終点	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)
29	一般道道269号 蔵岱国富停車場線	一般国道229号	一般道道818号 発足線	1284	767	2051	1729	855	2584
30		一般道道818号 発足線	一般道道1174号 発足前田線	1284	767	2051	1729	855	2584
31		一般道道1174号 発足前田線	一般国道276号	1284	767	2051	1729	855	2584
32	一般道道270号 岩内港線	—	一般国道229号	1520	130	1650	1925	154	2079
33	一般道道342号 茅沼鉦山泊線	—	一般国道229号	800	141	941	1032	172	1204
34	一般道道343号 蘭越ニセコ倶知安線	一般道道229号 北尻別蘭越停車場線	—	155	19	174	193	26	219
35	一般道道569号 蔵台古平線	一般国道229号	一般道道818号 発足線	409	79	488	515	100	615
36		一般道道818号 発足線	—	409	79	488	515	100	615
37	一般道道604号 老古美小沢停車場線	主要道道66号 岩内洞爺線	一般道道877号 学田前田線	234	21	255	273	28	301
38		一般道道877号 学田前田線	一般国道5号	234	21	255	273	28	301
39	一般道道818号 発足線	—	一般道道269号 蔵岱国富停車場線	454	349	803	629	383	1012
40		一般道道269号 蔵岱国富停車場線	一般道道569号 蔵台古平線	1417	777	2194	1893	871	2764
41	一般道道840号 野東清住線	—	主要道道66号 岩内洞爺線	4114	545	4659	5125	745	5870
42	一般道道877号 学田前田線	一般道道604号 老古美小沢停車場線	一般国道276号	342	45	387	426	62	488
43	一般道道1174号 発足前田線	一般道道269号 蔵岱国富停車場線	一般国道276号	1000	237	1237	1269	290	1559

※1 表中のNo. は、図中のNo. に対応する。

※2 起点・終点が明らかになっていない場合は「—」とする。

※3 上の表中、斜体で記載した数値は推計値を示す。

出典：「平成22年度 全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査 集計表」

(平成22年度道路交通センサスホームページ, 平成23年9月30日<<http://www.mlit.go.jp/road/census/h22-1/index.html>>)

(2) 海上交通

情報整備モデル地区及びその周辺においては、現在は、定期運航のフェリー等が寄港する港はない。

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

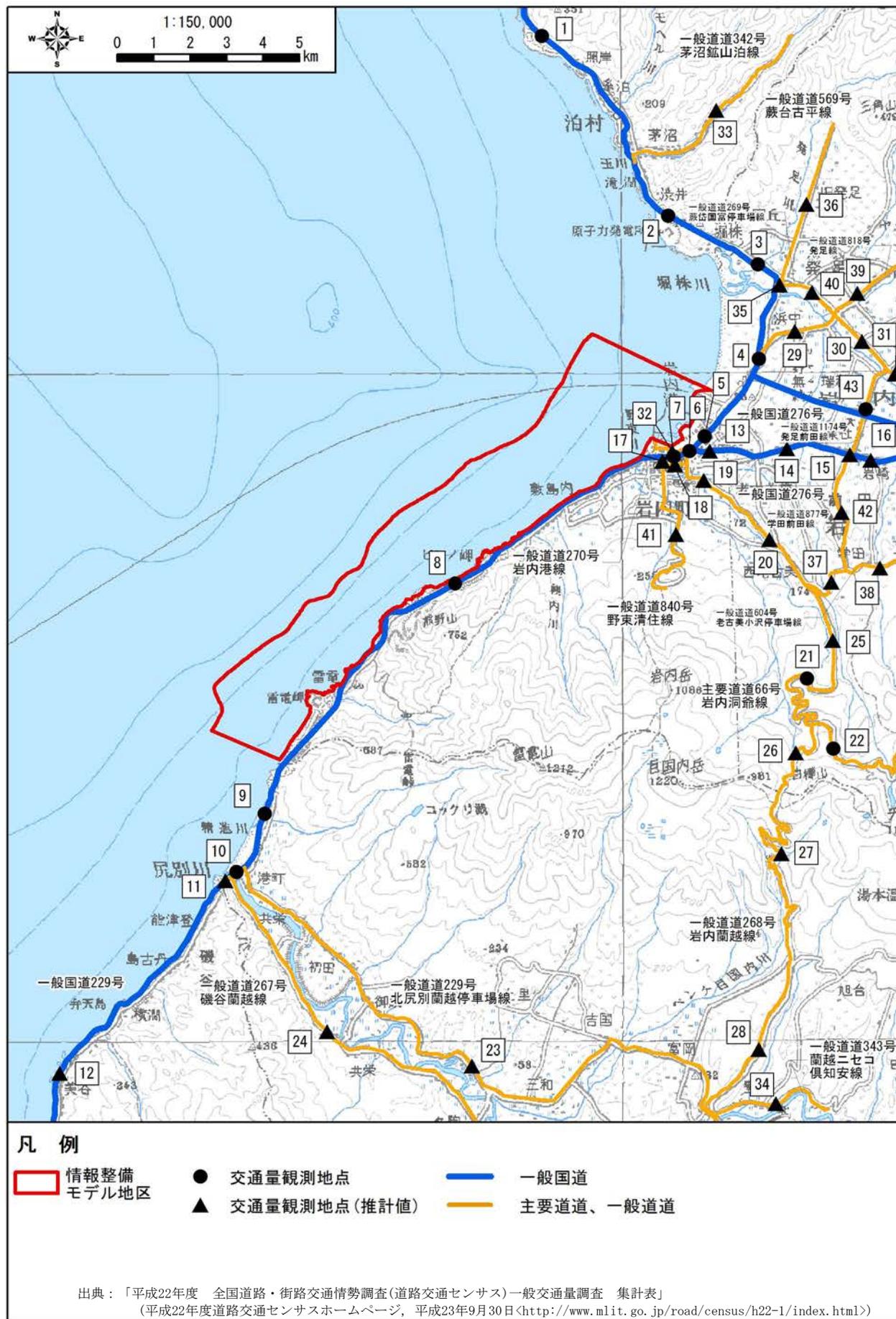


図 3.2.4-1 交通量観測地点位置図

Ⅱ. 業務結果(3. 地域概況調査)

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

情報整備モデル地区及びその周辺における配慮が特に必要な施設を表 3.2.5-1、分布の状況を図 3.2.5-1に示す。配慮が特に必要な施設については、情報整備モデル地区及びその周辺(概ね10kmの範囲)の岩内町、蘭越町、寿都町、共和町及び泊村を対象として抽出した。また、集落及び住宅の分布の状況を図 3.2.5-2に示す。

集落や住宅、市街地は沿岸部や河川沿い、内陸に点在している。また、学校・病院等は、集落や住宅、市街地の分布と概ね同様の傾向を示している。なお、情報整備モデル地区は、岩内市街地及び雷電地区に隣接している。

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.2.5-1 配慮が特に必要な施設

区分	施設名	所在地
幼稚園・保育所	蘭越保育所	蘭越町250-3
	昆布保育所	蘭越町昆布町26
	蘭越ひばり幼稚園	蘭越町219-36
	岩内幼稚園	岩内町高台180
	高田幼稚園	岩内町字栄136
	西保育所	岩内町相生12-13
	中央保育所	岩内町宮園7-1
	東山保育所	岩内町東山9
	共和中央保育所	共和町前田11-15
	北幼稚園	共和町梨野舞納330-1
	南幼稚園	共和町前田11-15
	へき地保育所	共和町梨野舞納330-1
	とまり保育所	泊村大字堀株村字滝ノ澗223-3
小学校	蘭越小学校	蘭越町226
	三和小学校	蘭越町三和414
	昆布小学校	蘭越町昆布町210
	岩内西小学校	岩内町字野東172-1
	岩内東小学校	岩内町東山130
	北辰小学校	共和町発足2900
	西陵小学校	共和町梨野舞納42-3
	東陽小学校	共和町国富20-2
	泊小学校	泊村大字盃村134
中学校	蘭越中学校	蘭越町514-1
	岩内第二中学校	岩内町野東41
	岩内第一中学校	岩内町宮園313
	共和中学校	共和町幌似2119
	泊中学校	泊村大字茅沼村南坂ノ上6-3
高等学校	蘭越高等学校	蘭越町475-16
	岩内高等学校	岩内町宮園43-1
	共和高等学校	共和町前田120-2
医療施設	昆布診療所	蘭越町昆布町24-52
	蘭越診療所	蘭越町蘭越町156
	岩内協会病院	岩内町高台209-2
	岩内大浜医院	岩内町大浜6-1
	小林整形外科医院	岩内町東山25-18
福祉施設	特別養護老人ホーム寿都寿海荘	寿都町歌葉町歌葉48-2
	特別養護老人ホーム 一灯園	蘭越町大谷272
	特別養護老人ホーム みのりの里共和	共和町南幌似57-13
	岩内ふれ愛の郷	岩内町字野東69-4
	泊村特別養護老人ホームむつみ荘	泊村大字茅沼村711-3
	泊村養護老人ホームむつみ荘	泊村大字茅沼村711-3
その他	岩内地方文化センター図書室	岩内町字万代51-7
	共和町生涯学習センター図書室	共和町南幌似37-22
	蘭越町コミュニティプラザ花一会	蘭越町蘭越町880-9
	泊村公民館図書室	泊村大字茅沼村171

出典：「管内公立小・中学校一覧(PDF)」

(北海道教育庁後志教育局, 平成26年5月1日現在<<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/>>)

「管内公立高校・特別支援学校・幼稚園一覧」(北海道教育庁後志教育局

<<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/>> 閲覧日 平成27年2月7日)

「北海道医療機能情報システム一病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局一」(北海道

<<https://www.mi.pref.hokkaido.lg.jp/hokkaido/ap/qq/men/pwtpmenult01.aspx>> 閲覧日:平成27年2月7日)

「道内特別支援学校一覧」(北海道立特別支援教育センター

<http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/?page_id=46> 閲覧日:平成27年2月7日)

「保育所・保育サービス等」(北海道保健福祉部子ども未来推進局

<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/homepage/hoikusho.htm>> 閲覧日:平成27年2月24日)

「社会福祉法人・施設等の一覧」(北海道保健福祉部施設運営指導課

<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/ichiran/ichiran.htm>> 閲覧日:平成27年2月24日)

「道内図書館一覧」(北海道立図書館<<http://www.library.pref.hokkaido.jp/>> 閲覧日:平成27年2月10日)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

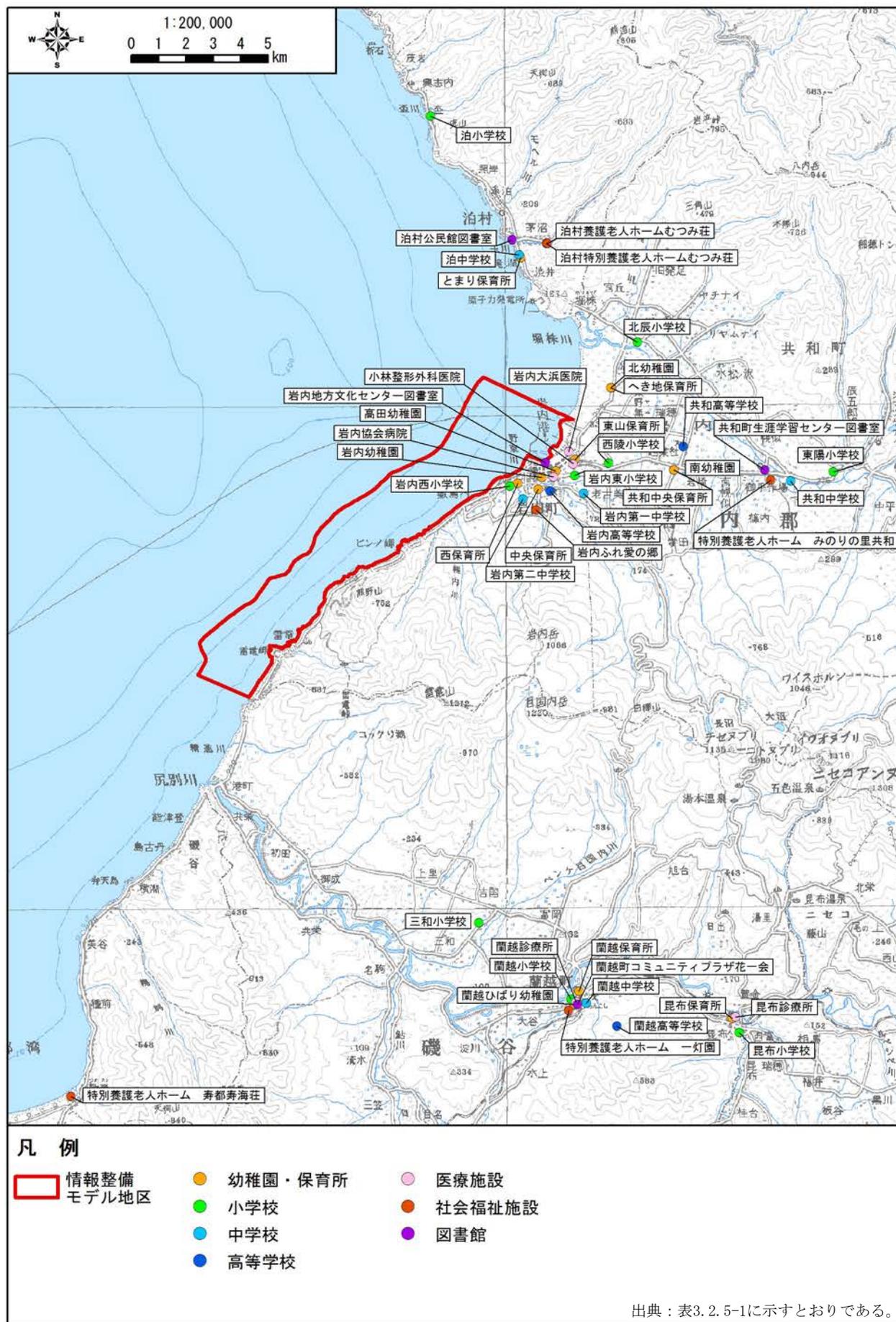


図 3.2.5-1(1) 配慮が特に必要な施設

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

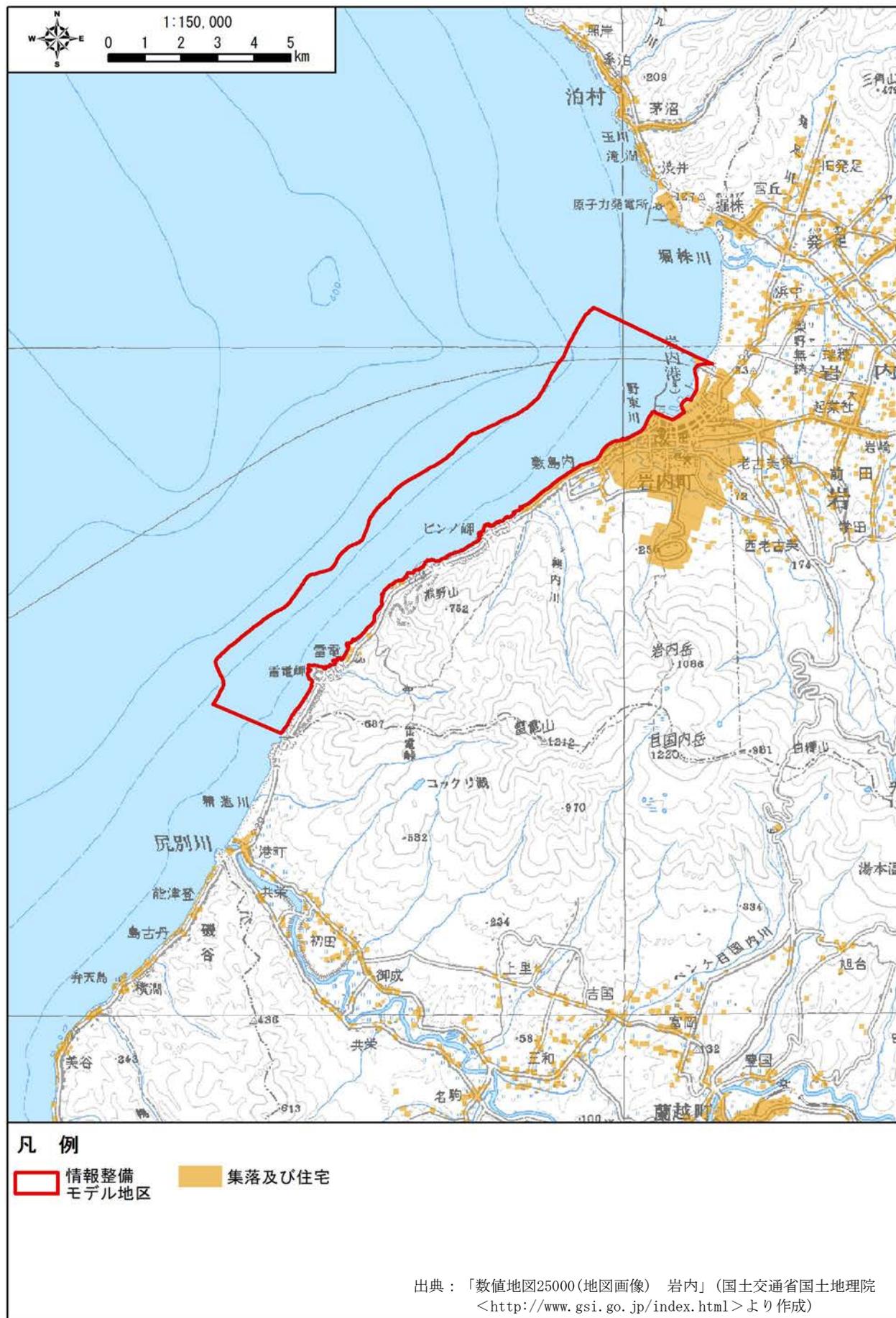


図 3.2.5-2(1) 集落及び住宅

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

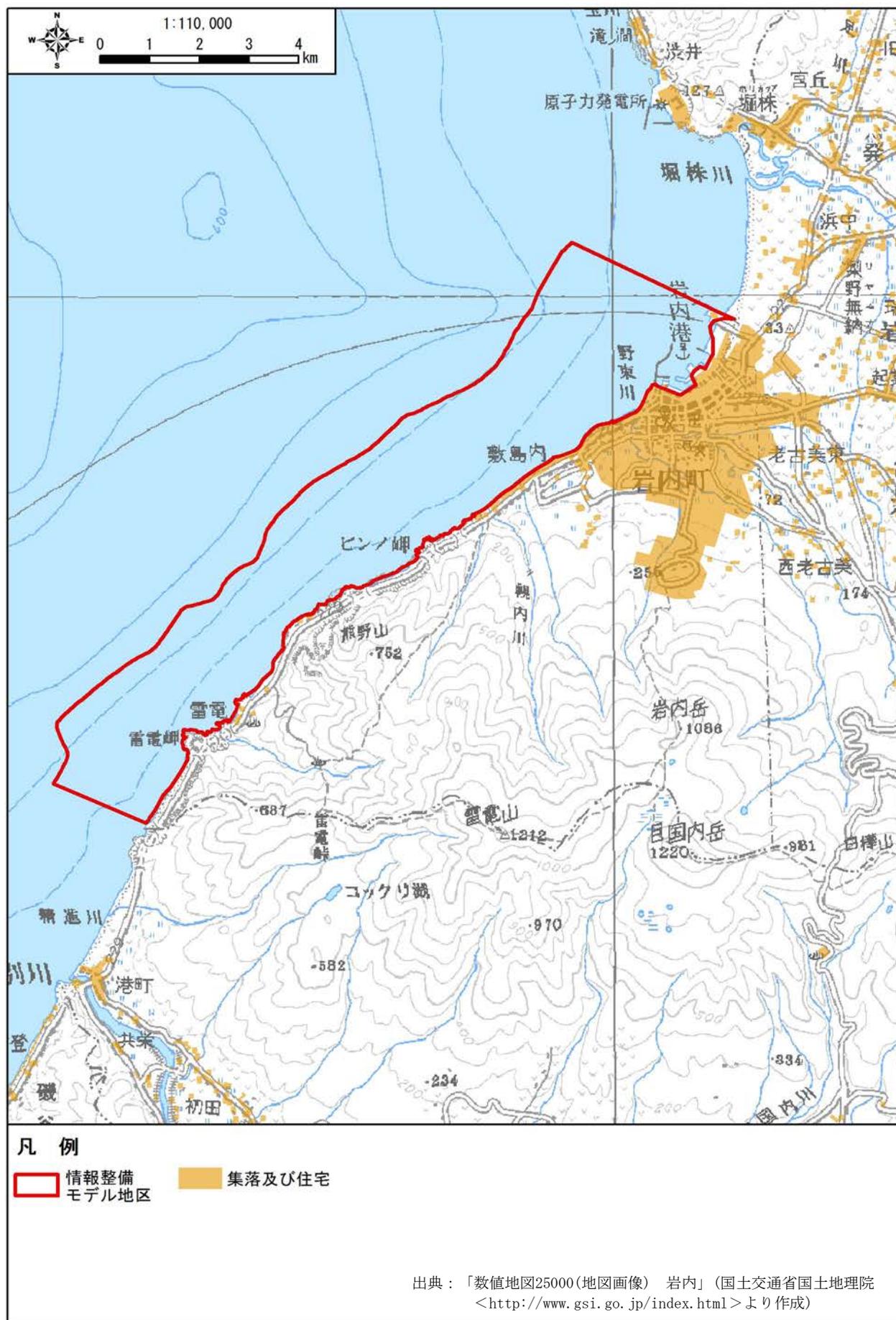


図 3.2.5-2(2) 集落及び住宅(拡大図)

Ⅱ. 業務結果(3. 地域概況調査)

3.2.6 下水道の状況

岩内町、蘭越町、共和町及び泊村における、下水道・汚水処理人口普及状況を表 3.2.6-1に示す。岩内町、共和町及び泊村における下水道処理人口普及率は、それぞれ54.3%、70.9%、81.5%となっており、蘭越町については下水道事業が未着手の為、0.0%となっている。また、岩内町、蘭越町、共和町及び泊村における汚水処理人口普及率は、それぞれ61.7%、80.4%、76.7%、99.6%である。

表 3.2.6-1 下水道・汚水処理普及状況

(平成25年度末)

町村名	行政人口	下水道 処理人口	下水道処理人口 普及率	汚水 処理人口	汚水処理人口 普及率
岩内町	14,014人	7,609人	54.3%	8,643人	61.7%
蘭越町	5,051人	0人	0.0%	4,063人	80.4%
共和町	6,328人	4,485人	70.9%	4,852人	76.7%
泊村	1,794人	1,462人	81.5%	1,786人	99.6%

出典：「北海道の下水道・汚水処理普及状況」(北海道建設部都市環境課，平成25年度末

<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/kgs/homepage/gesui/H24gesuidousyorihukyuuujyoukyou.htm>>

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

3.2.7 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物

情報整備モデル地区及びその周辺における廃棄物処理施設整備状況(平成24年度実績)を表3.2.7-1、廃棄物処理状況(平成24年度実績)を表3.2.7-2に示す。情報整備モデル地区及びその周辺には、最終処分場を含む5施設がある(表3.2.7-1)。

表 3.2.7-1 廃棄物処理施設整備状況(平成24年度実績)

町名	区分	施設名称	年間処理量	対象廃棄物
岩内町	焼却施設(熔融施設含む)	岩内地方衛生組合※じん芥処理場	7,084t /年度	可燃ごみ、ごみ処理残渣、し尿処理残渣
	粗大ごみ処理施設	岩内地方衛生組合※じん芥処理場	1,197t /年度	粗大ごみ、不燃ごみ
	し尿処理施設・汚泥再生処理センター	岩内地方衛生組合※衛生処理場	22,720k1 /年度	し尿、浄化槽汚泥
蘭越町	粗大ごみ処理施設	蘭越町粗大ごみ処理施設	381t /年度	粗大ごみ、不燃ごみ
	最終処分場	蘭越町一般廃棄物最終処分場	273t /年度	焼却残渣(主灰)、破碎ごみ・処理残渣
共和町	最終処分場	岩内地方衛生組合※最終処分場	1,378t /年度	焼却残渣(主灰)、可燃ごみ、焼却残渣(飛灰)、破碎ごみ、処理残渣、粗大ごみ

※岩内地方衛生組合：昭和58年6月に岩内町、共和町、泊村、神恵内村により一般廃棄物処理(ごみ処理、し尿処理)施設の設置、維持管理及びそれに関する事務を共同処理する目的として設立した一部事務組合

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省 廃棄物処理技術情報，平成26年11月12日現在
<http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/index.html>)

表 3.2.7-2 廃棄物処理状況(平成24年度実績)

町村名	ごみ総排出量	ごみ処理量	中間処理後再生利用量	最終処分量
岩内町	5,439t	5,439t	340t	843t
蘭越町	1,540t	1,540t	415t	399t
共和町	1,716t	1,495t	49t	270t
泊村	1,046t	1,043t	28t	181t

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省 廃棄物処理技術情報，平成26年11月12日現在
<http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/index.html>)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

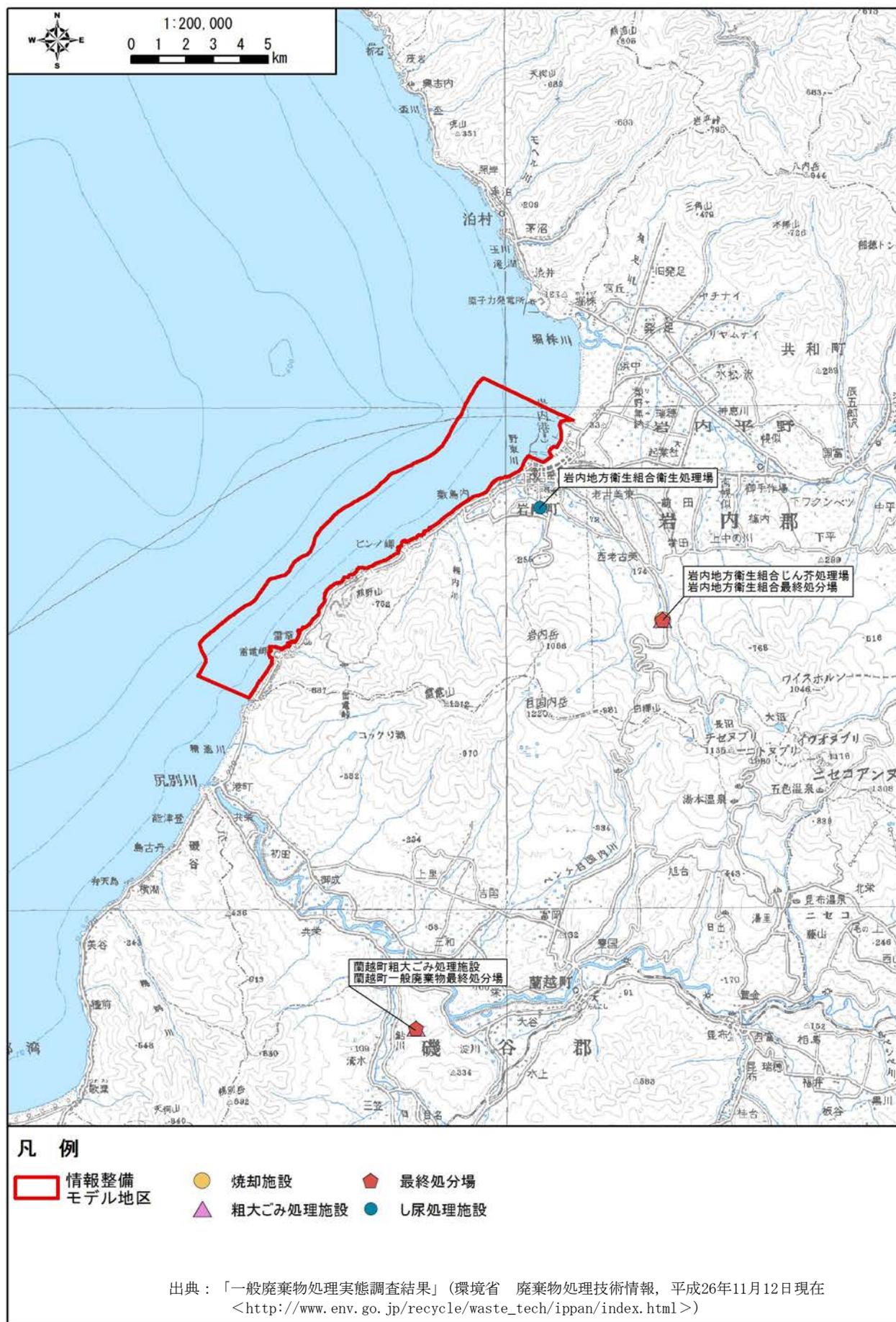


図 3.2.7-1 一般廃棄物処理施設

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

(2) 産業廃棄物

平成24年度における北海道内の産業廃棄物の処理状況は、図 3.2.7-2のとおりであり、40,576千トン発生し、発生量から有価物量1,824千トンを除いた38,752千トンが排出されている。この内、中間処理を経て16,316千トンが減量化、21,681千トンが再生利用、721千トンが最終処分、34千トンが自己保管等されている。



出典：「北海道における産業廃棄物の処理状況」（北海道環境生活部，平成25年3月31日現在
 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpaityousaH24_kouhyou.htm>）

図 3.2.7-2 産業廃棄物の発生及び処理状況

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

岩内町、蘭越町、共和町及び泊村が属する後志総合振興局における平成24年度の産業廃棄物処理処分状況は、表 3.2.7-3に示すとおりである。

表 3.2.7-3 産業廃棄物の処理処分状況(後志総合振興局)

(単位：t)

種類	排出量	中間処理量	再生利用量	減量化量	最終処分量
燃え殻	47	24	44	0	3
汚泥	285,181	280,755	18,006	255,817	11,209
廃油	1,568	1,456	769	748	48
廃酸	1,042	1,240	682	557	18
廃アルカリ	89	89	27	47	15
廃プラスチック類	8,880	6,845	5,004	990	2,884
紙くず	541	507	266	209	67
木くず	11,175	10,895	10,075	421	669
繊維くず	43	37	23	4	16
動植物性残さ	14,327	12,681	12,873	1,400	346
動物系固形不要物	-	-	-	-	-
ゴムくず	75	46	0	33	42
金属くず	2,938	2,510	2,676	14	226
ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず	14,907	12,709	11,939	473	2,483
鋳さい	17,644	15,818	15,771	0	1,869
がれき	122,017	120,277	119,841	2	2,174
動物のふん尿	415,343	412,698	308,875	105,981	-
動物の死体	942	939	369	208	366
ばいじん	2,048	1,760	2,050	0	1
処分するために処理したもの	246	246	-	-	246
建設系混合廃棄物	3,889	1,704	1,204	39	2,646
廃石膏ボード	1,485	953	822	0	663
廃家電	193	188	155	0	38
廃バッテリー(特管)	13	13	8	5	-
廃自動車	933	933	924	-	9
廃蛍光灯	2	2	2	-	0
廃乾電池	1	1	1	-	0
感染性産業廃棄物	752	725	34	581	136
その他産業廃棄物	1,552	1,318	1,178	24	353
合計	907,873	887,368	513,616	367,552	26,527

※合計については、四捨五入があるため、一致しないものがある。

出典：「北海道における産業廃棄物の処理状況」(北海道環境生活部，平成25年3月31日現在
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpaityousaH24_kouhyou.htm>)

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

情報整備モデル地区及びその周辺50km以内における産業廃棄物処理業者数は、表 3.2.7-4及び図 3.2.7-3に示すとおりである。

表 3.2.7-4 産業廃棄物処理業者数

振興局	郡名	市町村名	中間処分のみ	最終処分のみ	中間処分・最終処分
後志総合振興局	島牧郡	島牧村	0	0	1
	寿都郡	寿都町	2	0	0
		黒松内町	0	0	0
	磯谷郡	蘭越町	1	0	1
	小樽市		16	0	0
	虻田郡	ニセコ町	0	0	1
		真狩村	0	0	1
		留寿都村	0	0	0
		喜茂別町	1	1	1
		京極町	0	0	0
		倶知安町	0	0	1
	岩内郡	共和町	0	1	0
		岩内町	3	1	1
	古宇郡	泊村	0	0	0
		神恵内村	0	0	0
	古平郡	古平町	1	1	0
	余市郡	仁木町	2	0	2
		赤井川村	0	0	0
		余市町	5	1	0
	積丹郡	積丹町	0	0	0
胆振総合振興局	虻田郡	豊浦町	1	0	0
		洞爺湖町	0	0	1
渡島総合振興局	山越郡	長万部町	0	1	1
檜山振興局	瀬棚郡	今金町	2	0	0

出典：「産業廃棄物処理業者情報 検索システム」

(環境省, 平成 27 年 2 月 3 日現在<<http://www.env.go.jp/recycle/waste/sanpai/index.php>>)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

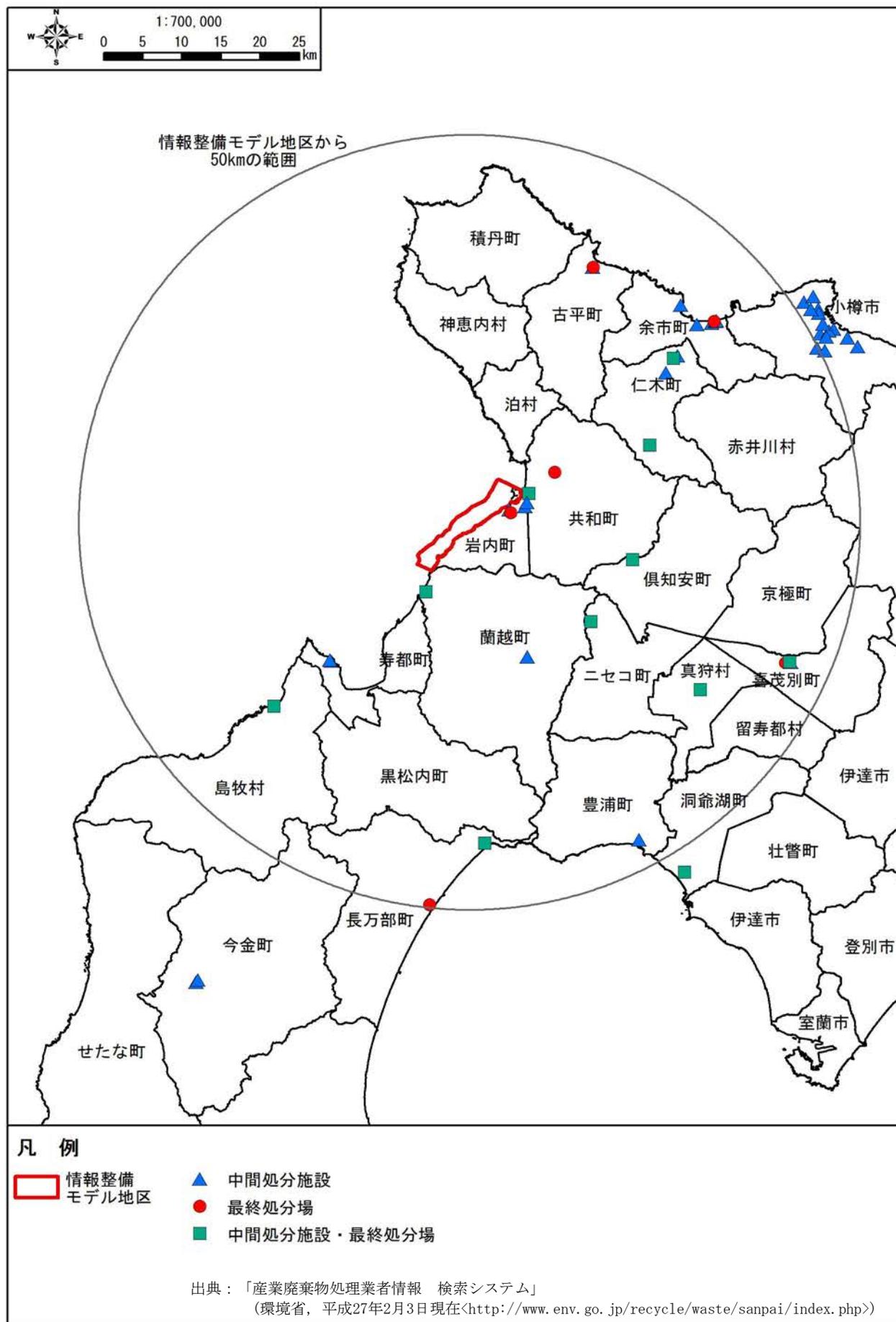


図 3.2.7-3 産業廃棄物処理業者数の状況

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

(c) 環境基準等

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号 最終改正：平成26年5月30日法律第46号)第16条に規定される「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」に基づき、大気汚染、騒音、土壌汚染、水質汚濁に係る環境基準が設定されている。

なお、「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号 最終改正：平成24年3月30日環境省告示第54号)及び「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正：平25年3月27日環境省告示第30号)については類型が地域又は水系に指定されている。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号 最終改正：平成26年6月18日法律第72号)第7条に基づき、大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準が設定されている。

① 大気汚染に係る環境基準

大気汚染物質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)に基づき全国一律に定められており、その内容は表 3.2.8-1に示すとおりである。

また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表 3.2.8-2、微小粒子状物質については表 3.2.8-3、非メタン炭化水素については表 3.2.8-4に示す基準がそれぞれ定められている。

なお、環境基準は、工業専用地域及び車道その他一般公衆が通常生活しない地域又は場所には適用されない。

表 3.2.8-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (S48.5.16告示)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8告示)
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (S53.7.11告示)
光化学オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)
備考	1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」

(昭和48年5月8日環境庁告示第25号 最終改正：平成8年10月25日環境省告示第73号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」

(昭和53年7月11日環境庁告示第38号 最終改正：平8年10月25日環境省告示第74号)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.2.8-2 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20告示)
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

(平成9年2月4日環境庁告示4号 最終改正：平成13年4月20日環境省告示30号)

表 3.2.8-3 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9告示)
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 微小粒子物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境省告示第33号)

表 3.2.8-4 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。(S51.8.13通知)

出典：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について(答申)」

(昭和51年8月13日 中央公害対策審議会)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

②騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい条件として、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)に基づき表 3.2.8-5～表 3.2.8-7に示すとおり定められている。

情報整備モデル地区及びその周辺における、騒音にかかる環境基準の類型区分を図 3.2.8-1に示す。

表 3.2.8-5 騒音に係る環境基準(一般地域)

地域の 類型	基準値		(注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。 2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。 3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。 5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
	昼間 (6:00-22:00)	夜間 (22:00-6:00)	
AA	50dB以下	40dB以下	
A及びB	55dB以下	45dB以下	
C	60dB以下	50dB以下	

表 3.2.8-6 自動車交通騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00-22:00)	夜間 (22:00-6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表 3.2.8-7に掲げるとおりとする。		

表 3.2.8-7 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値

基準値	
昼間(6:00-22:00)	夜間(22:00-6:00)
70dB以下	65dB以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。	

出典：「騒音に係る環境基準について」

(平成10年9月30日環境庁告示64号 最終改正：平成24年3月30日環境省告示第54号)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

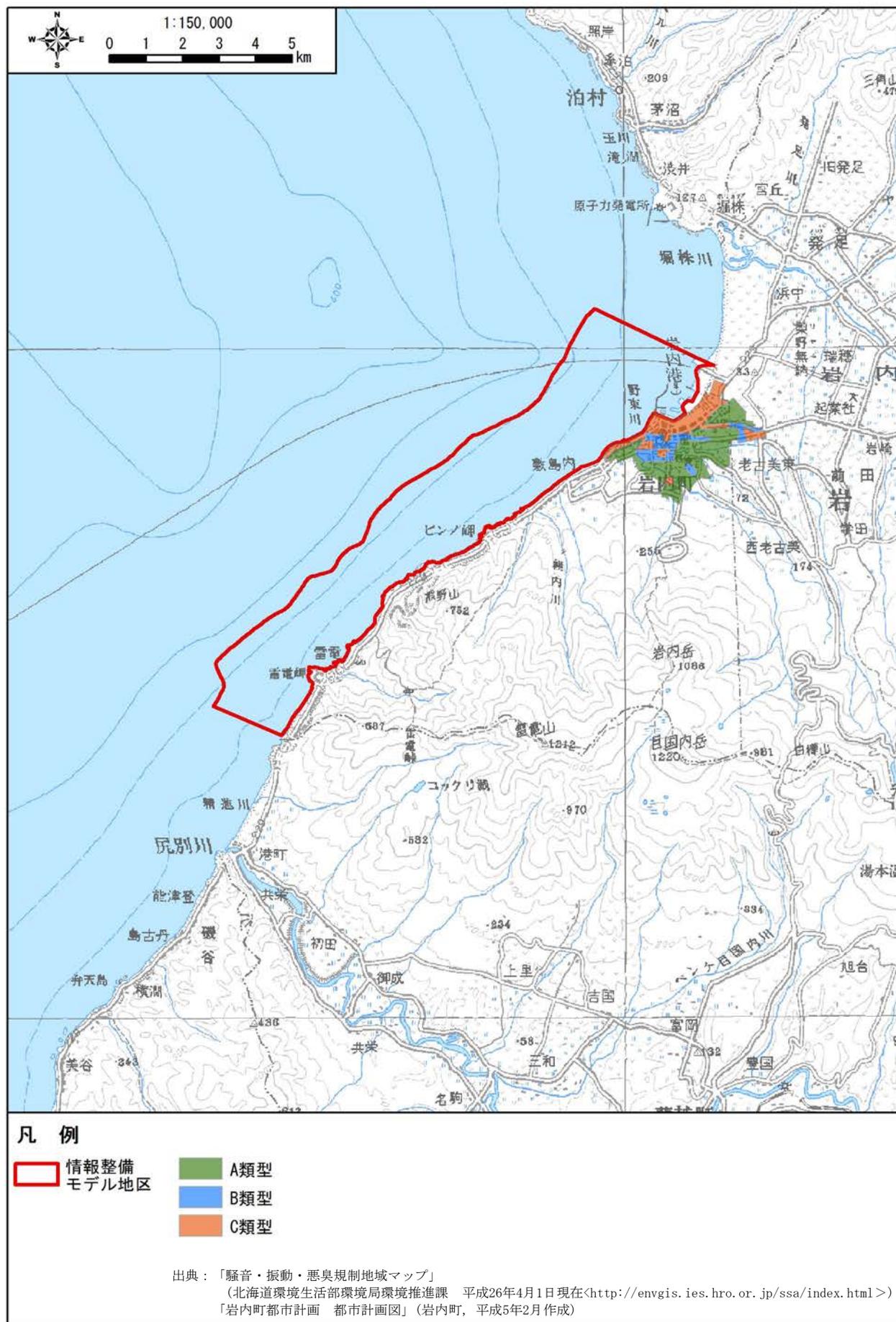


図 3.2.8-1 騒音に係る環境基準の類型区分図

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

③水質汚濁に係る環境基準

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表 3.2.8-8に示すとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。また、「生活環境の保全に関する環境基準」は、表 3.2.8-9に示すとおりである。

また、情報整備モデル地区及びその周辺における水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況を表 3.2.8-10及び図 3.2.8-2に示す。

表 3.2.8-8 人の健康の保護に関する環境基準(公共用水域)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正：平成26年11月17日環境省告示第126号)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.2.8-9 生活環境の保全に関する環境基準

(1)河川

ア.

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	第1の2の(2) により水域類 型ごとに指定 する水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—	
備考							
1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。) 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。) 3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる。) 4. 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。) 試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml...のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。							

(注)1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

イ.

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L以下	

備考：基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(2)湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア.

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	第1の2の(2) により水域 類型ごとに 指定する水 域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこ と。	2mg/L 以上	—	

備考：水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注)1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 - 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 - 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

イ.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	第1の2の(2) により水域類 型ごとに指定 する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	

備考

1. 基準値は年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注)1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ.

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値			該当水域
		全垂鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の(2)により 水域類型ご とに指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L以下	

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(3) 海域

ア.

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下 の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されな いこと。	第1の2の (2) により水域類 型ごとに 指定する 水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	

備考

- 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL以下とする。
- アルカリ性法とは、次のものをいう。
試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。
同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/L}) = 0.08 \times (\text{b}) - (\text{a}) \times f \times \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$$
 (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL)
 (b) : 蒸留水について行った空試験値(mL)
 f Na₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価

- (注)1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに 指定する水域
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	

備考

- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域タイプの指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注)1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

ウ.

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値			該当水域
		全垂鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物 の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の 生育場として特に保全が必要な 水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L以下	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正：平成25年3月27日環境省告示第30号)

表 3.2.8-10 水質汚濁に係る環境基準の類型区分(河川)

水系名	水域名	水域範囲	類型	達成 期間※	指定 年月日
尻別川水系	尻別川下流(1)	目名川の全域	A	イ	1972/4/1
	尻別川下流(2)	ペーペナイ川合流点から下流	A	イ	2009/9/4

※達成期間の区分及び留意事項

「イ」：直ちに達成

「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」：5年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「河川類型指定状況」(北海道環境生活部, 平成26年3月25日現在)

<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/down/down.htm>>

表 3.2.8-11 水質汚濁に係る環境基準の類型区分(海域)

水域名	水域範囲	環境基準点 地点名	類型 区分	達成 期間	指定 年月日
岩内海域(3)	岩内港防波堤(第一)基部から共和町の方向へ陸岸沿いに1,000mの地点と同地点から北西に1,200mの地点を結ぶ線、同地点と野東川河口左岸から蘭越町の方向へ陸岸沿いに1,000mの地点から真北に2,200mの地点を結ぶ線、同地点と野東川河口左岸から蘭越町の方向へ陸岸沿いに1,000mの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(岩内海域(1)及び岩内海域(2)に係る部分を除く。)	ST1	A	イ	1975/4/1
		ST2			
		ST3			
岩内海域(2)	岩内港防波堤(第一)基部から共和町の方向へ陸岸沿いに500mの地点と同地点から北西に800mの地点を結ぶ線、同地点と野東川河口左岸から蘭越町の方向へ陸岸沿いに300mの地点から真北に1,400mの地点を結ぶ線、同地点と野東川河口左岸から蘭越町の方向へ陸岸沿いに300mの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(岩内海域(1)に係る部分を除く。)	ST4	B	イ	1975/4/1
		ST5			
岩内海域(1)	岩内港防波堤(第一)、同港東防波堤(計画されているものを含む。)、同港東防波堤西端と同港防波堤(西)(計画されているものを含む。))北端を結ぶ線、同港防波堤(西)及び陸岸により囲まれた海域	ST6	C	イ	1975/4/1

※達成期間の区分及び留意事項

「イ」：直ちに達成

「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」：5年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「海域類型指定状況」(北海道環境生活部, 平成26年3月25日現在)

<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/down/down.htm>>

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

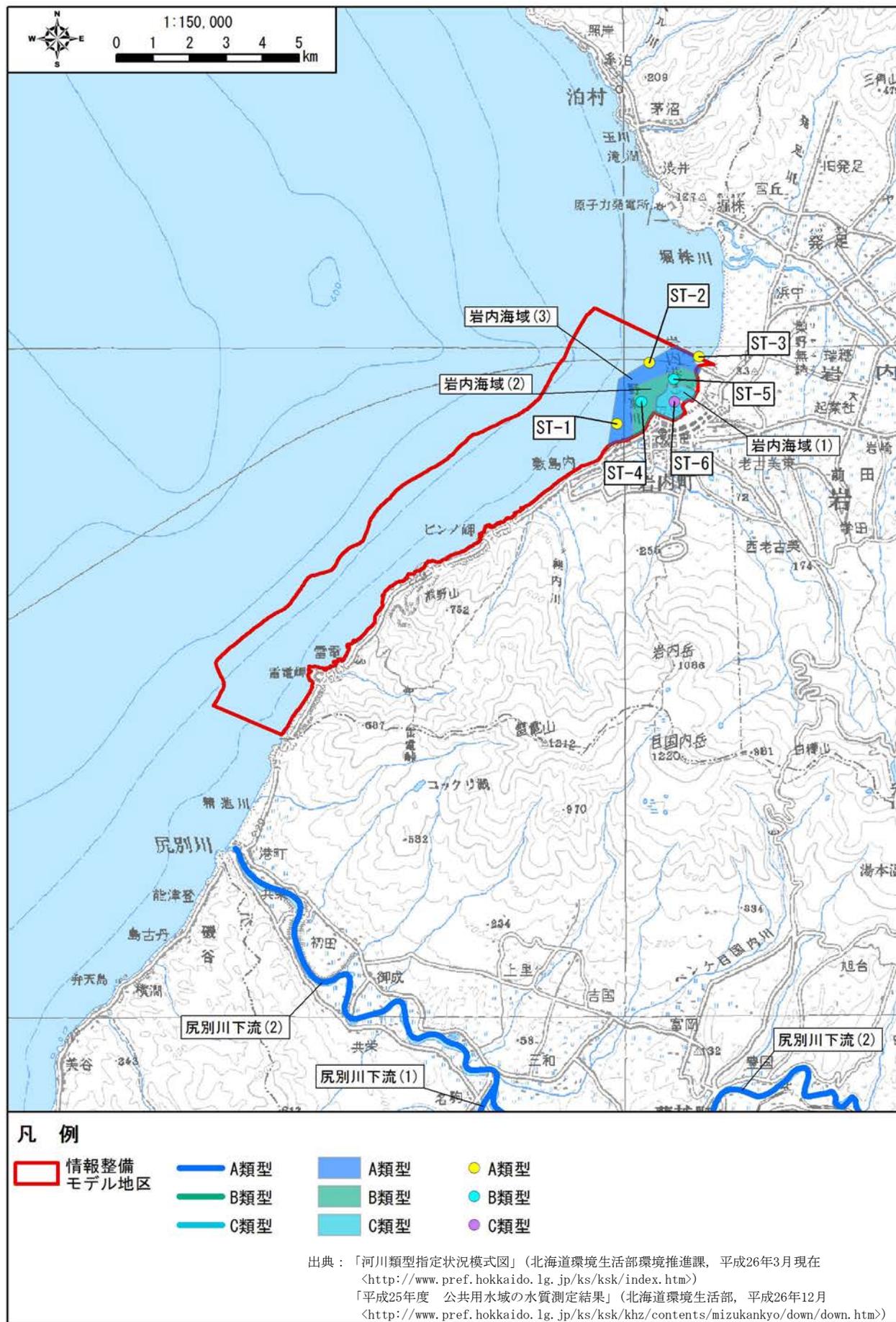


図 3.2.8-2 水質汚濁に係る環境基準の類型区分図

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

④地下水に係る環境基準

地下水に係る環境基準は、表 3.2.8-12に示すとおり、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)に基づき定められている。

表 3.2.8-12 人の健康の保護に関する環境基準(地下水)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

(平成9年3月13日環境庁告示第10号 最終改正：平成26年11月17日環境省告示第127号)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

⑤ 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)に基づき全国一律に定められており、その内容は表 3.2.8-13に示すとおりである。

表 3.2.8-13 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p>

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」

(平成3年8月23日環境庁告示46号 最終改正：平成26年3月20日環境庁告示44号)

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

⑥ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号)に基づき全国一律に定められており、その内容は表 3.2.8-14に示すとおりである。

表 3.2.8-14 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考	1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重形質分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」
(平成11年12月27日環境庁告示第68号 最終改正：平成21年3月31日環境省告示第11号)

(d) 規制基準等

①大気汚染防止法

情報整備モデル地区及びその周辺には、「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号 最終改正：平成26年6月18日法律第72号)及び「北海道公害防止条例」(昭和46年10月21日北海道条例第38号 最終改正：平成13年3月30日北海道条例第15号)により、工場及び事業場における事業活動にともなって発生するばい煙の硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質についてそれぞれ排出基準が設定されている。

硫黄酸化物の排出基準はK値により設定されており17.5となっている。その他の項目については、一部施設についてカドミウム、鉛、ふっ素等の上乗せ基準を設定しているが、ほとんどは国が定めた一律の基準となっている。

②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

情報整備モデル地区及びその周辺においては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月3日法律第70号 最終改正：平成23年8月30日法律第105号)第6条第1項及び第8条第1項に規定する規制地域の指定はない。

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

③騒音規制法

情報整備モデル地区及びその周辺においては、「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号最終改正：平成26年6月18日法律第72号)に基づく規制地域が指定されている(図 3.2.8-3)。「騒音規制法」に基づく、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 3.2.8-15、規制対象となる特定建設作業を表 3.2.8-16に示す。

表 3.2.8-15 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

[昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号]

特定建設作業	くい打機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	コンクリートプラント アスファルトプラント
地域の区分	くい抜機				
規制種別	くい打くい抜機				
基準値	①②	85デシベル			
作業時刻	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと			
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと			
※1日当りの作業時間	①	10時間/日を超えないこと			
	②	14時間/日を超えないこと			
作業時間	①②	連続6日を超えないこと			
作業日	①②	日曜日その他の休日でないこと			

備考

1. デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
2. 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
3. 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

※地域の区分のうち、①は1号区域、②は2号区域を示す

出典：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」(北海道環境生活部、平成21年3月
<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.htm>>)

[昭和46年11月29日北海道告示3170号]

●1号区域：

- 騒音規制法による規制地域のうち、第1種区域・第2種区域の全域
- 騒音規制法による規制地域のうち、第3種区域・第4種区域内の下記に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
 - ・学校教育法に規定する学校
 - ・児童福祉法に規定する保育所
 - ・医療法に規定する病院及び診療所のうち入院施設を有するもの
 - ・図書館法に規定する図書館
 - ・老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム

●2号区域：騒音規制法による規制地域で、上記以外の地域

出典：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」(北海道環境生活部、平成21年3月
<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.htm>>)

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.2.8-16 特定建設作業

[法施行令別表第2]

番号	対象となる作業	除くもの
1	①くい打 ②くい抜機 ③くい打くい抜機 } を、使用する作業	①もんけん ②、③圧入式くい打くい抜機 ①、②、③くい打機をアースオーガーと併用する作業
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	
4	空気圧縮機を使用する作業 (電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)	さく岩機の動力として使用する作業
5	コンクリートプラントを設けて行う作業 (混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。) アスファルトプラントを設けて行う作業 (混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)	モルタルを製造するために コンクリートプラントを設けて行う作業
6	バックホウを使用する作業 (原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)	
7	トラクターショベルを使用する作業 (原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)	
8	ブルドーザーを使用する作業 (原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)	

出典：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」(北海道環境生活部，平成21年3月
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.htm>)

「騒音規制法」の第17条第1項に基づく自動車騒音の要請限度を表 3.2.8-17に示す。

表 3.2.8-17 自動車騒音の要請限度

[平成12年3月2日総理府令第15号]

(単位：デシベル)

区域の区分※	時間の区分	
	昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00
・A区域及びB区域のうち、1車線を有する道路に面する区域	65以下	55以下
・A区域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70以下	65以下
・B区域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する区域 ・C区域のうち、車線を有する道路に面する区域	75以下	70以下

※A区域：騒音規制法に基づく第1種区域・第2種区域(第2種区域にあっては、都市計画法による第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域に限る)

※B区域：騒音規制法に基づく第2種区域(A区域を除く)

※C区域：騒音規制法に基づく第3種区域・第4種区域(両区域とも工業専用地域を除く)

出典：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」(北海道環境生活部，平成21年3月
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.htm>)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

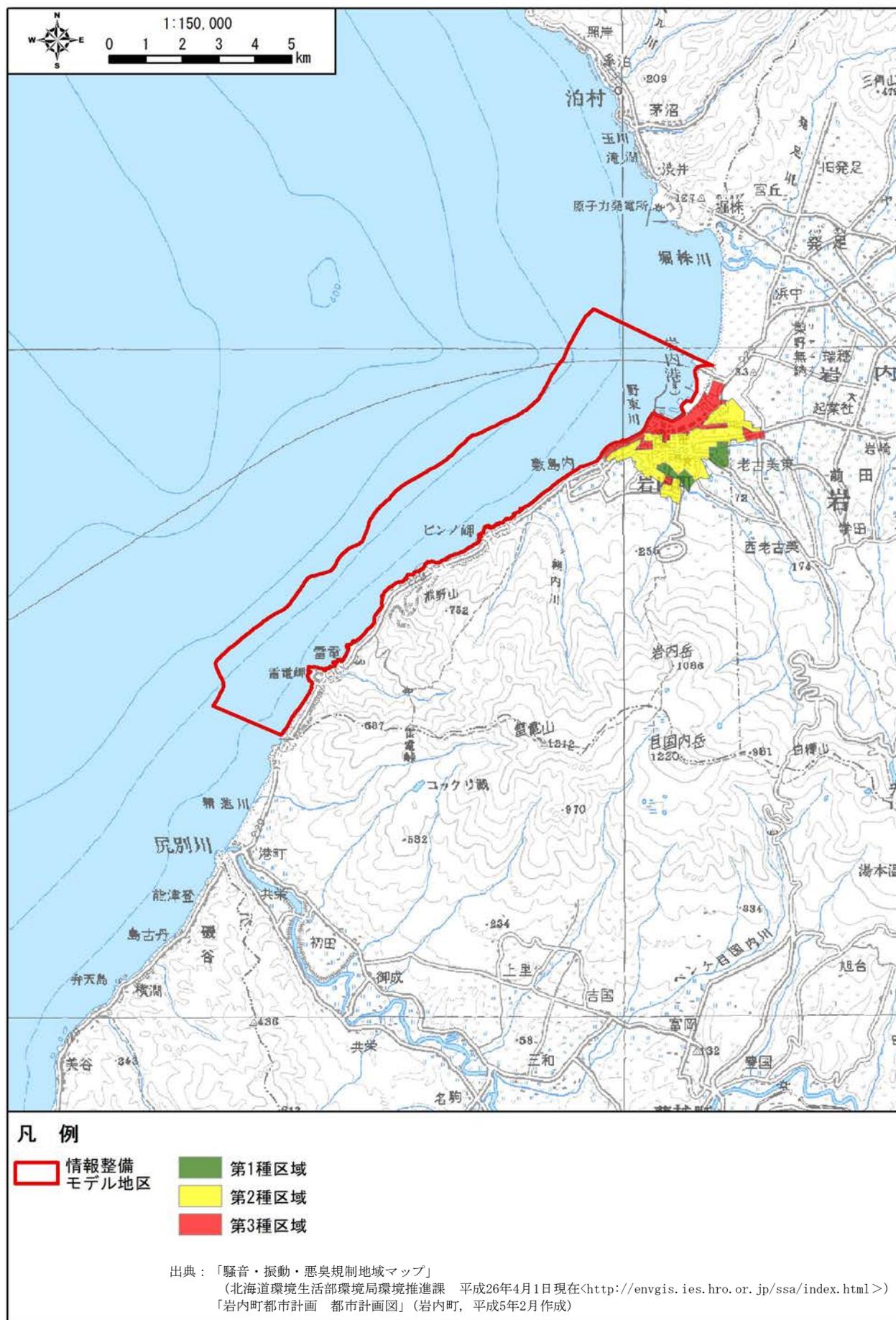


図 3.2.8-3 騒音規制地域

Ⅱ. 業務結果(3. 地域概況調査)

④幹線道路の沿道の整備に関する法律

情報整備モデル地区及びその周辺においては、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和55年5月1日法律第34号 最終改正：平成26年5月30日法律第42号)第5条第1項に規定する規制地域の指定はない。

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

⑤振動規制法

情報整備モデル地区及びその周辺においては、「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号最終改正：平成23年12月14日法律第122号)に基づく規制地域が指定されている(図 3.2.8-4)。

「振動規制法」に基づく、特定建設作業に伴って発生する振動に関する基準を表 3.2.8-18、規制対象となる特定建設作業を表 3.2.8-19に示す。

表 3.2.8-18 特定建設作業に伴って発生する振動に関する基準

[施行規則第11条、別表第1]

規制内容	区域区分	規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	1号	75デシベル以下
	2号	
作業可能時刻	1号	午前7時から午後7時
	2号	午前6時から午後10時
最大作業時間	1号	1日あたり10時間
	2号	1日あたり14時間
最大連続作業日数	1号	連続6日間
	2号	
作業日	1号	日曜その他の休日を除く日
	2号	

備考

1. 1号区域：法第3条第1項の規定により指定された区域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)第4条に規定する市の長が指定した区域

※次の施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内であること。

- ・学校教育法(昭和23年法律第26号)第1条に規定する学校
- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
- ・医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- ・図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

2号区域：法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

2. デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

3. 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

4. 振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

- イ：緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- ロ：傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
- ハ：温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が 10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

(単位：デシベル)

指示地の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2			1		

5. 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動毎の指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

出典：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」(北海道環境生活部，平成21年3月
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.htm>)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.2.8-19 特定建設作業

[法施行令別表第2]

番号	対象となる作業	除くもの
1	①くい打機 ②くい抜機 ③くい打くい抜機 } を、使用する作業	①もんけん・圧入式くい打機 ②油圧式くい抜機 ③圧入式くい打くい抜機
2	鋼球を利用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破砕機を使用する作業*	
4	ブレーカーを使用する作業*	手持ち式のもの

※作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る

出典：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道環境生活部，平成21年3月
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.htm>)

「振動規制法」第16条第1項に基づく道路交通振動の要請限度を表 3.2.8-20に示す。

表 3.2.8-20 道路交通振動の要請限度

[施行規則第12条、別表第2]

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間(8:00~19:00)	夜間(19:00~8:00)
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

備考

1. 第1種区域：昭和63年北海道告示第317号(振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定。以下「指定告示」という。)により指定された第1種区域とする。

第2種区域：指定告示により指定された第2種区域とする。

2. デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

3. 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

4. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

5. 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる一日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。

6. 振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

イ：緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

ロ：傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所

ハ：温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

(単位：dB)

指示地の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2			1		

7. 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

出典：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道環境生活部，平成21年3月
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.htm>)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

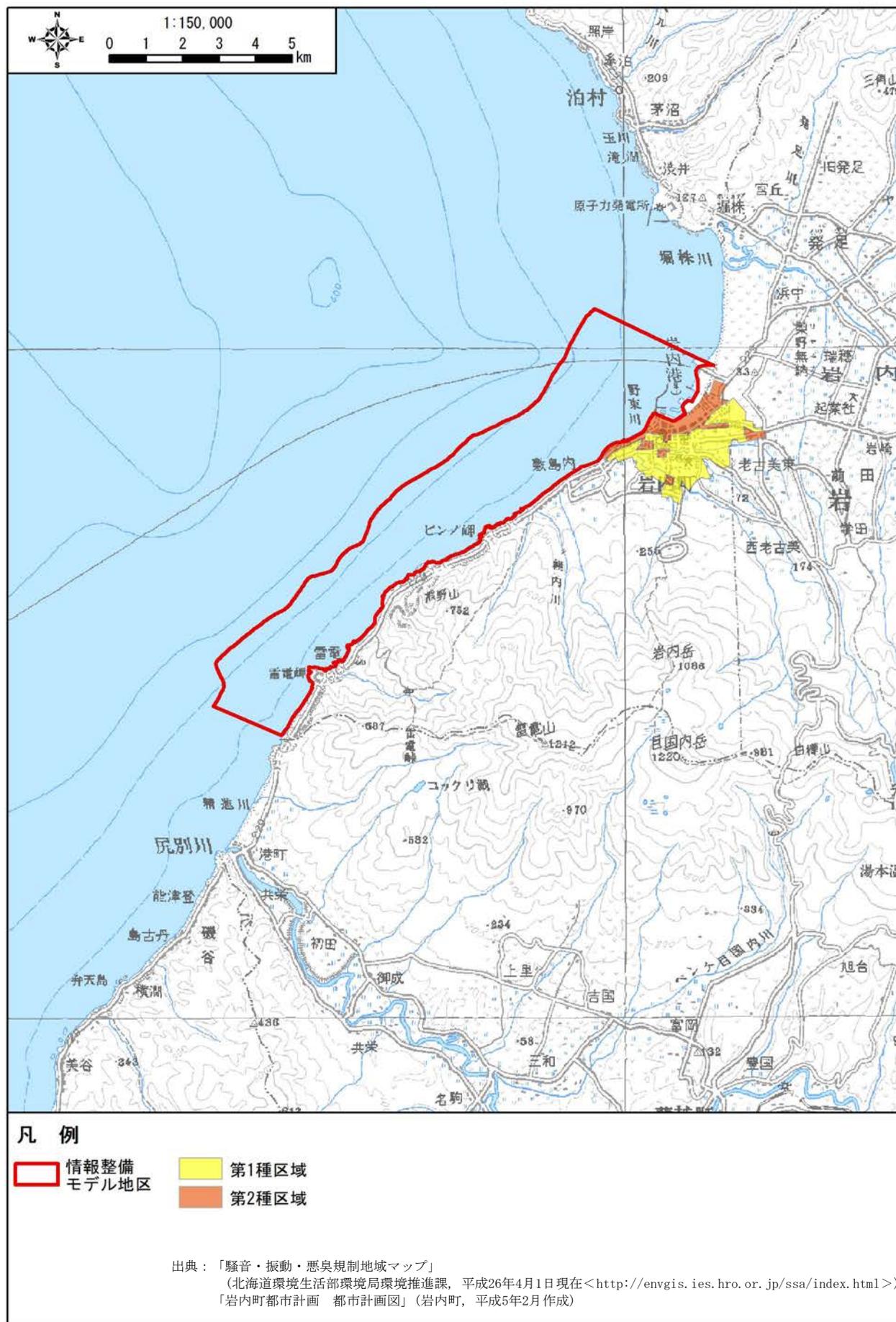


図 3.2.8-4 振動規制地域

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

⑥水質汚濁防止法

情報整備モデル地区及びその周辺における工場及び事業所からの排水水については、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号 最終改正：平成26年6月18日法律第72号)に基づき、全国一律の排水基準(有害物質28物質、生活環境項目15項目)が定められている(表 3.2.8-21)。

なお、情報整備モデル地区及びその周辺においては、排出基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定により、共和町の「共和ダム貯水池」が指定されている。

表 3.2.8-21(1) 有害物質に係る排水基準(省令別表第1)

[排水基準を定める省令(昭和46年6月21日総理府令第35号 最終改正：平成26年11月4日環境省令第30号)]

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物 (一部業種に暫定基準あり)	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物 (一部業種に暫定基準あり)	海域以外に排出 10mg/L 海域に排出 230mg/L
ふっ素及びその化合物 (一部業種に暫定基準あり)	海域以外に排出 8mg/L 海域に排出 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(一部業種に暫定基準あり)	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン (一部業種に暫定基準あり)	0.5mg/L
備考	
1 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際(昭和49年12月1日)現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

出典：「水質汚濁防止法に基づく届出の手引き」(北海道環境生活部環境局環境推進課，平成26年12月
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukanky/suidakuboushi.htm#12>)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.2.8-21 (2) 生活環境項目に係る排水基準(省令別表第2)

[排水基準を定める省令(昭和46年6月21日総理府令第35号 最終改正：平成26年11月4日環境省令第30号)]

項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数 pH)	海域以外に排出 5.8～8.6 海域に排出 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/L(日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160mg/L(日間平均120mg/L)
浮遊物質(SS)	200mg/L(日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量 5mg/L 動植物油脂類含有量 30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量(一部業種に暫定基準あり)	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量(一部業種に暫定基準あり)	120mg/L(日間平均60mg/L)
燐含有量(一部業種に暫定基準あり)	16mg/L(日間平均8mg/L)
備考	
1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。	
2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。	
3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。	
4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	
5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。	
6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。	
7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。	

出典：「水質汚濁防止法に基づく届出の手引き」(北海道環境生活部環境局環境推進課，平成26年12月
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/suidakuboushi.htm#12>)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

なお、情報整備モデル地区及びその周辺においては、堀株川水域及び尻別川水域に、北海道が条例で定める排水基準(上乘せ排水基準)が適用される業種及び施設がある(表 3.2.8-22)。

表 3.2.8-22(1) 有害物質に係る排水基準(条例別表第1)

[水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和47年4月3日北海道条例第27号)]

適用区域 (設定年)	業種	許容限度(mg/L)					
		カドミウム 及びその 化合物	シアン 化合物	有機燐 化合物	六価クロム 化合物	砒素及び その化合物	水銀及びアル キル水銀その 他の水銀化合 物
(一律排水基準)		0.03 (暫定基準 あり)	1	1	0.5	0.1	0.005
堀株川水域 (昭和48年)	非鉄金属鉱業	0.04	0.8				
堀株川水域 (昭和49年)	電気機械器具 製造業	0.01	検出されな いこと	検出されな いこと	0.05	0.05	0.0005

備考
1 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2 この表に掲げる砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(昭和49年12月1日)において現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

出典：「水質汚濁防止法に基づく届出の手引き」(北海道環境生活部環境局環境推進課，平成26年12月
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/suidakuboushi.htm#12>)

表 3.2.8-22(2) 生活環境項目に係る排水基準(条例別表第2)

[水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和47年4月3日北海道条例第27号)]

適用区域 (設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/L) (()内は日間平均)		
		生物化学的酸素 要求量(BOD)	化学的酸素 要求量(COD)	浮遊物質量 (SS)
(一律排水基準)		160(120)	160(120)	200(150)
尻別川水域 (昭和48年)	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	乳製品製造業(1,000m ³ /日以上)	80(60)		70(50)
	と畜業			70(50)
	尿尿処理施設(尿尿浄化槽を除く。)	40(30)		90(70)
	尿尿浄化槽(昭和46年9月23日以前に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	120(90)		
	尿尿浄化槽(昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	80(60)		
	尿尿浄化槽(昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40(30)		90(70)
	下水道終末処理施設(活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	(20)		(70)

備考
1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2 この表に掲げる排水基準は、この表に特別の定めがあるものを除くほか、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

出典：「水質汚濁防止法に基づく届出の手引き」(北海道環境生活部環境局環境推進課，平成26年12月
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/suidakuboushi.htm#12>)

Ⅱ. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.2.8-22(3) 生活環境項目に係る排水基準(条例別表第3)

[水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和47年4月3日北海道条例第27号)]

適用区域 (設定年)	業種	許容限度 (mg/L)	
		銅含有量	亜鉛含有量
(一律排水基準)		3	2(暫定5)
堀株川水域 (昭和48年)	非鉄金属鋳業	1.2	4
備考 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。			

出典：「水質汚濁防止法に基づく届出の手引き」(北海道環境生活部環境局環境推進課，平成26年12月
<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/suidakuboushi.htm#12>>)

⑦ 土壌汚染対策法

「土壌汚染対策法に基づく区域指定の状況」(北海道環境生活部，平成27年1月23日現在
<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/dojo/kuikisitei.htm>>)によると、情報整備モデル地区及びその周辺には、「土壌汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号 最終改正：平成26年6月4日法律第51号)第6条に規定する規制地域の指定はない。

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(2) 自然関係法令等

情報整備モデル地区及びその周辺について、自然関係法令等による規制状況を表 3.2.8-23に整理した。

表 3.2.8-23 自然関係法令等一覧表

法令等	地域地区等の名称	指定の有無				
		情報整備 モデル地区	岩内町	蘭越町	共和町	泊村
自然公園法	国立公園	-	-	-	-	-
	国定公園	○	○	○	○	○
北海道立自然公園条例	道立自然公園	-	-	-	-	-
自然環境保全法	原生自然環境保全地域	-	-	-	-	-
	自然環境保全地域	-	-	-	-	-
北海道自然環境等保全条例	道自然環境保全地域	-	-	-	-	-
	環境緑地保護地区	-	-	-	-	-
	自然景観保護地区	-	-	-	-	-
	学術自然保護地区	-	-	-	-	-
	記念保護樹木	-	○	-	-	○
世界の文化遺産及び自然遺産の 保護に関する条約	世界文化遺産	-	-	-	-	-
	世界自然遺産	-	-	-	-	-
都市緑地法	緑地保全地区	-	-	-	-	-
	特別緑地保全地区	-	-	-	-	-
絶滅のおそれのある野生動植物の 種の保存に関する法律	生息地等保護区	-	-	-	-	-
鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律	鳥獣保護区	-	-	○	○	-
特に水鳥の生息地として 国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として 国際的に重要な湿地	-	-	-	-	-
文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	-	-	-	-	-
	道指定史跡・名勝・天然記念物	-	○	-	-	-
	市町村指定史跡・名勝・天然記念物	-	○	-	-	○
	周知の埋蔵文化財包蔵地	-	○	○	○	○
水産資源保護法	規制区域	○	○	○	-	-
都市計画法	都市計画区域	○	○	-	○	-
	風致地区	-	-	-	-	-
自然再生推進法	自然再生事業実施計画	-	-	-	-	-
	自然再生協議会	-	-	-	-	-
景観法	景観計画区域	○	○	○	○	○
	景観行政団体	-	-	-	-	-
森林法	保安林	-	○	○	○	○
河川法	河川保全区域	-	-	-	-	-
海岸法	海岸保全区域	○	○	○	-	○
漁港漁場整備法	漁港区域	○	○	○	-	○
港湾法	港湾区域	○	○	-	-	○
砂防法	砂防指定地	-	○	○	○	○
急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	-	-	-	-	○
地すべり等防止法	地すべり危険箇所	-	-	-	-	-
土砂災害警戒区域等における土砂災 害防止対策の推進に関する法律	土砂災害危険箇所	○	○	○	○	○
	土砂災害警戒区域	-	○	-	-	○
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区	-	○	○	○	-
北海道自然環境保全指針	すぐれた自然地域	-	○	○	-	-
	身近な自然地域	-	○	○	○	○

注) 表中「○」は指定あり、「-」は指定なし

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(a) 自然公園法

情報整備モデル地区及びその周辺における「自然公園法」(昭和32年6月1日法律第161号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号)第5条及び「北海道立自然公園条例」(昭和33年4月1日北海道条例第36号 最終改正平成25年3月29日北海道条例第18号)に規定する自然公園の指定状況を表 3.2.8-24及び図 3.2.8-5に示す。

表 3.2.8-24 自然公園の指定状況

種類	名称	面積	指定年月日
国定公園	ニセコ積丹小樽海岸国定公園	19,009ha	昭和38年7月24日

出典：「自然保護各種データ」

(環境省, 平成26年3月31日<<http://www.env.go.jp/park/doc/data/index.html>>)

「自然公園・自然環境保全地域」(北海道環境生活部環境生物多様性保全課

<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.htm>> 閲覧日：平成27年2月7日)

(b) 自然環境保全法

情報整備モデル地区及びその周辺においては、「自然環境保全法」(昭和47年6月22日法律第85号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号)及び「北海道自然環境等保全条例」(昭和48年12月11日北海道条例第64号 最終改正：平成26年3月28日北海道条例第23号)に基づく自然環境保全地域等(原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・道自然環境保全地域)、環境緑地保護地区等及び記念保護樹木(環境緑地保護地区・自然景観保護地区・学術自然保護地区・記念保護樹木)に指定される樹木がある。指定状況を表 3.2.8-25、位置図を図 3.2.8-6に示す。

表 3.2.8-25 自然環境保全法に基づく指定状況

町村名	名称	法令等による指定	概要	所在地
泊村	泊の神木	道指定記念保護樹木	鯨漁に由来する神木	泊村大字盃村字寺町431
岩内町	一本柳	岩内町指定文化財	—	岩内町字清住 (北海信用金庫岩内支店前)

出典：「記念保護樹木一覧」(北海道環境生活部環境局生物多様性保全課

<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.htm>> 閲覧日：平成27年2月25日)

「みどりバンク みどり財形」(北海道水産林務部

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sky/homepage/midori/undou/3_zaikei/bank3-00.htm#1>

閲覧日：平成27年2月6日)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

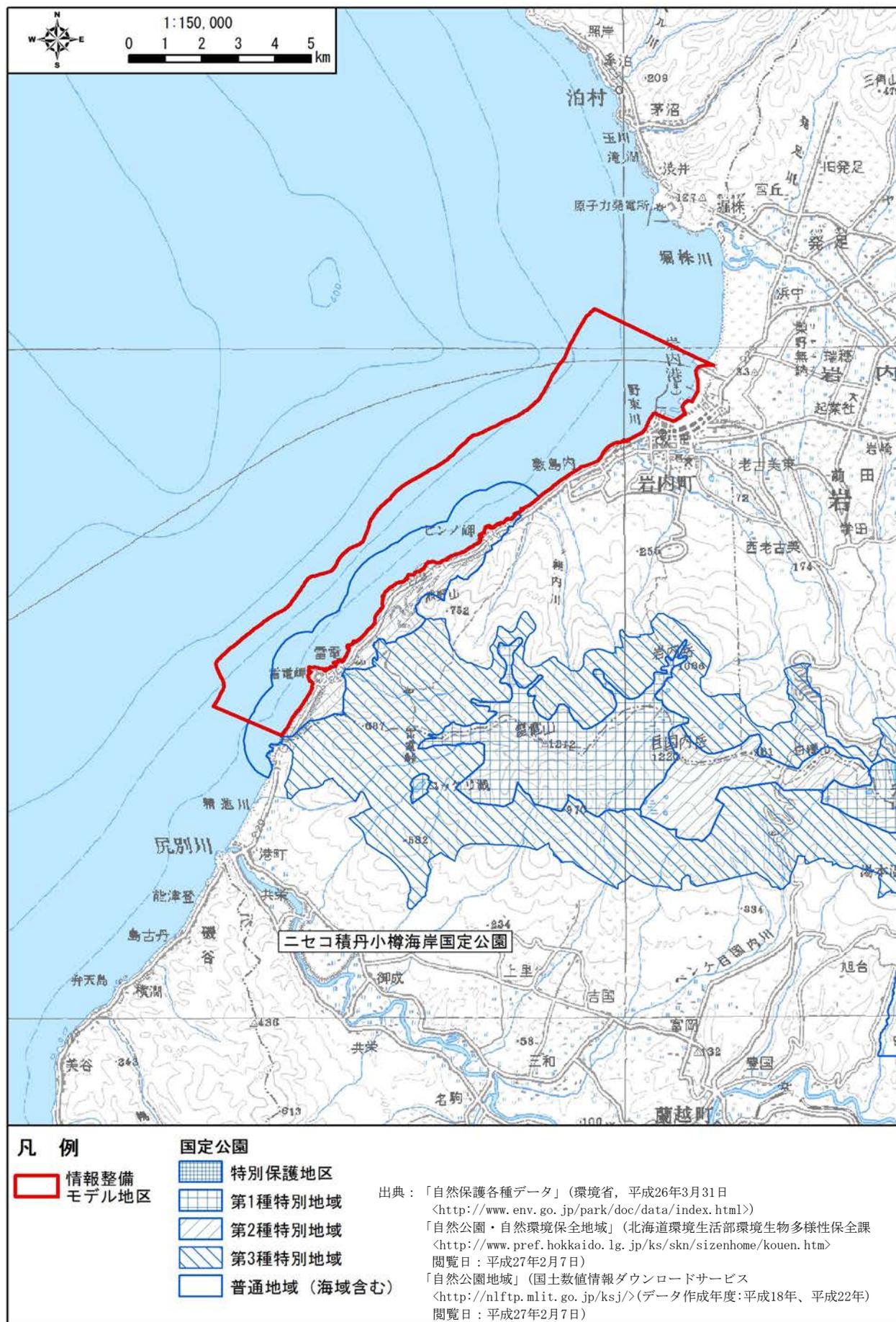


図 3.2.8-5 自然公園地域図

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

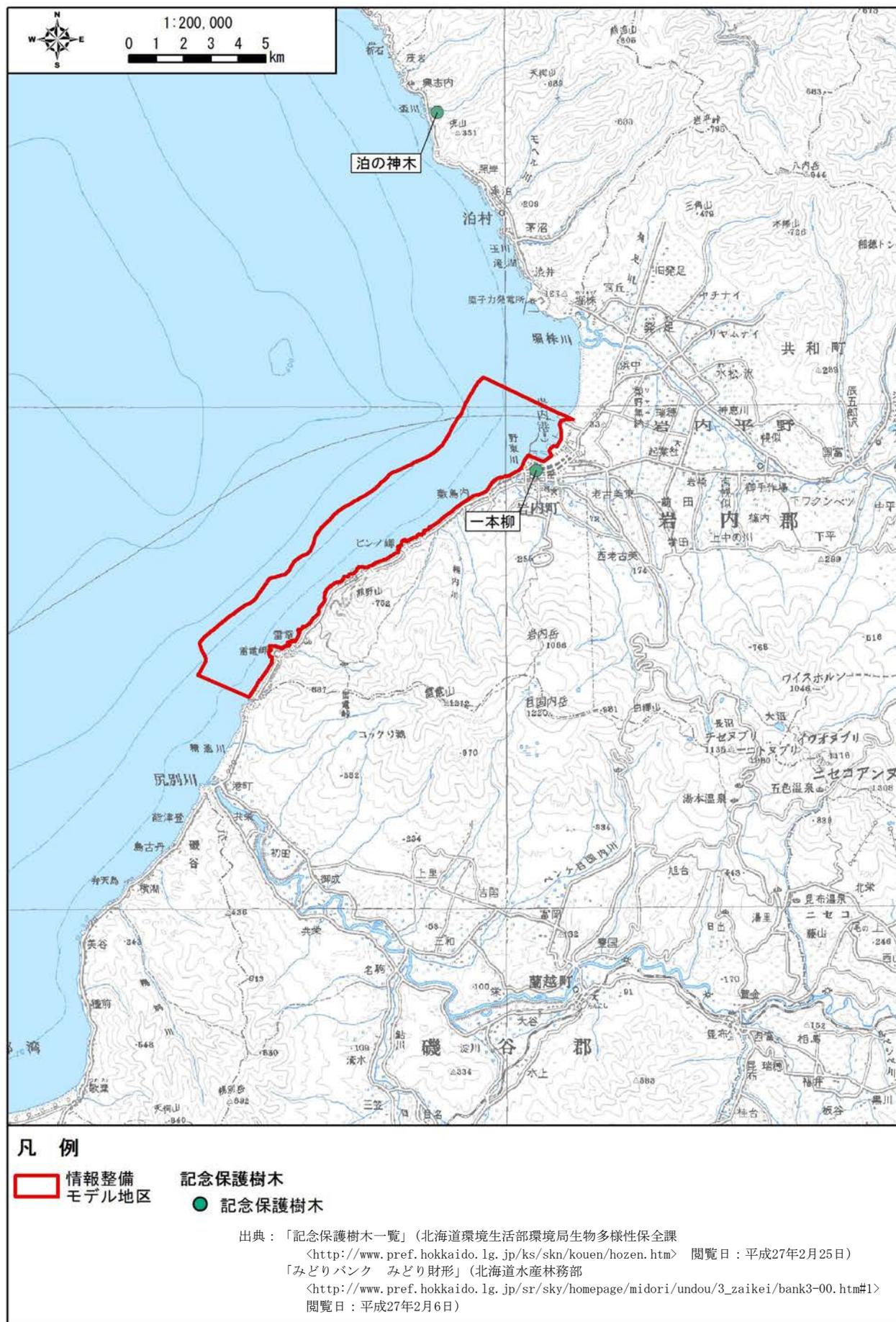


図 3.2.8-6 自然環境保全法に基づく指定状況

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

(c) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

「日本の世界自然遺産」(環境省<<http://www.env.go.jp/nature/isan/worldheritage/>> 閲覧日:平成27年2月24日)及び「世界遺産(文化遺産)一覧」(文化庁<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/sekai_isan/ichiran.html> 閲覧日:平成27年2月24日)によると、情報整備モデル地区及びその周辺においては、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月28日条約第7号 平成4年9月30日発効(平成4外務省告示460))による世界遺産の指定はない。

(d) 都市緑地法

「都市緑化データベース」(国土交通省都市局,平成25年3月31日現在<<http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/toshiryokuchi/>>)によると、情報整備モデル地区及びその周辺においては、「都市緑地法」(昭和48年9月1日法律第72号 最終改正:平成26年6月13日法律第69号)に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区はない。

(e) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

「生息地等保護区の一覧」(環境省 種の保存法の解説,平成24年3月現在<<http://www.env.go.jp/nature/yasei/hozonho/esp4.html>>)によると、情報整備モデル地区及びその周辺においては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号 最終改正:平成26年6月13日法律第69号)の第36条第1項により指定された生息地等保護区はない。

(f) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

情報整備モデル地区及びその周辺における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月12日法律第88号 最終改正:平成26年5月30日法律第46号)の第28条第1項により指定された鳥獣保護区の指定状況を表 3.2.8-26に示す。

表 3.2.8-26 鳥獣保護区

指定	名称	面積	保護区分	備考
道指定	コックリ湖鳥獣保護区	406ha	森林鳥獣生息地	一部、特別保護区(34ha)
	チセヌプリ鳥獣保護区	302ha	森林鳥獣生息地	
	大谷地鳥獣保護区	468ha	森林鳥獣生息地	一部、特別保護区(44ha)
	発足鳥獣保護区	432ha	森林鳥獣生息地	

出典:「平成26年度鳥獣保護区等位置図(地図編)PDF版」(環境生活部環境局生物多様性保全課 <<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>> 閲覧日:平成27年2月6日)

「平成26年度鳥獣保護区等位置図(地図編、別冊編)」(環境生活部環境局生物多様性保全課,平成26年8月)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

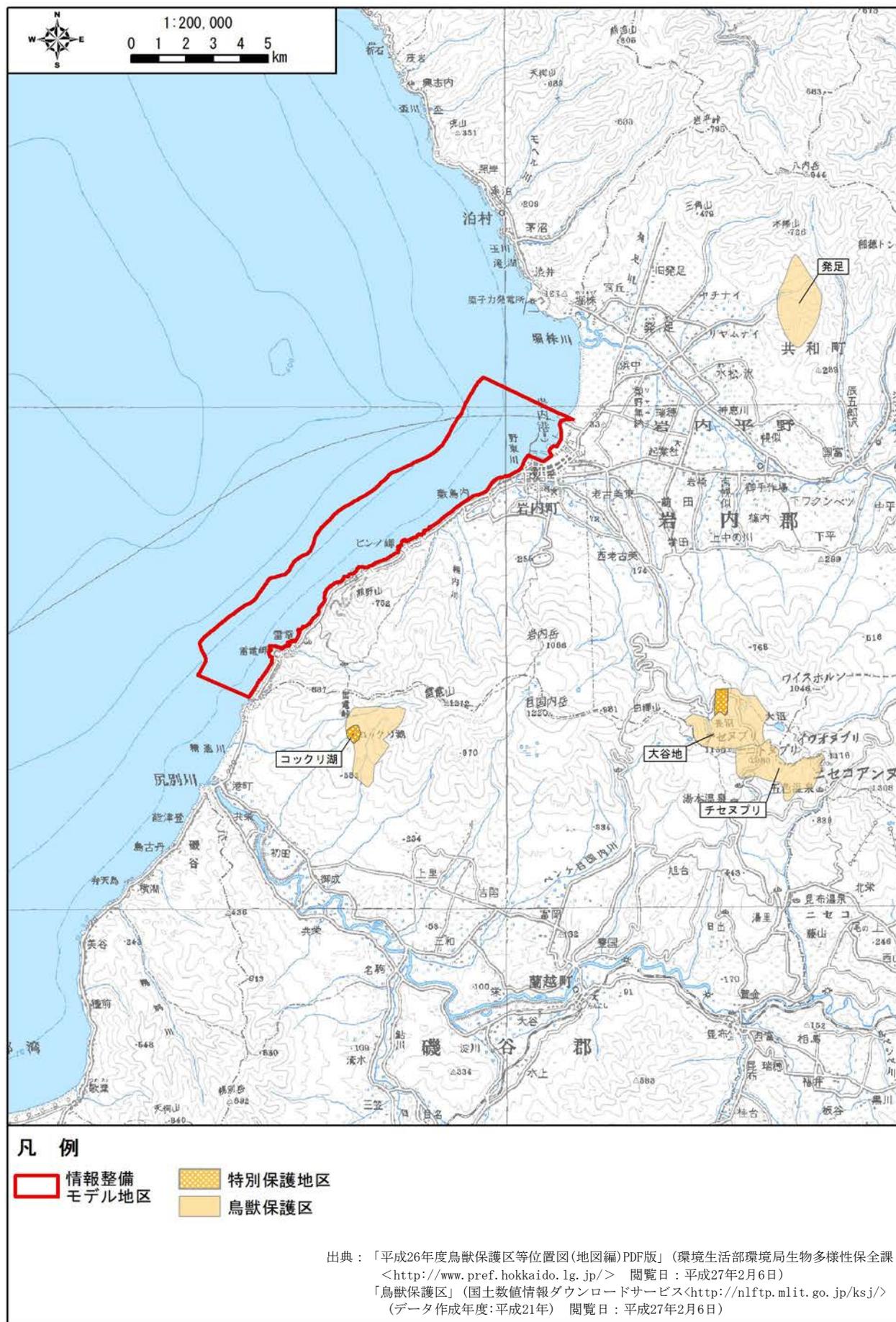


図 3.2.8-7 鳥獣保護区位置図

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(g) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

「道内のラムサール条約登録湿地一覧」(北海道環境生活部, 平成24年7月3日現在<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/environ/wetland/ramsargaiyou.htm>>)によると、情報整備モデル地区及びその周辺には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和55年9月22日条約第28号)の第2条1の登録簿に記載された湿地の区域はない。

(h) 文化財保護法

情報整備モデル地区及びその周辺においては、「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号 最終改正:平成26年6月13日法律第69号)に基づく「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日北海道条例第83号 最終改正:平成21年3月31日北海道条例第15号)、「岩内町文化財保護条例」(昭和42年3月18日岩内町条例第12号)、「蘭越町文化財保護条例」(昭和53年3月24日蘭越町条例第8号)、「共和町文化財保護条例」(平成9年3月25日共和町条例第15号)が施行されている。

情報整備モデル地区及びその周辺の名勝・天然記念物の指定状況を表 3.2.8-27及び図 3.2.8-8、埋蔵文化財の指定状況を表 3.2.8-28及び図 3.2.8-9に示す。

表 3.2.8-27 指定文化財

指定	種別	名称	所在地	指定年月日
道指定	有形文化財	岩内東山円筒土器文化遺跡出土の遺物	岩内町郷土館岩内町字清住5番地-3	昭和43年3月29日
	史跡	岩内東山円筒土器文化遺跡	岩内町字東山2番地	昭和43年3月29日
町村指定	天然記念物	一本柳	岩内町字清住8-8	昭和47年11月3日
	有形文化財	阿弥陀如来大仏像	岩内町字高台143	昭和56年4月1日
		旧川村家番屋	泊村大字泊村59番地-1	平成13年4月27日
		旧武井邸客殿	泊村59番地-1	平成13年4月27日
		泊稻荷神社 神殿	泊村大字泊村82番地	平成19年2月20日
無形民俗文化財	岩内赤坂奴	岩内町字御崎	昭和56年4月1日	

出典: 「文化遺産オンライン」(文化庁, 平成27年1月25日現在<<http://bunka.nii.ac.jp/Index.do>>)

「市町村指定文化財一覧」(北海道教育委員会, 平成24年4月1日現在

<<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/bun-hogo.htm>>)

「もっと知ろう身近な文化財(Web版)」(北海道教育委員会

<<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/shiteibunkazaijoho.htm> 閲覧日: 平成27年2月7日)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)



図 3.2.8-8 指定文化財位置図

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.2.8-28(1) 埋蔵文化財

No.	名称	時代	種別
1	東山1遺跡	縄文(前期)、縄文(中期)、縄文(晩期)、擦文	集落跡
2	東山2遺跡	縄文	遺物包含地
3	東山3遺跡	縄文	遺物包含地
4	東山4遺跡	縄文	遺物包含地
5	全修寺遺跡	縄文	遺物包含地
6	栄1遺跡	縄文(中期)、縄文(後期)	遺物包含地
7	栄2遺跡	縄文(中期)	遺物包含地
8	栄3遺跡	不明	遺物包含地
9	高台1遺跡	不明	遺物包含地
10	高台2遺跡	不明	遺物包含地
11	大浜1遺跡	縄文	遺物包含地
12	島野1遺跡	不明	遺物包含地
13	東山5遺跡	縄文(中期)、縄文(後期)	遺物包含地
14	発足柏木遺跡	縄文(前期)、縄文(中期)	遺物包含地
15	上リヤムナイ遺跡	旧石器、縄文(前期)、縄文(中期)、縄文(後期)	遺物包含地
16	下リヤムナイ遺跡	縄文(中期)、縄文(後期)、縄文(晩期)、続縄文(前半期)、擦文	貝塚
17	梨野舞納段丘1遺跡	縄文(前期)、縄文(中期)	集落跡
18	発足岩陰遺跡	縄文(晩期)、続縄文(前半期)、続縄文(後半期)、擦文	岩陰遺跡
19	宮丘1遺跡	縄文(中期)、縄文(後期)、続縄文	遺物包含地
20	戸隠神社遺跡	縄文(中期)、縄文(後期)	集落跡
21	十棒川1遺跡	縄文	遺物包含地
22	発足川1遺跡	縄文	遺物包含地
23	宮丘2遺跡	縄文(中期)	遺物包含地
24	宮丘3遺跡	縄文	遺物包含地
25	宮丘4遺跡	縄文	遺物包含地
26	宮丘5遺跡	縄文	遺物包含地
27	発足川2遺跡	縄文	遺物包含地
28	発足川3遺跡	縄文	遺物包含地
29	十棒川2遺跡	縄文	遺物包含地
30	発足神社遺跡	縄文	遺物包含地
31	リヤムナイ川左岸1遺跡	旧石器	遺物包含地
32	リヤムナイ川左岸2遺跡	旧石器、縄文	遺物包含地
33	梨野舞納砂丘遺跡	縄文(中期)	遺物包含地
34	梨野舞納段丘2遺跡	縄文	遺物包含地
35	梨野舞納段丘3遺跡	縄文、擦文	遺物包含地
36	梨野舞納段丘4遺跡	縄文	遺物包含地
37	発足砂丘遺跡	縄文(後期)	遺物包含地
38	東山4遺跡	縄文	遺物包含地
39	リヤムナイ1遺跡	擦文	遺物包含地
40	リヤムナイ2遺跡	縄文(晩期)	遺物包含地
41	リヤムナイ3遺跡	縄文	遺物包含地
42	前田1遺跡	縄文(前期)、縄文(中期)	遺物包含地
43	リヤムナイ4遺跡	縄文、擦文、近世	遺物包含地
44	茶津1号洞穴遺跡	縄文(晩期)、擦文	洞穴遺跡
45	茶津2号洞穴遺跡	縄文(後期)	洞穴遺跡
46	茶津3号洞穴遺跡	続縄文	洞穴遺跡
47	茶津4号洞穴遺跡	続縄文(前半期)、続縄文(後半期)	洞穴遺跡
48	茶津貝塚	縄文(中期)	貝塚
49	茶津チャシ跡	アイヌ	チャシ跡
50	照岸洞穴遺跡	縄文、続縄文、擦文	洞穴遺跡
51	堀株1遺跡	縄文(中期)、縄文(後期)、縄文(晩期)、続縄文、擦文	集落跡
52	渋井遺跡	縄文(晩期)、続縄文、擦文	遺物包含地

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.2.8-28(2) 埋蔵文化財

No.	名称	時代	種別
53	堀株2遺跡	縄文(中期)、縄文(後期)、縄文(晩期)	遺物包含地
54	茶津遺跡	縄文(前期)、縄文(中期)、縄文(後期)、続縄文	遺物包含地
55	茶津5号洞穴遺跡	縄文	洞穴遺跡
56	ヘロカルウス遺跡	縄文(中期)、縄文(後期)、縄文(晩期)、擦文	遺物包含地
57	龍神沢洞穴遺跡	縄文	洞穴遺跡
58	堀株3遺跡	縄文(晩期)	遺物包含地
59	堀株4遺跡	縄文(前期)、縄文(中期)	遺物包含地
60	兜洞穴遺跡	不明	洞穴遺跡
61	糸泊洞穴遺跡	不明	洞穴遺跡
62	汐見橋遺跡	縄文(後期)	遺物包含地
63	泊遺跡	縄文	遺物包含地
64	有戸洞穴遺跡	不明	洞穴遺跡
65	臼別洞穴遺跡	不明	洞穴遺跡
66	臼別高台遺跡	縄文(後期)	遺物包含地
67	渋井貝塚	縄文(後期)、縄文(晩期)	貝塚
68	モヘル洞穴遺跡	アイヌ	洞穴遺跡
69	茅沼洞穴遺跡	不明	洞穴遺跡
70	茅沼遺跡	不明	遺物包含地
71	稻荷神社下洞穴遺跡	不明	洞穴遺跡
72	堀株神社遺跡	縄文(晩期)、続縄文、擦文、アイヌ	貝塚
73	滝ノ澗遺跡	縄文(中期)、縄文(後期)	集落跡
74	港大照寺貝塚	縄文(中期)、縄文(後期)、縄文(晩期)、続縄文、擦文	貝塚
75	上里遺跡	縄文(早期)、縄文(晩期)	集落跡
76	名駒遺跡	不明	遺物包含地
77	名駒神社遺跡	不明	遺物包含地
78	ワシの沢西土場遺跡	縄文(後期)	遺物包含地
79	富岡遺跡	不明	遺物包含地
80	栄遺跡	不明	遺物包含地
81	御成遺跡	不明	遺物包含地
82	初田1遺跡	不明	遺物包含地
83	アカオトス1遺跡	不明	遺物包含地
84	アカオトス2遺跡	縄文(中期)	遺物包含地
85	アカオトス3遺跡	不明	遺物包含地
86	湯の沢遺跡	不明	遺物包含地
87	精神川1遺跡	不明	遺物包含地
88	精神川2遺跡	不明	遺物包含地
89	精神川3遺跡	縄文(晩期)	遺物包含地
90	磯谷橋西遺跡	縄文(晩期)	遺物包含地
91	初田2遺跡	縄文	遺物包含地
92	フルチャツナイ遺跡	擦文	遺物包含地
93	淀川遺跡	縄文、続縄文、擦文	遺物包含地
94	蘭越小学校遺跡	不明	遺物包含地
95	豊国1遺跡	不明	遺物包含地
96	豊国2遺跡	縄文(後期)	遺物包含地
97	コンボ遺跡	縄文	遺物包含地
98	フトロコタン遺跡	縄文	遺物包含地
99	黄金の沢遺跡	不明	遺物包含地
100	能津登峠遺跡	不明	遺物包含地
101	名駒2遺跡	不明	遺物包含地
102	横澗1遺跡	縄文	遺物包含地
103	大黒ヶ沢遺跡	不明	遺物包含地
104	横澗2遺跡	縄文(後期)	遺物包含地
105	能津登遺跡	縄文	遺物包含地

Ⅱ. 業務結果(3. 地域概況調査)

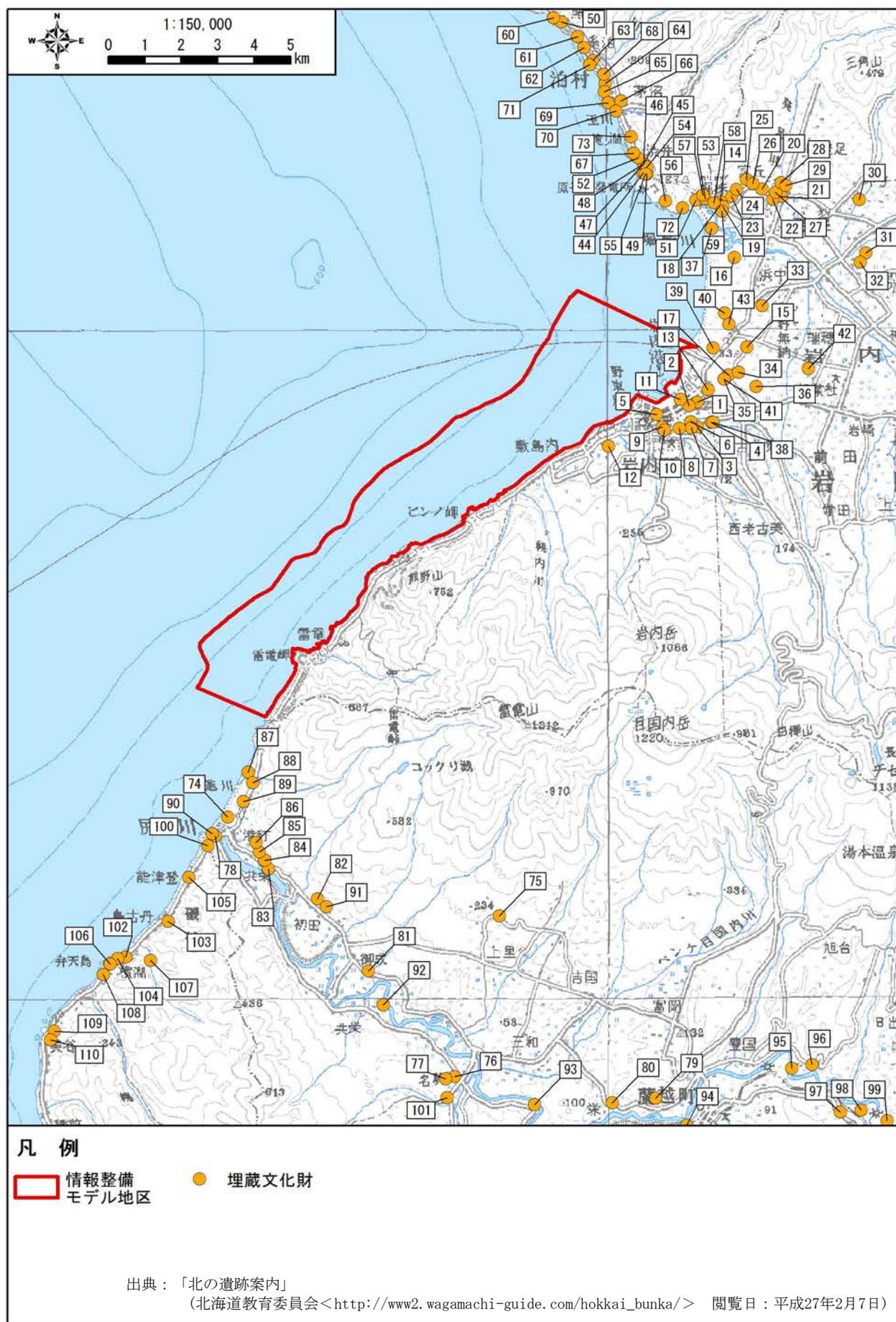
表 3.2.8-28(2) 埋蔵文化財

No.	名称	時代	種別
106	横潤3遺跡	縄文(晩期)	遺物包含地
107	横潤4遺跡	縄文(前期)、縄文(中期)	集落跡
108	横潤5遺跡	縄文	遺物包含地
109	美谷1遺跡	縄文(後期)	遺物包含地
110	美谷2遺跡	縄文	遺物包含地

注：表中のNo. は、図中のNo. に対応する。

出典：「北の遺跡案内」（北海道教育委員会<http://www2.wagamachi-guide.com/hokkai_bunka/> 閲覧日：平成27年2月7日）

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)



※図中のNo. は、表中のNo. に対応する。

図 3.2.8-9 埋蔵文化財位置図

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

(i) 水産資源保護法

情報整備モデル地区及びその周辺における、「水産資源保護法」(昭和26年12月17日法律第313号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号)に基づく河川に係る規制一覧を、表 3.2.8-29及び図 3.2.8-10に示す。さらに、資源保護水面の状況を表 3.2.8-30、「北海道内水面漁業調整規則」(昭和39年11月12日規則第133号 最終改正：平成22年3月30日規則第25号)に基づき指定された禁止区域等を表 3.2.8-31、「北海道海面漁業調整規則」(昭和39年11月12日 最終改正：平成22年3月30日規則第24号)に基づき指定された禁止区域等を表 3.2.8-32に示す。

なお、情報整備情報整備モデル地区及びその周辺には保護水面は指定されていない。

表 3.2.8-29 河川における規制一覧

振興局名	河川名	河口禁止区域設定	内水面漁業調整規則	内水面委員会指示	遊漁規則	内水面区画漁業権
後志	野束川	○				
	尻別川等*	○	○ (目名川)	○ (目名川)	○	

※河川名欄に記載されている○○等とは、注入する河川も含まれていることを示す。

出典：「フィッシングルール2014 ルール&マナー」(北海道水産林務部，平成26年3月
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/ggs/turi-r-m/rule-manner.htm>)

表 3.2.8-30 資源保護水面の状況

区分	対象魚種	河川名	区域
資源保護水面	やまべの採捕禁止	尻別川支流目名川	尻別川と尻別川支流目名川の合流点から上流の目名川本支流の区域

出典：「水産資源保護法」(昭和26年12月17日法律第313号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号)

「北海道内水面漁業調整規則」(昭和39年11月12日規則第133号 最終改正：平成22年3月30日規則第25号)

「平成24年 後志総合振興局管内水産統計資料」

(北海道後志総合振興局，平成26年10月<<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/>>)

表 3.2.8-31 内水面漁業調整規則に基づく禁止区域等(第45条)

名称	禁止期間	禁止区域
さけ	周年	後志支庁 ^{※3} 全域
ます ^{※1}	周年	後志支庁 ^{※3} 全域
やまべ ^{※2}	4月1日～5月31日	後志支庁 ^{※3} 全域
あゆ	4月1日～6月30日、9月16日～10月31日	後志支庁 ^{※3} 全域

※1 さくらます(やまべを除く。)、からふとます、べにます、ぎんます及びますのすけをいう。

※2 さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域に生活する期間におけるものをいう。

※3 現、後志総合振興局

出典：「北海道内水面漁業調整規則」(昭和39年11月12日北海道規則第133号 最終改正：平成18年8月4日北海道規則第110号)

Ⅱ. 業務結果(3. 地域概況調査)

表 3.2.8-32 海面漁業調整規則に基づく禁止区域等(第39条)

名称	禁止期間	禁止区域
えぞあわび	7月16日～9月30日	全道沖合海域
まだかあわび	9月21日～11月20日	全道沖合海域
ほっきがい	5月16日～7月15日	石狩振興局管内、後志総合振興局管内、檜山振興局管内、宗谷総合振興局管内及び留萌振興局管内並びに久遠・二世両郡界から二世・爾志両郡界に至る間の渡島総合振興局管内沖合海域
あさり	7月16日～9月30日	全道沖合海域(釧路総合振興局管内及び根室振興局管内沖合海域を除く。)
	7月16日～8月31日	釧路総合振興局管内及び根室振興局管内沖合海域
えぞばふんうに (がぜ)	6月1日～7月31日	茅部郡森町・同郡鹿部町両町界から函館市御崎町と同市恵山岬町との境界に至る間の渡島総合振興局管内沖合海域
	7月1日～9月30日	十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内沖合海域
	9月1日～10月31日	その他の全道沖合海域
きたむらさきうに (のな)	7月15日～9月30日	十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内沖合海域
	10月1日～10月31日	天塩郡幌延町・同郡豊富町両町界から枝幸・紋別両郡界に至る間の宗谷総合振興局管内沖合海域
	9月15日～10月31日	その他の全道沖合海域
なまこ	5月1日～6月15日	石狩振興局管内、後志総合振興局管内、オホーツク総合振興局管内、宗谷総合振興局管内及び留萌振興局管内沖合海域
	6月21日～8月20日	檜山振興局管内、渡島総合振興局管内及び胆振総合振興局管内沖合海域
	7月11日～9月20日	日高振興局管内、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内沖合海域

出典：「北海道内水面漁業調整規則」(昭和39年11月12日北海道規則第133号 最終改正：平成18年8月4日北海道規則第110号)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

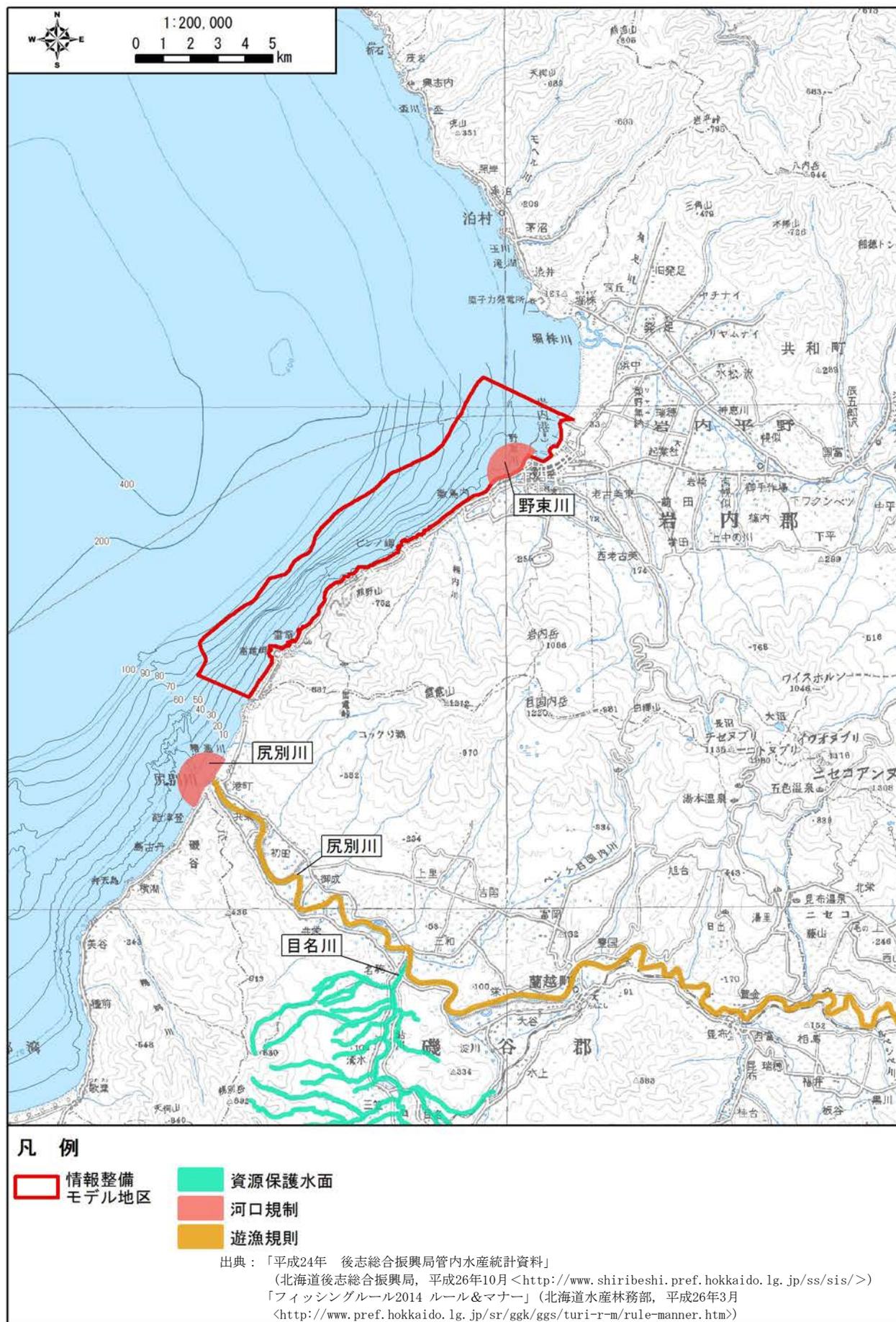


図 3.2.8-10 河川における規制一覧

Ⅱ. 業務結果(3. 地域概況調査)

(j) 都市計画法

①都市計画区域

情報整備モデル地区及びその周辺においては、「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号 最終改正：平成26年11月19日法律第109号)に基づき、図 3.2.8-11に示すとおり、都市計画区域が指定されている。

②風致地区

「都市緑化データベース」(国土交通省都市局，平成25年3月31日現在<<http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/toshiryokuchi/>>)によると、情報整備モデル地区及びその周辺においては、「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号 最終改正：平成26年11月19日法律第109号)による風致地区の指定はない。

(k) 自然再生推進法

「自然再生協議会(設置個所)の全国位置図」、「自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置状況一覧」(環境省 自然再生ネットワーク，平成25年11月末現在<<http://www.env.go.jp/nature/saisei/network/law/>>)及び「自然再生推進法に基づく自然再生協議会(国土交通省関連)」(国土交通省<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000108.html> 閲覧日：平成27年2月7日)、並びに「自然再生事業実施計画及び全体構想」(環境省<<http://www.env.go.jp/nature/saisei/law-saisei/>> 閲覧日：平成27年2月7日)によると、情報整備モデル地区及びその周辺においては、「自然再生推進法」(平成14年12月11日法律第148号)に基づく自然再生事業実施計画、自然再生協議会はない。

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

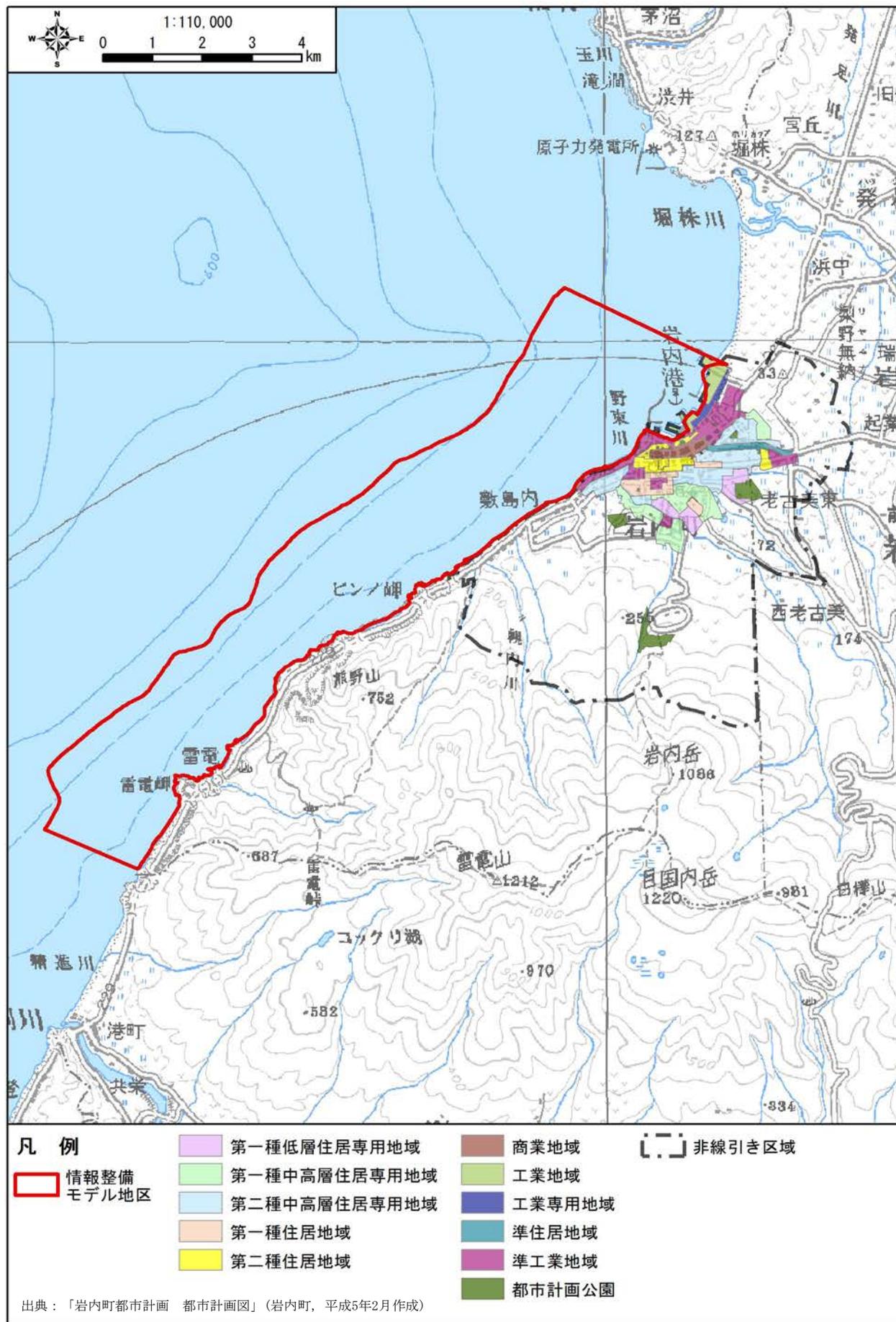


図 3.2.8-11 都市計画区域の指定状況

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(I) 景観法

情報整備モデル地区及びその周辺においては、黒松内町は景観行政団体であり、寿都町・蘭越町・島牧村は「景観法」(平成16年6月18日法律第110号 最終改正：平成26年6月27日法律第92号)第61号第1項に基づき定められた「北海道景観計画」(平成26年8月)による景観計画区域に指定されている。なお、蘭越町は特に「羊蹄山麓広域景観形成推進地域」に指定されている。

また、平成26年4月1日に行われた「北海道景観計画」の一部変更に伴い、太陽光発電設備及び風力発電設備に係る届出行為への位置づけが明確化された。風力発電設備に対する届出の規模要件を表 3.2.8-33及び表 3.2.8-34、景観形成の基準を表 3.2.8-35及び表 3.2.8-36に示す。

表 3.2.8-33 「北海道景観計画」に基づく届出対象行為(一般地域)

届出対象行為	規模		
(3) 次に掲げる工作物(建築物を除く。以下同じ。)でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新設、増築(増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。)、改築(改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。)又は移転 ウ 風力発電設備(ア、イ、エ～シ省略)	次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり <table border="1"> <tr> <td>イからエまでに掲げる工作物</td> <td>高さ15メートル (建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル)</td> </tr> </table> (ア、オ～シ省略)	イからエまでに掲げる工作物	高さ15メートル (建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル)
イからエまでに掲げる工作物	高さ15メートル (建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル)		

出典：「北海道景観計画」

(北海道建設部都市計画課，平成26年8月<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikan/keikaku.htm>>)

表 3.2.8-34 「北海道景観計画」に基づく届出対象行為(広域景観形成推進地域)

届出対象行為	規模		
(3) 次に掲げる工作物(建築物を除く。以下同じ。)でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新設、増築(増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。)、改築(改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。)又は移転 ウ 風力発電設備(ア、イ、エ～シ省略)	次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり <table border="1"> <tr> <td>イからエまでに掲げる工作物</td> <td>高さ10メートル (建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートル)</td> </tr> </table> (ア、オ～シ省略)	イからエまでに掲げる工作物	高さ10メートル (建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートル)
イからエまでに掲げる工作物	高さ10メートル (建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートル)		

出典：「北海道景観計画」

(北海道建設部都市計画課，平成26年8月<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikan/keikaku.htm>>)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.2.8-35 「北海道景観計画」に基づく景観形成の基準(一般地域)

対象行為	区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
建築物及び工作物	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物及び工作物(以下「建築物等」という。)の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
	規模	(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。
	形態又は色彩その他の意匠(以下「形態意匠」という。)	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 (2) 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 (3) 外観には、周辺景観と調和する色彩を用いること。 (4) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 (5) オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるとき。 命令基準 (1) 上記(2)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。
	敷地の外構・その他	(1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 (2) 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。 (3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
開発行為	位置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。
	規模	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行うとき。
	形状・緑化等	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。 (2) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。 (3) 開発区域内の既存樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 河川、水辺、表土等を保全しないことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 地域で親しまれている景観の保全に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

出典：「北海道景観計画」

(北海道建設部都市計画課、平成26年8月<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikan/keikaku.htm>>)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

表 3.2.8-36 「北海道景観計画」に基づく景観形成の基準(一般地域)

対象区域	対象行為	区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
羊蹄山麓広域景観形成推進地域(蘭越町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町及び倶知安町の区域)	建築物及び工作物	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
		規模	(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。 (3) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並みのスカイラインを損なう高さとならないよう配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。
		形態又は色彩その他の意匠(以下「形態意匠」という。)	(1) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 (2) 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 (3) 四季を通じての周辺景観と調和する色彩を基調とするよう配慮することとし、けばけばしい色は使用しないこと。 (4) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 (5) オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるとき。 命令基準 (1) 上記(2)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。
		敷地の外構・その他	(1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 (2) 敷地内の既存の樹木は可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。 (3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
	開発行為	位置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。
		規模	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行う場合。
		形状・緑化等	(1) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観との調和に配慮した形状とすること。 (2) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。 (3) 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 河川、水辺、表土等を保全しないことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 地域で親しまれている景観の保全に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

出典：「北海道景観計画」

(北海道建設部都市計画課，平成26年8月<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikan/keikaku.htm>>)

Ⅱ. 業務結果(3. 地域概況調査)

(m) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成16年6月2日法律第78号 最終改正：平成26年6月1日法律第69号)による指定地域等の設定はない。しかし、「オオキンケイギク等の防除に関する件」(平成18年 国土交通省・環境省告示第1号)の防除対象植物のうち、オオハンゴンソウは情報整備モデル地区及びその周辺において確認されていることから、施工時の土砂等の運搬時には配慮が必要となる。

(n) 森林法

情報整備モデル地区及びその周辺における「森林法」(昭和26年6月26日法律第249号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号)第25条の規定により指定された保安林は図 3.2.8-12に示すとおり、情報整備モデル地区の南側に広く分布している。

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

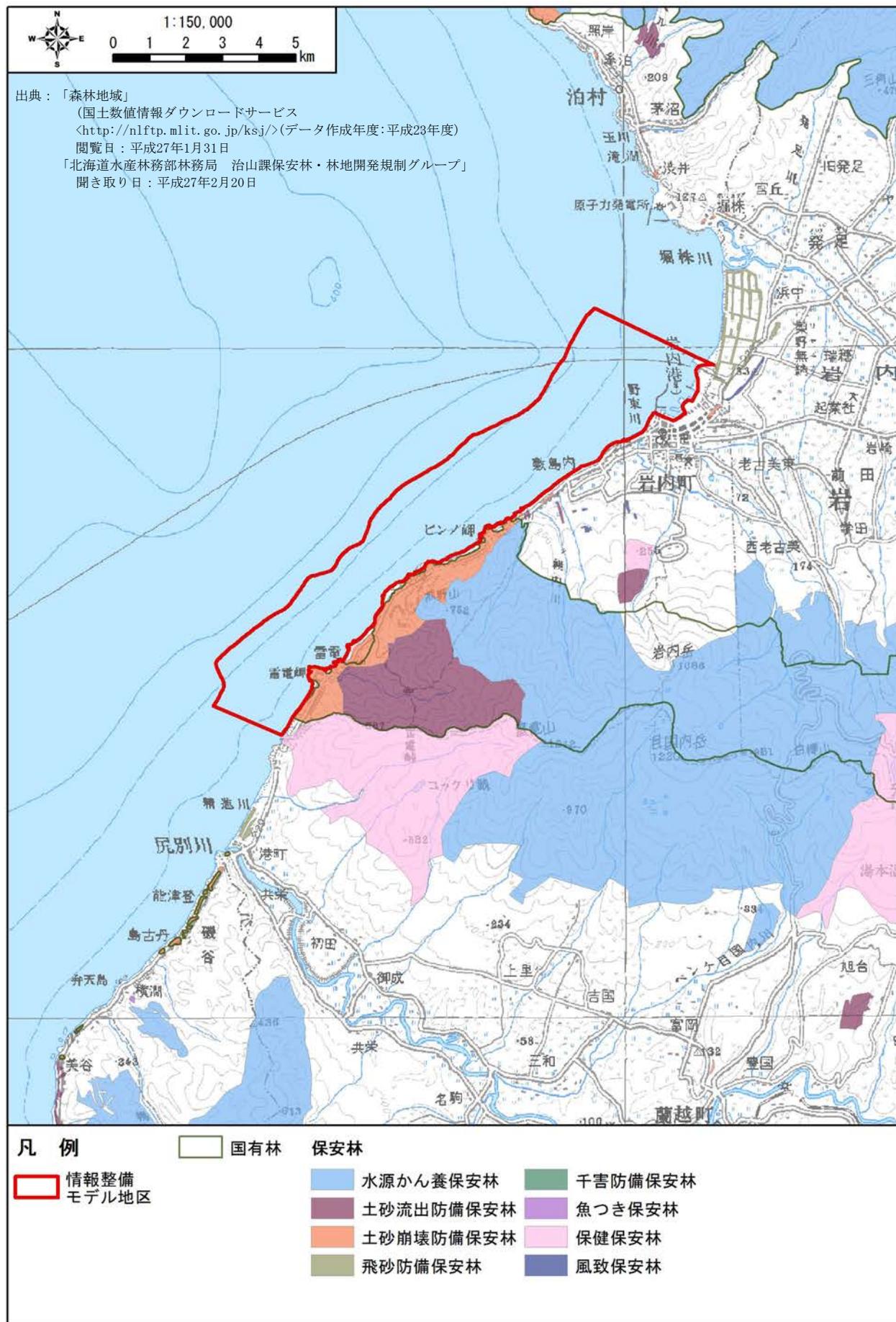


図 3.2.8-12 保安林指定状況位置図

Ⅱ. 業務結果(3. 地域概況調査)

(o) 河川法

情報整備モデル地区及びその周辺においては、「河川法」(昭和39年7月10日法律第167号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号)に基づき指定された一級河川及び二級河川がある(尻別川、野東川、堀株川、玉川及び盃川等)がある。これらの河川の分布図を図 3.2.8-13に示す(河川の概要については、Ⅱ-3-19ページの表 3.1.2-1を参照)。

なお、情報整備モデル地区及びその周辺においては、河川法に基づく河川保全区域の指定はない。

(p) 海岸法

情報整備モデル地区及びその周辺においては、「海岸法」(昭和31年5月12日法律第101号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号)に基づき、図 3.2.8-14に示すとおり、海岸保全区域が指定されている。

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

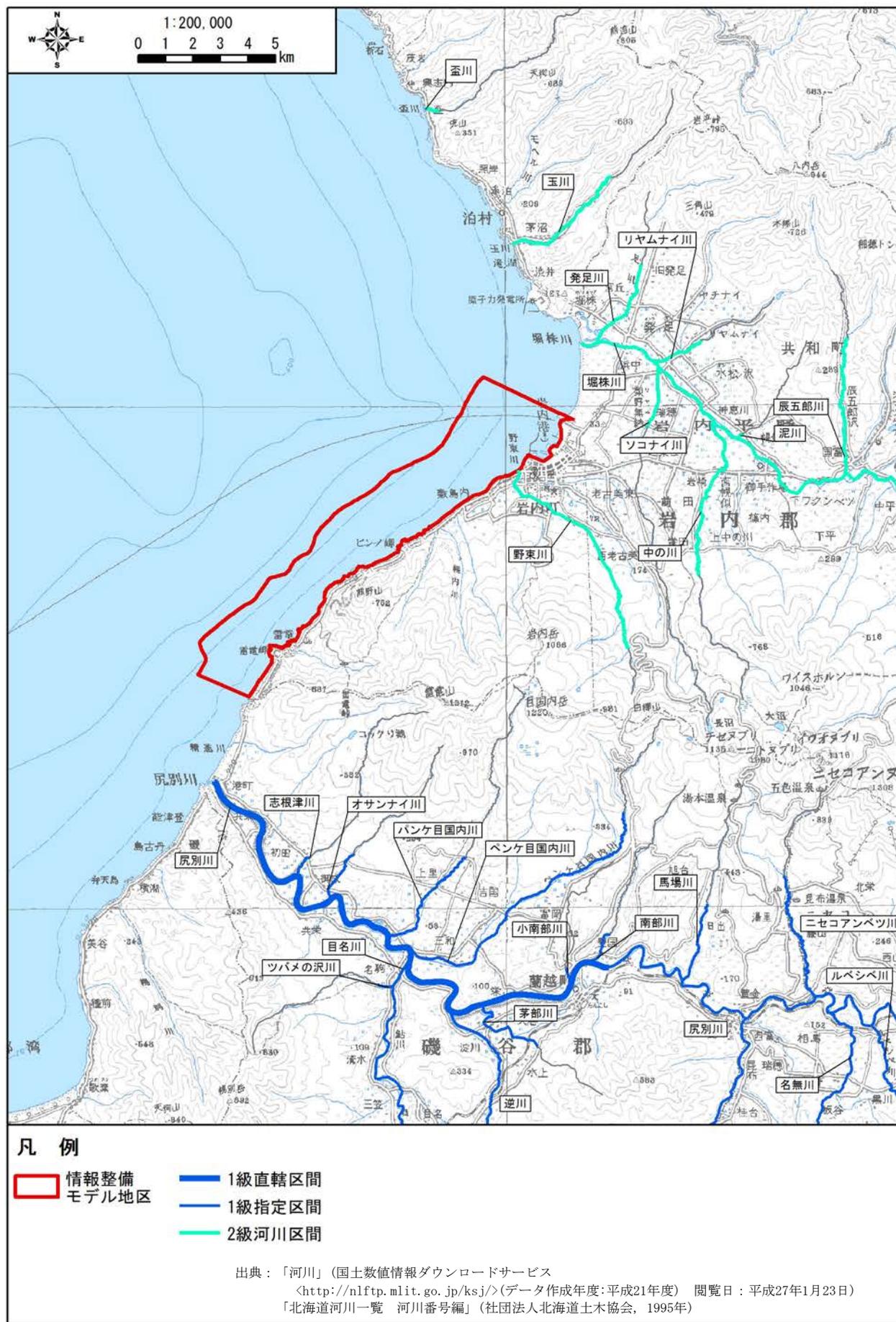


図 3.2.8-13 河川分布図(一級河川・二級河川)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

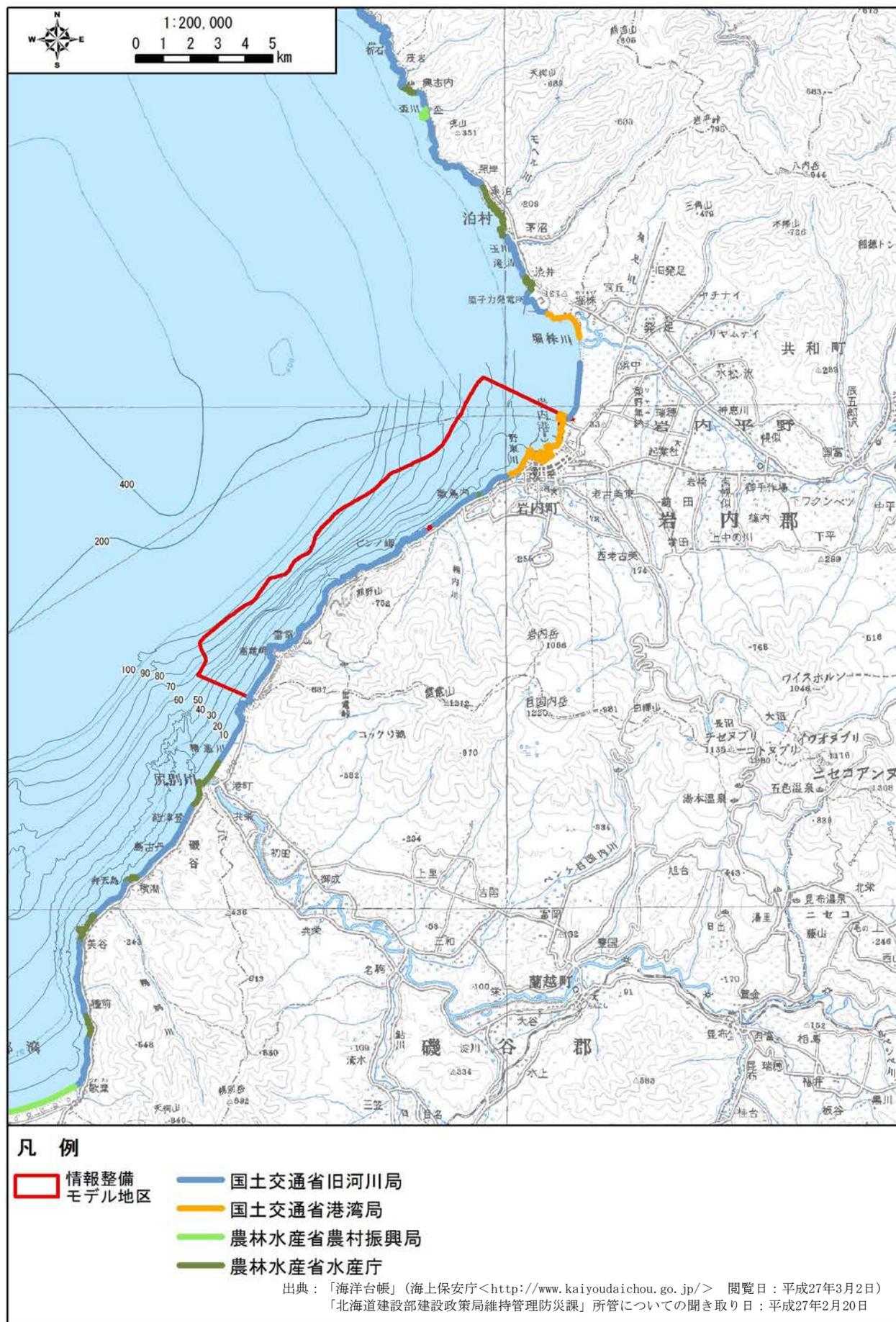


図 3.2.8-14 海岸保全区域図

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(q) 漁港漁場整備法

情報整備モデル地区及びその周辺においては、「漁港漁場整備法」(昭和25年5月2日法律第137号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号)に基づき、表 3.2.8-37及び図 3.2.8-15に示すとおり、漁港区域が指定されている。

表 3.2.8-37 漁港区域

市町村	漁港	種類*	指定年月日	区域指定 変更年月日	管理者指定年月日
泊村	泊(後志)	2	①S26.6.29 農林省告示第243号	S57.2.1 農林省告示第246号	北海道 S30.4.14 農林省告示第356号
			②S57.2.2 (種別変更)	H2.12.15 農林省告示第1598号	
	茶津	1	S29.7.12 農林省告示第485号	—	
岩内町	敷島内	1	S27.11.24 農林省告示第609号	—	
蘭越町	尻別	1	S27.10.6 農林省告示第492号	—	
寿都町	横澗	1	S27.10.6 農林省告示第492号	H3.4.15 農林省告示第440号	
	鮫泊	1	S29.7.12 農林省告示第485号	—	
	美谷 (歌棄)	1	S57.10.6 農林省告示第492号	—	

※漁港の種類

第1種漁港：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第2種漁港：その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属さないもの

第3種漁港：その利用範囲が全国的なもの

第4種漁港：離島その他辺地にあつて漁場開発又は漁船の避難上特に必要なもの

出典：「平成24年 後志総合振興局管内水産統計資料」

(北海道後志総合振興局, 平成26年10月<<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/>>)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)



図 3.2.8-15 漁港区域

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

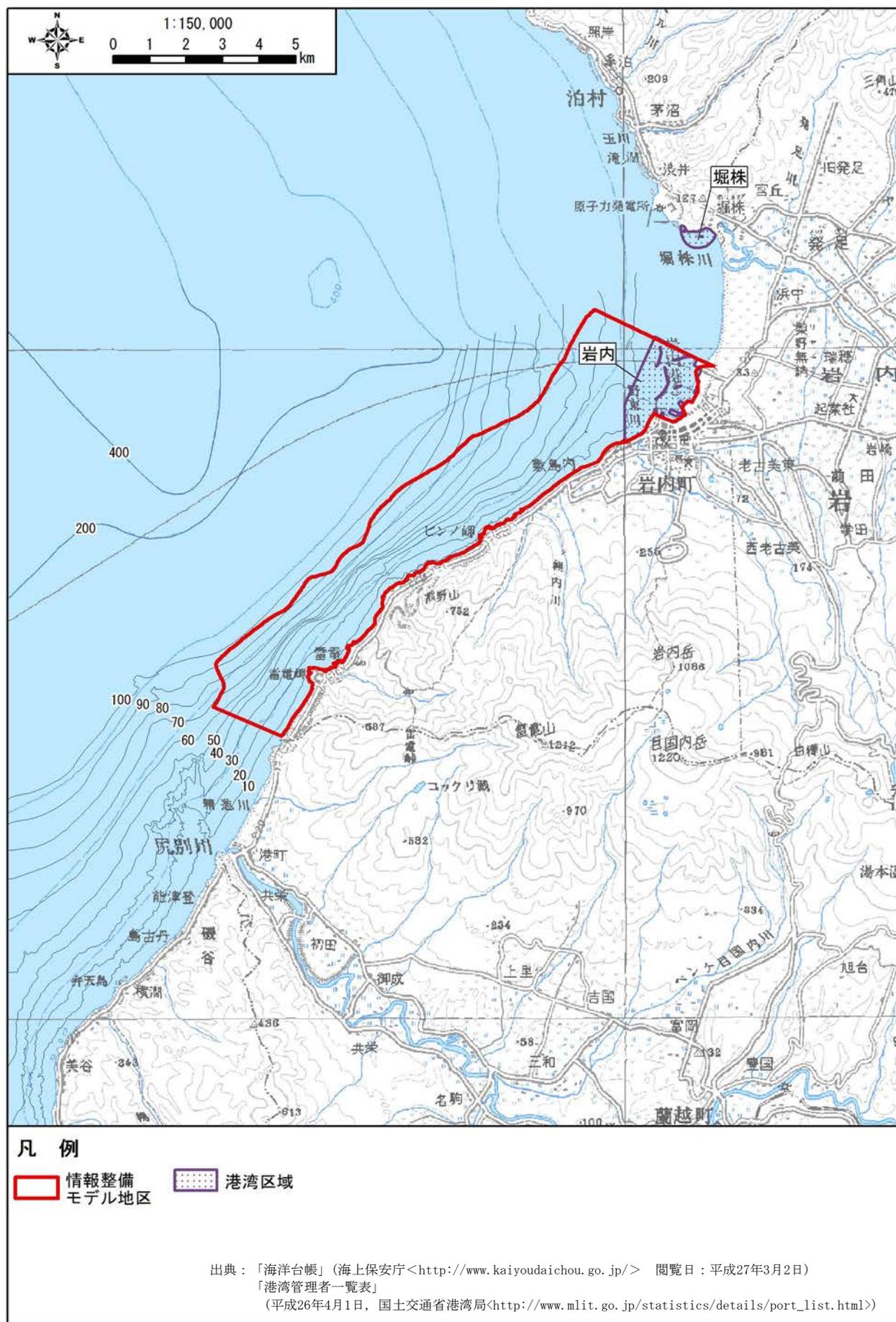


図 3.2.8-17 港湾区域図

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

(s) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等及び地方公共団体の条例等(砂防三法)

①砂防指定地

情報整備モデル地区及びその周辺においては、「砂防法」(明治30年3月30日法律第29号 最終改正：平成25年11月22日法律第76号)に基づき、図 3.2.8-18に示す砂防指定地が指定されている。

②急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく地域地区等

情報整備モデル地区及びその周辺においては、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月1日法律第57号 最終改正：平成17年7月6日法律第82号)に基づき、図 3.2.8-18に示す急傾斜指定地が指定されている。

③地すべり等防止法に基づく地域指定等

「地すべり指定地一覧図」(北海道建設部建設政策局維持管理防災課 閲覧日：平成27年2月20日)によると、情報整備モデル地区及びその周辺においては、「地すべり等防止法」(昭和33年3月31日法律第30号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号)に基づいた地すべり指定地はない。

(t) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく指定等

情報整備モデル地区及びその周辺においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(土砂災害防止法)(平成12年5月8日法律第57号 最終改正：平成26年6月4日法律第54号)に基づき、図 3.2.8-19に示す土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されている。

(u) 農業振興地域の整備に関する法律

情報整備モデル地区及びその周辺においては、「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年7月1日法律第58号 最終改正：平成26年6月13日法律第69号)に基づき、図 3.2.8-20に示す農業振興地域及び農用地区域が指定されている。

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

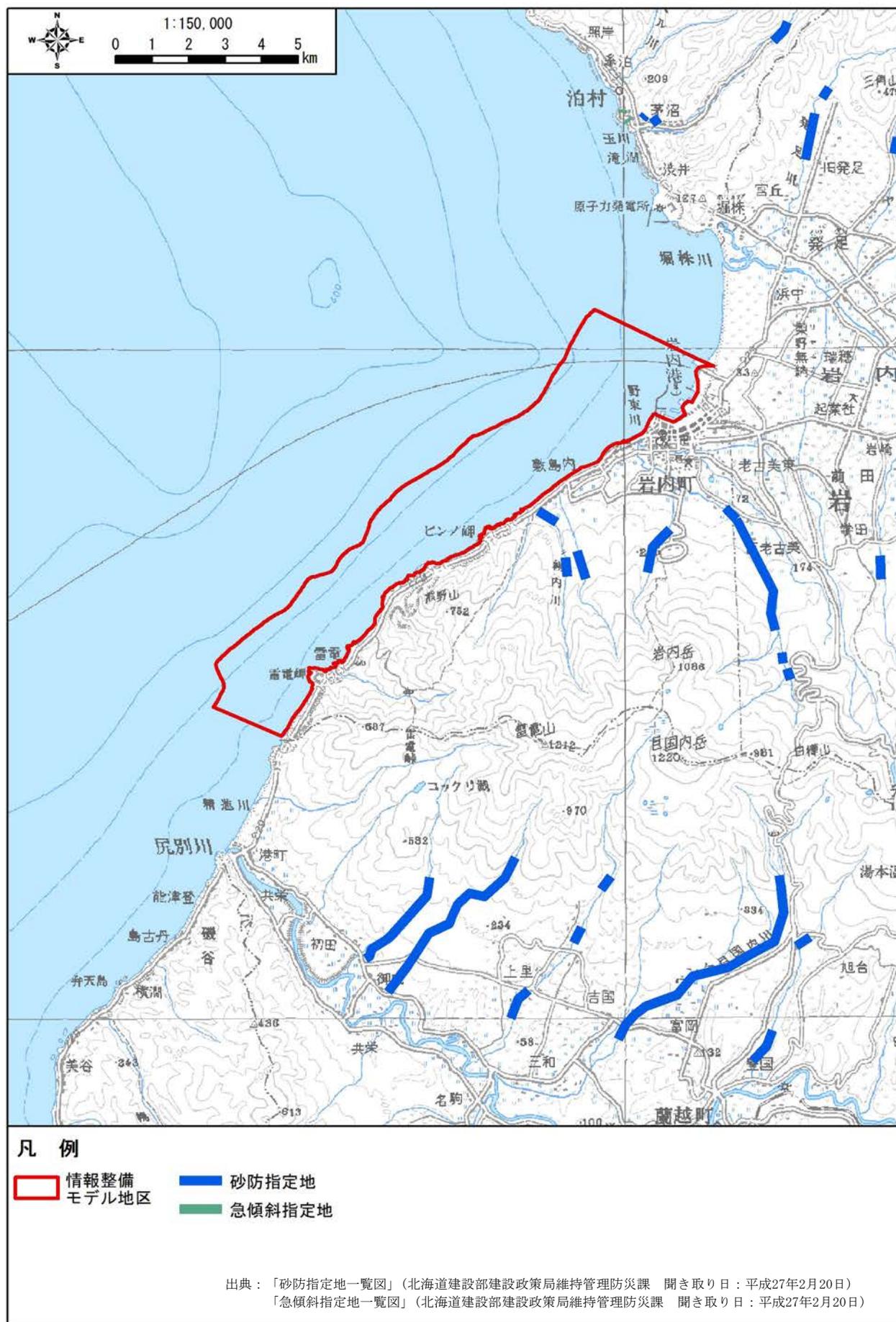


図 3.2.8-18 砂防三法に基づく指定地域等

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

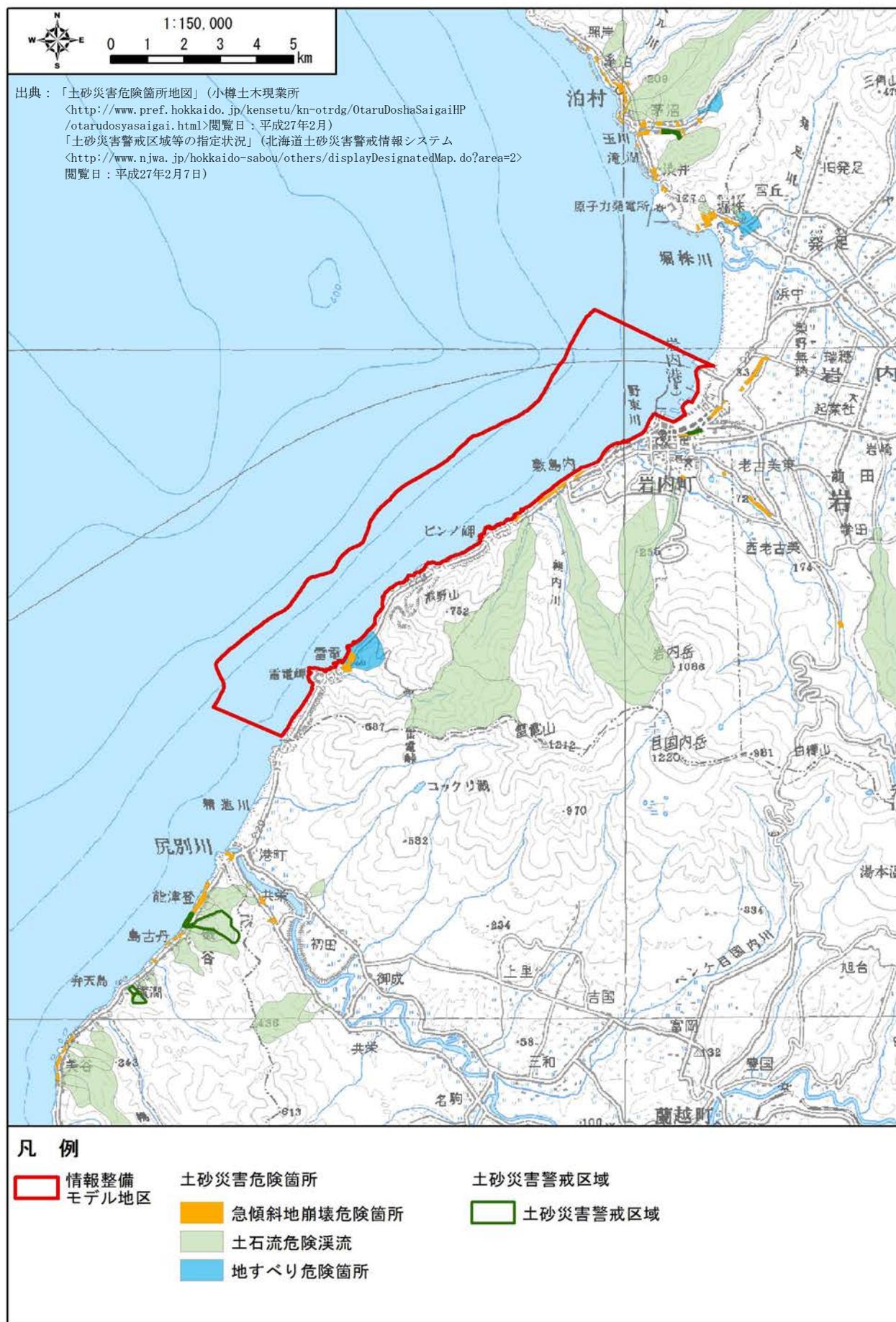


図 3.2.8-19 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

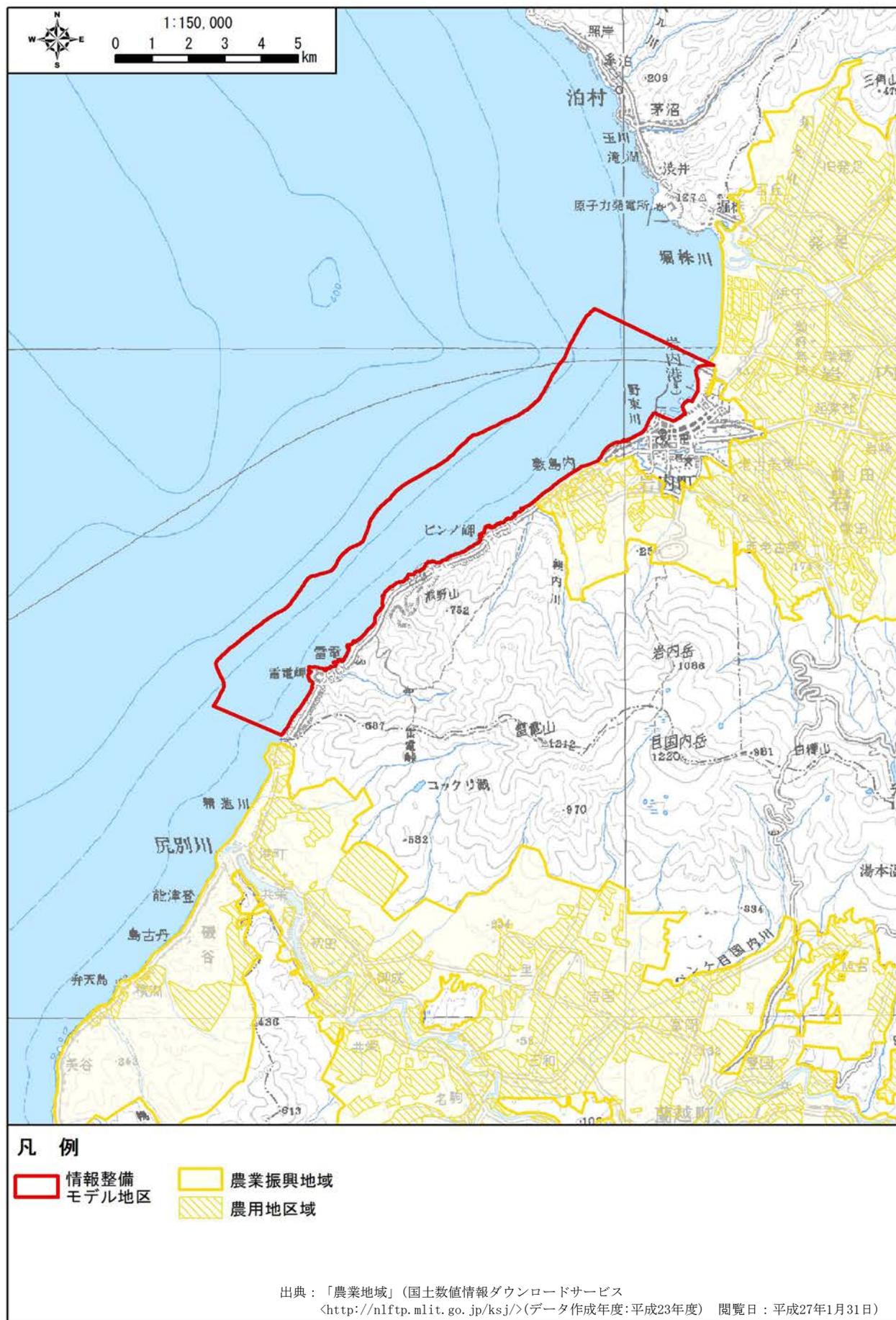


図 3.2.8-20 農用地区指定状況

Ⅱ. 業務結果(3. 地域概況調査)

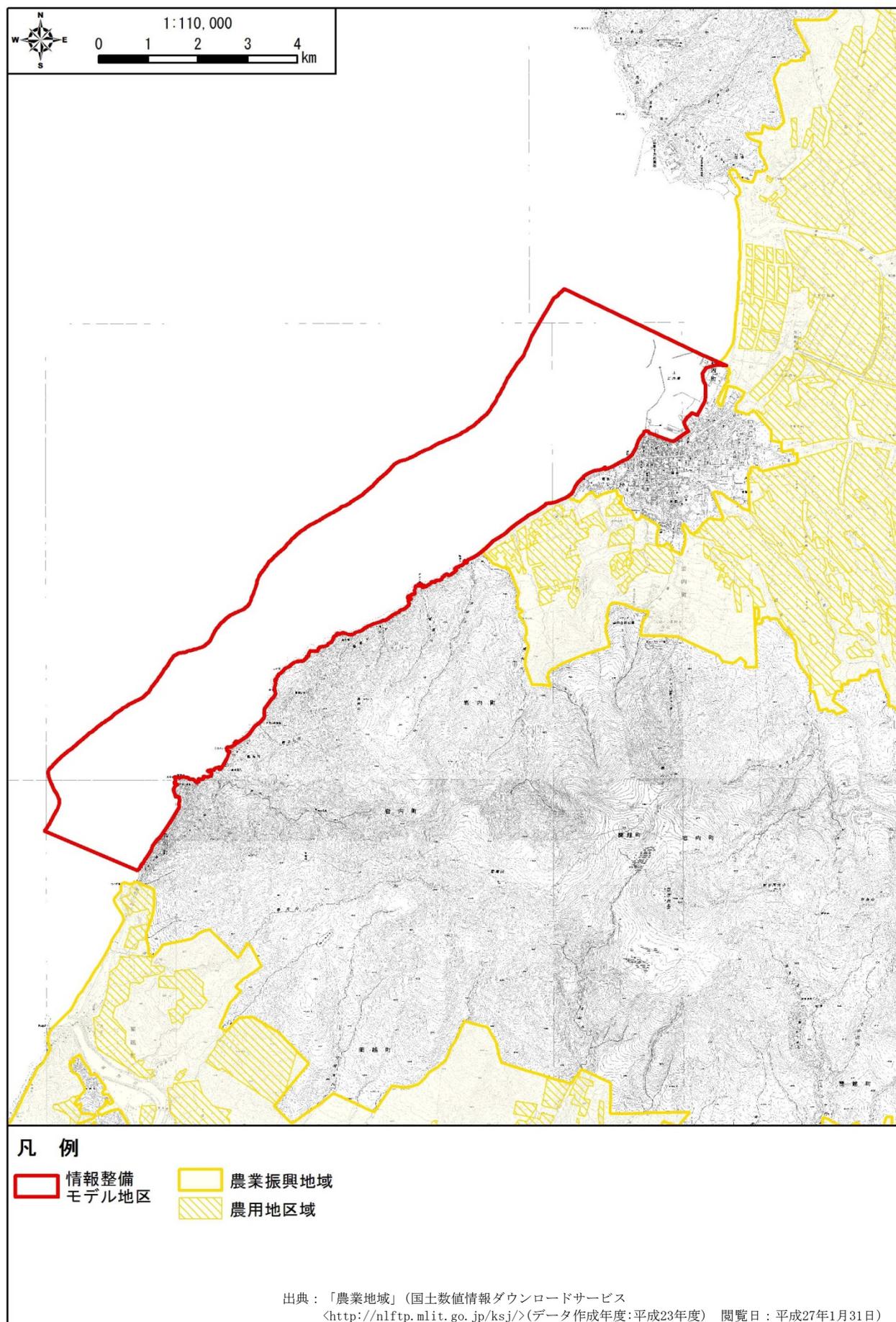


図 3.2.8-20(2) 農用地区指定状況(拡大図)

II. 業務結果 (3. 地域概況調査)

(3) その他環境保全計画等

(a) 北海道及び岩内町とその周辺市町村の環境保全に関する条例等

北海道では、環境の保全について基本理念を定めた「北海道環境基本条例」(平成8年10月14日北海道条例第37号 最終改正：平成21年3月31日北海道条例第15号)や、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、道民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする「北海道公害防止条例」(昭和46年10月21日北海道条例第38号 最終改正：平成21年3月31日北海道条例第15号)を制定している。

その他、大規模な開発を行う事業に対しては、「北海道環境影響評価条例」(平成10年10月26日北海道条例第42号 最終改正：平成25年3月29日北海道条例第17号)を定め、環境影響評価制度の充実強化を図っている。

なお、蘭越町では、環境の保全及び創造について基本理念を定めた「蘭越町環境基本条例」(平成14年3月11日蘭越町条例第5号)を制定している。

(b) 北海道環境基本計画

北海道では、「北海道環境基本条例」(平成8年10月14日北海道条例第37号 最終改正：平成21年3月31日北海道条例第15号)に基づき、よりよい環境を未来に引き継ぐ環境重視型社会を形成していくための基本的な計画として、平成10年3月に「北海道環境基本計画」が策定されている。また、社会情勢の変化等を踏まえ、今後の施策の展開方向を示すため、新しい環境基本計画「北海道環境基本計画 [第2次計画]」が平成20年3月に策定されている。

「北海道環境基本計画 [第2次計画]」における施策の基本事項を表 3.2.8-39に示す。

表 3.2.8-39 北海道環境基本計画 [第2次計画] における施策の基本事項

分類	施策展開
分野別の施策展開	地域から取り組む地球環境の保全
	北海道らしい循環型社会の形成
	自然との共生を基本とした環境の保全と創造
	安全・安心な地域環境の確保
各分野に共通する施策展開	環境に配慮した地域づくり
	基盤的な施策の推進

出典：「北海道環境基本計画 [第2次計画]」

(北海道環境生活部，平成20年3月<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/kihonkeikaku.htm>>)

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

(c) 北海道自然環境保全指針

北海道自然環境保全指針とは、北海道の良好な自然環境を適切に保全するため、北海道における自然の現状を的確に把握し、これを評価して、北海道の保全を図るべき自然を明らかにするとともに、それらの自然環境の保護と利用に関する施策を総合的かつ計画的に展開するための目標と方向を示したものである。

保全を図るべき自然環境は、「すぐれた自然地域」と「身近な自然地域」の二つに区分して整理されている。

①すぐれた自然地域

情報整備モデル地区及びその周辺におけるすぐれた自然地域の選定状況を表 3.2.8-40に示す。

表 3.2.8-40 すぐれた自然地域の選定状況

すぐれた自然地域	町村名	要素	内容	主要な位置
雷電海岸	岩内町	海岸植生	海岸断崖植生	雷電海岸
	蘭越町	大規模海蝕崖	—	

出典：「北海道自然環境保全指針」

(北海道環境生活部，平成元年7月<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.htm>>)

II. 業務結果(3. 地域概況調査)

②身近な自然地域

情報整備モデル地区及びその周辺における身近な自然地域の選定状況を表 3.2.8-41に示す。

表 3.2.8-41 身近な自然地域の選定状況

身近な自然地域	町村名	概略面積	立地条件	環境緑地等	土地所有
含翠園	岩内町	2ha以下	社寺林・園等	非指定地	民有地
野束川・支流メテテ川周辺		5.1～20ha	溪谷・河川等	非指定地	公有地
島野海岸		2.1～5ha	海岸・千瀉等	非指定地	国有地
ほうらん荘		2.1～5ha	社寺林・園等	非指定地	民有地
いわない温泉周辺		20.1～50ha	溪谷・河川等	非指定地	民有地
岩内森林公園		20.1～50ha	山岳・丘陵地等	非指定地	公有地
いわない国際スキー場		50.1ha以上	山岳・丘陵地等	非指定地	民有地
鳴神の滝		20.1～50ha	溪谷・河川等	非指定地	公有地
一本柳		0(単木)	その他	非指定地	公有地
岩内神社の森		2.1～5ha	社寺林・園等	非指定地	民有地
八幡通りの並木		2ha以下	並木・防風林等	非指定地	公有地
駅前通りの並木		2ha以下	並木・防風林等	非指定地	公有地
東山史跡		2ha以下	その他	非指定地	公有地
筍山の原野		20.1～50ha	原野・湿原等	非指定地	国有地
安達育林公園	共和町	5.1～20ha	山岳・丘陵地等	非指定地	民有地
上中ノ川湧水		2ha以下	溪谷・河川等	非指定地	公有地
浜中砂丘		50.1ha以上	海岸・千瀉等	非指定地	国有地
小沢神社(江山公園)		2ha以下	社寺林・園等	非指定地	民有地
共和町営牧場		50.1ha以上	農耕地・人工草地	非指定地	公有地
JR防風林(小沢～倶知安)		5.1～20ha	並木・防風林等	非指定地	民有地
堀株川古川		2.1～5ha	湖沼・ダム湖等	非指定地	公有地
堀株沼		2ha以下	湖沼・ダム湖等	非指定地	国有地
旧茶津牧場		20.1～50ha	原野・湿原等	非指定地	公有地
カブト千畳敷		20.1～50ha	海岸・千瀉等	非指定地	国有地
盃川	泊村	5.1～20ha	溪谷・河川等	非指定地	公有地
モヘル川		2.1～5ha	溪谷・河川等	非指定地	公有地
堀株海水浴場		2.1～5ha	海岸・千瀉等	非指定地	国有地
旧茅沼牧場		5.1～20ha	原野・湿原等	非指定地	公有地
幽泉閣周辺		2.1～5ha	溪谷・河川等	非指定地	公有地
蘭越八幡神社の森		2ha以下	社寺林・園等	非指定地	民有地
山村広場		5.1～20ha	溪谷・河川等	非指定地	国有地
尻別川		50.1ha以上	溪谷・河川等	非指定地	国有地
浅瀬川		20.1～50ha	溪谷・河川等	非指定地	公有地
目名川さけます捕獲場		2ha以下	その他	非指定地	公有地
湯里小学校学習林	蘭越町	5.1～20ha	山岳・丘陵地等	非指定地	公有地
向山スキー場		5.1～20ha	山岳・丘陵地等	非指定地	民有地
大谷公園		2.1～5ha	社寺林・園等	非指定地	公有地
梅林公園		2.1～5ha	社寺林・園等	非指定地	公有地
三笠さけますふ化場周辺		2ha以下	農耕地・人工草地	非指定地	公有地
目名八幡神社の森		2ha以下	社寺林・園等	非指定地	民有地

出典：「北海道自然環境保全指針」

(北海道環境生活部，平成元年7月<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.htm>>)

Ⅱ. 業務結果(4. 地域ヒアリング結果)

4. 地域ヒアリング調査

4.1 地域ヒアリング調査対象

ヒアリングを実施する専門家等は、大学研究機関等の学識者、地元情報に精通している地元自治体、環境団体等の幅広い層を対象とした。

4.2 地域ヒアリング調査内容

地域ヒアリング調査では、モデル地区周辺の動植物、生態系、景観等の環境基礎情報、重要な種の生息・生育状況に関する情報、調査内容等に対する助言を得た。地域ヒアリング調査のうち、ポイントになる点を以下に示す。

- ・現地調査で確認された確認種は、概ね問題ないと考えられる。
- ・◆◆◆◆、◆◆◆◆、◆◆◆◆の採餌行動に注目した調査を行う必要がある。
- ・海棲哺乳類については、漁協のもつ混獲のデータが参考になる。
- ・尻別川が近く、沿岸部はサケマス類の回遊ルートとなっている。洋上風力発電施設の設置によりサケマス類の回遊ルートに影響する可能性がある。
- ・藻場の役割は「生命のよりどころ」として幼稚仔魚や動物プランクトン(甲殻類や貝類の幼生)の保護育成場としての役割が高い。

II. 業務結果(4. 地域ヒアリング結果)

4.3 地域ヒアリング実施状況

地域ヒアリングは、表 4.3-1に示す日程で実施した。

表 4.3-1 地域ヒアリング調査実施状況

専門分野		専門家の属性	実施日
動物	鳥類	学識経験者	平成27年 3月 4日
		地元研究者	平成26年12月18日
		大学研究者	平成27年 1月30日
	海棲哺乳類	大学研究者	平成26年 4月21日
	海棲爬虫類	本情報整備モデル地区では該当しない。	
	魚等の遊泳生物、潮間帯動物	大学研究者	平成27年 3月 9日
	底生動物、動物プランクトン 卵・稚仔 干潟・藻場・サンゴ礁に生息する動物	団体職員 大学研究者 漁業関係者	平成27年 2月26日 平成27年 3月12日 平成27年 1月27日
植物	潮間帯植物	大学研究者	平成27年 3月12日
	海草藻類	大学研究者	平成27年 1月28日
	植物プランクトン	大学研究者	平成27年 3月12日
	干潟・藻場・サンゴ礁に生育する植物	漁業関係者	平成27年 1月27日
生態系		※上記に含む	
景観、人と自然との触れ合いの活動の場		自治体職員	平成27年 1月27日
地域情報		自治体職員	平成26年 4月15日

II. 業務結果(4. 地域ヒアリング結果)

4.4 地域ヒアリング調査結果

調査範囲の動植物・生態系、景観等の環境基礎情報、重要な種の生息状況や繁殖状況に関する情報、調査計画、予測評価に対しての助言の内容を表 4.4-1に示す。

表 4.4-1(1) 地域ヒアリング調査結果(1)

専門分野 (専門家の属性)	実施日時	助言等の内容
鳥類 (学識経験者)	平成27年3月4日 11:00~13:00	<p>(1)鳥類の生息状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認種は問題ない。 <p>(2)注目すべき生息地、生息環境など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海鳥調査では、コロニーの確認を行うのが良い。 <p>(3)現地調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電施設の場所が決まってないため、評価が難しい。風車位置が確定してから再度、詳細な調査を行う必要がある。 <p>(4)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価をする時は、生態系の上位性や典型性などで見ると、群集で評価する方がよいと考えられる。 ・さまざまな所で集められている鳥類データは、情報を共用し、うまく活用していく必要がある。 ・山科鳥類研究所で標識調査を行っているが、その調査結果を供与してもらえば鳥の移動ルート等がわかる部分もあるのではないかな。 ・風力発電施設からの騒音と鳥の関係を調べてみるとよいのではないかな。
鳥類 (地元研究者)	平成26年12月18日 11:00~13:00	<p>(1)希少猛禽類の生息状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雷電海岸の岩礁帯の吸水場に集まるアオバトをハンティングしにくる◆◆◆◆が利用する箇所がある。 ・◆◆◆◆は、営巣期であれば巣から9km離れたような箇所でも餌を取りに行く事例がある。 ・◆◆◆◆の営巣地は概ね把握しているが、岩内の沿岸部ではいくつか営巣情報がある。 <p>(2)注目すべき生息地、生息環境など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越冬期に、◆◆◆◆、◆◆◆◆は餌(魚)を狙って、漁港等に集まることがある。 <p>(3)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・◆◆◆◆に限って言うと、バードストライクはあまりないのではないかな。 ・渡り鳥などは夜間のバードストライクに留意した方が良いかもしれない。 ・灯台での渡り鳥のバードストライク事例はよく知られている。灯りを目掛けて飛んでくるため事故が起こるらしいが、同様なことが風車でも起こる可能性があるのではないかな。

II. 業務結果 (4. 地域ヒアリング結果)

表 4.4-1 (2) 地域ヒアリング調査結果 (2)

専門分野 (専門家の属性)	実施日時	助言等の内容
鳥類 (大学研究者)	平成27年1月30日 13:00~15:00	<p>(1) 猛禽類の生息状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・◆◆◆◆は、冬季は特に漁港に居ついている可能性が高い。 ・他のエリアも含め、◆◆◆◆は餌を探して沿岸部を低く飛んでいる場合が多い。 <p>(2) バードストライクについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの事故事例が沿岸で、内陸側の方が◆◆◆◆にとっては安全なのではないか。 ・鳥の飛翔が多いから、バードストライクが多いというわけではないと思われる。事例の多い箇所は何らかの要因があると考えられる。 <p>(3) 現地調査方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定点の配置箇所は、事業対象区域の外側に地点を設定すべきである。事業対象区域内に地点設定すると、調査圧により◆◆◆◆が調査定点を避けた飛翔を行った場合、鳥類の出現率が実際より低くなり、それに伴い事業の影響も低く評価されることも考えられる。
海棲哺乳類 (大学研究者)	平成26年4月21日 11:00~13:00	<p>(1) 岩内沖に生息する海棲哺乳類について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴマフアザラシ、キタオットセイ、トド、ミンククジラ、ツチクジラ、カマイルカの生息可能性あり。ただし、このエリアで繁殖している可能性は極めて小さい。 ・◆◆◆◆は生息していない ・漁協のもつ混獲のデータが参考になる。 <p>(2) 現地調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖期調査の実施の必要性の検討は必要 ・限定した2回の調査では確認できない可能性もある。調査頻度を増やした方が海棲哺乳類を確認しやすい。
魚等の遊泳生物 卵・稚仔 (大学研究者)	平成27年3月9日 10:00~12:00	<p>(1) 注目すべき生息地・生息環境等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尻別川が近いので、沿岸部はサケマスの回遊路となる。 <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力施設の影響としては、低周波や影が考えられるが、現在の知見としては、低周波がアトランティックサーモンの可聴領域であることはわかっているが、その影響は不明である。また、風車の影については、機械的な一定間隔で現れるものなので、恐らく魚類の行動への影響はないのではないだろうか。 ・洋上風力施設によって、サケマスの回遊経路の変化はほとんどないと思われるが、場所や施設規模によって、定置網への入網状況は変わる場合があるかもしれない。

II. 業務結果 (4. 地域ヒアリング結果)

表 4.4-1 (3) 地域ヒアリング調査結果 (3)

専門分野 (専門家の属性)	実施日時	助言等の内容
魚等の遊泳生物 底生動物 (団体職員)	平成27年2月26日 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・岩内沿岸部はサケマス類の回遊経路となっているまた海況によって潮流の向きが変化することが知られている。サケは日本海の北側から回遊してくるので、北上する潮の時はそのまま尻別川などの遡上河川の河口に向かうのに対し、南下する潮の時は一旦南下して回り込んで河口に向かう傾向が生じると思われる。 ・◆◆◆◆は越冬場所が主に津軽海峡周辺なので、一般的には春の遡上期には南側から回遊してきて潮流に向かうようにして河口に達することが多いと考えられるが、遡上直前まで活発に摂餌するためサケほどは単純なコースをとらないと思われる。 ・洋上施設の建設によって、サケの回遊経路が影響を受ける可能性がある。
海草藻類 潮間帯動植物 動植物プランクトン 藻場に生息する動植物 海洋生態系 (大学研究者)	平成27年3月12日 15:00~17:00	<p>(1)藻場分布・生育状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度はコンブ場の生育が良い年であった。 ・磯焼けの状態やコンブの生育状況は年によって差があるため、進行の程度の判断は、複数年で考えた方がよい。 ・藻場の状況は、早ければ1カ月以内で変化する場合もあるので、可能ならば、四季調査などが行えればよい。 <p>(2)藻場、潮間帯に生息する動植物について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出現種は日本海側で確認される普通種が多い。 ・生息する種の内、概ね7割程度は確認できていると思う。 ・ムラサキウニの確認状況は、コンブ場を維持する限界に近い(m²あたり1~2個体が限界)。 ・近年、魚類などで本州種(南方種)の北上傾向が知られているが、藻類でもその傾向がある様である(北陸で多かった藻類が青森辺りまで広がっている等)。 <p>(3)重要な種及び重要な群落の分布について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩内地区では、特に気になる種はない。 ・水深0.5mでも2年生コンブがみられる。 <p>(4)生息環境(水質、底質)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藻場の生育には、水温と栄養塩の影響が大きい。 <p>(5)藻場の役割(海洋生態系の視点から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道南日本海側の藻場は、道北や道東と異なり、一次生産としては規模が小さいので、産業としての価値も低い。藻場の役割は、むしろ「生命のよりどころ」として幼稚仔魚や動物プランクトン(甲殻類や貝類の幼生)の保護育成場としての役割が高い。 <p>(6)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電施設の影響については現状ではわからないが、概ね藻場形成には影響はないと思う。 ・風力施設には、漁礁効果としての役割もある可能性が考えられる。 ・本格的な調査を行う場合、ライン調査による鉛直区分布も調べた方がよい。また、藻類の葉長や重量測定などを行い、資源量を評価するのも良い。 ・水質も出来れば、水温だけでなくP、N、pH等も測定出来ればよい。 ・動物については、藻場の幼稚仔魚の採集やプランクトンの採集も行えればやった方がよい。

II. 業務結果(4. 地域ヒアリング結果)

表 4.4-1(4) 地域ヒアリング調査結果(4)

専門分野 (専門家の属性)	実施日時	助言等の内容
海草藻類 潮間帯植物 藻場に生育する 植物 海洋生態系 (大学研究者)	平成27年1月28日 10:00~12:00	<p>(1) 藻場分布・生育状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藻場は浅場に多く、深い所にはない(磯焼けの影響か?)。 <p>(2) 藻場に生息する植物について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出現種は日本海側で確認される普通種が多く、概ね稚内付近までみられる種である。なお、稚内付近まで行くと、リシリコンブが確認される。 ・フクロノリはウスカワフクロノリの可能性があるため、属止めにした方がよい。 ・マクサは近縁種のナンブクサの可能性があり、注意が必要である。 <p>(3) 重要な種及び重要な群落の分布について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩内地区では、特に気になる種はない。 <p>(4) 生息環境(水質、底質)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磯焼けの状態は年によって差があるため、進行の程度の判断は、複数年で考えた方がよい。 <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査時期は7月でよいが、早い方が出現種は増えるかも知れない。8~9月では遅いと思う。 ・風力発電施設の影響については現状ではわからないが、具体的な場所が決まれば、規模や場所から検討するのがよい。
水産海洋生物全般 (漁業関係者)	平成27年1月27日 15:30~16:30	<p>(1) 藻場分布・生育状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磯焼けによって、水深の深い箇所には藻場は形成されていない。 <p>(2) 藻場に生息する動植物について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の場所では二年コンブの生育が確認されたのは喜ばしいことであるが、一方で、コンブが繁茂し過ぎていて作業の際に目視の邪魔になり、ウニやアワビを見つけ難い場合もある様である。 <p>(3) 重要な種及び重要な群落の分布について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩内地区では、採貝漁業の主対象が、ウニ、アワビ、ナマコであるので、その資源動向が気になっている。ウニは今年度の海況もあまり良くなかったので、漁獲量は少なかったと思う。 ・漁獲魚種としては、ホッケ、イカ、タラ、サケ、マス等があるが、組合としての収益規模は、寿都などと比較して近年減少している(ただし、今年度は若干上向いた)。将来的な組合の存続にも関わる問題だと思っている。 <p>(4) 生息環境(水質、底質)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磯焼けの状態は年によって差があるが、最近は以前ほどではなくなってきたようである。

Ⅱ. 業務結果(4. 地域ヒアリング結果)

表 4.4-1 (5) 地域ヒアリング調査結果(5)

専門分野 (専門家の属性)	実施日時	助言等の内容
景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域情報 (自治体職員)	平成27年1月27日 15:30~16:00	<p>(1) 景観、人と自然との触れ合いの活動の場について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸上風力は、設置個所までのアクセス道路の確保等に課題があるが、洋上風力であれば岩内の既存施設(現在利用していないフェリー埠頭等)の活用になる。 <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H26年度予算化し、福島県沖の洋上風力の視察を行う予定である。 ・ 洋上風力に興味がある。既存の港湾施設を利用しながら洋上風力発電所の建設するのが理想である。 ・ 町自体が電力事業者になることはないが、企業誘致を考えたい。 ・ 漁協関係者には、調査の実施そのものは理解してもらっているが、漁協側にもどういうメリットがあるか考えて行く必要がある。 ・ 北海道の方で風況調査を実施しており、実証フィールドの条件に合致している。 ・ 町長が風力発電の推進に積極的である。
地域に関する情報 (自治体職員)	平成26年4月15日 10:00~10:30	<p>(1) 大気、騒音、振動の苦情の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 懸念の意見などは町には来ていない。風車建設に関して、考えているのが洋上なので、現状では問題が無いと考えている。 <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電事業の実施にあたっては、漁協の合意形成が重要であると認識している。 ・ 漁業振興、町の活性化に役立てられるならば、漁業者の理解も得やすいと思う。

5. 現地調査

5.1 動物：鳥類

5.1.1 調査手法

(1) 海生鳥類相(洋上センサス)

情報整備モデル地区における鳥類相と出現状況を把握することを目的として実施した。調査は1班により行い、調査海域に設定した測線上を5～10ノット目安に航走する船舶上から目視観察し、片側200m程度の観察幅内に出現する種類、個体数等を記録した。

確認した鳥類はその位置を地図上に記録するとともに、種名、個体数、行動、目測等による飛翔高度等を記録した。

(2) 陸生鳥類相(スポットセンサス)

洋上センサスで確認できない汀線付近を繁殖、ねぐら、採餌などで利用する鳥類相を把握することを目的として実施した。調査は1班により行い、調査海域の沿岸陸部の汀線付近が視認できる箇所に定点を設定し、それぞれの定点で10分間の個体数記録を連続して行った。確認した鳥類はその位置を地図上に記録するとともに、種名、個体数、行動等を記録した。

(3) 海ワシ類(越冬期生息状況)

海ワシ類の生息状況(特に海域部の出現状況)の確認を目的としてスポットセンサスを実施した。調査は海岸延長10kmあたり1班により行い、調査海域の沿岸陸部に定点を設定し、それぞれの定点で1時間の出現状況記録を連続して行った。海ワシ類を確認した場合は、飛翔軌跡等の確認状況を1/10,000～1/25,000程度の図に記載するとともに、種名、齢、性別、個体の特徴、行動などを記録した。

調査時間帯は、各定点で連続3日間の昼間7時間を中心としたが、対象種の生活サイクル等を考慮し、早朝の時間帯も組み合わせた。

なお、海ワシ類の越冬個体については、特定の越冬地を持たず、秋から春にかけて連続的に移動していることが多いため、初冬と厳冬期、北帰直前の時期等では分布状況が大きく異なることがあるため、調査時期や定点の配置などには十分注意した。

また、飛翔高度については、レーザー距離計や目測等により記録し、とりまとめにあたっては、以下の区分で整理した。

H：ブレード回転域より高空（146m以上）

M：ブレード回転域を含む高度（25～145m）

L：ブレード回転域より低空（24m以下）

II. 業務結果(5. 現地調査)

5.1.2 調査地域・地点

(1) 海生鳥類相(洋上センサス)

調査海域の海岸延長約2km毎に岸沖方向の測線を合計9測線設定した。

本調査の各地点の状況を表 5.1-1、位置図を図 5.1-1に示す。

表 5.1-1 海生鳥類相(洋上センサス) 調査地点状況

海鳥洋No. 1 	海鳥洋No. 2 
海鳥洋No. 3 	海鳥洋No. 4 
海鳥洋No. 5 	海鳥洋No. 6 
海鳥洋No. 7 	海鳥洋No. 8 
海鳥洋No. 9 	

II. 業務結果(5. 現地調査)

(2) 陸生鳥類相(スポットセンサス)

調査海域の海岸延長約2km毎に1定点を目安とし、合計8調査地点を陸部に設定した。なお、定点の配置にあたっては、漁港や河口等の特に海ワシ類の出現が期待できる場所に留意した。

本調査の各地点の状況を表 5.1-2、位置図を図 5.1-1に示す。

表 5.1-2 陸生鳥類相(スポットセンサス) 調査地点状況

陸鳥No. 1 	陸鳥No. 2 
陸鳥No. 3 	陸鳥No. 4 
陸鳥No. 5 	陸鳥No. 6 
陸鳥No. 7 	陸鳥No. 8 

II. 業務結果(5. 現地調査)

(3) 海ワシ類(越冬期生息状況)

調査海域の海岸延長約2km毎に1定点を目安とし、合計8調査地点を陸部(陸生鳥類相(スポットセンサス)調査地点と同位置)に設定した。

本調査の各地点の状況を表 5.1-3、位置図を図 5.1-1に示す。

表 5.1-3 海ワシ類(越冬期生息状況) 調査地点状況

海ワシ冬No.1 	海ワシ冬No.2 
海ワシ冬No.3 	海ワシ冬No.4 
海ワシ冬No.5 	海ワシ冬No.6 
海ワシ冬No.7 	海ワシ冬No.8 

II. 業務結果 (5. 現地調査)

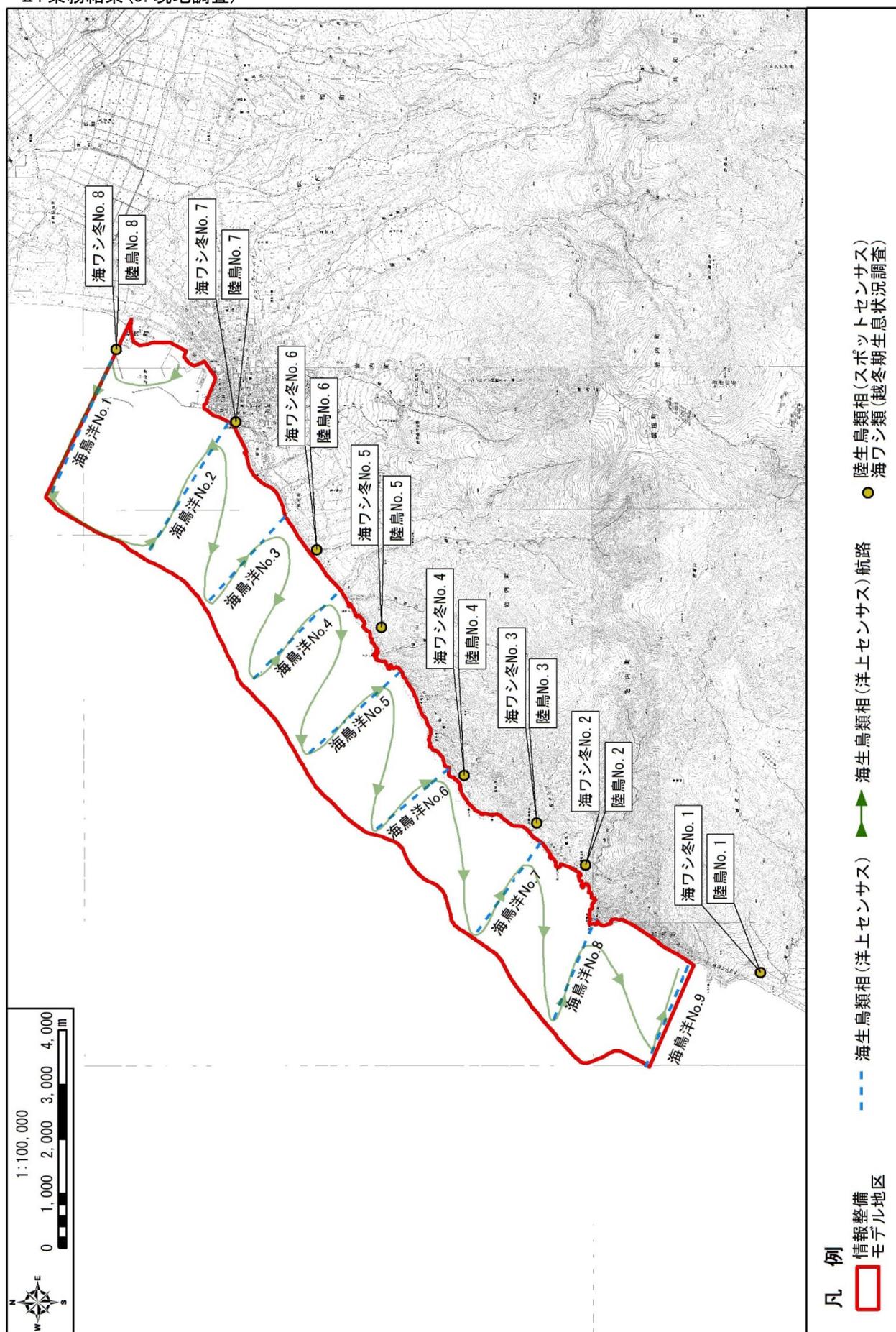


図 5.1-1 鳥類 調査地点位置図

II. 業務結果 (5. 現地調査)

5.1.3 調査実施状況

(1) 海生鳥類相 (洋上センサス)

本調査は、年5回とした。なお、各調査時期の設定根拠は、次項に示す「(2) 陸生鳥類相 (スポットセンサス)」と同根拠である。

調査の実施日を表 5.1-4に示す。

表 5.1-4 海生鳥類相 (洋上センサス) 調査実施日

回	調査実施日	天候	波 ^{※1}	うねり ^{※1}	調査時間	平均航行速度 (ノット)
1回目	平成26年6月24日	晴	1	0	9:30~12:00	4.8
—	平成26年7月17日	荒天波浪のため、船舶使用できず中止				
2回目	平成26年7月26日	曇	3	3	5:30~8:30	4.0
3回目	平成26年8月29日	晴	2	1	11:00~13:00	5.9
—	平成26年9月9日	荒天波浪のため船舶使用できず中止				
4回目	平成26年9月12日	晴	2	1	10:00~12:30	4.8
5回目	平成26年10月2日	曇	3	2	12:00~14:00	5.9
—	平成26年10月21日	荒天波浪のため船舶使用できず中止				
—	平成26年11月25日	荒天波浪のため船舶使用できず中止				
—	平成26年11月26日	荒天波浪のため船舶使用できず中止				

※1：波の階級、うねりの階級については下表に示す。

階級	波の状況	波高 (m)
0	鏡のようになめらかである	0
1	さざなみがある	0~0.1
2	なめらか、小波がある	0.1~0.5
3	やや波がある	0.5~1.25
4	かなり波がある	1.25~2.5
5	波がやや高い	2.5~4
6	波がかなり高い	4~6
7	相当荒れている	6~9
8	非常に荒れている	9~14
9	異常な状態	14~

階級	うねりの状況
0	うねりがない
1	短く または 中位の弱いうねり
2	長く 弱いうねり
3	短く やや高いうねり
4	中位の やや高いうねり
5	長く やや高いうねり
6	短く 高いうねり
7	中位の 高いうねり
8	長く 高いうねり
9	2方向以上からうねりがきて海上が混乱している

II. 業務結果(5. 現地調査)

(2) 陸生鳥類相(スポットセンサス)

本調査は、5回(春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季)とした。

調査の実施日及び時期の設定根拠を表 5.1-5、実施状況を図 5.1-2に示す。

表 5.1-5 海生鳥類相(洋上センサス) 調査実施日及び調査時期の設定根拠

季節	調査実施日	調査時期の設定根拠
春季	平成26年5月4日	春の渡り期にあたり、渡りの中継地として利用する鳥類の確認が期待できる時期として設定。
繁殖期	平成26年6月30日	留鳥を含め多くの鳥類の繁殖時期にあたり、繁殖行動の確認が期待できる時期として設定。
夏季	平成26年7月31日	夏鳥の確認が期待できる時期として設定。
秋季	平成26年9月23日	秋の渡り期にあたり、渡りの中継地として利用する鳥類の確認が期待できる時期として設定。
冬季	平成27年1月10日	越冬期にあたり、当地区で越冬する鳥類の確認が期待できる時期として設定。



図 5.1-2 陸生鳥類相(スポットセンサス) 調査実施状況

II. 業務結果(5. 現地調査)

(3) 海ワシ類(越冬期生息状況)

調査期間は2回（12～2月の間で出現が期待できる時期に設定する）とし、連続した3日間/回で実施した。

調査の実施日及び時期の設定根拠を表 5.1-6、実施状況を図 5.1-3に示す。

表 5.1-6 海ワシ類(越冬期生息状況) 調査実施日及び調査時期の設定根拠

季節	調査実施日	調査時期の設定根拠
1月	平成27年1月7日～9日	情報整備モデル地区及びその周辺において、生息の可能性のあるオジロワシの越冬期における飛来時期を勘案して、飛来状況を把握できる時期として設定。
2月	平成27年2月8日～10日	



図 5.1-3 海ワシ類(越冬期生息状況) 調査実施状況

II. 業務結果 (5. 現地調査)

5.1.4 調査結果

(1) 確認種

現地調査の結果、海生鳥類相(洋上センサス)、陸生鳥類相(スポットセンサス)、海ワシ類(越冬期生息状況)によって13目28科53種の鳥類が確認された。

構成種を見ると海洋性の種が約4割を示し、地域性を反映したものとなっており、ハシボソミズナギドリなど外洋性の種も少数確認された。

月別に見ると5、6月が25種と最も多く、次いで1月の23種となっており、春の渡り期及び繁殖期、冬季に多くの鳥類が当該地域を利用していると考えられる。

ウミウ、オオセグロカモメは2月を除き全期通して確認されているが、これらのコロニーや大規模な休息地は確認されなかった。

確認種一覧を表 5.1-7に示す。

表 5.1-7 鳥類 確認種一覧

No.	目名	科名	種名	渡りの区分	調査月							
					5月	6月	7月	8月	9月	10月	1月	2月
1	◆◆◆◆	◆◆◆◆	◆◆◆◆	◆◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
2	カモ目	カモ科	マガモ	留鳥					○			
3			カルガモ	夏鳥	○							
4			スズガモ	旅鳥							○	
5			◆◆◆◆	◆◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
6			ピロードキンクロ	冬鳥							○	
7			クロガモ	冬鳥							○	
8			ホオジロガモ	冬鳥							○	
9			ウミアイサ	旅鳥	○						○	
10	カイツブリ目	カイツブリ科	アカエリカイツブリ	夏鳥							○	
11			ハジロカイツブリ	冬鳥							○	
12	ハト目	ハト科	アオバト	夏鳥		○	○					
13	アビ目	アビ科	アビ	冬鳥	○							
14			オオハム	冬鳥	○							
15			シロエリオオハム	冬鳥	○							
16	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	ハシボソミズナギドリ	夏鳥		○						
17	カツオドリ目	ウ科	◆◆◆◆	◆◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
18			ウミウ	留鳥	○	○	○	○	○	○	○	○
19	ペリカン目	サギ科	アオサギ	夏鳥				○				
20	チドリ目	カモメ科	ウミネコ	夏鳥	○	○	○	○	○			
21			ワシカモメ	冬鳥							○	
22			シロカモメ	冬鳥	○						○	
23			オオセグロカモメ	留鳥	○	○	○	○	○	○	○	
24		ウミスズメ科	ウトウ	夏鳥	○	○						
25	タカ目	◆◆◆◆	◆◆◆◆	◆◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
26		タカ科	トビ	留鳥	○	○	○	○	○	○	○	○
27			◆◆◆◆	◆◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
28			◆◆◆◆	◆◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
29	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	留鳥					○		○	
30	◆◆◆◆	◆◆◆◆	◆◆◆◆	◆◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
31	スズメ目	カラス科	ハシボソガラス	留鳥	○	○	○	○	○	○	○	○
32			ハシブトガラス	留鳥					○		○	
33		シジュウカラ科	シジュウカラ	留鳥					○		○	
34		ヒバリ科	ヒバリ	夏鳥	○	○	○					
35		ツバメ科	イワツバメ	夏鳥	○	○	○		○			
36		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	留鳥	○	○	○		○		○	
37		ウグイス科	ウグイス	夏鳥	○	○	○					
38			ヤブサメ	夏鳥	○	○						
39		メジロ科	メジロ	夏鳥		○	○		○			
40		レンジャク科	キレンジャク	旅鳥							○	
41		ムクドリ科	コムクドリ	夏鳥		○						
42		ヒタキ科	ノビタキ	夏鳥		○						
43			イツヒヨドリ	夏鳥		○	○				○	
44			キビタキ	夏鳥		○						
45			オオルリ	夏鳥		○						
46		スズメ科	スズメ	留鳥	○	○			○			
47		セキレイ科	キセキレイ	夏鳥	○		○		○			
48			ハクセキレイ	夏鳥	○	○	○		○			
49		アトリ科	カワラヒワ	夏鳥			○					
50		ホオジロ科	ホオジロ	夏鳥	○	○	○		○			
51			ホオアカ	夏鳥			○					
52			アオジ	夏鳥					○			
53	ハト目	ハト科	カワラバト(ドバト)	留鳥					○			
13目28科53種					25種	25種	20種	4種	20種	3種	23種	5種

注：種名及び配列などは「日本鳥類目録」改訂第7版(平成24年9月 日本鳥学会)に準拠し、渡りの区分は「北海道鳥類目録」改訂4版(藤巻裕蔵 平成24年 極東鳥類研究会・美唄)に準拠した。

II. 業務結果(5. 現地調査)

(a) 海生鳥類相(洋上センサス)

現地調査の結果、4目4科5種の鳥類が確認された。

ウミウ、オオセグロカモメの2種は全調査回で、ウミネコは6月以外の全調査回で確認された。沿岸及び岩内港周辺ではウミウ、オオセグロカモメ、沖合いではウミネコがそれぞれ多く確認された。ウミネコについては野東川河口沖合いで8・9月、雷電岬沖合いで9月にそれぞれ鳥山が確認された。

確認種一覧を表 5. 1-8に示す。

表 5. 1-8 海生鳥類相(洋上センサス) 確認種一覧

No.	目名	科名	種名	6月	7月	8月	9月	10月
				1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
1	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	ハシボソミズナギドリ	○				
2	カツオドリ目	ウ科	ウミウ	○	○	○	○	○
3	ペリカン目	サギ科	アオサギ			○		
4	チドリ目	カモメ科	ウミネコ		○	○	○	○
5			オオセグロカモメ	○	○	○	○	○
4目4科5種				3種	3種	4種	3種	3種

注：種名及び配列などは「日本鳥類目録」改訂第7版(平成24年9月 日本鳥学会)に準拠した。

II. 業務結果 (5. 現地調査)

(b) 陸生鳥類相 (スポットセンサス)

現地調査の結果、10目25科50種の鳥類が確認された。

調査時期別の確認種数は20～25種で推移しており、季節による明瞭な種数の差異はみられなかったが、1月には冬鳥のカモ類が多く出現した。

確認種一覧を表 5. 1-9に示す。

表 5. 1-9 陸生鳥類相 (スポットセンサス) 確認種一覧

No.	目名	科名	種名	春季	繁殖期	夏季	秋季	冬季	
1	カモ目	カモ科	マガモ				○		
2			カルガモ	○					
3			スズガモ						○
4			◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
5			ピロードキンクロ						○
6			クロガモ						○
7			ホオジロガモ						○
8			ウミアイサ	○					○
9	カイツブリ目	カイツブリ科	アカエリカイツブリ					○	
10			ハジロカイツブリ					○	
11	ハト目	ハト科	アオバト		○	○			
12	アビ目	アビ科	アビ	○					
13			オオハム	○					
14			シロエリオオハム	○					
15	カツオドリ目	ウ科	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	◆	
16			ウミウ	○	○	○	○	○	
17	チドリ目	カモメ科	ウミネコ	○	○		○		
18			ワシカモメ						○
19			シロカモメ	○					○
20			オオセグロカモメ	○	○	○	○	○	○
21		ウミスズメ科	ウトウ	○	○				
22	タカ目	タカ科	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	◆	
23			トビ	○	○	○	○		
24			◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
25			◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
26	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ				○	○	
27	◆◆◆◆	◆◆◆◆	◆◆◆◆	◆	◆	◆	◆	◆	
28	スズメ目	カラス科	ハシボソガラス	○	○	○	○	○	
29			ハシブトガラス		○	○	○	○	○
30		シジュウカラ科	シジュウカラ				○	○	
31		ヒバリ科	ヒバリ	○	○	○			
32		ツバメ科	イワツバメ	○	○	○	○		
33		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	○	○	○	○	○	
34		ウグイス科	ウグイス	○	○	○			
35			ヤブサメ	○	○				
36		メジロ科	メジロ		○	○	○		
37		レンジャク科	キレンジャク					○	
38		ムクドリ科	コムクドリ		○				
39		ヒタキ科	ノビタキ		○				
40			イソヒヨドリ		○	○			○
41			キビタキ			○			
42			オオルリ			○			
43			スズメ科	スズメ	○	○		○	
44		セキレイ科	キセキレイ	○		○	○		
45			ハクセキレイ	○	○	○	○		
46		アトリ科	カワラヒワ			○			
47		ホオジロ科	ホオジロ	○	○	○	○		
48	ホオアカ				○				
49	アオジ						○		
50	ハト目	ハト科	カワラバト(ドバト)				○		
10目25科50種				25種	24種	20種	20種	22種	

注：種名及び配列などは「日本鳥類目録」改訂第7版(平成24年9月 日本鳥学会)に準拠した。

II. 業務結果(5. 現地調査)

(c) 海ワシ類(越冬期生息状況)

① 希少猛禽類

現地調査の結果、2目2科3種の希少猛禽類が確認された。このうち、◆◆◆◆は2月のみに確認された。

確認種一覧(希少猛禽類)を表 5.1-10に示す。

表 5.1-10 海ワシ類(越冬期生息状況) 確認種一覧(希少猛禽類)

秘匿情報につき、掲載しておりません。

注：種名及び配列などは「日本鳥類目録」改訂第7版(平成24年9月 日本鳥学会)に準拠した。

② 希少猛禽類以外の重要種

現地調査の結果、3目3科3種の鳥類が確認された。このうち、◆◆◆◆は1月のみに確認された。確認種一覧(希少猛禽類以外)を表 5.1-11に示す。

表 5.1-11 海ワシ類(越冬期生息状況) 確認種一覧(希少猛禽類以外)

秘匿情報につき、掲載しておりません。

注：種名及び配列などは「日本鳥類目録」改訂第7版(平成24年9月 日本鳥学会)に準拠した。

II. 業務結果 (5. 現地調査)

(2) 重要種

現地調査の結果、5目6科7種の重要種が確認された。

重要種一覧を表 5.1-12重要種の生態と生息確認状況を表 5.1-13、種別確認位置図を図 5.1-4～図 5.1-10に示す。

表 5.1-12 鳥類 重要種一覧

秘匿情報につき、掲載していません。

注：種名及び配列などは「日本鳥類目録」改訂第7版(平成24年9月 日本鳥学会)に準拠した。

※1重要種の選定基準

- I：「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成23年5月2日法律第37号)、「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号)に基づく国の天然記念物に指定されている種類。
特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、道天：北海道指定天然記念物
- II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号 最終改正：平成25年6月12日法律第37号)において希少野生動植物種に指定されている種類。
国内：国内希少野生動植物、国際：国際希少野生動植物
- III：「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－2 鳥類」(平成26年9月 環境省)に指定されている種類。
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A類、EN：絶滅危惧 I B類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- IV：「北海道の希少野生生物－北海道レッドデータブック2001－」(平成13年3月 北海道)に指定されている種類。
Ex：絶滅、Ew：野生絶滅、Cr：絶滅危機種、En：絶滅危惧種、Vu：絶滅危急種、R：希少種、LP：地域個体群、N：留意種
- V：「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成12年3月 水産庁)に指定されている種類。
絶滅危惧：絶滅の危機に瀕している種・亜種、危急：絶滅の危険が増大している種・亜種、希少：存続基盤が脆弱な種・亜種、減少：明らかに減少しているもの、減少傾向：長期的にみて減少しつつあるもの、地域個体群：保護に留意すべき地域個体

表 5.1-13(1) 鳥類 重要種の生態と生息確認状況 ◆◆◆◆

秘匿情報につき、掲載していません。

参考文献：「北海道の希少野生生物－北海道レッドデータブック2001－」(平成13年3月 北海道)

II. 業務結果(5. 現地調査)

表 5.1-13(2) 鳥類 重要種の生態と生息確認状況 ◆◆◆◆

秘匿情報につき、掲載していません。

参考文献：「北海道の希少野生生物－北海道レッドデータブック 2001－」（平成 13 年 3 月 北海道）

表 5.1-13(3) 鳥類 重要種の生態と生息確認状況 ◆◆◆◆

秘匿情報につき、掲載していません。

参考文献：「レッドデータブック 2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－2 鳥類」（平成 26 年 9 月 環境省）

表 5.1-13(4) 鳥類 重要種の生態と生息確認状況 ◆◆◆◆

秘匿情報につき、掲載していません。

参考文献：「北海道の希少野生生物－北海道レッドデータブック 2001－」（平成 13 年 3 月 北海道）

Ⅱ. 業務結果(5. 現地調査)

表 5.1-13(5) 鳥類 重要種の生態と生息確認状況 ◆◆◆◆

秘匿情報につき、掲載しておりません。

参考文献：「北海道の希少野生生物－北海道レッドデータブック 2001－」（平成 13 年 3 月 北海道）

表 5.1-13(6) 鳥類 重要種の生態と生息確認状況 ◆◆◆◆

秘匿情報につき、掲載しておりません。

参考文献：「北海道の希少野生生物－北海道レッドデータブック 2001－」（平成 13 年 3 月 北海道）

Ⅱ. 業務結果(5. 現地調査)

表 5.1-13(7) 鳥類 重要種の生態と生息確認状況 ◆◆◆◆

秘匿情報につき、掲載しておりません。

参考文献：「北海道の希少野生生物－北海道レッドデータブック 2001－」（平成 13 年 3 月 北海道）

Ⅱ. 業務結果(5. 現地調査)

秘匿情報につき、掲載しておりません。

図 5.1-4 鳥類 重要種確認位置図 ◆◆◆◆

Ⅱ. 業務結果(5. 現地調査)

秘匿情報につき、掲載しておりません。

図 5.1-5 鳥類 重要種確認位置図 ◆◆◆◆

Ⅱ. 業務結果(5. 現地調査)

秘匿情報につき、掲載しておりません。

図 5.1-6 鳥類 重要種確認位置図 ◆◆◆◆

Ⅱ. 業務結果(5. 現地調査)

秘匿情報につき、掲載しておりません。

図 5.1-7 鳥類 重要種確認位置図 ◆◆◆◆

Ⅱ. 業務結果(5. 現地調査)

秘匿情報につき、掲載しておりません。

図 5.1-8 鳥類 重要種確認位置図 ◆◆◆◆

Ⅱ. 業務結果(5. 現地調査)

秘匿情報につき、掲載しておりません。

図 5.1-9 鳥類 重要種確認位置図 ◆◆◆◆

Ⅱ. 業務結果(5. 現地調査)

秘匿情報につき、掲載しておりません。

図 5.1-10 鳥類 重要種確認位置図 ◆◆◆◆

II. 業務結果 (5. 現地調査)

(3) 外来種

陸生鳥類相調査にて、秋季にカワラバト(ドバト)が確認されている。

外来種一覧を表 5. 1-14に示す。

表 5. 1-14 鳥類 外来種一覧

No.	目名	科名	種名	外来種 ^{※1}		5月	6月	7月	8月	9月	10月	1月	2月
				I	II								
53	ハト目	ハト科	カワラバト(ドバト)		国外A3					○			
1目1科1種				-	1種	-	-	-	-	1種	-	-	-

注：種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。

※1外来種の選定基準

I：外来生物法-生態系等に係る被害の防止に関する法律-（平成16年6月2日法律第七十八号）

特定:特定外来生物

要注意1:外来生物法の要注意外来生物リスト掲載種のうち、被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物

要注意2:外来生物法の要注意外来生物リスト掲載種のうち、被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

要注意3:外来生物法の要注意外来生物リスト掲載種のうち、選定の対象とならないが注意喚起が必要な外来生物(他法令の規制対象種)

要注意4:外来生物法の要注意外来生物リスト掲載種のうち、別途総合的な取組みを進める外来生物(緑化植物)

II：北海道の外来種リスト-北海道ブルーリスト2010-(北海道 平成22年)

国外A1:原産地が外国。緊急に防除対策が必要な外来種

国外A2:原産地が外国。本道の生態系等へ大きな影響を及ぼしており、防除対策の必要性について検討する外来種

国外A3:原産地が外国。本道に定着しており、生態系等への影響が報告または懸念されている外来種

国外B:原産地が外国。本道に定着しているが、生態系等への影響が報告または懸念されていない外来種

国内A1:原産地が国内。緊急に防除対策が必要な外来種

国内A2:原産地が国内。本道の生態系等へ大きな影響を及ぼしており、防除対策の必要性について検討する外来種

国内A3:原産地が国内。本道に定着しており、生態系等への影響が報告または懸念されている外来種

国内B:原産地が国内。本道に定着しているが、生態系等への影響が報告または懸念されていない外来種

(4) その他留意すべき確認事項

(a) 希少猛禽類の営巣情報

陸生鳥類相調査の繁殖期調査時(平成26年6月30日)に、情報整備モデル地区外でも◆◆◆◆の営巣地が確認された(ただし、写真なし)。

確認位置図を図 5. 1-11に示す。

(b) 飛翔高度

現地調査では、表 5. 1-15に示すとおり、◆◆◆◆、◆◆◆◆等の海ワシ類、◆◆◆◆、◆◆◆◆の4種の希少猛禽類の行動データが73例確認されているが、その半分は海ワシ類の行動データ(37例)であった。なお、当該調査地においては、そのほとんどが高度M(25~145m)のデータであった。

表 5. 1-15 希少猛禽類 飛翔高度状況(行動データ数)

秘匿情報につき、掲載していません。

Ⅱ. 業務結果(5. 現地調査)

秘匿情報につき、掲載しておりません。

図 5.1-11 希少猛禽類の営巣情報 確認位置図

II. 業務結果(5. 現地調査)

5.2 動物：海棲哺乳類

5.2.1 調査手法

(1) 鯨類相(音響学的方法)

調査に出現する可能性がある鯨類相ならびにその出現時期を把握することを目的として実施した。

(a) 曳航観察

調査は1班により行い、調査海域に設定した測線上を5～10ノット目安に航送する船舶で水中録音機を曳航し、鯨類の種類、頭数等を記録した。なお、1日あたりの曳航距離は30kmを目安とした。

水中録音機の記録結果からは、水中における声の頻度、方位、時刻を70kHz±20kHzならびに120kHz±20kHzの2周波数帯を抽出整理した。

(b) 定点観察

調査海域の水深20m程度(水深が20mに満たない場合は最も深い箇所)の鯨類の出現が最も期待できる代表1地点において、水中録音機を上下層に1ヶ月間係留し、鯨類の出現状況を観測した。

中録音機の設置水深は、上層では水面から1/3の深さ、下層では海底から1/3の深さとした。

水中録音機の記録結果からは、水中における声の頻度、方位、時刻を70kHz±20kHzならびに120kHz±20kHzの2周波数帯を抽出整理した。

5.2.2 調査地域・地点

(1) 鯨類相(音響学的方法)

(a) 曳航観察

調査海域の海岸延長約2km毎に岸沖方向の測線を合計9測線設定した。なお、「海生鳥類相(洋上センサス)」と同調査地点であり、各地点の概況は表 5.1-1に示したとおりである。各調査測線の位置を図 5.2-1に示す。

(b) 定点観察

岩内郡漁業協同組合と協議の上、操業に影響しない箇所の水深20m程度の箇所1地点(2層)に設定した。

調査地点の位置を図 5.2-1に示す。

II. 業務結果(5. 現地調査)

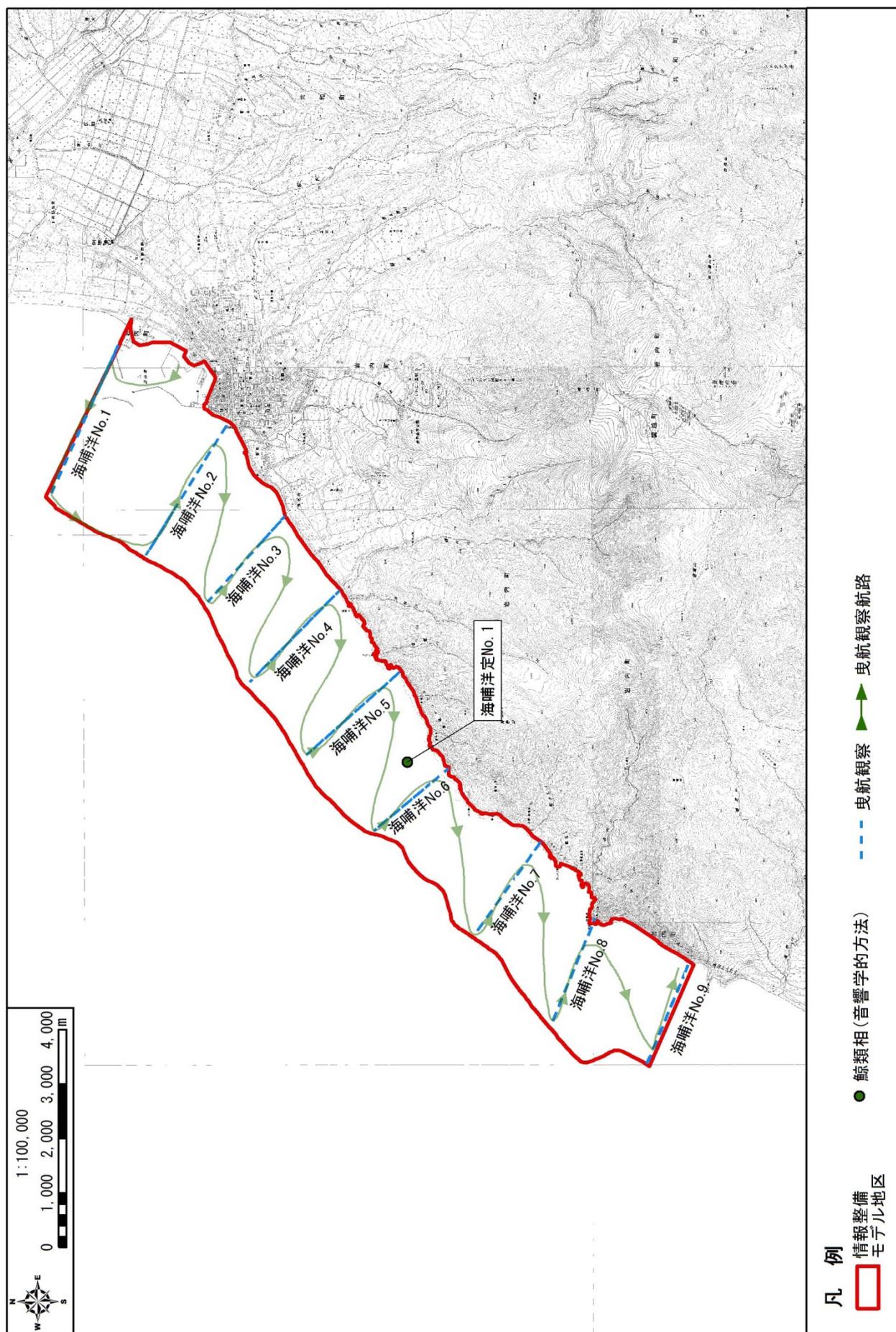


図 5.2-1 海嘯哺乳類 調査地点位置図

II. 業務結果(5. 現地調査)

5.2.3 調査実施状況

本調査は、春季（繁殖期）、夏季（繁殖期以外）に各1回とした。

曳航観察調査実施日を表 5.2-1、定点観察調査実施日を表 5.2-2、各調査の実施状況を図 5.2-2に示す。

表 5.2-1 曳航観察 調査実施日

季節	調査実施日	天候	波	うねり	調査時間	平均航行速度 (ノット)
春季	平成26年6月24日	晴	1	0	9:46~12:14	4.8
夏季	平成26年8月29日	晴	2	1	10:57~12:29	7.8

※1：波の階級、うねりの階級については「表5.1-4 海生鳥類相(洋上センサス) 調査実施日」の備考を参照。

表 5.2-2 定点観察 調査実施日

季節	調査実施日	設置水深(全水深)
春季	機器投入日：平成26年6月23日 機器回収日：平成26年7月24日	上層は水面から8mの深さ、 下層は海底から8m(24m)
夏季	機器投入日：平成26年8月28日 機器回収日：平成26年9月28日	上層は水面から7mの深さ、 下層は海底から8m(24m)



図 5.2-2 海棲哺乳類 調査実施状況

II. 業務結果 (5. 現地調査)

5.2.4 調査結果

(1) 確認種

現地調査の結果、海棲哺乳類は確認されなかった。

ただし、陸生鳥類相調査の冬季(1月)調査時に1個体及び海ワシ類調査の1月調査時に13個体のトド、海ワシ類調査の2月調査時に1個体のゴマフアザラシがそれぞれ確認された。

確認種一覧を表 5.2-3に示す。

表 5.2-3 海棲哺乳類 確認種一覧

No.	目名	科名	種名	備考
1	アザラシ目 (鰭脚目)	アシカ科	トド	陸生鳥類相調査(1月)にて、沿岸部で1個体目撃。 海ワシ類調査(1月)にて、沿岸部で13個体目撃。
2		アザラシ科	ゴマフアザラシ	海ワシ類調査(2月)にて、沿岸部で1個体目撃。
1目2科2種				

注：種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。

(2) 重要種

現地調査の結果、トドが確認された。

重要種一覧を表 5.2-4、重要種の生態と生息確認状況を表 5.2-5、確認位置図を図 5.2-3に示す。

表 5.2-4 海棲哺乳類 重要種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種				
				I	II	III	IV	V
1	アザラシ目 (鰭脚目)	アシカ科	トド			NT	R	希少
1目1科1種				-	-	1種	1種	1種

注：種名及び配列などは「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度版」に準拠した。

※1重要種の選定基準

- I：「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号 最終改正：平成23年5月2日法律第37号)、「北海道文化財保護条例」(昭和30年11月30日条例第83号 最終改正：平成21年3月31日条例第15号)に基づく国の天然記念物に指定されている種類。
 特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、道天：北海道指定天然記念物
- II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号 最終改正：平成25年6月12日法律第37号)において希少野生動植物種に指定されている種類。
 国内：国内希少野生動植物、国際：国際希少野生動植物
- III：「レッドデータブック2014－日本の絶滅のおそれのある野生生物－1 哺乳類」(平成26年9月 環境省)に指定されている種類。
 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- IV：「北海道の希少野生生物－北海道レッドデータブック2001－」(平成13年3月 北海道)に指定されている種類。
 Ex：絶滅、Ew：野生絶滅、Cr：絶滅危機種、En：絶滅危惧種、Vu：絶滅危急種、R：希少種、LP：地域個体群、N：留意種
- V：「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成12年3月 水産庁)に指定されている種類。
 絶滅危惧：絶滅の危機に瀕している種・亜種、危急：絶滅の危険が増大している種・亜種、希少：存続基盤が脆弱な種・亜種、減少：明らかに減少しているもの、減少傾向：長期的にみて減少しつつあるもの、地域個体群：保護に留意すべき地域個体

Ⅱ. 業務結果 (5. 現地調査)

表 5.2-5 哺乳類 重要種の生態と生息確認状況 トド

トド (学名 <i>Eumetopias jubatus</i> アザラシ目(鰭脚目) アシカ科)	
指定状況	環境省RDB：準絶滅危惧 (NT) 水産庁RDB：希少
種の概要	成獣雄で体長3m、体重1tに達する。雌は2.3m、350kgまで成長。日本には繁殖場はないが、10月～5月に来遊する。繁殖形態は1夫多妻。出産は1年に一仔、ピークは6月上旬。
分布	北太平洋周縁沿いに北海道から北緯60度を経て、さらに北アメリカ西岸を南下してカリフォルニアのサンミゲル島まで分布。
確認状況	陸生鳥類相調査1月にて、沿岸部で1個体確認。 海ワシ類調査1月にて、沿岸部で3個体確認。

参考文献：「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」(平成12年3月 水産庁)

II. 業務結果(5. 現地調査)

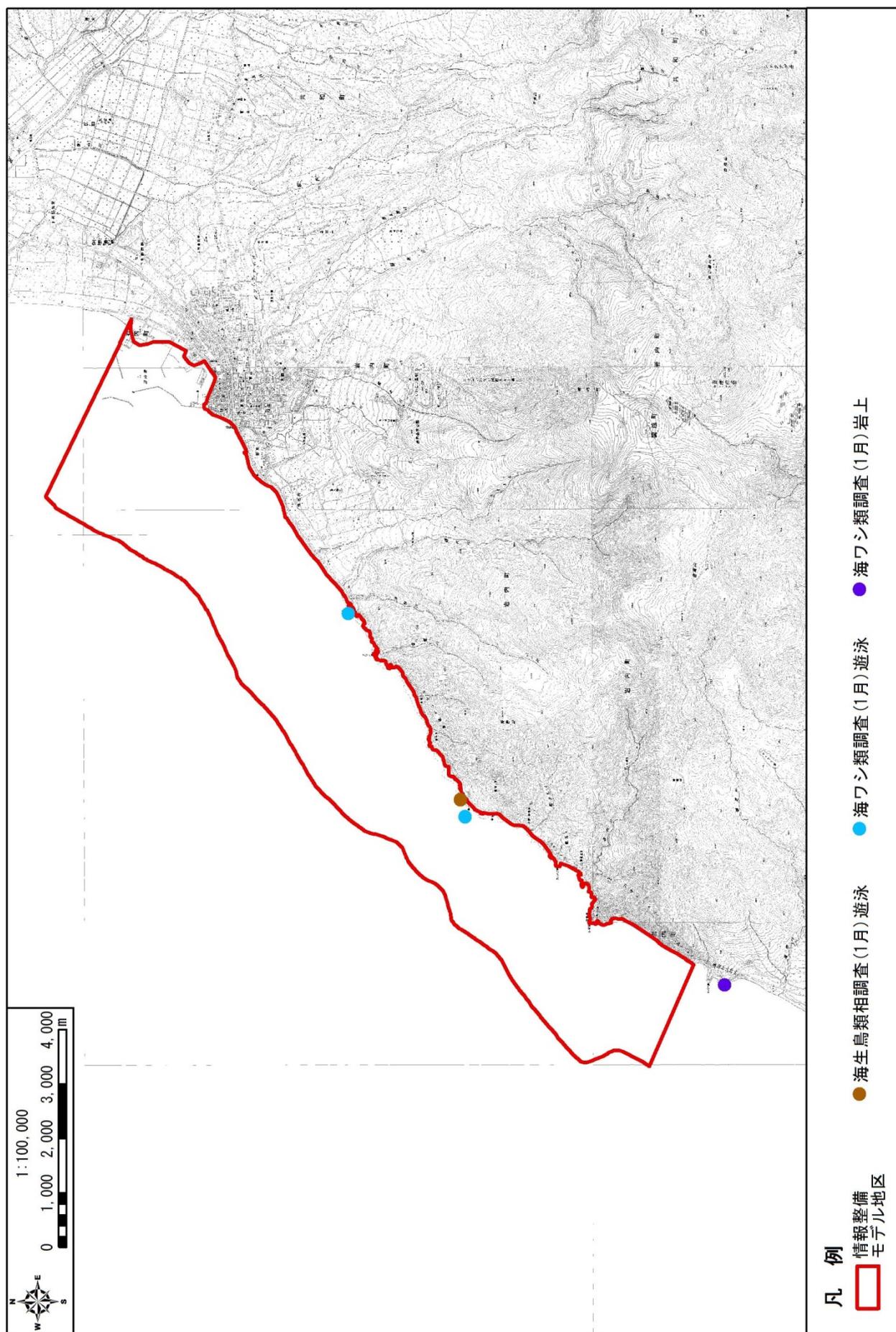


図 5.2-3 海棲哺乳類 重要種確認位置図 下

Ⅱ. 業務結果 (5. 現地調査)

(3) 外来種

外来種に該当する種は確認されなかった。

(4) その他留意すべき確認事項

特に留意すべき確認事項は無かった。

II. 業務結果 (5. 現地調査)

5.3 動植物：干潟・藻場・サンゴ礁に生息する動植物

5.3.1 調査手法

(1) 干潟・藻場・サンゴ礁の分布状況

情報整備モデル地区における干潟・藻場・サンゴ礁の分布状況を把握することを目的として実施した。なお、本対象モデル地区には、「干潟」及び「サンゴ礁」が存在しないことから、「藻場」を主対象として調査を実施した。

現地調査に先立ち、既存の空中写真及び漁場図等から岩礁及び藻場の有無、海底地形の状況等を事前に判読し、藻場分布状況の仮設定図を作成した。

現地調査は、藻場の仮設定図を基に想定される藻場の代表地点、縁辺部等について、船上目視観察により仮設定図の修正を行い、ガラモ場、コンブ場等に藻場を区分した「藻場分布図」を作成した。また、水深が深く船上から十分に観察できない箇所では、適宜シュノーケリング、簡易式有線水中ビデオカメラ等を使用して確認した。

(2) 干潟・藻場・サンゴ礁に生息する動植物の記録

上記で作成した「藻場分布図」による主な藻場を踏まえながら、海岸線延長1km 当たり1地点を目安に潜水スポット観察を実施した。なお、1地点あたりの潜水時間は10～15分程度とした。

なお、干潟・藻場・サンゴ礁に生息する動物及び植物の記録は、同調査地点で同時に実施した。

(a) 植物の記録

各潜水スポット地点に1m×1mのコドラートを設置し、コドラート内に出現した海藻類等植物の出現状況を10%単位の種別被度で記録した。なお、出現種の内、紅色植物門のサンゴモ目の種判別は、目視観察では困難な場合が多い為、その形態から「無節サンゴモ類」と「有節サンゴモ類」の二型に区分するに留めた。

(b) 動物の記録

「(a)植物の記録」の際に設定したコドラート内出現した動物（主な付着動物、底生動物、葉上動物等）について個体数を記録した。なお、海綿動物門等の群体性の動物については、植物と同様にコドラート内の種別被度を記録した。

また、コドラートを中心として10m×10mの範囲内においてみられた主な中型動物（ここでは底生動物のウニ・ヒトデ類及び甲殻類、遊泳動物の魚類、浮遊動物のクラゲ類等）についても出来るだけ記録に努めた。

(3) 生息環境の記録

上記に記した「(2)干潟・藻場・サンゴ礁に生息する動植物の記録」におけるスポット潜水観察時に、それぞれの地点における水深、水温、底質(海底材料)を記録した。

II. 業務結果 (5. 現地調査)

5.3.2 調査地域・地点

調査海域の概ね水深15m以浅の沿岸部を対象とし、海岸線延長1km 毎に1地点を目安に合計19地点の潜水スポット調査地点(植物及び動物は同一地点とし、それぞれ藻植SP.001～019、藻動SP.001～019)を設定した。

各潜水スポット調査地点の状況を表 5.3-1、位置図を図 5.3-1に示す。

表 5.3-1(1) 各潜水スポット調査地点状況

藻植SP.001 藻動SP.001		藻植SP.002 藻動SP.002	
藻植SP.003 藻動SP.003		藻植SP.004 藻動SP.004	
藻植SP.005 藻動SP.005		藻植SP.006 藻動SP.006	
藻植SP.007 藻動SP.007		藻植SP.008 藻動SP.008	
藻植SP.009 藻動SP.009		藻植SP.010 藻動SP.010	

II. 業務結果 (5. 現地調査)

表 5.3-1(2) 各潜水スポット調査地点状況

<p>藻植SP.011 藻動SP.011</p>		<p>藻植SP.012 藻動SP.012</p>	
<p>藻植SP.013 藻動SP.013</p>		<p>藻植SP.014 藻動SP.014</p>	
<p>藻植SP.015 藻動SP.015</p>		<p>藻植SP.016 藻動SP.016</p>	
<p>藻植SP.017 藻動SP.017</p>		<p>藻植SP.018 藻動SP.018</p>	
<p>藻植SP.019 藻動SP.019</p>			

II. 業務結果(5. 現地調査)

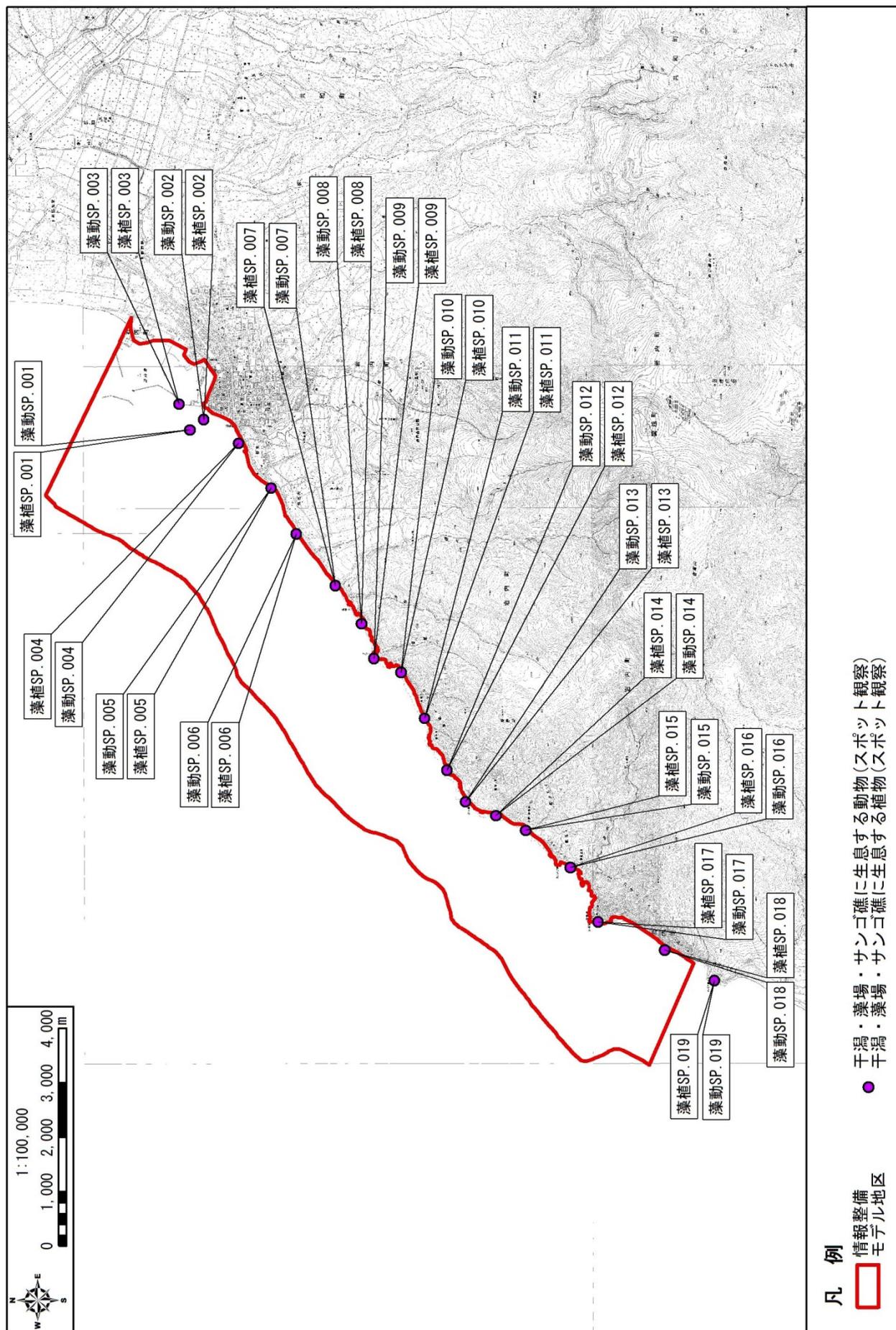


図 5.3-1 潜水スポット調査地点位置図

II. 業務結果(5. 現地調査)

5.3.3 調査実施状況

本調査は、初夏季の1回とした。調査の実施日及び時期の設定根拠を表 5.3-2、調査実施状況を図 5.3-2に示す。

表 5.3-2 調査実施日及び調査時期の設定根拠

季節	調査実施日	調査時期の設定根拠
初夏季	平成26年7月7日～9日	海況が比較的安定し、コンブ類の観察が容易であり、且つホンダワラ類等の流れ藻が発生する前の時期として設定した。

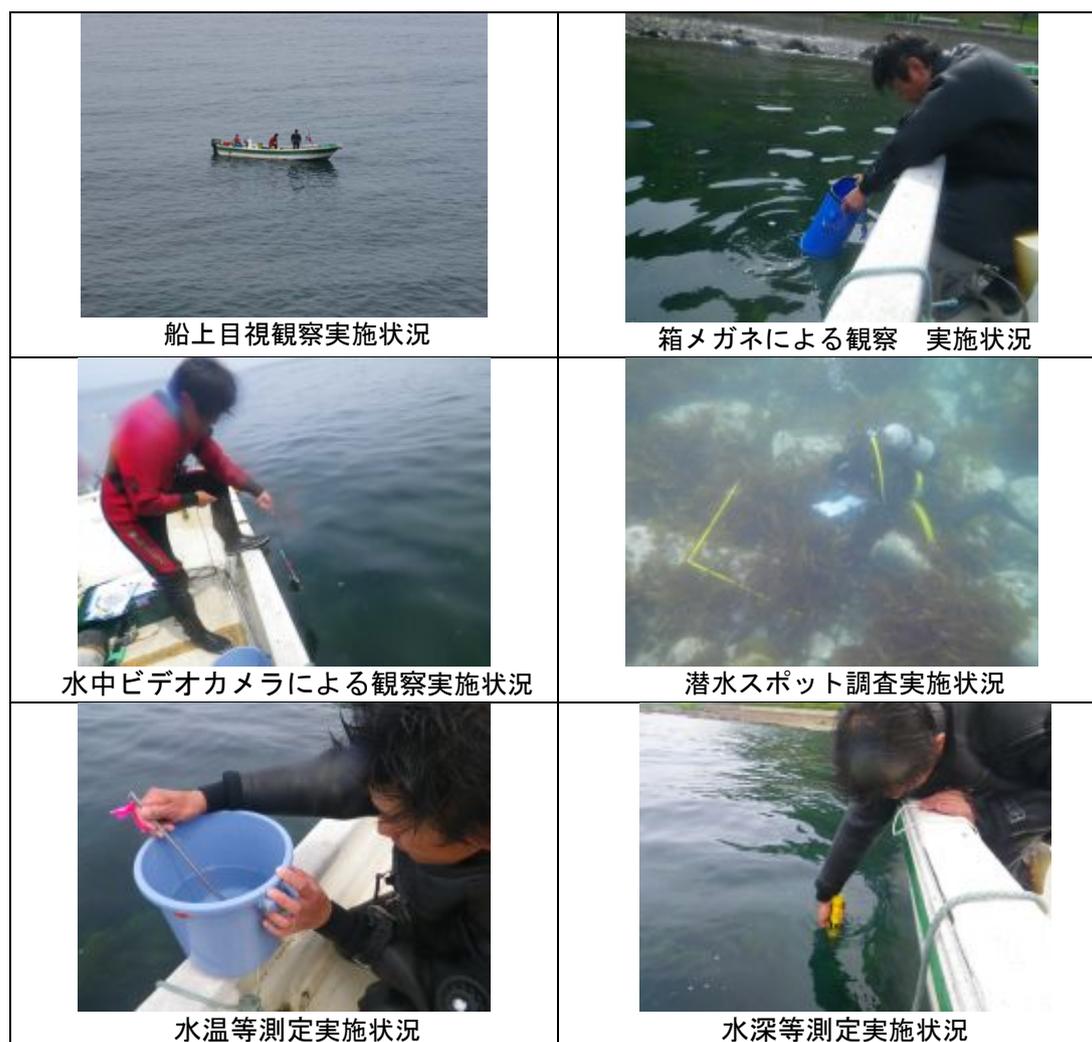


図 5.3-2 調査実施状況

Ⅱ. 業務結果(5. 現地調査)

5.3.4 調査結果

(1) 干潟・藻場・サンゴ礁の分布状況

現地調査の結果、コンブ場及びガラモ場の2型の藻場タイプが識別された。多くの藻場はコンブ場であったが、このうち、モデル地区内の北東沿岸海域（野東川河口の東沿岸海域）及び北西域の岩礁帯（カスペノ岬から雷電岬付近）には比較的まとまったガラモ場もみられた。

藻場分布図を図 5.3-3、各潜水スポット調査地点のコドラート写真を表 5.3-3に示す。

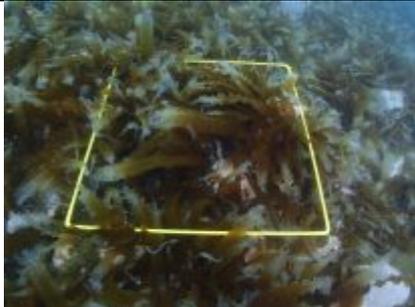
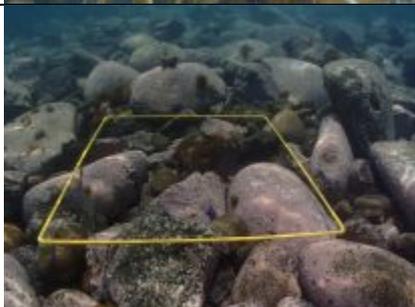
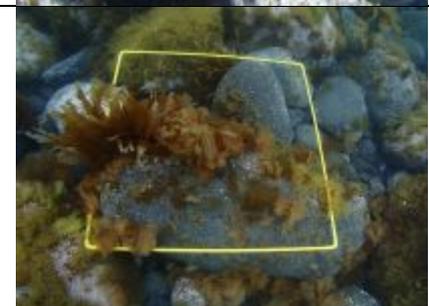
Ⅱ. 業務結果(5. 現地調査)

秘匿情報につき、掲載していません。

図 5.3-3 藻場分布図

II. 業務結果 (5. 現地調査)

表 5.3-3(1) 各潜水スポット調査地点のコドラート写真

<p>藻植SP.001 藻動SP.001</p>		<p>藻植SP.002 藻動SP.002</p>	
<p>藻植SP.003 藻動SP.003</p>		<p>藻植SP.004 藻動SP.004</p>	
<p>藻植SP.005 藻動SP.005</p>		<p>藻植SP.006 藻動SP.006</p>	
<p>藻植SP.007 藻動SP.007</p>		<p>藻植SP.008 藻動SP.008</p>	
<p>藻植SP.009 藻動SP.009</p>		<p>藻植SP.010 藻動SP.010</p>	

II. 業務結果 (5. 現地調査)

表 5.3-3(2) 各潜水スポット調査地点のコドラート写真

<p>藻植SP.011 藻動SP.011</p>		<p>藻植SP.012 藻動SP.012</p>	
<p>藻植SP.013 藻動SP.013</p>		<p>藻植SP.014 藻動SP.014</p>	
<p>藻植SP.015 藻動SP.015</p>		<p>藻植SP.016 藻動SP.016</p>	
<p>藻植SP.017 藻動SP.017</p>		<p>藻植SP.018 藻動SP.018</p>	
<p>藻植SP.019 藻動SP.019</p>			

II. 業務結果 (5. 現地調査)

(2) 干潟・藻場・サンゴ礁における植物の確認種

潜水スポット調査の結果、4門4綱16目19科30種の植物が確認された。

構成種を見ると、褐藻綱及びFLORIDEOPHYCEAE綱の属する種が大半を占めた。このうち、コンブ場はホソメコンブ、ガラモ場はスギモク・フシスジモク等がそれぞれの藻場を構成する優占上位種となっていた。

確認種一覧を表 5.3-4に示す。

表 5.3-4 干潟・藻場・サンゴ礁における植物 確認種一覧

No.	門名	綱名	目名	科名	種名		
1	オクロ植物門	褐藻綱	ウルシグサ目	ウルシグサ科	ケウルシグサ		
2			アミジグサ目	アミジグサ科	エゾヤハズ		
3					アミジグサ		
4			シオミドロ目		ナガマツモ科	イシモズク	
5					カヤモノリ科	フクロノリ	
6						セイヨウハバノリ	
7			ヒバマタ目		ホンダワラ科	スギモク	
8						フシスジモク	
9						ミヤベモク	
10			コンブ目		アイヌワカメ科	ワカメ	
11						スジメ科	スジメ
12						コンブ科	ホソメコンブ
13					イソガワラ目	イソガワラ科	イソガワラ属
14	維管束植物門	トクサ綱	オモダカ目	ベニアマモ (シオニラ) 科	スガモ (ハイスガモ)		
15	緑色植物門	アオサ藻綱	BRYODSIDALES目	ミル科	ミル属		
16			シオグサ目	シオグサ科	シオグサ属		
17			アオサ目	アオサ科	アナアオサ		
18	紅色植物門	FLORIDEOPHYCEAE綱	サンゴモ目	---	無節サンゴモ類**		
19					有節サンゴモ類**		
20			ダルス目	ダルス科	ダルス		
21			イギス目		フジマツモ科	ミツデソブ	
22						フジマツモ	
23						モロイトグサ	
24						イソムラサキ	
25			テングサ目	テングサ科	マクサ		
26			スギノリ目		リュウモンソウ科	イソウメモドキ	
27						アカバ	
28					スギノリ科	ヒラコトジ	
29						アカバギンナンソウ	
30	マサゴシバリ目	マサゴシバリ科	タオヤギソウ				
4門4綱16目19科30種							

注：種名及び配列などは、(独行法)海洋研究開発機構(JAMSTEC)のHPに掲載されているデータシステムである「BISMa1」に準拠した。 <http://www.godac.jamstec.go.jp/bismal/j/> 平成27年2月20日閲覧

**無節サンゴモ類及び有節サンゴモ類の区分は、馬場(2000)．日本産サンゴモ類の種類と形態．海生研研報(1)，1-68．に従った。

II. 業務結果 (5. 現地調査)

(3) 干潟・藻場・サンゴ礁における動物の確認種

潜水スポット調査の結果、6門11綱15目24科30種の動物が確認された。

確認種類数が多かったのは、底生若しくは葉上動物である腹足綱(マキガイ類)の6種、軟甲綱(エビ・カニ類)の4種、遊泳動物である条鰭綱(魚類)の8種であった。

確認種一覧を表 5.3-5に示す。

表 5.3-5 干潟・藻場・サンゴ礁における動物 確認種一覧

No.	門名	綱名	目名	科名	種名		
1	節足動物門	軟甲綱	十脚目	◆◆◆◆	◆◆◆◆		
2				イチョウガニ科	コイチョウガニ		
3				Varunidae科	イソガニ		
4				Epialtidae科	ヨツハモガニ (ヨツバモガニ)		
5				ムカシフジツボ科	チシマフジツボ		
6	脊索動物門	ホヤ綱	マボヤ目	マボヤ科	マボヤ		
7		条鰭綱	ボラ目	ボラ科	ボラ		
8				アジ科	マアジ		
9				ニシキギンボ科	ギンボ		
10				タウエガジ科	オキカズナギ		
11				カジカ科	アサヒアナハゼ		
12				アイナメ科	アイナメ		
13				フサカサゴ科	クロソイ		
14					◆◆◆◆		
15				刺胞動物門	花虫綱	イソギンチャク目	---
16	棘皮動物門			ヒトデ (海星) 綱	アカヒトデ目	イトマキヒトデ科	イトマキヒトデ
17		マヒトデ目	マヒトデ科		エゾヒトデ		
18		ウニ (海胆) 綱	CAMARODONTA 目		オオバフンウニ科	◆◆◆◆	
19					キタムラサキウニ		
20	軟体動物門	二枚貝綱	イガイ目	イガイ科	イガイ		
21						ムラサキインコ	
22		腹足綱	カサガイ目	ユキノカサガイ科	ユキノカサガイ		
23				ヨメガカサガイ科	ヨメガカサ		
24				アッキガイ科	チヂミボラ		
25					レイシガイ		
26					エゾアワビ		
27					エゾチグサ		
28		多板綱	CHITONIDA 目	ヒゲヒザラガイ科	ババガセ		
29				ウスヒザラガイ科	エゾヤスリヒザラガイ		
30				海綿動物門	尋常海綿綱	---	尋常海綿綱

6門11綱15目24科30種

注：種名及び配列などは、(独行法)海洋研究開発機構(JAMSTEC)のHPに掲載されているデータシステムである「BISMAL」に準拠した。 <http://www.godac.jamstec.go.jp/bismal/j/> 平成27年2月20日閲覧

II. 業務結果 (5. 現地調査)

表 5.3-7(1) 重要種の生態と生息確認状況 ホンヤドカリ上科
(ヤドカリ科 or ホンヤドカリ科)

ホンヤドカリ上科(ヤドカリ科orホンヤドカリ科) (学名 <i>PAGUROIDEA</i> “ <i>Diogenidae</i> or <i>Paguridae</i> ” 十脚目)	
指定状況	【ヨモギホンヤドカリであった場合】 海岸ベントスRDB：準絶滅危惧(NT)
種の概要	【ヨモギホンヤドカリ】 干潟に隣接する転石地の潮間帯や潮下帯に生息する。冬は低潮帯や潮下帯で過ごし、春は上部に向かって移動。夏は高潮帯の転石下に密集し、秋には再び下部に向かって移動する。産卵は3～5月。
分布	【ヨモギホンヤドカリ】 函館湾、能登半島、千葉湾、和歌山市、大阪湾、博多湾、長崎県大村湾、熊本県上天草市。
確認状況	初夏季藻動SP.001で1個体、藻動SP.004で1個体、藻動SP.005で3個体、藻動SP.011で1個体、藻動SP.013で2個体、藻動SP.014で1個体、藻動SP.015で1個体、藻動SP.019で1個体合計11個体が目視確認された。



平成26年7月8日初夏季藻動No. 006

参考文献：「干潟の絶滅危惧動物図鑑 ー海岸ベントスのレッドデータブック」(平成24年 日本ベントス学会)

表 5.3-7(2) 重要種の生態と生息確認状況 エゾメバル

エゾメバル (学名 <i>Eriocheir japonica</i> カサゴ目 フサカサゴ科)	
指定状況	水産庁RDB：減少種
種の概要	仔魚は沿岸の中表層を浮遊する。稚魚になると、ごく沿岸の藻場に分布し、生まれた年の夏にはやや深みに移動する。水深100m程度の岩礁や人工漁礁の周囲、まれに河口域や海とつながる湖などの汽水域に生息する。
分布	東北地方、北海道、沿岸地方に分布。日本では北海道に多く分布。
確認状況	初夏季藻動SP.017で10個体の合計10個体が目視確認された。



平成26年7月7日初夏季藻動
No. 017

参考文献：「漁業生物図鑑 新 北のさかなたち」(平成15年 水島・他)

表 5.3-7(3) 重要種の生態と生息確認状況 エゾバフンウニ

エゾバフンウニ (学名 <i>Strongylocentrotus intermedius</i> CAMARODONTA目 オオバフンウニ科)	
指定状況	水産庁RDB：減少種
種の概要	潮間帯から水深50mまでの岩礁域などに分布する。産卵期は海域によって大きく異なる。
分布	太平洋側は福島県以北、日本海側では山形県以北から北海道沿岸、朝鮮半島、中国東北部、サハリン、千島列島の択捉島まで分布する
確認状況	初夏季藻動SP.003で1個体、藻動SP.008で1個体、藻動SP.013で2個体、藻動SP.014で1個体の合計5個体が目視確認された。



平成26年7月9日初夏季藻動No. 003

参考文献：「漁業生物図鑑 新 北のさかなたち」(平成15年 水島・他)

Ⅱ. 業務結果(5. 現地調査)

秘匿情報につき、掲載していません。

図 5.3-4干潟・藻場・サンゴ礁に生息する動植物 重要種確認位置図

II. 業務結果 (5. 現地調査)

(5) 生息環境の記録

上記に記した「(3)干潟・藻場・サンゴ礁に生息する動植物の記録」におけるスポット潜水観察時に、それぞれの地点における海底環境(底質)、水深、水温を記録した。

表 5.3-8 干潟・藻場・サンゴ礁における生息環境の概要

調査日	7/8	7/8	7/9	7/8	7/8	7/8
調査地点No.	藻動SP.001	藻動SP.002	藻動SP.003	藻動SP.004	藻動SP.005	藻動SP.006
藻場タイプ	コンブ場	コンブ場	コンブ場	コンブ場	無し(転石帯)	コンブ場
海底環境	巨礫(30%) 大礫(70%)	大礫(100%)	消波ブロック (100%)	巨礫(90%) 拳大(10%)	大礫(100%)	巨礫(100%)
水深(m)	-9.1	-4.2	-2.7	-1.9	-2.4	-1.0
水温(°C)	19	20	20	20	20	22

調査日	7/8	7/8	7/8	7/7	7/7	7/7
調査地点No.	藻動SP.007	藻動SP.008	藻動SP.009	藻動SP.010	藻動SP.011	藻動SP.012
藻場タイプ	コンブ場	コンブ場	コンブ場	ガラモ場	コンブ場	コンブ場
海底環境	巨礫(100%)	巨礫(70%) 大礫(30%)	岩(100%)	巨礫(100%)	転石(100%)	岩(100%)
水深(m)	-1.2	-3.5	-1.7	-2.3	-4.7	-2.9
水温(°C)	20	22	20	19	19	19

調査日	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7
調査地点No.	藻動SP.013	藻動SP.014	藻動SP.015	藻動SP.016	藻動SP.017	藻動SP.018
藻場タイプ	コンブ場	コンブ場	ガラモ場	ガラモ場	ガラモ場	コンブ場
海底環境	転石(100%)	巨礫(70%) 大礫(30%)	巨礫(90%) 砂(10%)	巨礫(100%)	岩(100%)	巨礫(90%) 大礫(10%)
水深(m)	-3.0	-3.4	-2.9	-3.7	-4.0	-4.0
水温(°C)	20	19	19	20	18	20

調査日	7/7
調査地点No.	藻動SP.019
藻場タイプ	コンブ場
海底環境	岩(100%)
水深(m)	-3.5
水温(°C)	19

(6) 外来種

外来種に該当する種は確認されなかった。

(7) その他留意すべき確認事項

特に留意すべき確認事項は無かった。

II. 業務結果 (5. 現地調査)

5.4 生態系：地域を特徴づける生態系

5.4.1 調査手法

地域ヒアリング調査及び現地調査結果に基づき、海域生態系の状況の把握を行った。

5.4.2 調査地域・地点

調査箇所は、情報整備モデル地区とした。

5.4.3 調査期間

表 5.8-1に調査実施日及び調査時期の設定根拠を示す。

表 5.8-1 調査実施日及び設定根拠

季節	調査実施日	調査時期の設定根拠
夏季	平成26年7月7日～9日	藻場の繁茂期に設定した。

5.4.4 調査結果

現地調査及び文献調査結果から、類型区分を作成した。表 5.8-2に示すとおり、類型区分は底質を基準とし、分布する藻場、藻場に優占する動植物種を記載した。

基本的には、藻場が形成される条件として、底質を2つの区分に分け、確認された3種の藻場に対応させた。

尻別川の河口域から底質が砂となっている箇所が分布しているが、水深が深い。岩・礫・転石が分布している箇所では、コンブ場、ガラモ場が形成されている。

表 5.8-2 自然環境類型区分

底質 (類型区分)	藻場	優占種(植物)	優占種(動物)
岩・礫・転石	コンブ場	ホソメコンブ	キタムラサキウニ、マナマコ、エゾアワビ
	ガラモ場	フシスジモク、ミヤベモク、ヨレモク等	甲殻類、巻貝類
砂	—	—	—

II. 業務結果(5. 現地調査)

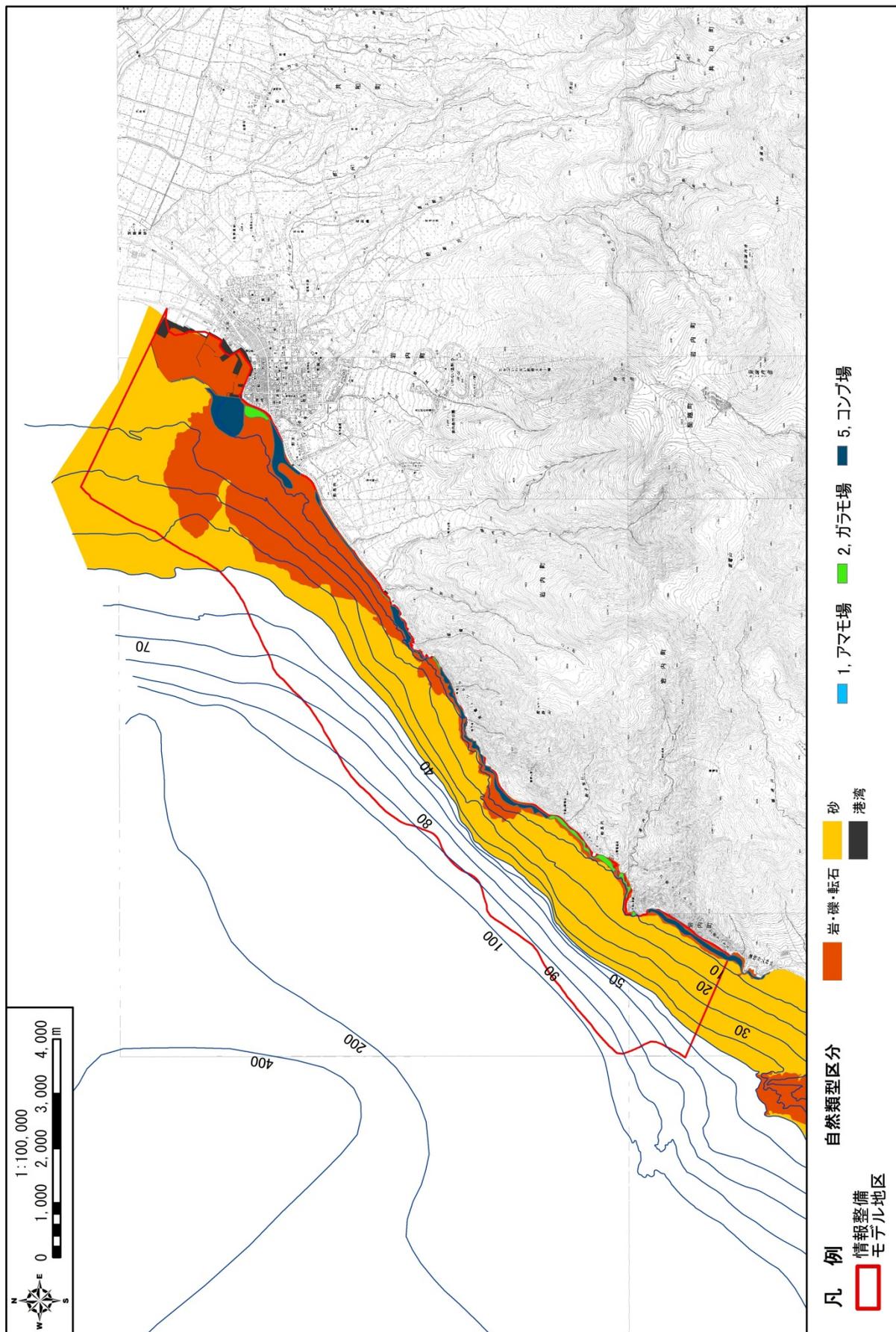


図 5.8-1 自然環境類型区分図

II. 業務結果(5. 現地調査)

5.5 景観

5.5.1 調査手法

主要な眺望点及び景観資源の状況について文献調査等により把握を行い、抽出した主要な眺望地点について、現地調査により眺望景観の目視確認及び写真撮影を行った。現況写真の撮影に当たっては、対象とする眺望景観の状況を考慮し、実際の視野角に近い画角のレンズ(35mm フィルム換算で28mm～35mm レンズ)を使用した。

5.5.2 調査地域

設定された情報整備モデル地区海域を眺望可能な範囲とした。

5.5.3 調査地点

主要な眺望点の状況について地域概況調査により把握した眺望点8地点のうち、情報整備モデル地区から約10kmの範囲内^{注1}で情報整備モデル地区内の海域に対して視認の可能性が高く、不特定多数の利用が想定される6地点を主要な眺望点とした。

また、地域概況調査により把握した候補地の中から、情報整備モデル地区から約10kmの範囲内地点15箇所を景観資源として抽出した。

注1：調査範囲約10km以内の設定根拠

「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(平成23年3月：環境省自然環境局国立公園課)では、人間の視力で対象をはっきりと識別できる見込角の大きさ(熟視角)は、一般的には1～2° が用いられている。また、塔状の工作物である送電鉄塔の垂直見込角に応じた見え方に関する知見だが、垂直見込角が1～2° を超えると景観的に気になり出す可能性があるとする。

逆に垂直見込角が0.5° 以下であれば、気象条件や太陽光線の状態等によっては視覚的に判別しにくい(見えにくい)状況になるとされている。

風車の大きさは決まっていないが、例えば、上端地上高100mを超える風車の場合、風車から半径10km以内の範囲で垂直見込角0.5° 以下となる。(上端地上高150mで、垂直見込角0.86°)

以上を踏まえ、情報整備モデル地区から約10kmの範囲内で調査地点を設定した。

II. 業務結果 (5. 現地調査)

表 5.5-1(1) 主要な眺望点の選定

地域概況調査により把握した眺望点		主要な眺望点の選定		
名称	概要	情報整備モデル 地区への距離 (約10Km以内)	情報整備モデル 地区への視認性	主要な 眺望点
雷電温泉郷 (三浦屋旅館)	岩内町敷島内にある温泉旅館。ニセコバス停留所雷電温泉口より徒歩10分の高台に位置する。	○	○	○
有島武郎文学碑	岩内町敷島カスペ岬の近くにある石碑。駐車場もあり、雷電海岸の刀掛岩も見ることができる。雷電海岸カスペ岬を含め調査した。	○	○	○
岩内神社	岩内町宮園地区にある神社。例年7月には、岩内神社例大祭が行われ、町を練り歩く御輿や漁船による海上渡御も行われる。30台駐車できる駐車場がある。	○	× (現地踏査の結果、樹木や市街地に遮られ海域を視認できない)	×
いわない パークゴルフ場	岩内町野東の積丹半島を一望できる高原パークゴルフ場。4月中旬から10月下旬まで利用できる。	○	○	○
いわない温泉郷	岩内岳のふもとの高原にある温泉郷の宿泊施設。日本海、積丹半島を一望でき、夜景も楽しむことができる。荒井美術館を併設している。	○	○	○
いわない リゾートパーク オートキャンプ場 マリンビュー	岩内港や積丹半島が一望できる高台にあるオートキャンプ場。夏のピーク時は予約でいっぱいになる。近隣には岩内温泉郷があり、美術館やパークゴルフ場もある。芝生のサイトの他にコテージもある。	○	× (現地踏査の結果、入口センターハウス付近では周囲の地形と樹木に遮られ海域を視認できない)	×
円山展望台	岩内町野東にある岩内の街と積丹半島を一望できる展望台。展望台には大型望遠鏡、付近の広場には三十三体の観音像を巡る遊歩道の施設も整備されている。人気の岩内町の夜景も一望できる。	○	○	○
岩内港	ニセコ、積丹観光圏の結節点に位置する漁港。漁業基地、商港として重要視されている。釣り場も多く年間を通じて楽しめる。夏には港祭りが行われる。	○	○	○

II. 業務結果 (5. 現地調査)

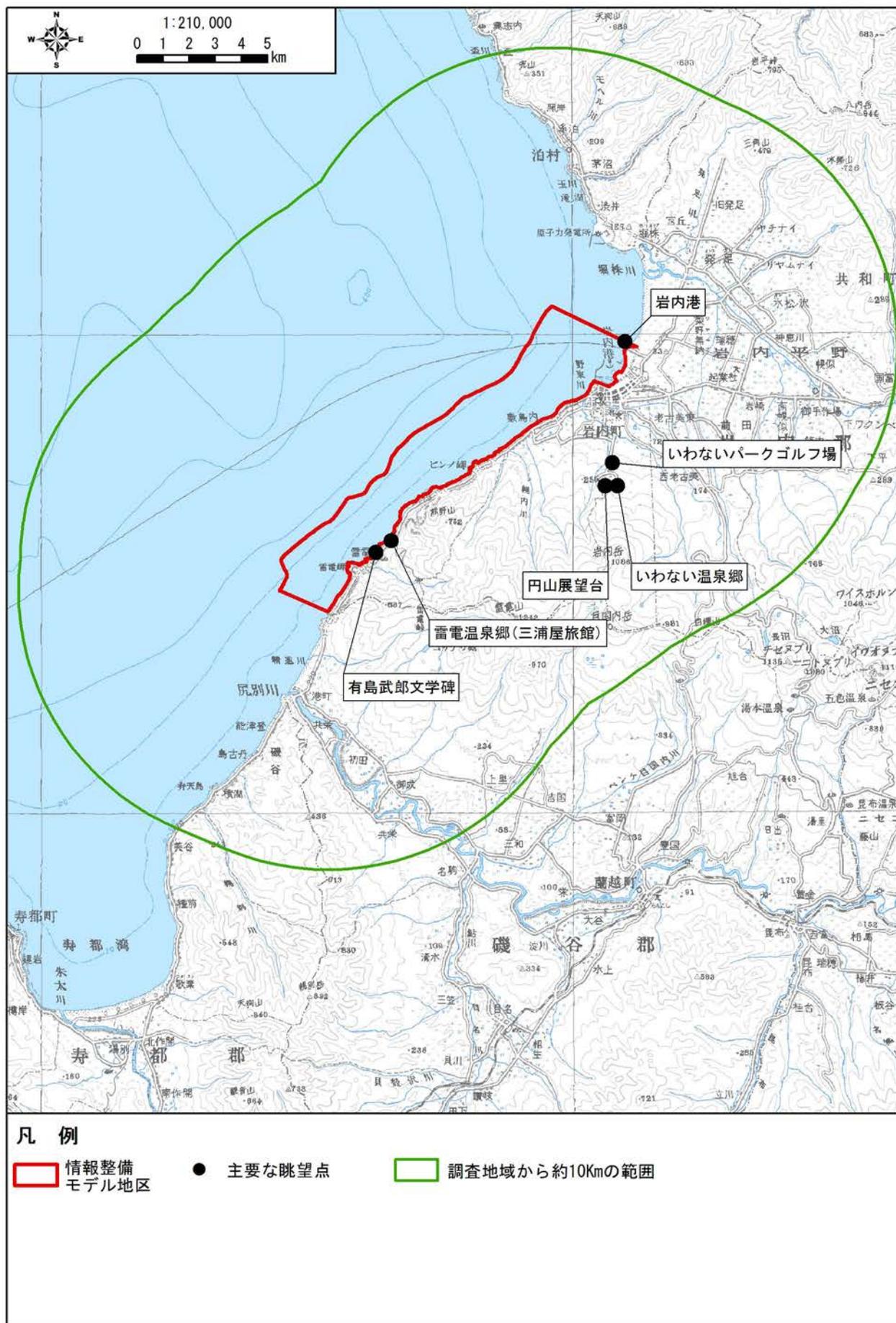


図 5.5-1 主要な眺望点 調査地点位置図

II. 業務結果(5. 現地調査)

表 5.5-2 景観資源の選定

地域概況調査により把握した景観資源		景観資源調査地点の選定	
名称	概要	情報整備モデル 地区への距離 (約10Km以内)	景観資源
コックリ沼	湖沼	○	×
目国内岳	火山	○	○
雷電山	火山	○	○
雷電火山群	火山群	○	○
茅沼段丘	海成段丘	○	○
梨野舞納海岸	砂丘	○	○
岩内岳	火山	○	○
岩内～野束段丘	海成段丘	○	○
鳴神の滝	滝	○	○
ビンノ岬海岸	海食崖	○	× ^{※1}
車滝	滝	○	× ^{※1}
梯子滝	滝	○	× ^{※1}
朝日温泉 ^{※1}	噴泉	○	× ^{※2}
雲間の滝	滝	○	○
雷電岬ーセバチ鼻	海食崖	○	○
港町海岸	砂丘	○	○
歌棄～磯谷段丘	海成段丘	○	○
白樺山	火山	×	×
神仙沼	湖沼・湿原	×	×
長沼	湖沼	×	×
ニセコ新見温泉郷	噴泉	×	×
シャクナゲ岳	火山	×	×
ニセコ火山群	火山群	×	×
弁慶の刀掛岩	地域の良好な景観資源	○	○
弁慶の薪積岩	地域の良好な景観資源	○	○
傘岩	地域の良好な景観資源	○	× ^{※1}
尻別川	地域の良好な景観資源	○	
カブト岩	地域の良好な景観資源	○	

※1：地形、トンネル等により、一般的なアプローチが難しいため、調査地点の選定から除外した。

※2：朝日温泉は、平成22年7月より休業中のため、調査地点の選定から除外した。

II. 業務結果 (5. 現地調査)

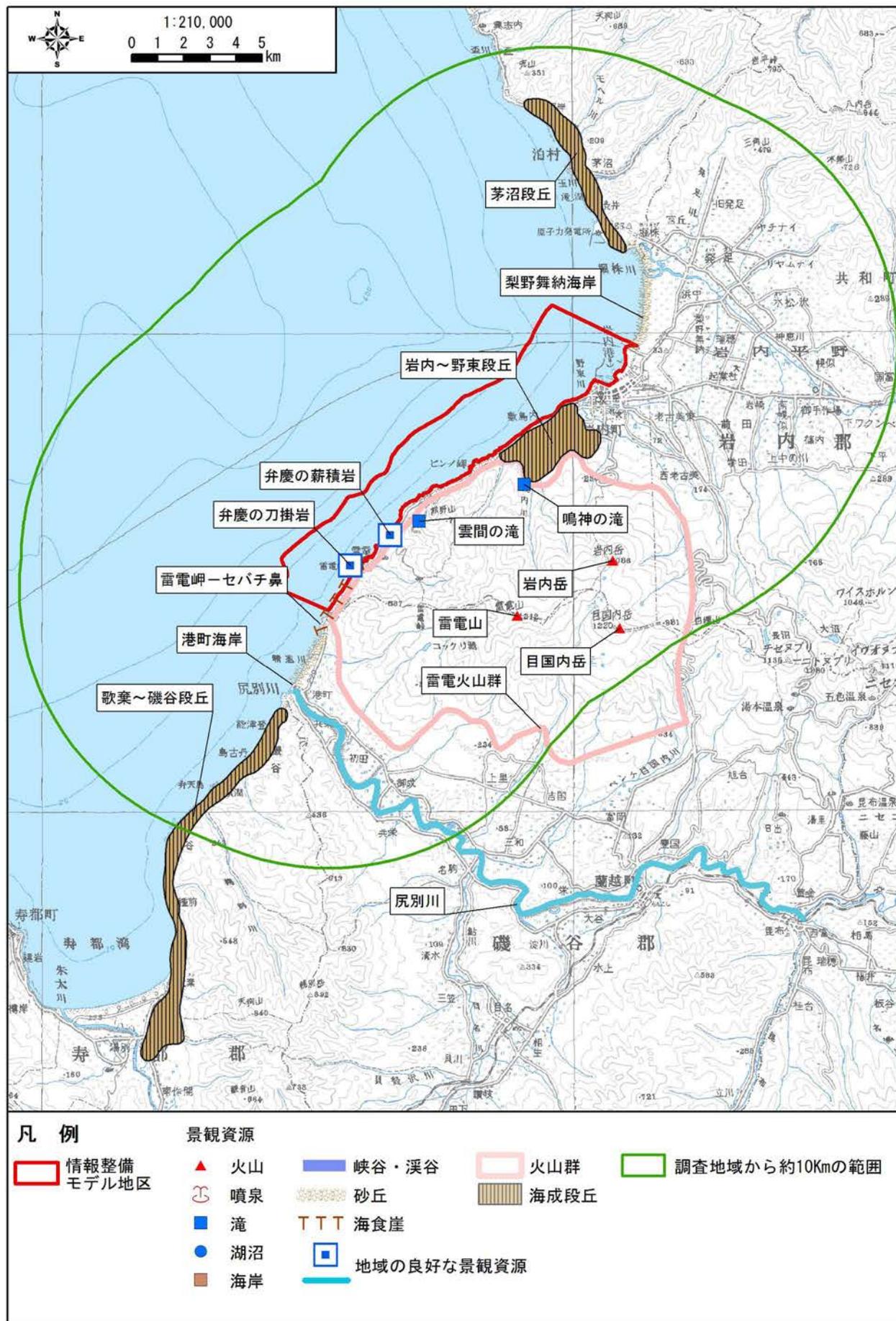


図 5.5-2 景観資源 調査地点位置図

II. 業務結果(5. 現地調査)

5.5.4 調査実施状況

現地調査は、夏季に1回実施した。なお、調査実施日は極力見通しの良い晴天時に実施した。
表 5.5-3に調査時期及び調査実施日を示す。

表 5.5-3 調査時期及び調査実施日

季節	調査実施日	備考
夏季	平成26年8月28日	海域利用の多い時期

5.5.5 調査結果

(1) 主要な眺望点及び主要な眺望景観の状況

現地踏査の結果は表 5.5-1に示したとおりであり、現地にて視認の可能性がある調査地点を基に主要な眺望点として、6地点を選定し、主要な眺望景観の写真撮影を実施し、利用特性、眺望特性について整理した。

主要な眺望点の状況については、主要な眺望景観の状況と合わせて表 5.5-4に示すとおりである。

II. 業務結果 (5. 現地調査)

(a) 雷電温泉郷(三浦屋旅館)

表 5.5-4(1) 主要な眺望点の状況と主要な眺望点からの景観

眺望点名		雷電温泉郷(三浦屋旅館)
位置		緯度：42° 55′ 48.95″、経度：140° 24′ 37.75″ 標高：62m
利用特性	利用形態	温泉、宿泊施設
	利用者属性	観光客
	利用者数等	不明
眺望特性	眺望対象	雷電海岸
	眺望範囲	小高い場所に位置し、海岸が眺望できる。
	景観構成	近景：樹林、崖、笹草地、旅館
		中景：樹林、崖、海
遠景：海、山地		
情報整備モデル地区の視認性	情報整備モデル地区は、調査地域は、高台にあり海岸が眺望できるため、視認できる。	
主要な眺望点の写真		主要な眺望点位置・景観写真撮影方向
		
		
調査実施日	落葉期：平成 26 年 8 月 28 日	
撮影諸元	カメラ：NIKON D80 焦点距離：31mm、F 値：F/19、露出時間：1/1500 秒 撮影日時：平成26年8月28日11:08、天候：晴れ	
		

II. 業務結果 (5. 現地調査)

(b) 有島武郎文学碑

表 5.5-4(2) 主要な眺望点の状況と主要な眺望点からの景観

眺望点名		有島武郎文学碑
位置		緯度：42° 55' 34. 98"、経度：140° 24' 12. 44" 標高：3 m
利用特性	利用形態	岩内町敷島カスペノ岬の近くにある石碑。駐車スペースがあり弁慶の刀掛岩を見ることができる。
	利用者属性	観光客
	利用者数等	不明
眺望特性	眺望対象	雷電海岸、雷電の刀掛岩
	眺望範囲	海岸を眺望できる。
	景観構成	近景：海、海岸段丘
		中景：海、崖
遠景：岩、海、山地、崖		
情報整備モデル地区の視認性	情報整備モデル地区は、調査地域の海岸に面した場所に位置し、視認できる。	
主要な眺望点の写真		主要な眺望点位置・景観写真撮影方向
		
		
調査実施日	平成 26 年 8 月 28 日	
撮影諸元	カメラ：NIKON D80 焦点距離：31mm、F 値：F/19、露出時間：1/1500 秒 撮影日時：平成26年8月28日11:16、天候：晴れ	
		

II. 業務結果 (5. 現地調査)

(c) いわないパークゴルフ場

表 5.5-4(3) 主要な眺望点の状況と主要な眺望点からの景観

眺望点名		いわないパークゴルフ場
位置		緯度：42° 55' 34. 98"、経度：140° 24' 12. 44" 標高：3m
利用特性	利用形態	パークゴルフ場
	利用者属性	地元岩内町民、周辺住民
	利用者数等	不明
眺望特性	眺望対象	岩内岳、岩内湾、積丹半島
	眺望範囲	高原にあり、周囲を遠くまで眺望できる。
	景観構成	近景：パークゴルフ場
		中景：樹木、住宅
遠景：海岸、山地、市街地		
情報整備モデル地区の視認性	情報整備モデル地区は、西方向に位置し岩内湾を眺望できることから視認できる。	
主要な眺望点の写真		主要な眺望点位置・景観写真撮影方向
		
		
調査実施日	平成 26 年 8 月 28 日	
撮影諸元	カメラ：NIKON D80 焦点距離：31mm、F 値：F/16、露出時間：1/1000 秒 撮影日時：平成26年8月28日13:32、天候：晴れ	
		

II. 業務結果(5. 現地調査)

(d) いわない温泉郷

表 5.5-4(4) 主要な眺望点の状況と主要な眺望点からの景観

眺望点名		いわない温泉郷
位置		緯度：42° 56′ 57. 60″、経度：140° 31′ 01. 69″ 標高：169m
利用特性	利用形態	温泉、宿泊施設
	利用者属性	観光客、近隣のスキー場
	利用者数等	不明
眺望特性	眺望対象	高原、岩内湾、積丹半島
	眺望範囲	周囲を樹木に囲まれているが、遠くに岩内湾が眺望できる。
	景観構成	近景：草地、岩内高原ホテル
		中景：樹木、畑
遠景：海岸、市街地、山地		
情報整備モデル地区の視認性	情報整備モデル地区は、西方向に位置し、岩内湾を眺望できることから視認できる。	
主要な眺望点の写真		主要な眺望点位置・景観写真撮影方向
		
		
調査実施日	平成 26 年 8 月 28 日	
撮影諸元	カメラ：NIKON D80 焦点距離：31mm、F 値：F/16、露出時間：1/1000 秒 撮影日時：平成26年8月28日13:37、天候：晴れ	
		

II. 業務結果 (5. 現地調査)

(e) 円山展望台

表 5.5-4(5) 主要な眺望点の状況と主要な眺望点からの景観

眺望点名	円山展望台	
位置	緯度：42° 56′ 57.95″、経度：140° 30′ 40.94″ 標高：227m	
利用特性	利用形態	展望台、広場、散策
	利用者属性	観光客、地元住民
	利用者数等	不明
眺望特性	眺望対象	岩内町市街地、海岸、積丹半島
	眺望範囲	円山展望台の頂上は視界が開け、海岸側を一望できる。
	景観構成	近景：樹林、笹地
		中景：樹林
遠景：市街地、海岸、畑		
情報整備モデル地区の視認性	情報整備モデル地区は、西方向に位置し、岩内湾を眺望できることから視認できる。	
主要な眺望点の写真		主要な眺望点位置・景観写真撮影方向
		
		
調査実施日	平成 26 年 8 月 28 日	
撮影諸元	カメラ：NIKON D80 焦点距離：31mm、F 値：F/19、露出時間：1/1500 秒 撮影日時：平成26年8月28日13:46、天候：晴れ	
		

II. 業務結果 (5. 現地調査)

(f) 岩内港

表 5.5-4(6) 主要な眺望点の状況と主要な眺望点からの景観

眺望点名		岩内港
位置		緯度：42° 59′ 57.80″、経度：140° 31′ 14.95″ 標高：0m
利用特性	利用形態	港、釣り場
	利用者属性	地元の岩内町民、釣り客
	利用者数等	不明
眺望特性	眺望対象	岩内湾、積丹半島
	眺望範囲	岩内港の最北部からは岩内湾、積丹半島が眺望できる。
	景観構成	近景：港
		中景：海岸
遠景：市街地、山地		
情報整備モデル地区の視認性	情報整備モデル地区に面した海岸の北端に位置し、視認できる。	
主要な眺望点の写真		主要な眺望点位置・景観写真撮影方向
		
		
調査実施日	平成26年8月28日	
撮影諸元	カメラ：NIKON D80 焦点距離：28mm、F値：F/22、露出時間：1/2000秒 撮影日時：平成26年8月28日14:02、天候：晴れ	
		

II. 業務結果(5. 現地調査)

(2) 景観資源の状況

地域概況調査により抽出した景観資源について現地踏査を行い、写真撮影を行うとともに、資源特性、利用特性について整理し表 5.5-5に示す。

(a) 目国内岳

表 5.5-5(1) 景観資源の状況

景観資源名	目国内岳(火山)
資源特性	ニセコ連峰の西端に位置する岩内町と蘭越町の境にある火山。
利用特性	ニセコ積丹小樽海岸国定公園に含まれ、夏には登山客、冬にはスキー客が訪れる。
景観資源の写真(磯谷高原より撮影。)	
	

(b) 雷電山

表 5.5-5(2) 景観資源の状況

景観資源名	雷電山(火山)
資源特性	ニセコ連峰の西端に位置する岩内町と蘭越町の境にある火山。
利用特性	ニセコ積丹小樽海岸国定公園に含まれ、登山客が訪れる。
景観資源の写真(磯谷高原よりを撮影。)	
	

II. 業務結果(5. 現地調査)

(c) 雷電火山群

表 5.5-5(2) 景観資源の状況

景観資源名	雷電火山群(火山群)
資源特性	ニセコ連峰に含まれる火山群。
利用特性	雷電山、岩内岳、目国岳などの山々の景観と、温泉も湧出されている。
景観資源の写真(磯谷高原より雷電山方向を撮影。)	
	

(d) 茅沼段丘

表 5.5-5(3) 景観資源の状況

景観資源名	茅沼段丘(海成段丘)
資源特性	泊村にある段丘。
利用特性	丘の上から海岸景観を楽しむ。
景観資源の写真(岩内港から泊村方面を撮影。)	
	

II. 業務結果(5. 現地調査)

(e) 梨野舞納海岸

表 5.5-5(4) 景観資源の状況

景観資源名	梨野舞納海岸(砂丘)
資源特性	共和町梨野舞納にある砂浜の海岸。
利用特性	釣り客が訪れる。
景観資源の写真(岩内港から撮影。)	
	

(f) 岩内岳

表 5.5-5(5) 景観資源の状況

景観資源名	岩内岳(火山)
資源特性	雷電火山群に属し、ニセコ連山の一番日本海側の山。標高1086m。
利用特性	山頂からは日本海も展望でき、登山客が訪れる。周辺にはニセコいわないスキー場がある。
景観資源の写真(岩内市街地より撮影。)	
	

II. 業務結果(5. 現地調査)

(g) 岩内～野束段丘

表 5.5-5(6) 景観資源の状況

景観資源名	岩内～野束段丘(海成段丘)
資源特性	岩内町と蘭越町にまたがるニセコ連峰の西端に位置する火山。
利用特性	岩内平野と野束川でできた段丘。
景観資源の写真 (一般国道229号岩内市街地側より撮影。)	
	

(h) 鳴神の滝

表 5.5-5(7) 景観資源の状況

景観資源名	鳴神の滝(滝)
資源特性	秋には紅葉もみられる。
利用特性	岩内敷島内にある滝。岩内市街地から車で約10分程の場所に位置する神秘的な滝。
景観資源の写真	
	

II. 業務結果 (5. 現地調査)

(i) 雲間の滝

表 5.5-5(8) 景観資源の状況

景観資源名	雲間の滝(滝)
資源特性	季節により水量に変化があり、夏場は水枯れするが、冬には水瀑をみることができる。
利用特性	雷電トンネルの近くに休憩パーキングがあり、見ることが出来る。
景観資源の写真(雷電トンネル付近より撮影。)	
	

(j) 雷電岬－セバチ鼻

表 5.5-5(9) 景観資源の状況

景観資源名	雷電岬-セバチ鼻(海食崖)
資源特性	磯谷トンネルから刀掛トンネルの付近に広がる海食崖。
利用特性	刀掛トンネルが通っていて、車では観ることが出来ないが、義経伝説のひとつ不落の洞窟や刀掛岩がある。現在渡し船等を行われていないが、刀掛岩は岩内側に駐車帯があり観ることができる。
景観資源の写真(ニセコバス雷電温泉郷付近より刀掛岩を撮影。)	
	

II. 業務結果 (5. 現地調査)

(k) 港町海岸

表 5.5-5(10) 景観資源の状況

景観資源名	港町海岸(砂丘)
資源特性	砂丘の海岸。
利用特性	尻別川河口の周辺の港町の海岸。周辺には道の駅シェルプラザ・港がある。
景観資源の写真(道の駅シェルプラザ・港から海岸に降り、海岸を撮影。)	
	

(l) 歌棄～磯谷段丘

表 5.5-5(11) 景観資源の状況

景観資源名	歌棄～磯谷段丘(海成段丘)
資源特性	歌棄から能津登まで広がる海成段丘。
利用特性	海岸沿いではキャンプを楽しむことができ、標高150mのところには、町営牧場の跡地の磯谷高原が広がっている。
景観資源の写真(歌棄から北方向を撮影。)	
	

II. 業務結果(5. 現地調査)

(m) 弁慶の刀掛岩

表 5.5-5(12) 景観資源の状況

景観資源名	弁慶の刀掛岩(地域の良好な景観資源)
資源特性	奇岩。
利用特性	様々な伝説が伝えられている岩内町のシンボリックな岩であり、夕日が美しいことも有名。
景観資源の写真(刀掛トンネル付近駐車帯より撮影。)	
	

(n) 弁慶の薪積岩

表 5.5-5(13) 景観資源の状況

景観資源名	弁慶の薪積岩(地域の良好な景観資源)
資源特性	奇岩。
利用特性	弁慶が暖をとるため薪を切り、その積んだ薪が化石となったと伝えられている岩。
景観資源の写真(弁慶トンネル付近より撮影。)	
	

Ⅱ. 業務結果(5. 現地調査)

(o) 尻別川

表 5.5-5(15) 景観資源の状況

景観資源名	尻別川(地域の良い景観資源)
資源特性	フレ岳を源とし、羊蹄山麓を流れ港町から日本海に注ぐ一級河川。
利用特性	町の中央を貫流し、町の良い景観資源となっている。
景観資源の写真(磯谷高原より撮影。)	
	

Ⅲ. 陸上風力発電事業等を実施する場合の留意事項

1. 情報整備モデル地区内の海面利用と環境保全

地域概況調査及び現地調査の結果、情報整備モデル地区内には、沿岸域に広くコンブ場やガラモ場が広がっている。これよりも陸から離れ水深がある場所では、磯焼けの状態を呈しているが、藻場にはキタムラサキウニやマナマコ、エゾアワビなどが比較的普通にみられる。また、沿岸岩礁帯は尻別川へのサケの移動経路ともなっている。

ただし、情報整備モデル地区及びその周辺海域における藻類の一次生産量は、道東や道北と比較してそれほど大きくないと有識者からの指摘があり、藻場の役割として大きいのは、プランクトンや幼稚仔魚の保護育成場としての役割であると考えられる。

情報整備モデル地区及びその周辺海域では、このような海域特性を利用して、沿岸部では主にサケマス類とホッケを対象とした定置網が盛んであり、岩内郡漁業協同組合だけでも57統が存在する。また、漁船漁業や採貝も行われており、主に刺網や曳網によって多種の水産有用魚介類が水揚げされている。

このことを踏まえると、情報整備モデル地区内で洋上風力発電事業を実施する場合には、以下の点に留意し、関係自治体及び関係団体と調整を図る必要がある。

- ・ 岩内海岸から尻別川へ向かうサケマス類等回遊性魚類の移動回遊経路、生態
- ・ 各漁業の操業状況(特に定置網)や主漁場
- ・ 水域生物の保護育成機能の保持の視点での保全すべき藻場等

Ⅲ. 風力発電事業等を実施する留意事項

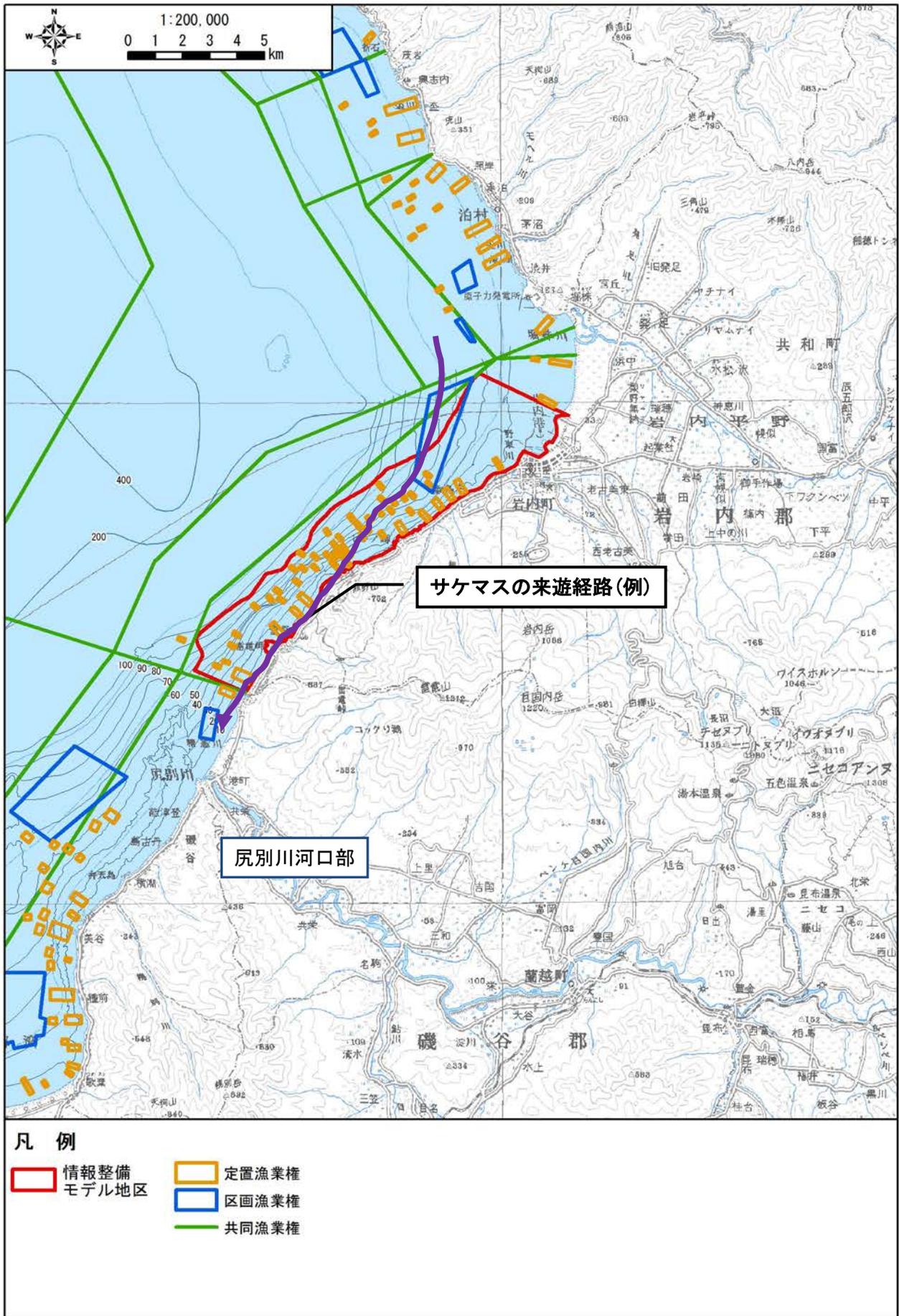


図 1-1 海面漁業権指定状況と回遊魚の移動経路(例)

Ⅲ. 風力発電事業等を実施する留意事項

秘匿情報につき、掲載しておりません。

図 1-2 藻場分布図

2. 情報整備モデル地区内の海ワシ類の確認状況

現地調査の結果、情報整備モデル地区周辺では希少猛禽類として、バードストライクが課題となっている海ワシ類の◆◆◆◆が沿岸で確認されている。本種は、一部、北海道内でも繁殖するが、その多くは冬鳥として道南エリアに飛来することが知られている。

本モデル地区においても、図2-1 ◆◆◆◆及び◆◆◆◆の確認状況図に示すとおり、海ワシ類はカスペ岬や二つ岩、鳴神トンネルで個体が確認されており、これらの環境を餌場などとして利用していることが考えられる。

一般的に◆◆◆◆等は、海岸沿いで探餌することが知られており、これら個体のバードストライク事例が報告されており、沿岸部での◆◆◆◆の出現確認は今後、風力発電事業をすすめる上で留意すべき事項である。

Ⅲ. 風力発電事業等を実施する留意事項

秘匿情報につき、掲載しておりません。

図2-1 ◆◆◆◆及び◆◆◆◆の確認状況

IV. 今後の調査課題

IV. 今後の調査課題

1. 今後の調査課題

地域文献調査、現地踏査、地域ヒアリング調査及び現地調査結果を踏まえ、今後の調査課題について整理した。

本業務において実施した調査は、風車の配置計画を含む事業計画がない中での調査のため、今後は、具体的な事業計画に基づき、調査実施項目の検討を行っていく必要がある。

1.1 現状での調査課題

本調査では、鳥類相(海生、陸生)、藻場の分布、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場の候補地については、概ね把握できたものと考えられる。

情報整備モデル地区の設定範囲は、広範囲にわたるため、具体的な事業計画に基づき環境影響評価を進めるにあたっては十分な調査項目の精査が必要になる。

IV. 今後の調査課題

1.2 各調査における留意事項

各項目の調査を実施する際の留意事項等を整理した。これらについて、実際の事業計画(事業範囲)に合わせて調査項目の設定を行うことが重要である。特に動植物の重要な生息・生育の場としてのコンブ・アラモ場の分布に留意する必要がある。

(1) 鳥類

現地調査により海生及び陸生鳥類相は概ね確認できたものと考えられるが、繁殖の有無や営巣地の情報が十分把握されていないことから、事業計画に合わせて繁殖に関わる情報取得のための調査を実施する必要がある。

(2) 海棲哺乳類

現地調査ではトド、ゴマフアザラシが確認されているが、調査手法や調査の継続については再検討する必要がある。

(3) 魚等の遊泳生物、卵・稚仔

現地調査では、陸産魚類の記録が大半を占め、海産魚類の情報が少なかった。

現地調査にあたっては、漁業者への聞き取りもしくは漁協市場調査等を行い、海産魚類相の把握を行った上で、調査実施の必要性について検討する。なお、聞き取り調査については、月1回程度が望ましい。

また、卵・稚仔調査については、必要に応じて代表箇所でのネット採集による調査を行うことが望ましい。調査回数等は、最低四季調査が望ましく、可能であれば毎月調査とする。

(4) 潮間帯動物・植物

現地調査では、十分な把握が行えなかったため、今後は特に付着生物を対象に代表箇所でのベルトトランセクト調査による目視観察及び坪刈り採集を行うことが望ましい。なお、ベルトトランセクト調査については、藻場におけるライントランセクト調査(後述)との同時実施も併せて検討する。調査回数等は、四季調査(4回)が望ましい。

(5) 動物プランクトン・植物プランクトン

文献調査では、十分な把握が行えなかったため、代表箇所での水質調査(鉛直水温、全リン、全窒素、pH等)と合わせた採集による調査を行うことが望ましい。調査回数等は、最低四季調査(4回)が望ましく、可能であれば毎月調査がよい。

(6) 干潟・藻場・サンゴ礁に生息する動物・植物、海草藻類

現地調査によって、藻場に出現する代表的な種は把握されたが、詳細な藻場における葉上動物や付着動物、底生動物、詳細な藻類相を把握するために、代表箇所での坪刈り採集を行うことを検討する。中～大型底生動物や遊泳動物等の生息状況、水深別の藻場や磯焼けの状況の把握には、ライントランセクトにより定量的な調査を行うことが望ましい。また、海草藻類については、藻場等の植物と併せて確認を行う。なお、調査回数等は、四季調査(4回)が望ましい。

IV. 今後の調査課題

(7) 生態系

今回の調査と今後の調査結果を基に情報量が増えた段階で調査地区を特徴づける生態系を整理する必要がある。

(8) 景観

今回の調査で概ね眺望点の候補地は整理された。今後は、事業の見通しを踏まえ、候補地を絞った調査を検討する。

(9) 人と自然との触れ合いの活動

今回の調査で概ね眺望点の候補地は整理された。今後は、事業の見通しを踏まえ、候補地を絞った調査を検討する。